

消防災第100号

平成6年4月21日

各都道府県知事 殿

消 防 庁 長 官

火災報告取扱要領の全部改正について（通知）

火災報告取扱要領（昭和43年11月11日付け消防総第393号、以下「要領」という。）については、統計処理の電算化、報告事項の多様化等に対応するため、数次の改正を行ってきた。しかし、近年社会生活の多様化、都市構造、建築構造等の変化、危険物の増大等により災害事象がますます多様化し、ホテル、旅館、地下街等不特定多数の者が出入りする建物等の火災やガス爆発等依然として大きな被害を伴う火災が後を絶たない状況である。また、将来の効果的な予防行政を推進するうえで、火災報告による情報・統計の蓄積とその的確な処理分析により得られるデータが重要となっている。このことから、多様化する災害事象を的確に把握するため、火災報告取扱要領の全部を別紙のとおり改正し、平成7年1月1日から実施することとしたので通知する。

今回の主な改正点は下記のとおりであるので、貴職におかれては、これらの改正趣旨を踏まえ、今後の要領の取扱いに万全を期せられるとともに、貴管下市町村に周知徹底を図られたい。

記

〔1〕第1 総則について

- 1 火災の定義に爆発現象を加えたこと。
- 2 車両火災を自動車車両と鉄道車両に区分することとしたこと。
- 3 火災月報について、火災四半期報に改めたこと。

〔2〕第2 火災報告について（第1号様式その1、2）

- 1 爆発について報告を加えたこと。
- 2 救助開始時刻を加えたこと。
- 3 放水開始時刻、火勢鎮圧時刻、鎮火時刻に月を加えたこと。
- 4 初期消火器具の火災鎮圧に効果のあったものについて加えたこと。
- 5 市街地等の区分について加えたこと。
- 6 少量危険物等の施設の状況について加えたこと。
- 7 日本標準産業分類の改訂（平成5年10月）に伴い、業態別分類表を改めたこと。
- 8 出火原因分類表の発火源、経過、着火物について、分類項目を加えたこと。
- 9 建物の工事期間中に発生した火災の状況について加えたこと。
- 10 防火管理の状況について加えたこと。
- 11 適マーク表示対象の状況について加えたこと。
- 12 防災物品の使用状況について加えたこと。
- 13 消防用設備等の設置状況について加えたこと。
- 14 住宅防火対策について加えたこと。
- 15 建物の焼損程度に「ぼや」を加えたこと。
- 16 建物焼損面積について、建物焼損床面積、建物焼損表面積に区分したこと。
- 17 防火区画等を貫通して延焼した状況について加えたこと。
- 18 世帯の区分について、国勢調査の例に準じて改めたこと。
- 19 負傷者のうち火災により負傷した後48時間を経過し30日以内の死亡者について加えたこと。
- 20 死者及び負傷者の区分に応急消火義務者、消防協力者を加えたこと。

21 火災損害に爆発損害を加えたこと。

22 負傷者の状況について、負傷程度、避難方法等を加えたこと。

〔3〕第3 死者の調査表について（第1号様式その3）

火災による死者の調査記入（記載）要領（昭和53年消防予第244号）に基づく調査を加えたこと。

〔4〕第5 火災四半期報（第3号様式）

火災四半期報として、「毎四半期」、「上半期」、「1年間」で公表すること。

〔5〕実施時期

平成7年1月1日から実施する。

# 火災報告取扱要領

## 第1 総則

### 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち火災に関する統計及び情報の形式及び方法を定めるものとする。なお、火災即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

### 2 火災の定義

「火災」とは、人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。

### 3 調査対象

調査対象は、日本の領土内において発生したすべての火災とする。ただし、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく調査権の行使できない地域、施設等の火災は、火災件数その他判明している事項についてのみ報告書に記入し、不明の事項についてはその旨を記載する。

### 4 報告義務

- (1) 報告は、当該火災の発生した地域の属する市町村が都道府県を通じて行う。
- (2) (1)にかかわらず、2以上の市町村を移動した車両火災、船舶火災及び航空機火災の報告は、これらの火災を主として防ぎよした市町村又はこれらの火災があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行う。

### 5 火災件数

- (1) 日本の領土内において発生した火災は、その程度のいかんにかかわらず、すべて火災件数として取り扱う。
- (2) 「1件の火災」とは、1つの出火点から拡大したもので、出火に始まり鎮火するまでをいう。
- (3) 飛火による火災が現場から消防隊が引き揚げた後に発生したときは、当該火災は別件火災とする。

### 6 火災の種別

火災は、次の種別に区分する。この場合において、火災の種別が2以上複合するときは、焼き損害額の大なるものの種別による。ただし、その態様により焼き損害額の大なるものの種別によることが社会通念上適当でないときはこの限りでない。

#### (1) 建物火災

ア 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。

イ 「建物」とは、土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。

ウ 「収容物」とは、原則として柱、壁等の区画の中心線で囲まれた部分に収容されている物をいう。

#### (2) 林野火災

ア 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。

イ 「森林」とは、木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にあ



る立木竹と、これらの土地以外で木竹の集団的な生育に供される土地をい  
い、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される  
土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

ウ 「原野」とは、雑草、灌木類が自然に生育している土地で人が利用しな  
いものをいう。

エ 「牧野」とは、主として家畜の放牧又は家畜の飼料若しくは敷料の採取  
の目的に供される土地（耕地の目的に供される土地を除く。）をいう。

### (3) 車両火災

「車両火災」とは、次に区分する自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又  
はこれらの積載物が焼損した火災をいう。

ア 「自動車車両」とは、イの鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行  
することができる車両をいう。

イ 「鉄道車両」とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）における旅客、  
貨物の運送を行うための車両又はこれに類する車両をいう。

### (4) 船舶火災

ア 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「船舶」とは、独行機能を有する帆船、汽船及び端舟並びに独行機能を  
有しない住居船、倉庫船、はしけ等をいう。

### (5) 航空機火災

ア 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。

イ 「航空機」とは、人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回  
転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器をいう。

### (6) その他の火災

「その他の火災」とは、(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災（空地、  
田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火  
災）をいう。

## 7 爆 発

(1) 「爆発」は、人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。

(2) 「爆発現象」は、化学的変化による爆発の1つの形態であり、急速に進行す  
る化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を  
伴う現象をいう。

## 8 報告の種類及び提出期限

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおりとする。

報 告 の 種 類	市町村の 提出期限	都道府県の 提出期限	様 式	都道府県の 提出部数
火災報告 (01~06 表)	都道府県の定 める日	1年分を取りま とめ翌年2月末日	第1号様式 (その1、 その2)	1部
死者の調 査表 (07表)	都道府県の定 める日	四半期分を取りま とめ5月・8月・11 月・2月の19日	第1号様式 (その3)	1部
火災詳報	都道府県の指 示する日	消防庁長官の指示 する日	第2号様式	2部
火 災	都道府県の定	四半期分を取りま	第3号様式	1部

四半期報	める日	とめ5月・8月・11 月・2月の19日、 訂正分は15日	
------	-----	------------------------------------	--

- (2) 火災報告については、火災報告電子計算処理取扱要領に定める「チェック済マスターテープ」を併せて提出するものとする。
- (3) 火災詳報については、消防庁長官が別途調査項目を指示する場合には、当該項目についても報告するものとする。
- (4) 火災四半期報は、提出期限内に原則としてファクシミリにより報告するものとし、文書による報告は必要がないものとする。

## 第2 火災報告

火災報告（第1号様式その1～3）は、1火災ごとに別葉とし、列番号別の記載要領は次に定めるところによる。

1 (ア)～(カ)までについては、次のとおり文章で具体的に記入する。

(ア) 報告都道府県市町村

報告を作成する市町村が記入する。この場合都道府県名も必ず記入する。

(イ) 出火場所

建物火災、林野火災及びその他の火災については、その火災の発生した場所、船舶火災、車両火災及び航空機火災については、その火災を主として防ぎよした場所の属する市区町村名（詳細に町・丁目・字・番地まで）をそれぞれ記入する。

(ウ)(エ) 火元の業態及び事業所名

火元が事業所である場合のほか、火元が事業の用に供する車両、船舶、航空機その他の物件である場合も含めて、次により記入する。

(1) 火元の業態

火元の業態は、別表第2により分類し、業務例示を記入する。

なお、業務例示に掲げる以外の業態については、適宜に業務例示を付して記入する。

〔例示〕 和生菓子製造業 そば屋 薬局

(2) 火元の事業所名

事業所に付された名称を記入する。

〔例示〕 ○○株式会社 ○○支社 ○○百貨店 ○○中学校  
○○映画館 ○○病院 ○○寺

(カ) 火元の用途

火元が建物、林野、車両、船舶、航空機及びその他の火災である場合に、次により記入する。

(1) 「建物」については、別表第1により用途名目を記入する。ただし、建物の用途が、複合するものについては、それぞれの用途名目の頭一文字を記入する。

なお、別表第1にいう「建築物」とは、第1の6の(1)に定める建物と同意義である。

〔例示〕 住宅、店舗、作業場、住・店・作

(2) 「林野」については、次の例示に準じて記入すること。

〔例示〕 普通林(○○) 制限林(○○) (制限林とは、法令等によって施業制限を受けるもの) 原野 牧野

注 (〇〇)内には国有、都道府県有、市長村有、私有等と所有区分を記入する。

(3) 「車両」、「船舶」及び「航空機」については、その使用されている目的を記入する。

〔例示〕 乗用自動車 貨物自動車 貨物列車 旅客列車  
旅客船 貨物船 タンカー 漁船 遊覧船 住居船  
旅客機 貨物専用機 遊覧機 自衛隊機

(4) 「その他」については、次の例示に準じて記入すること。

〔例示〕 ネオン塔 日除け 門 塀 空地の枯れ草  
公園の芝生

(カ) 出火箇所

火災の発生した箇所を具体的に記入する。

〔例示〕 建物 ----- 台所、居室、天井、押入、壁内、床下等  
林 野 ----- 山林、原野等  
車両・ ----- 機関部、運転席、助手席、客席、車(機)体下  
航空機 ----- 部、トランク等  
船 船 ----- 機関部、運転席、客席、甲板、船内通路、船倉等  
その他 ----- 道路、河川敷、空地等

(キ) 火災番号(市町村用)

この火災番号は、市町村が火災1件ごとに付する欄である。火災番号は「各市町村における年ごとの火災の一連番号」を記入するもので、火災番号を付するに当たっては、原則として、火災発生順に番号を付するものである。

## 2 火災番号及び検査数字

(1) この火災番号は、都道府県が火災1件ごとに付する欄である。火災番号は「各都道府県における年ごとの火災の一連番号」を記入するもので、火災番号を付するに当たっては、火災発生順に番号を付するものである。なお、後日報告内容を照会するとき誤りのないようするため検査数字表に従って火災番号を必ず記入する。(検査数字表は別表第5)

(2) 検査数字は、第1桁から第5桁までの数字に、それぞれ6、5、4、3、2を乗じて算出した積の和を求め、その和を11で除し、商と剰余(以下「余り数字」という。)を求めて、11と余り数字との差の下1桁の数字を検査数字とする。ただし、積の和が11より小なるときは、検査数字は、11から積の和を控除した数字とする。

(算出例)

コード	0	0	0	0	1
	×	×	×	×	×
乗 数	6	5	4	3	2
	0	0	0	0	2
積の和	0+0+0+0+2=2				
11-2=9	検査数字9				

- (注) ① 余り数字が0のとき、検査数字は1。  
② 余り数字が1のとき、検査数字は0。  
③ 余り数字が10のとき、検査数字は1。

〔例示〕

1件目

火 災 番 号					検査数字
1	2	3	4	5	6
0	0	0	0	1	9

3

0 1 表

(1) 出火場所、都道府県、市区町村コード

建物火災、林野火災及びその他の火災については、その火災の発生した場所、船舶火災、車両火災及び航空機火災については、その火災を主として防ぎよした場所の属する市区町村名を自治省設定の都道府県・市区町村コードを用いて記入する。

(2) 火災種別

火災種別は次表により記入する。

火 災 種 別 区 分	火災種別番号
建 物 火 災	1
林 野 火 災	2
車 両 火 災	3
船 舶 火 災	4
航 空 機 火 災	5
そ の 他 の 火 災	6

(3) 爆 発

爆発現象により、建物等の損害が発生したが焼き損害がなかった場合「1」を記入する。

〔例示〕

プロパンガスが煮物のふきこぼれによりたち消えして室内に滞留し、何らかの原因により引火爆発したことで天井、窓ガラス等が破損したが、建物等の焼き損害はなかった。

(4)~(8) 出火時刻

消防機関が火災になったと認定した時刻をいう。

出火時刻が不明の場合、不明箇所すべてに「99」を記入すること。なお、この場合に、9時の「09」と混同しないように注意すること。

〔例示〕 平成5年1月15日24時8分

(4)		(5)		(6)		(7)		(8)	
出 火 時 刻									
年		月		日		時		刻	
2 0		2 2		2 4		2 6		2 8	
0	5	0	1	1	5	0	0	0	8

平成5年2月で日、時、分が不明

(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
出 火 時 刻				
年	月	日	時	刻
20	22	24	26	28
0 5	0 2	9 9	9 9	9 9

以下(29)～(32)鎮火時刻についても同様の扱いとする。

(9)～(12) 覚知時刻

消防機関が火災を覚知した時刻をいう。

(13)～(16) 救助開始時刻

火災現場で、救助活動を実施した場合の救助開始時刻をいう。

ただし、救助活動がない場合は空欄とする。

(注) 救助活動には、要救助者有無の確認活動を含むものである。

(17)～(24) 放水開始時刻

火災現場で常備消防隊、消防団が筒先から放水を開始した時刻をいう。

ただし、放水がない場合は空欄とする。

(25)～(28) 火勢鎮圧時刻

火勢が消防隊の制ぎょ下に入り、拡大の危険がなくなると現場の最高指揮者が認定した時刻をいう。ただし、放水がない場合は空欄とする。

(29)～(32) 鎮火時刻

現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと認定した時刻をいう。

(33) 覚知方法

消防機関が火災を覚知した方法をいい、次表により番号を記入する。

覚知方法区分	覚知方法番号
火 災 報 知 機	1
火災報知専用電話	2
加 入 電 話	3
警 察 電 話	4
望 楼	5
駆 け 付 け 通 報	6
事 後 聞 知	7
そ の 他	9

(34) 初期消火器具

主として使用した器具を次表により番号を記入する。また、火災鎮圧に主として効果があった器具の場合、次表の番号に「50」を加えた番号を記入する。ただし、初期消火なしの場合は空欄とする。

初 期 消 火 器 具 区 分	初期消火器具番号
水 バ ケ ツ	1 1
水 槽	1 2
乾 燥 砂	1 3
膨張ひる石又は膨張真珠岩	1 4

水	消	火	器	2 1													
酸	ア	ル	リ	消	火	器	2 2										
強	化	液	消	火	器	2 3											
泡	消	火	器	2 4													
二	酸	化	炭	素	消	火	器	2 5									
粉	末	消	火	器	2 6												
ハ	ロ	ゲ	ン	化	物	消	火	器	2 7								
屋	内	消	火	栓	設	備	3 1										
ス	プ	リ	ン	ク	ラ	-	設	備	3 2								
水	噴	霧	消	火	設	備	3 3										
泡	消	火	設	備	3 4												
二	酸	化	炭	素	消	火	設	備	3 5								
ハ	ロ	ゲ	ン	化	物	消	火	設	備	3 6							
粉	末	消	火	設	備	3 7											
屋	外	消	火	栓	設	備	3 8										
動	力	消	防	ポ	ン	プ	設	備	3 9								
水	道	、	浴	槽	、	汲	み	置	き	等	の	水	を	か	け	た	4 1
寝	具	、	衣	類	等	を	か	け	た	4 2							
も	み	消	し	た	4 3												
そ	の	他	4 4														

〔例示〕粉末消火器を使用し、初期消火に成功した場合「76」を記入する。

(35)(36) 放水したポンプ台数

実際に放水して消火活動に従事したポンプ（中継ポンプを含む。）の台数をいい、常備消防隊、消防団についてそれぞれ記入する。ただし、放水がない場合は空欄とする。

(37)(38) 主として使用した水利

主として使用した水利を次表の番号により常備消防隊、消防団についてそれぞれ記入する。ただし、使用しなかった場合は空欄とする。

主として使用した水利区分	主として使用した水利番号				
消	火	栓	1 1		
私	設	消	火	栓	1 2
防	火	水	槽	1 3	
プ	-	ル	1 4		
河	川	・	溝	等	1 5
濠	・	池	等	1 6	
海	・	湖	1 7		
井		戸	1 8		
下	水	道	1 9		
積	載	水	2 0		
そ	の	他	9 1		

(39)(40) 出勤延べ人員

消防活動に従事した消防吏員、消防団員の延べ人員をそれぞれ記入する。

(41)(42) 最寄消防機関からの距離

出火場所から最も近い常備消防機関（署、出張所等）までの距離を記入する。ただし、出火場所が非常備の市町村の区域内の場合は、記入を要しないものとする。（距離は100mを単位とし、100m未満の端数がある時は、これを四捨五入する。）常備、非常備市町村は次表により記入する。

常備・非常備 市町村区分	常備・非常備市 町村区分番号
常備市町村	1
非常備市町村	2

(43) 用途地域

用途地域は、出火した場所を都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号により定められた地域を次表により記入する。

用途地域区分	用途地域番号
第1種低層住居専用地域	1
第2種低層住居専用地域	2
第1種中高層住居専用地域	3
第2種中高層住居専用地域	4
第1種住居地域	5
第2種住居地域	6
準住居地域	7
近隣商業地域	8
商業地域	9
準工業地域	10
工業地域	11
工業専用地域	12
指定のない地域	13

(注)

平成9年1月1日から適用する。

(注) 平成8年12月31日までの間、次表を適用する。

用途地域区分	用途地域番号
第1種住居専用地域	1
第2種住居専用地域	2
住居地域	3
近隣商業地域	4
商業地域	5
準工業地域	6
工業地域	7
工業専用地域	8
指定のない地域	9

(44) 防火地域

防火地域（区分）は、出火場所を都市計画法第8条第1項第5号により定められた地域を次表により記入する。

地域区分	地域番号
防火地域	1
準防火地域	2
その他の地域	3

(45) 特別防災区域（石油コンビナート等特別防災区域）

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に該当する区域内の火災については「1」を記入し、それ以外については「2」を記入する。

特別防災区域区分	特別防災区域番号
石油コンビナート等特別防災区域内	1
上記外	2

(46) 市街地等

消防力の基準（昭和36年消防庁告示第2号）第2条に定める市街地、密集地について記入する。

地域区分	区分番号
市街地	1
密集地	2
その他	3

(47) 少量危険物等

少量危険物貯蔵取扱施設、指定可燃物について、火元建物に市町村条例で貯蔵取扱の届出義務が課せられる規模の施設がある場合、次表により記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

施設区分	施設番号
少量危険物貯蔵取扱所	1
指定可燃物	2
その他	3

(48) 業態（火元の業態）

火元が事業所である場合のほか、火元が事業の用に供する車両、船舶、航空機その他の物件である場合に記入する。記入は、別表第2により分類し、細分類番号を記入する。

（注）必ず4桁（頭の0も記入）記入する。〔例示〕0111

(49) 用途（火元の用途）

火元が建物である場合に、別表第1により小分類番号を記入する。なお、別表第1にいう「建築物」とは、第1の6の(1)に定める建物と同意義である。

（注）必ず3桁（頭の0も記入）する。〔例示〕011

(50) 防火対象物等（車両）の区分

ア 消防法施行令（昭和36年政令第37条）別表第1に掲げる対象物を次の区



分番号により記入する。

防火対象物の指定区分	防火対象物の指定区分番号
(1) イ	1 1
(1) ロ	1 2
(2) イ	1 3
(2) ロ	1 4
(3) イ	1 5
(3) ロ	1 6
(4)	1 7
(5) イ	1 8
(5) ロ	1 9
(6) イ	2 1
(6) ロ	2 2
(6) ハ	2 3
(7)	2 4
(8)	2 5
(9) イ	2 6
(9) ロ	2 7
(10)	2 8
(11)	2 9
(12) イ	3 1
(12) ロ	3 2
(13) イ	3 3
(13) ロ	3 4
(14)	3 5
(15) 官 公 署	3 6
(15) 事 務 所	3 7
(15) そ の 他	3 8
(16) イ	3 9
(16) ロ	4 1
(16の2) 指定地下街	4 2
(16の2) その他の地下街	4 3
(16の3)	4 4
(17)	4 5
(18)	4 6
(19)	4 7
(20)	4 8

(注) (7) 15項の防火対象物が官公署、事務所等に分かれている場合は、その主たる部分の番号を記入する。

(4) 16項の2の「指定地下街」とは、消防長若しくは消防署長又は市町村長が消防法第8条の2の規定により指定したものをいう。

イ 車両火災の区分

車両火災の場合、自動車車両、鉄道車両に区分して次表により記入する。

車両の区分	区分番号
自動車車両	6 1
鉄道車両	6 2

〔例示〕

鉄道車両：普通鉄道、地下鉄、モノレール、案内軌条式鉄道、ケーブルカー、ロープウェー、トロリーバス

(51) 出火箇所

出火箇所は火災の発生した箇所（推定できる場合も含む。）を別表第7により分類番号を記入する。

(52)(53)(54) 出火原因

出火原因は次のとおり区分し、それぞれについて別表第3により分類番号を記入する。

別表第3 1表 発火源

別表第3 2表 経過

別表第3 3表 着火物

〔例示〕 都市ガスこんろで煮物をしていたが、乗客のためその場を離れていた間に、掛けてあった「ふきん」が落ちてこんろの火に触れて着火し、さらに付近のカーテンに燃え広がった。

(52)				(53)		(54)		
出 火 原 因								
発 火 源				経 過		着 火 物		
5 4				5 8		6 0		
2	1	0	1	4	2	2	5	4

なお、出火原因が「不明（調査中を含む。）」の場合は「9」を1桁記入する。

(52)				(53)		(54)		
出 火 原 因								
発 火 源				経 過		着 火 物		
5 4				5 8		6 0		
9				9		9		

(55) 天気

天気は次表により記入し、気象庁風力階級表等（昭和28年運輸省告示第58号）気象庁天気種類表を参考にする。

天気区分	区分番号
快 晴	1 1
晴	1 2
曇	1 3
煙 霧	1 4

砂じんあらし	1 5
地ふぶき	1 6
霧	1 7
霧 雨	1 8
雨	1 9
みぞれ	2 1
雪	2 2
あられ	2 3
ひょう	2 4
雷 雨	2 5
不 明	9 9

(参考)

快 晴	雲量が1以下の状態 雲量は雲がないときを0、全天が雲におおわれたときを10として雲が空を占める割合で表す。
晴	雲量が2以上8以下の状態
雲	雲量が9以上の状態
煙 雲	煙雲、ちり煙雲、黄砂、煙若しくは降灰があつて、そのため視程が1キロメートル未満になっている状態又は視程が1キロメートル以上であつて全天がおおわれている状態
砂じんあらし	砂じんあらしがあつて、そのため視程が1キロメートル未満になっている状態
地ふぶき	高い地ふぶきがあつて、そのため視程が1キロメートル未満になっている状態
霧	霧又は氷霧があつて、そのため視程が1キロメートル未満になっている状態
霧 雨	霧雨が降っている状態
雨	雨が降っている状態
みぞれ	みぞれが降っている状態
雪	雪、霧雪又は細氷が降っている状態
あられ	雪あられ、氷あられ又は凍雨が降っている状態
ひょう	ひょうが降っている状態
雷 雨	雷光や雷鳴を伴う風雨

(56) 風向

風向は、次表により記入する。

風 向 区 分	風向番号
無 風 状 態	1 1
北	1 2
北 東	1 3
北 東	1 4
東 北 東	1 5
東	1 6

東	南	東	1 7
南		東	1 8
南	南	東	1 9
	南		2 1
南	南	西	2 2
南		西	2 3
西	南	西	2 4
	西		2 5
西	北	西	2 6
北		西	2 7
北	北	西	2 8
風	向	不	9 9

(57) 風速

風速は、10分間の平均風速を「メートル毎秒」で記入する。風速が0メートルの場合、風向欄は11（無風）、風速欄は00と記入する。風速が不明の場合、風向欄は11（無風）以外を記入し、風速欄は99と記入する。（メートル未満に端数があるときは、これを四捨五入する。）

(58)(59) 気温

気温は、零度以上、零度以下の該当する欄に記入する。「0℃」の場合には、どちらかの欄に0と記入する。不明の場合には、零度以下の欄に99と記入する。（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）

(60) 相対湿度

湿度は、相対湿度を記入する。また、不明の場合には999を記入する。（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）

(61) 積雪

火災現場付近の道路上の積雪の深さによる。（センチメートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）ただし、不明の場合は999を記入する。

(62) 火災警報

火災警報発令中の火災であるか、それ以外か次表により記入する。

火災警報区分	警報番号
発 令 無	1
発 令 中	2

(63)～(92) 火元建物のり災前の状況

火元が建物の場合に記入し、建物以外の場合は空欄とする。

(63) 工事の状況

火元建物が新築工事、改修工事、補修工事等の工事期間中であるときに発生した火災（工事に起因した火災）の場合、次表により記入する。ただし、該当なしの場合は空欄とする。

（注） 工事に起因した火災とは、工事を行っていることにより当該火災が発生若しくは拡大し、又は避難等に支障をきたしたと考えられるもの。

工 事 場 所 の 区 分	区分番号
出火場所	1
出火場所を含む防火区画内	2
出火区画以外	3

(64) 構造

建物は、次のとおり区分し次表により記入する。

ア 木造建築物

柱及びはりが主として木造のものをいい、防火構造のものを除く。

イ 防火構造建築物

屋根、外壁及び軒裏が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第8号に定める構造のものをいう。

ウ 準耐火建築物（木造）

建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、柱及びはりが主として木造のものをいう。ただし、同号ロに定めるもののうち柱及びはりの一部が木造のものを除く。

エ 準耐火建築物（非木造）

建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、上記ウ以外のものをいう。

オ 耐火建築物

建築基準法第2条第9号の2に定めるものをいう。

カ その他の建築物

アからオまでに掲げる建築物以外のものをいう。

構 造 区 分	構造番号
木 造 建 築 物	1
防 火 構 造 建 築 物	2
準耐火建築物（木造）	3
準耐火建築物（非木造）	4
耐 火 建 築 物	5
そ の 他 の 建 築 物	6

(65)(66) 階数

ア 階数の算定は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第8号に定めるところによる。

イ 建物の階数は、地下階数と地上階数をそれぞれ記入する。

(67) 建築面積

建築面積の算定は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に定めるところによる。なお、平方メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(68) 延べ面積

ア 「延べ面積」とは、建物の各階の床面積の合計をいう。

イ 「床面積」とは、建物の各階又はその一部で壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

ウ 延べ面積は、平方メートルを単位とし、平方メートル未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(69)(70) 防火管理者、消防計画

消防法第8条及び第8条の2に該当する場合に記入する。ただし、該当しない場合は「防火管理者」欄及び「消防計画」欄は空欄とする。

(69) 防火管理者

消防法第8条第1項に規定する防火管理者が選任されており、消防長又は消防署長への届出がなされていた場合は「1」、選任されていたが届出がなされていない場合は「2」、選任義務があるにもかかわらず未選任の場合は「3」を記入する。この場合1の防火対象物で管理権原が複数に分かれているものにおいては、その全ての権原ごとに防火管理者が選任されている場合（全ての権原者が同一人を防火管理者として共同選任している場合を含む。）のみ選任ととらえるとともに一部の権原者のみ選任している場合においては「4」を記入する。

防火管理者区分	区分番号
選任（届出済）	1
選任（未届出）	2
未選任	3
一部未選任	4

(70) 消防計画

防火管理者が選任され、消防法第8条第1項に規定する消防計画が法令規定のとおり適正な内容で作成されており、かつ、消防長又は消防署長に届出がなされている場合は「1」、適正な内容で作成されているが未届出の場合は「2」、作成され届出されているが、計画の内容に不適当な部分がある場合には「3」、作成されているが、未届けで内容に不適当な部分がある場合には「4」と記入する。この場合は1の防火対象物で管理権原が複数あるものについては、その全ての権原ごとに作成されているもの（全ての権原者が共同して作成しているものを含む。）のみ作成済ととらえるものとする。管理権原が複数となっている防火対象物で当該防火対象物のいずれかの管理権原に属する部分について消防計画が作成されていない場合は「5」、防火管理者は選任されているが、消防計画が未作成の場合は「6」を記入する。

消防計画区分	区分番号
作成（選任、内容適正、届出済）	1
作成（選任、内容適正、未届出）	2
作成（選任、内容不適正、届出済）	3
作成（選任、内容不適正、未届出）	4
未作成（権原複数、一部未作成）	5
未作成（選任済）	6

(注) 防火管理者未選任で消防計画未作成の場合は防火管理者「3」、消防計画「0」と記入する。

(71)(72) 避難誘導、消火訓練

消防法第8条及び第8条の2に該当する防火対象物の場合に記入する。

ただし、該当しない場合は「避難誘導」欄及び「消火訓練」欄は空欄とする。

(71) 避難誘導

消防法第8条第1項により防火管理者を選任しなければならないもので、火災発生日以前の1年以内に避難誘導訓練を2回以上行った場合は「1」、1回のみ実施している場合は「2」と記入する。管理権原が分割されている防火対象物の場合には、全ての管理権原に属する部分を含む訓練を火災発生日以前の1年以内に2回以上行った場合は「3」、1回のみ行っている場合は「4」、一部が含まれない形態で訓練を2回以上行った場合は「5」、一部が含まれない形態で訓練を1回のみ行った場合は「6」、いずれの形態でも訓練を全く行っていない場合は「7」を記入する。

訓練回数区分	区分番号
実施（2回以上）	1
実施（1回のみ）	2
実施（管理権原複数）	3
実施（権原複数、1回のみ）	4
実施（権原複数、一部含まない）	5
実施（1回のみ、権原複数、一部含まない）	6
全く実施していない	7

(72) 消火訓練

消防法第8条第1項により防火管理者を選任しなければならないもので、火災発生日以前の1年以内に消火訓練を2回以上行った場合は「1」、1回のみ実施している場合は「2」と記入する。管理権原が分割されている防火対象物の場合には、全ての管理権原に属する部分を含む訓練を火災発生日以前の1年以内に2回以上行った場合は「3」、1回のみ行っている場合は「4」、一部が含まれない形態で訓練を2回以上行った場合は「5」、一部が含まれない形態で訓練を1回のみ行った場合は「6」、いずれの形態でも訓練を全く行っていない場合は「7」を記入する。

訓練回数区分	区分番号
実施（2回以上）	1
実施（1回のみ）	2
実施（管理権原複数）	3
実施（権原複数、1回のみ）	4
実施（権原複数、一部含まない）	5
実施（1回のみ、権原複数、一部含まない）	6
全く実施していない	7

(73) 共同防火管理

消防法第8条の2該当対象物で、共同防火管理に関する協議事項が定められ、法令に従って共同防火管理が行われているものにあつては「1」、協議事項は定められているが、共同防火管理に関し一部不備がある場合は「2」、全く共同防火管理が行われていない場合は「3」、消防法第8条の2の規定が適用されない防火対象物にあつては空欄とする。

共同防火管理区分	区分番号
協議事項制定、共同防火管理実施	1
協議事項制定、共同防火管理一部不備	2
全く行われていない	3

(74) 適マーク

防火基準適合表示制度に基づく表示対象物について、次表により記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

表示対象区分	区分番号
適マーク交付あり	1
適マーク交付なし	2

(75) 防災物品

防災物品の使用について（出火室について）次表のうち該当する番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

防災物品の使用区分		区分番号
義務あり	未使用	1
	一部使用	2
	全部使用	3
	不明	4
義務なし	一部使用	5
	全部使用	6

(76)～(92) 消防用設備等の設置状況・住宅防火対策

ア 消防用設備等の設置状況

(76) 消火器具

(77) 屋内消火栓設備

(78) スプリンクラー設備

(79) 水噴霧・泡・二酸化炭素・ハロゲン化物・粉末消火設備

(80) 屋外消火栓設備

(81) 動力消防ポンプ設備

(82) 自動火災報知設備

(83) 漏電火災警報器

(84) 非常警報器具・非常警報設備

(85) 避難器具

(86) 誘導灯・誘導標識

(87) 消防用水

(88) 連結送水管

(89) 排煙設備

(90) 連結散水設備

(91) 非常コンセント設備

(92) 無線通信補助設備

以上の各設備については、防火対象物が消防法第17条第1項に該当する場合、各消防設備の設置状況について、次表により記入すること。

ただし、該当しない場合は空欄とする。

	設置状況	使用の状況	区分番号
政令による 設置対象	有	有	1
		無	2
	無		3
政令による 設置対象外	有	有	4
		無	5



イ 住宅防火対策

- (76) 住宅用消火器
- (78) 住宅用スプリンクラー設備
- (79) 簡易消火用具
- (80) 簡易自動消火装置
- (81) 住宅用火災警報器
- (82) 住宅用自動火災報知設備
- (89) 寝具類
- (90) 衣服類
- (91) カーテン・布製ブラインド
- (92) じゅうたん等

上記の住宅用防災機器の設置状況は、専用住宅、共同住宅の住戸部分及び併用住宅の住宅部分から出火した火災について、次表により記入すること。ただし、該当しない場合は空欄とする。なお、(89)～(92)の防災物品の場合は出火室について記入する。

住宅防火対策		区分番号
設置区分	使用の区分	
有	有	6
	無	7

4

02表

(1)(2) 出火階数

火元が建物である場合に、当該火災の出火した部分の階数を該当する欄に記入する。ただし、不明の場合は空欄とする。

(3) 焼損程度（火元建物の損害状況）

焼損の程度は、次のとおり区分し、次表により記入する。なお、01表(3)「爆発」欄が「1」の場合は空欄とする。

ア 全焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。

イ 半焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント以上のもので全焼に該当しないものをいう。

ウ 部分焼

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント以上20パーセント未満のものをいう。

エ ぼや

建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

焼 損 区 分	焼 損 番 号
全 焼	1
半 焼	2
部 分 焼	3
ぼ や	4

(4) 火元建物の焼損床面積

建物の焼損が立体的に及んだ場合は、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積を算出し、平方メートルで記入する。ただし、01表(3)「爆発」欄が「1」の場合空欄とする。

(注) 機能が失われた部分の床面積とは、その空間の床又は天井とその空間を構成している表面との2面以上の焼損があった表面で囲まれる部分の床面積をいう。

(5) 火元建物の焼損表面積

建物の焼損が部分的である場合(立体的に焼損が及ばなかった場合)、例えば内壁、天井、床板等部分的なものを内壁何平方メートルと算出し、平方メートルで記入する。ただし、01表(3)「爆発」欄が「1」の場合空欄とする。

(6)~(10) 延焼による焼損棟数

次により記入する。ただし、01表(3)「爆発」欄が「1」の場合空欄とする。

(焼損棟数の算定方法)

ア 「焼損棟数」とは、焼損した建物の棟数をいう。

イ 「棟」とは、1つの独立した建物をいう。ただし、渡り廊下の類で2以上の棟に接続しているものは、その部分を折半してそれぞれの棟と同一の棟とする。焼損の程度の区分については、(3)と同じである。

(11) 区画

防火区画等を貫通して延焼した場合に、区画の種類を次表により記入する。ただし、該当しない場合又は01表(3)「爆発」欄が「1」の場合空欄とする。

区 画 区 分	区分番号
防火区画(建築基準法施行令第112条)	1
防火壁(建築基準法施行令第113条)	2
共同住宅の特例区画	3
消防法施行規則第13条の区画	4
界壁等(建築基準法施行令第114条)	5

(12)~(15) り災世帯数

(り災世帯数の算定方法)

ア 一般世帯又は施設等の世帯については、国勢調査の例に準じてり災世帯数を算出する。

イ 共同住宅の共用部分のみり災した場合には、り災世帯数を計上しない。

(り災程度)

世帯のり災程度は、次のとおり区分する。

ア 全損

建物(収容物を含む。以下半損、小損において同じ。)の火災損害額が

り災前の建物の評価額の70パーセント以上のものをいう。

イ 半損

建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20パーセント以上で全損に該当しないものをいう。

ウ 小損

建物の火災損害額がり災前の建物の評価額の20パーセント未満のものをいう。

(16) り災人員

ア 一般世帯がり災した場合には、当該世帯の全ての人員をり災人員とする。ただし、共同住宅の共用部分のみり災した場合には、り災人員を計上しない。

イ 施設等の世帯がり災した場合には、被害を受けた「へや」に居住する人員又は実際に火災損害を受けた人員のみをり災人員とする。

(17)～(22)、(23)～(36) 死者数及び負傷者数

死者及び負傷者の範囲は、次のとおりである。

ア 「死者」又は「負傷者」とは、火災現場において火災に直接起因して、死亡した者（病死者を除く。）又は負傷した者をいう。この場合消防吏員及び消防団員については、火災を覚知した時より現場を引き揚げる時までの間に死亡した者又は負傷した者をそれぞれ死者又は負傷者とする。

イ 火災により負傷した後48時間以内に死亡したものは、火災による死者とする。

ウ 死者数及び負傷者数は、次のとおり区分する。なお、負傷者数のうちで火災に起因する原因により48時間を経過して30日以内に死亡した者の数を「30日死者」として記入する。

- ・消防吏員
- ・消防団員
- ・応急消火義務者
- ・消防協力者
- ・その他の者（自損を含む。）

(37)～(53) 損害額

（火災損害の意義）

ア 「火災損害」とは、火災によって受けた直接的な損害をいい、消火のために要した経費、焼跡整理費、り災のための休業による損失等の間接的な損害を除く。

イ 火災損害は、焼き損害、消火損害又は爆発損害に区分する。

(ア) 「焼き損害」とは、火災によって焼けた物及び熱によって破損した物等の損害をいう。

(イ) 「消火損害」とは、消火活動によって受けた水損、破損、汚損等の損害をいう。

(ウ) 「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた前記(ア)(イ)以外の損害をいう。

（損害額の算出方法）

損害額は、り災地における時価による。

ア 損害額の算出基準は、別表第4のとおりとする。

イ 損害額は千円単位とし、千円未満の端数金額がある時は、これを四捨五

入する。

(43) 焼損面積（林野の損害状況）

ア 林野の焼損面積は、林野の焼損した部分の水平投影面積による。

イ 林野の焼損面積は、アールを単位とし、1アール未満の端数があるときは、これを四捨五入する。

(45)(47)(49) 車両、船舶、航空機の焼損数

焼損を受けた車両、船舶、航空機の台（隻、機等）数を記入する。

（注）積載物の焼損の場合も記入する。

(51)～(53) 爆発の損害状況

爆発現象の破壊作用により受けた破損等の損害を記入する。

(52) 損害棟数

爆発現象の破壊作用により破損等の損害のあった建物棟数を記入する。

(53) 車両等数

爆発現象の破壊作用により破損等の損害のあった自動車車両、鉄道車両、船舶、航空機の台（隻、機等）数を記入する。

(54)～(61) 延焼区分等

ア 他市区町村へ延焼させた市区町村の記入方法

(54) 「延焼区分番号」は「1」を記入する。

(55) 出火、都道府県、市区町村コードには、01表(1)出火場所、都道府県、市区町村コードと同一のコードを記入する。

(56)(58)(60) 延焼、都道府県、市区町村コードには、延焼を受けた市区町村の都道府県、市区町村のコードを記入する。

(57)(59)(61) 火災番号は、延焼を受けた市区町村で作成される火災報告の火災番号を記入する。

なお、4市区町村以上延焼させた場合には、火災報告の空欄に延焼、都道府県、市区町村コード及び火災番号を記入し、附せんをはる。

イ 他市区町村から延焼させられた市区町村の記入方法

(54) 「延焼区分番号」は「2」を記入する。

(55) 出火、都道府県、市区町村コードには、延焼させた市区町村の都道府県、市区町村コードを記入し、(56)～(61)は空欄とする。

延 焼 区 分	延焼区分番号
延焼させた市区町村	1
延焼された市区町村	2

5

03表

負傷者の負傷程度

(1)～(7) 負傷者の区分及び負傷程度

ア 負傷者の区分は次のとおりとする。この場合その他の者（自損）とは、放火自殺（心中を含む。）行為により負傷した者を記入する。

- ・ 消防吏員
- ・ 消防団員
- ・ 応急消火義務者
- ・ 消防協力者
- ・ その他の者（自損を含む。）

イ 負傷程度は次のとおり区分する。

- ・「重症」とは、傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。
- ・「中等症」とは、傷病の程度が重症又は軽症以外のものをいう。
- ・「軽症」とは、傷病の程度が入院加療を必要としないものをいう。

6

**04表** 負傷者の避難方法

(1)～(7) 負傷者の避難方法を次のとおり区分し、年齢層（0～5歳、6～64歳、65歳～）別にその数を記入する。

ア 自力避難

- ・「施設」とは、器具以外の施設により避難をした負傷者の数を記入する。
- ・「器具」とは、消防法施行令第25条第2項に掲げる避難器具により避難をした負傷者の数を記入する。
- ・「その他」とは、施設、器具以外により避難した負傷者の数を記入する。

イ 消防隊による救助

ウ 避難の必要なし

エ その他

7

**05表** 負傷者の性別区分

(1)～(18) 負傷者の性別年齢区分

負傷者を5歳区分の年齢層で男女の性別に記入する。

8

**06表** 負傷者の受傷原因

(1)～(16) 負傷者の受傷原因

負傷者の受傷原因を、受傷時の状況、年齢層（0～5歳、6～64歳、65歳～）別にその数を記入する。

ア 受傷原因の区分を次のとおりとする

- ・火災にあおられる、高温の物質に接触
- ・煙を吸う
- ・飛散物、擦過
- ・放射熱
- ・飛び降り
- ・その他

イ 受傷時の状況を次のとおり区分する

- ・消火中
- ・避難中
- ・就寝中
- ・作業中
- ・その他

第3 07表 死者の調査表

この調査表は、死者の発生した火災について死者1名ごとに記入し、四半期ごとに取りまとめ、当期分（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）をそれぞれ5月、8月、11月、2月に提出する。

なお、本表は電算用に保存し、予防課へは、その複写したものを提出するものとする。

1 死者番号及び検査数字記入要領

(1) この死者番号は、都道府県が死者1名ごとに整理番号を記入する欄である。整理番号は、各都道府県における年ごとの「死者の調査表」の一連番号で死者発生順に番号を付するものである。また、記入については、誤りのないようにするため、検査数字表（別表第5）に従って死者番号をかならず記入すること。

(2) 検査数字は、第1桁から第5桁までの数字（第1桁は9）に、それぞれ6、5、4、3、2を乗じて算出した積の和を求め、その和を11で除し、商と剰余（以下「余り数字」という。）を求めて11と余り数字との差の下1桁の数字を検査数字とする。

〔例示〕

1件目

死 者 番 号					検 査 数 字
1	2	3	4	5	6
9	0	0	0	1	0

5件目

死 者 番 号					検 査 数 字
1	2	3	4	5	6
9	0	0	0	5	2

2 列番号別記入要領

第2火災報告に基づくほか、次に定めるところによる。

(7) 都道府県名、市区町村名

調査表を作成する市区町村が記入する。この場合、都道府県名も必ず記入する。

(4) 火災報告の火災番号

第2火災報告で記入した火災番号を記入する。

(5)(6) 調査表枚数

当該火災による死者が2名以上の場合、調査表の総枚数と、各調査表の順

番号を記入する。

〔例示〕 死者3人の場合 調査表3枚

1枚目

(5) 調査表枚数		(6)
枚	枚のうち	
26	29	
1	3	

2枚目

(5) 調査表枚数		(6)
枚	枚のうち	
26	29	
2	3	

3枚目

(5) 調査表枚数		(6)
枚	枚のうち	
26	29	
3	3	

なお、死者1名の場合は、

(5) 調査表枚数		(6)
枚	枚のうち	
26	29	
1	1	

(7) 死者の区分

死者について、第2火災報告(17)～(22)死者数に該当する場合「1」、(24)、(26)、(28)、(30)、(32)、(34)、(36)負傷者数(30日死者)に該当する場合「2」を記入する。

(8) 死者の発生した火災の種別

死者の発生した火災の種別は、第2火災報告3(2)により分類して記入する。

なお、種別が2以上複合する場合には損害額の多少にかかわらず死者の発生した方の火災の種別を記入する。

(9) 出火者

当該火災の出火の行為者について、次表のうち該当する番号を記入する。

出火者区分	区分番号
本人	1
他人	2
不明	9

「死者の発生した建物等」

(10) 火元・類焼

死者の発生した建物が当該火災の火元であるか、類焼によるものであるか

により、次表により該当する番号を記入する。

区 分	区分番号
火 元	1
類 焼	2
建 物 外	3

(11)～(45) 死者の発生した建物等

死者の発生した建物等について、第2火災報告の記載要領に基づき記入する。

(46) 死者の年齢、(47)性別

死者の年齢を記入する。性別については、次表のうち該当する番号を記入する。なお、年齢が不明の場合は999を記入する。

性 別 区 分	区分番号
男	1
女	2
不 明	9

(48) 死者の職業

職業については、次表のうち該当する番号を記入する。なお、職業が重複する場合は、出火時の状況により判断し記入する。

〔例示〕 パートタイムで会社員として働いている主婦が家にいて、家事をしている時に火災により死亡した場合は主婦で「5」を記入する。

職 業 区 分	区分番号
会 社 員 ・ 公 務 員	1
作 業 員 ・ 技 術 者	2
農 林 業 ・ 漁 業	3
サービスク・販 売 ・ 自 由 業	4
主 婦	5
児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生	6
乳 幼 児	7
そ の 他	8
不 明	9
無 職	0

(49) 作業中の死亡

出火時の死者の行動を次により区分し、次表のうち、該当する番号を記入する。

ア 工作中

消火作業中の消防職員、炊事中の主婦等、死者が工作中に火災により死亡した場合。

イ 仕事外

通勤途上に火災により死亡した場合も含み、職場にいても勤務時間外など業務遂行に直接関係のないときに火災により死亡した場合。

ウ 在校中

児童・生徒・学生が学校（小・中・高・大学・その他）にいる間に火災



により死亡した場合。

エ 在校外

通学途中、帰宅途中に火災により死亡した場合も含み、児童・生徒・学生が「在校中」以外に火災により死亡した場合。

オ その他

上記アからエまでに掲げる場合以外。

作 業 中 等 区 分	区分番号
仕 事 中	1
仕 事 外	2
在 校 中	3
在 校 外	4
そ の 他	5

(50) 火気取扱中

死者が火気を取り扱っており、それが原因で出火した場合、次表のうち該当する番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

火 気 取 扱 区 分	区分番号
喫 煙 中（喫煙後の不始末を含む）	1
暖房器具取扱中（準備中を含む）	2
炊 事 中（準備中を含む）	3
その他取扱中（後の不始末を含む）	4
不 明	9

(51) 死因

次表のうち該当する死因の番号を記入する。

（注）「その他」に該当する場合には「特記事項」欄に具体的な死因を記入すること。

死 因 区 分	区分番号
一酸化炭素中毒・窒息	1
火 傷	2
打 撲 ・ 骨 折 等	3
自 殺	4
そ の 他	5
不 明	9

(52) 起床

出火時死者が就寝していたか、起床していたかにより、次表のうち該当する番号を記入する。

区 分	区分番号
就 寝 中	1
起 床 中	2
不 明	9

(53) 飲酒

死者が飲酒していたか否かにより、次表のうち該当する番号を記入する。

また、死者が飲酒していた場合にその程度が泥酔の状態であった場合は、次表のうち該当する番号を記入する。

飲 酒 区 分	区分番号
飲 酒 無	1
飲 酒 有	2
泥 酔	3
不 明	9

(54) 傷病

出火時死者が病気であったか否か（負傷していたか否か）により、次表のうち該当する番号を記入する。

傷 病 区 分	区分番号
傷 病 無	1
傷 病 有	2
不 明	9

(55) 寝たきり

機能障害の程度が重く、ほとんど寝たきりの状態であるか否かにより、次表のうち該当する番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

区 分	区分番号
寝 た き り	1
不 明	9

(56) 身体不自由者

死者が身体不自由者であったか否かにより、次表のうち該当する番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

身体不自由者の区分	区分番号
身 体 障 害 者	1
そ の 他 の 身 体 不 自 由 者	2
不 明	9

(注) 身体障害者とは、身体障害者福祉法第4条に定めるものをいう。

(57) 死者の発生した経過

死者の発生した経過及び理由等について、次表のうち該当する項目の番号を記入する。

(注) 1 死者の発生が放火殺人、放火自殺による場合（自殺の巻添え、心中の道づれを含む。）以外は、「経過別」欄のAからHまでの例示項目のうち該当する番号を記入する。

2 放火殺人、放火自殺（心中を含む。）、放火自殺の巻添えによる死者は、「経過別」欄のI、J及びKの例示項目から該当する番号を記入する。

死 者 の 発 生 し た 経 過			
区 分	経 過 別	理 由 等	記 入 番 号
	A 発見が遅れ、気づいた時は、	<発見が遅れた理由>	

殺人・自損行為による死者 心中の道づれ、巻添を含む 以外の死者	火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの。 (全く気づかなかった場合を含む)	熟 睡	11	
		泥 酔	12	
		病気・身体不自由	13	
		その他	14	
	B 判断力に欠け、あるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかつたと思われるもの。	<判断力・体力的条件の要素>		
		乳 幼 児 (5歳まで)	15	
		泥 酔	16	
		病気・身体不自由	17	
		老 衰	18	
	C 延焼拡大が早かつた等のため、ほとんど避難できなかつたと思われるもの。	<逃げる暇がなかつた理由>		
		ガス爆発のため	21	
		危険物燃焼のため	22	
	D 逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失つたと思われるもの。	<逃げる機会を失つた理由>		
		狼狽して	24	
		持出品・服装に気をとられ	25	
		火災をふれまわっているうちに	26	
		消火しようとして	27	
		人を救助しようとしていて	28	
	E 避難行動を起こしているが、逃げ切れなかつたと思われるもの(一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む)	<逃げきれなかつた理由>		
		身体不自由のため	31	
延焼拡大が早く		32		
逃げ道を間違えて		33		
出入口施錠のため		34		
F 一旦屋外避難後、再進入したと思われるもの。	<進入した理由>			
	救助・物品搬出のため	36		
	消火のため	37		
G 出火時屋外にいて、出火後進入したと思われるもの。	その他		38	
	<着衣着火時の状況>			
H 着衣着火し、火傷(熱傷)あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。	喫 煙 中	39		
	炊 事 中	41		
	採暖中(除くたき火)	42		
	たき火中	43		
	火遊び中	44		
その他の火気取扱中	45			

		その他	46
殺人 ・ 自損	I	放火自殺（心中の道づれを含む）	47
	J	放火自殺者の巻添者（心中の道づれを除く）	48
	K	放火殺人の犠牲者	49
そ の 他	L	A～K以外の経過等	51
	M	不明	99
	N	調査中	99

「出火時死者のいた場所」

(61) 屋内外の別

出火時死者のいた場所で、次表のうち該当する項目の番号を記入する。

屋 内 外 の 区 分		区分番号
屋 内	(自 宅)	1
屋 内	(自宅以外)	2
屋 外		3
車 両		4
船 舶		5
航 空 機		6
不 明		9

(注) 「自宅」とは、主たる生活の本拠としている場所をいう。

(62)～(64)までは、出火時死者のいた場所が建物内である場合に記入する。

(62)(63) 階数

出火時死者がいた場所の存する階数を記入する。

(64) 同別

(62)(63)により記入された階が(58)(59)「火元建物の出火階」に記入された階と同一であるか別であるかにより、次表のうち該当する項目の番号を記入する。

区 分	区分番号
同 別	1
同 別	2
不 明	9

(65) 箇所・室等

出火時死者のいた箇所・室等（推定できる場合も含む。）は、別表第7の分類によりその分類番号を記入する。

(66) 同別

上記により記入された箇所・室等が、(60)出火箇所で記入された箇所・室等と同一であるか別であるかにより、次表のうち該当する番号を記入する。

区 分	区分番号
同 別	1
同 別	2
不 明	9

「死者の発生した場所」

「建物内」

(67)～(69)は、死者の発生した場所が建物内である場合に記入する。

(67)、(68)階

死者の発生した場所の存する階数を記入する。

(69) 同別

上記により記入した「階数」が、「出火時死者のいた場所」の「階数」と同一であるか別であるかにより、次表のうち該当する番号を記入する。

区	分	区分番号
	同	1
	別	2
不	明	9

(70) 箇所・室等

死者の発生した箇所・室等は別表第7の分類により、その分類番号を記入する。

(71) 同別

上記により記入した箇所が「出火時死者のいた場所」の「箇所・室等」に記入された箇所と同一であるか別であるかにより、次表のうち該当する番号を記入する。

区	分	区分番号
	同	1
	別	2
不	明	9

「出火時死者のいた建物等と同一の建物等にいた者の数」

「建物内」

(72)～(76)は、出火時死者のいた場所が建物内である場合に記入する。

(72) 同棟（共同住宅の場合は同住戸）、(73) 同室等、(74) 死者1人

「同室等」の室等とは居間、寝室、風呂場等の室又は廊下、階段等の区画部分をいう。「同住戸」の住戸とはアパート、マンション等共同住宅の場合の各入居者の専用部分（住戸）をいう。「同棟」の棟とは屋根、柱、壁等の主要構造部分が独立した建築物をいう。棟単位（共同住宅の場合は住戸単位）で死者1人の場合には「死者1人」について、次表のうち該当する番号を記入する。

区	分	区分番号
死	者 1 人	1
該	当 し な い	2

(75) 自宅1人

出火時死者1人であり、いた場所が自宅の場合に、次表のうち該当する番号を記入する。

(注) 「家族別棟」の別棟とは原則として同一敷地内の別棟をいうが、同一敷地外の別棟でも隣接している場合にはこれを含めること。また、共同住宅の場合には、「家族別棟」を「家族別住戸」と読みかえるも

のとする。

自 宅	1 人 区 分	区分番号
1	人 暮 し	1
家 族	別 棟	2
家 族	留 守	3

(76) 施錠

死者がいた建物が施錠してあったか否かにより、次表のうち該当する番号を記入する。

施 錠 の 区 分	区分番号
施 錠 無	1
施 錠 有	2
不 明	9

(77) 車両、船舶、航空機

出火時死者のいた場所が、車両、船舶、航空機内である場合に、同車両等内にいた者の人数を記入する。

(78)～(83) 同一建物内での死傷者数（本人を除く。）

同一の建物内（共同住宅の場合は同一住戸内）、車両、船舶、航空機若しくは場所（屋外）で死亡した者、又は負傷した者の人数を性別に記入する。

(84)～(93) 出火時死者と一緒にいた者の年齢層

出火時死者のいた建物等と同一の建物等（共同住宅の場合は同一の住戸）にいた者の数を年齢層別に記入する。

「特記事項」

各コード番号中「その他」に該当する場合に具体的に記入する。なお、この場合どの項目について記入したものを必ず列番号で付記する。

(注) コード番号中「不明・9」は調査中も含むものとする。

第4 火災詳報

一 火災詳報を提出すべき火災

火災詳報は、火災による損害が相当な規模にのぼる火災、特殊な出火原因による火災又は特殊な態様による火災で、消防庁長官が必要に応じて報告を求めたものについて提出するものとする。

二 火災詳報の記載要領

火災詳報（第2号様式（その1）の記載要領は、第2火災報告によるほか、次に定めるところによる。

1 日時

火勢鎮圧時分は、火勢が消防隊の制ぎょ下に入り、拡大の危険がなくなつたと現場の最高指揮者が認定した時分による。

2 覚知方法

第2の2に定める分類番号と覚知方法（「その他」のときは、具体的覚知方法）を記入する。

〔例示〕 (1) 火災報知機 (3) 加入電話

3 出火原因

(1) 発火源、経過及び着火物

別表第3により、分類番号と出火原因を記入する。

〔例示〕 第2の3の(52)(53)(54)の例示の場合には、「2101都市ガスのガスこんろ42可燃物が火に触れる254ふきん」と記入する。

(2) 原因の概要

できるだけ図面、写真等を別に添付して具体的に記入し、欄内に記述できないときは別紙を用いる。

4 損害程度

建物焼損区域面積は、建物焼損区域内の街路、小空地等を含めた焼け跡全体の土地の面積による。ただし、面積が0.1平方キロメートル（10万平方メートル）を越える公園、城跡、空地等及び巾員100メートルを越える河川を除外する。

5 気象状況

(1) 実効湿度

木材の乾燥程度を表わすために用いられる湿度による。

(2) 積雪

出火時分における火災現場付近の道路上の積雪の深さによる。

(3) その他気象上の参考事項

各欄の記載事項のほか、気象状況で参考となる事項を記入する。

〔例示〕 異常乾燥 強風注意報発令中 台風第〇号

6 火元建物及び周囲の状況

(1) 局囲の状況

ア 街区（ブロック）No.及び面積

火元建物が市街地内にあった場合に限り、その属する街区（ブロック）番号（都市等級の調査又はその予備調査の際、市街地の街区に付した番号。この番号が付されていない場合には記入しない。）及びその街区の面積を記入する。

なお、「市街地」とは、次に定めるところによつて選定した市街地のうち、人口が1万人以上の地域をいう。

(ア) 建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合）が10パーセント以上の街区（巾員4メートル以上の道路、河川、鉄道用地等で囲まれた最小の区域）の連続したものとする。

(イ) 市街地内に、巾員100メートル以上の河川、面積0.1平方キロメートル（10万平方メートル）以上の公園、城跡、空地等がある場合には、市街地区域から除外する。

(ウ) 建物の連続の切れ目が500メートル以上に及ぶ場合には、そこで市街地を区切る。

(エ) 市街地の境界線は、原則として巾員4メートル以上の道路、河川等によるが、道路、河川等による境界線が定められない場合には、建物の外壁より20メートル離れた線による。

イ 地域及び地区

建築基準法又は都市計画法（昭和43年法律第100号）による地域の指定（近く指定される予定のものも含む。）に基づき記入する。

ウ 建築疎密度又は建ぺい率

火元建物があった街区内の建物の密集程度について、該当の文字を○で囲み、その街区の建ぺい率が算出できる場合には、その値も記入する

とともに繁華街等で木造建物又は高層建物が特に密集している街区については、その旨を記入する。

エ 周囲の道路、空地又は進入路の状況

消防的見地からみて要点を記入する。

〔例示〕 敷地の三方は道路に面しているが、周囲に堅固な壁があり進入困難。

オ 付近の水利状況

火元建物を中心として半径約140メートルの円を描いた範囲内にある水利を記入する。なお、この範囲内に水利がない場合には、使用した水利のうち、火元建物に最も近い水利から2個以上を選び、その直線距離を付して記入する。

(2) 火元建物

ア 名称

火元建物に名称がある場合に記入する。

〔例示〕 ○○小学校 ○○銀行 ○○会館 ○○市役所 ○○ビル

イ 予防査察の状況

最近に実施した予防査察の年月日と実施結果の特記事項について記入する。

ウ 消火設備等の使用の詳細

設けられていた消火設備、水利、警報設備及び避難設備を使用した場合には、その使用状況を、これらを使用しなかつた場合にはその理由をそれぞれ記入する。

7 延焼拡大の理由及び延焼阻止の理由。

該当するものの記号を○で囲み、( )内に所要事項を記入する。

8 死者及び負傷者の生じた理由

該当するものの記号を○で囲み、「ケ その他」のときは( )内に具体的理由を記入するとともに、特記事項があるときは余白に記入する。

三 消防活動状況の記載要領

火災詳報付表1消防活動状況(第2号様式(その2))の記載要領は、次に定めるところによる。ただし、消防本部及び消防署又は消防団常備部を設置していない市町村においては、最初に活動した出場機械についてのみ全欄記入し、その他の出場機械については一括して「出場機械(種別及び台数を記入する。）」、「使用水利」、「隊員数」、「特殊作業」及び「事故その他の参考事項」欄にのみ記入しても差し支えない。

1 出場区分

第1出場、第2出場というように出場計画のある場合のみ出場区分を記入し、応援の場合には「応」と記入する。

2 出場機械

(1) 種別

普通ポンプ自動車、水そう付ポンプ自動車、化学車等の種別を記入する。

(2) 所属及び番号

○○消防署、○○出張所、○○分団という機械の所属区分と、第○号車という所属番号を記入する。

3 走行時間

実際に要した時間(単位は分とする。)を記入するものとし、事故のため



特に長時間を要した場合又は現場に到着しなかつた場合には、その旨を最右端の「事故その他の参考事項」の欄に記入する。

4 使用ノズル口径、ポンプ圧力、使用ホース本数及び放水時間

これらの事項は、それぞれ延長した筒先ごとに別欄として、次により記入する。

(1) ポンプ圧力

車体に付属したメーターにより、最も長時間使用した圧力の値を重量キログラム毎平方センチメートル(kgf/cm<sup>2</sup>)の単位で記入する。

(2) 使用ホース本数

最も長時間使用したホースの本数を記入する。

5 使用水利

防ぎよのために使用した水利について、次の事項を記入する。

なお、それぞれの番号は、第2号様式(その3)の付近見取図の図上に記入した各水利点の番号と一致するようにする。

(1) 消火栓の場合には、消火栓番号、水道配管の管径(ミリメートル(mm))、平常時の平均水圧(重量キログラム毎平方センチメートル(kgf/cm<sup>2</sup>))等

(2) その他の水利の場合には、整理番号、水量(立方メートル)又は流量(毎分当り立方メートル)等

6 隊員数

出場機械を用いて消防活動に従事した隊員数を記入する。

7 特殊作業

普通の注水作業以外の作業について記入する。

〔例示〕 人命救助作業 破壊作業 電気切断作業 照明作業

8 転戦部署

転戦又は部署の変更、移動等を行なつた場合には、その要点を第2号様式(その3)の付近見取図に示す番号及び記号を用いて記入する。

9 事故その他の参考事項

人的、物的事故、消防活動上特に有効であつた事項その他の参考となる事項を記入する。

四 付近見取図及び出火個所の略図の記載要領

火災詳報付表2付近見取図及び出火個所の略図(第2号様式(その3))の記載要領は、次に定めるところによる。

1 付近見取図

出火した建物及び類焼した建物の位置、大きさ、形及び番号、道路、空地、河川、進入路等のほか、水利点の位置及び番号、消防隊の位置(記号)、ホースライン等を記入するとともに、風向、方位及び縮尺を記入する。

なお、番号及び記号は、第2号様式(その2)の番号及び記号と一致するようにする。

2 出火個所の略図

出火した個所が推定できる場合には、出火した室又は細部の場所の状況を略図で表示し、写真があればこれを添付する。

第5 火災四半期報

1 火災四半期報の報告要領

(1) 火災四半期報は、当期分(1~3月分、4~6月分、7~9月分、10~12月分)

を5月、8月、11月、2月に報告するものとする。

- (2) 記載事項が正確には握し難い場合には、概数によって報告しても差し支えない。
- (3) すでに報告された事項について訂正を要する場合には、当期分報告月の15日までに報告するものとする。
- (4) 政令指定都市（東京都特別区を含む。）分については、1月から6月末までの累計及び1月から12月末までの累計をそれぞれ8月19日、翌年2月19日までに火災四半期報の様式で報告するものとする。  
なお、訂正分の報告は必要としない。
- (5) 各期の訂正分の最終提出期限は、翌年2月15日までとする。なお、原則としてその間に火災報告の集計と突合せせるものとする。

## 2 火災四半期報の記載要領

火災四半期報（第3号様式）の記載要領は、第2火災報告、第3死者の調査表に基づくほか、次に定めるところによる。

なお、「爆発」欄は、第2火災報告3(3)「爆発」に「1」のものについて記入する。

(7) 「都道府県番号」は、記入する必要がないので空欄のままよいものとする。

(イ) 「都道府県名」は、報告を作成した都道府県名を記入する。

(ウ) 「年」は、報告年を記入する。

(エ) 「期分」は、報告期を次により記入する。

- ・ 第1期 1月から 3月分
- ・ 第2期 4月から 6月分
- ・ 第3期 7月から 9月分
- ・ 第4期 10月から12月分

(オ) 「訂正回数」とは、報告した火災四半期報の訂正分を報告する場合に記入するものであり、当該期分の訂正分の報告回数を訂正回数とするものである。

(カ) 「訂正箇所数」とは、訂正した項目の箇所数を記入するものとする。なお、訂正分の報告については、報告済の四半期報表に訂正を要する箇所の数字を判読できる程度に横線で消し、余白に訂正後の数字を記載のうえ報告するものとする。

### 01表 出火件数

1 第1の6の(1)建物火災を次のとおり区分する。

(3) 住宅火災

火元建物が専ら居住の用に供せられる建物（その附属建築物を含む。）である火災のうち、次の(5)に掲げる共同住宅火災を除く建物火災をいう。

(4) 併用住宅

火元建物が産業の用に供せられる部分と居住の用に供せられる部分とが結合した建物で、居住の用に供せられる部分の床面積が延べ面積の20パーセント以上を占める建物（その附属建築物を含む。）である火災のうち、(3)及び(5)～(33)に掲げる建物火災を除く建物火災をいう。

(5) 共同住宅火災

火元建物が消防法施行令別表第1（以下「施行令別表第1」という。）の

- (5) 項口に掲げる寄宿舍、下宿又は共同住宅（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (6) 劇場火災  
火元建物が施行令別表第1の（1）項イに掲げる劇場、映画館、演芸場、又は観覧場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (7) 公会堂火災  
火元建物が施行令別表第1の（1）項ロに掲げる公会堂又は集会場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (8) キャバレー火災  
火元建物が施行令別表第1の（2）項イに掲げるキャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (9) 遊技場火災  
火元建物が施行令別表第1の（2）項ロに掲げる遊技場又はダンスホール（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (10) 料理店火災  
火元建物が施行令別表第1の（3）項イに掲げる待合、料理店その他これらに類するもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (11) 飲食店火災  
火元建物が施行令別表第1の（3）項ロに掲げる飲食店（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (12) 物品販売店舗火災  
火元建物が施行令別表第1の（4）項に掲げる百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (13) 旅館火災  
火元建物が施行令別表第1の（5）項イに掲げる旅館、ホテル又は宿泊所（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (14) 病院火災  
火元建物が施行令別表第1の（6）項イに掲げる病院、診療所又は助産所（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (15) 福祉施設火災  
火元建物が施行令別表第1の（6）項ロに掲げる老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設又は精神障害者社会復帰施設（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (16) 幼稚園火災  
火元建物が施行令別表第1の（6）項ハに掲げる幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (17) 学校火災  
火元建物が施行令別表第1の（7）項に掲げる小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。
- (18) 図書館火災  
火元建物が施行令別表第1の（8）項に掲げる図書館、博物館、美術館そ

の他これらに類するもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(19) 特殊浴場火災

火元建物が施行令別表第1の（9）項イに掲げる蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(20) 公衆浴場火災

火元建物が施行令別表第1の（9）項ロに掲げる特殊浴場以外の公衆浴場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(21) 停車場火災

火元建物が施行令別表第1の（10）項に掲げる車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(22) 神社・寺院火災

火元建物が施行令別表第1の（11）項に掲げる神社、寺院、教会その他これらに類するもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(23) 工場火災

火元建物が施行令別表第1の（12）項イに掲げる工場又は作業場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(24) スタジオ火災

火元建物が施行令別表第1の（12）項ロに掲げる映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(25) 駐車場火災

火元建物が施行令別表第1の（13）項イに掲げる自動車車庫又は駐車場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(26) 航空機格納庫火災

火元建物が施行令別表第1の（13）項ロに掲げる飛行機又は回転翼航空機の格納庫（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(27) 倉庫火災

火元建物が施行令別表第1の（14）項に掲げる倉庫（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(28) 事務所火災

火元建物が施行令別表第1の（15）項に掲げる施行令別表第1（1）項から（14）項に該当しない事業所（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(29) 複合用途（特定）火災

火元建物が施行令別表第1の（16）項イに掲げる複合用途（その一部が施行令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる用途に供されているもの）建築物（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(30) 複合用途（非特定）火災

火元建物が施行令別表第1の（16）項ロに掲げる複合用途（その一部が前記(28)以外の施行令別表第1に掲げる用途に供されているもの）建築物（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(31) 地下街火災

火元建物が施行令別表第1の（16の2）項に掲げる地下街（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(32) 準地下街火災

火元建物が施行令別表第1の（16の3）項に掲げる建築物の地階（（16の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(33) 文化財火災

火元建物が施行令別表第1の（17）項に掲げる文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(34) その他

(3)～(33)までの建物火災以外の建物火災をいう。

**02表** 損害の状況

(1)(2)(3) 焼損面積

建物焼損床面積、焼損表面積、林野焼損面積に区分し記入する。

(4)損害額、(5)焼損棟数、(6)り災世帯数について記入する。

**03表** 出火原因

全火災の出火原因を次のとおり区分する。

(2) たばこ

火災報告取扱要領 別表第3 出火原因分類表1表発火源（以下「発火源」という。）中4201に分類されるものをいう。

(3) こんろ

発火源中1101、2101、2102、2201、2202、2203、2302、2402、2501、2526、3101、3201、3301、4306に分類されるものをいう。

(4) かまど

発火源中2305、2316、2405、2417、3205、3302、3405、4305に分類されるものをいう。

(5) 風呂かまど

発火源中2108、2210、2306、2406、2508、2608、3206、3406、4311に分類されるものをいう。

(6) 炉

発火源中1126、1204、2121、2219、2303、2304、2313、2315、2403、2404、2414、2416、2511、2605、2606、2612、3103、3107、3109、3110、3203、3204、3207、3210、3211、3403、3404、4312、4316に分類されるものをいう。

(7) 焼却炉

- 発火源中2614、3209、4309に分類されるものをいう。
- (8) ストープ  
発火源中1102、1103、1104、2103、2104、2105、2204、2205、2206、2502、2503、2504、2602、2603、2604、3202、3402、4310に分類されるものをいう。
- (9) こたつ  
発火源中1105、3106に分類されるものをいう。
- (10) ボイラー  
発火源中2314、2317、2415、2418、2519、2607、3407、3408に分類されるものをいう。
- (11) 煙突・煙道  
発火源中4301、4302、4313、5101、5102、5106に分類されるものをいう。
- (12) 排気管  
発火源中4314、5105に分類されるものをいう。
- (13) 電気機器  
発火源中1301～1366、1399に分類されるものをいう。
- (14) 電気装置  
発火源中1401～1499に分類されるものをいう。
- (15) 電灯・電話等の配線  
発火源中1501～1517、1599に分類されるものをいう。
- (16) 内燃機関  
発火源中2510、2223に分類されるものをいう。
- (17) 配線器具  
発火源中1601～1699に分類されるものをいう。
- (18) 火あそび  
火災報告取扱要領 別表第3 出火原因分類表2表経過（以下「経過」という。）中93に分類されるものをいう。
- (19) マッチ・ライター  
発火源中4202、4203に分類されるものをいう。
- (20) たき火  
発火源中4103、4105、4303に分類されるものをいう。
- (21) 溶接機・溶断機  
発火源中1110、1213、2110、2212、2901に分類されるものをいう。
- (22) 灯火  
発火源中2505、2506、2701、2702、2703、2704、2705、2706、2707、2799に分類されるものをいう。
- (23) 衝突の火花  
発火源中4405、4409に分類されるものをいう。
- (24) 取灰  
発火源中6401、6402、6403、6404、6407に分類されるものをいう。
- (25) 火入れ  
発火源中4117、4308に分類されるものをいう。
- (26) 放火  
経過中91に分類されるものをいう。
- (27) 放火の疑い

経過中92に分類されるものをいう。

(28) その他

前掲(2)～(27)及び次の(29)に分類されないものをいう。

(29) 不明・調査中

発火源又は経過が不明なもの及び調査中のものをいう。

**04表 火災種別による死傷者の数**

死者数（第2火災報告4(17)～(22)）について、第1総則6火災種別の分類及び年齢層別（0～5歳、6～64歳、65歳～）により記入する。また、負傷者数（第2火災報告4(23)、(25)、(27)、(29)、(31)、(33)、(35)）について、第1総則6火災種別の分類により記入する。

**05表 死者の発生した経過**

第2火災報告4(17)～(22)、(23)～(36)の死者数について、次の分類により記入するものとする。

(1) 逃げ遅れ

死者の発生した経過の記入番号中11～35に分類されるものをいう。

(2) 出火後再進入

死者の発生した経過の記入番号中36、37、38に分類されるものをいう。

(3) 着衣着火

死者の発生した経過の記入番号中39～46に分類されるものをいう。

(4) 放火自殺（心中の道づれを含む。）

死者の発生した経過の記入番号中47に分類されるものをいう。

(5) その他

死者の発生した経過の記入番号中48～99に分類されるものをいう。

死者の発生した経過				四半 期報 区分
区 分	経 過 別	理 由 等	記入 番号	
殺 人 ・ 自 損	A 発見が遅れ、気づいた時は、 火煙が回り、すでに逃げ道がな かったものと思われるもの。 （全く気づかなかった場合を含 む）	<発見が遅れた理由> 熟 睡	11	
		泥 酔	12	
		病気・身体不自由	13	
		そ の 他	14	
	B 判断力に欠け、あるいは体力 的條件が悪く、ほとんど避難で きなかつたと思われるもの。	<判断力・体力的条件 の要素> 乳幼児（5歳まで）	15	
		泥 酔	16	
		病気・身体不自由	17	
		老 衰	18	
		そ の 他	19	

行為による死者 心中の道づれ、巻添を含む 以外の死者	C 延焼拡大が早かった等のため、ほとんど避難できなかつたと思われるもの。	<逃げる暇がなかつた理由>		逃げ遅れ	
		ガス爆発のため	21		
		危険物燃焼のため	22		
		その他	23		
	D 逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失つたと思われるもの。	<逃げる機会を失つた理由>			
		狼狽して	24		
		持出品・服装に気をとられ	25		
		火災をふれまわっているうちに	26		
		消火しようとしていて	27		
		人を救助しようとしていて	28		
		その他	29		
	E 避難行動を起こしているが、逃げ切れなかつたと思われるもの（一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む）	<逃げきれなかつた理由>			
		身体不自由のため	31		
		延焼拡大が早く	32		
		逃げ道を間違えて	33		
出入口施錠のため		34			
	その他	35			
F 一旦屋外避難後、再進入したと思われるもの。	<進入した理由>			出火後再進入	
	救助・物品搬出のため	36			
G 出火時屋外にいて、出火後進入したと思われるもの。	消火のため	37			
	その他	38			
H 着衣着火し、火傷（熱傷）あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。	<着衣着火時の状況>			着衣着火	
	喫煙中	39			
	炊事中	41			
	採暖中（除くたき火）	42			
	たき火中	43			
	火遊び中	44			
	その他の火気取扱中	45			
	その他	46			
殺人・自損	I 放火自殺（心中の道づれを含む）	47		放火自殺	
	J 放火自殺者の巻添者（心中の道づれを除く）	48		その他	
K 放火殺人の犠牲者	49				
その他	L A～K以外の経過等	51			
	M 不明	99			
	N 調査中	99			



添付書

別表第1	建築物の用途別分類表
別表第2	業態別分類表
別表第3	出火原因分類表
	1表 発火源
	2表 経過
	3表 着火物
別表第4	(略)
別表第5	(略)
別表第6	火災報告突合表
別表第7	(略)
第1号様式	(その1) 火災報告
	(その2) 火災報告
	(その3) 死者の調査表
第2号様式	(略)
第3号様式	(その1) 火災四半期報
	(その2) 火災四半期報
	(その3) 火災四半期報

火災報告取扱要領新旧対照表

新	旧					
<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災の定義 「火災」とは、人の意図に反して発生し ----- (中略) ----- これと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 火災の種別 (1)(2) (略)</p> <p>(3) 車両火災 「車両火災」とは、次に区分する自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。 ア 「自動車車両」とは、イの鉄道車両以外の車両で、原動機によって運行することができる車両をいう。 イ 「鉄道車両」とは、鉄道事業法(昭和61年法律第92号)における旅客、貨物の運送を行うための車両又はこれに類する車両をいう。</p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>(6) その他の火災 「その他の火災」とは、(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災(空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積場、軌道敷、電柱類等の火災)をいう。</p> <p>7 爆発 (1) 「爆発」は、人の意図に反して発生し又は拡大した爆発現象をいう。 (2) 「爆発現象」は、爆発のうち化学的変化による爆発の1つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱を発生し、爆鳴・火炎及び破壊作用を伴う現象をいう。</p> <p>8 報告の種類及び提出期限 (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおりとする。</p>	<p>第1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 火災の定義 「火災」とは、人の意図に反して発生し ----- (中略) ----- これと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 火災の種別 (1)(2) (略)</p> <p>(3) 車両火災 「車両火災」とは、原動機によって運行することができる車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。</p> <p>(4)(5) (略)</p> <p>(6) その他の火災 「その他の火災」とは、(1)から(5)までに掲げる火災以外の火災をいう。</p> <p>7 報告の種類及び提出期限 (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおりとする。</p>					
<table border="1"> <tr> <td>報告の種類</td> <td>市町村の提出期限</td> <td>都道府県の提出期限</td> <td>様式</td> <td>都道府県の提出部数</td> </tr> </table>	報告の種類	市町村の提出期限	都道府県の提出期限	様式	都道府県の提出部数	
報告の種類	市町村の提出期限	都道府県の提出期限	様式	都道府県の提出部数		

火災報告 (01～06 表)	都道府県 の定める 日	1年分を取り まとめて翌年 2月末日	第1号様 式(その 1、その2 )	1部
死者の調 査表 (07表)	都道府県 の定める 日	四半期分を取 りまとめ5月 ・8月・11月 ・2月の19日	第1号様 式(その 3)	1部
火災詳報	都道府県 の指示す る日	消防庁長官の 指示する日	第2号様 式	2部
火災四半 期報	都道府県 の定める 日	四半期分を取 りまとめ5月 ・8月・11月 ・2月の19日 、訂正分は15 日	第3号様 式	1部

(2)、(3) (略)

(4) 火災四半期報は、提出期限内に原則として ----- (中略)  
----- 必要がないものとする。

報告の種 類	市町村の 提出期限	都道府県の提 出期限	様 式	都道府県の 提出部数
火災報告	都道府県 の定める 日	1年分を取り まとめて翌年 2月末日	第1号様 式	1部
火災詳報	都道府県 の指示す る日	消防庁長官の 指示する日	第2号様 式	2部
火災月報	都道府県 の定める 日	毎月分を取り まとめ翌月19 日、訂正分 については毎月 15日	第3号様 式	1部

(2)、(3) (略)

(4) 火災月報は、提出期限内に原則として ----- (中略)  
----- 必要ないものとする。

第2 火災報告  
火災報告(第1号様式その1～3  
)は、1火災ごとに別葉とし、列番  
号別の記載要領は次に定めるところ  
による。

1 (略)

2 (略)

3 01表

(1)、(2) (略)

(3) 爆 発

爆発現象により、建物等の損害が  
発生したが焼き損害がなかった場合  
「1」を記入する。

第2 火災報告  
火災報告(第1号様式)は、1火  
災ごとに別様とし、その記載要領は  
次に定めるところによる。

1 (略)

2 (略)

3 01表

(1)、(2) (略)

〔例示〕プロパンガスが煮物のふきこぼれによりたち消えて室内に滞留し、何らかの原因で引火爆発したことで天井、窓ガラス等が破損したが、建物等の焼き損害はなかった。

(4)～(8) 出火時刻

消防機関が火災になった -----  
(中略) ----- 混同しないように注意すること。

〔例示〕平成5年1月15日24時  
8分

(4) (5) (6) (7) (8)				
出 火 時 刻				
年	月	日	時	刻
<sup>20</sup> 0 5	<sup>22</sup> 0 1	<sup>24</sup> 1 5	<sup>26</sup> 0 0	<sup>28</sup> 0 8

平成5年2月で日、時、分が不明

(4) (5) (6) (7) (8)				
出 火 時 刻				
年	月	日	時	刻
<sup>20</sup> 0 5	<sup>22</sup> 0 2	<sup>24</sup> 9 9	<sup>26</sup> 9 9	<sup>28</sup> 9 9

(9)～(12) 覚知時刻 (略)

(13)～(16) 救助開始時刻

火災現場で、救助活動を実施した場合の救助開始時刻をいう。ただし、救助活動がない場合は空欄とする。

(注) 救助活動には、要救助者有無の確認活動を含むものである。

(17)～(24) 放水開始時刻

火災現場で常備消防隊、消防団が筒先から放水を開始した時刻をいう。ただし、放水がない場合は空欄とする。

(25)～(28) 火勢鎮圧時刻

火勢が消防隊の制ぎょ下に入り、拡大の危険がなくなったと現場の最高指揮者が認定した時刻をいう。ただし、放水がない場合は空欄とする。

(29)～(32) 鎮火時刻 (略)

(33) 覚知方法 (略)

(34) 初期消火器具

主として使用した器具を次表により番号を記入する。また、火災鎮圧に主として効果があった器具の場合、次表の番号に「50」を加えた番号を記入する。ただし、

(3)～(7) 出火時刻

消防機関が火災になった -----  
(中略) ----- 混同しないように注意すること。

(8)～(11) 覚知時刻 (略)

(12)～(14) 放水開始時刻

火災現場で消防隊が筒先から放水を開始した時刻をいう。

(15)～(17) 火勢鎮圧時刻 (略)

(18)～(20) 鎮火時刻 (略)

(21) 覚知方法 (略)

(22) 初期消火器具

主として使用した器具を次表により番号を記入する。

初期消火なしの場合は空欄とする。

初期消火器具区分	初期消火器具番号
水 バ ケ ツ	1 1
(中略)	(中略)
動力消防ポンプ設備	3 9
水道、浴槽、汲み置き等の水をかけた	4 1
寝具、衣類等をかけた	4 2
もみ消した	4 3
そ の 他	4 4

〔例示〕

粉末消火器を使用し、初期消火に成功した場合「76」を記入する。

(35)(36) 放水したポンプ台数

実際に放水して消火活動に従事したポンプ（中継ポンプを含む。）の台数をいい、常備消防隊、消防団についてそれぞれ記入する。ただし、放水がない場合は空欄とする。

(37)(38) 主として使用した水利

主として使用した水利を次表の番号により常備消防隊、消防団についてそれぞれ記入する。ただし、使用しなかった場合は空欄とする。

主として使用した水利区分	主として使用した水利番号
消 火 栓	1 1
(中略)	(中略)
下 水 道	1 9
積 載 水	2 0
そ の 他	9 1

(39)(40) 出動延べ人員 (略)

(41)(42) 最寄消防機関からの距離 (略)

(43) 用途地域

用途地域は、出火した場所を都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号により定められた地域を次表により記入する。

（注）平成9年1月1日から適用する。

用途地域区分	用途地域番号
第1種低層住居専用地域	1

初期消火器具区分	初期消火器具番号
水 バ ケ ツ	1 1
(中略)	(中略)
動力消防ポンプ設備	3 9
そ の 他	9 1
初期消火なし	9 2

(23) 放水したポンプ台数

実際に放水して消火活動に従事したポンプ（中継ポンプを含む。）の台数を記入する。

(24) 主として使用した水利

主として使用した水利を次表により記入する。

主として使用した水利区分	主として使用した水利番号
消 火 栓	1 1
(中略)	(中略)
下 水 道	1 9
そ の 他	9 1
使 用 な し	9 2

(25)(26) 出動延べ人員 (略)

(27)(28) 最寄消防機関からの距離 (略)

(29) 用途地域 (略)

用途地域区分	用途地域番号
第1種住居専用地域	1
第2種住居専用地域	2

第2種低層住居専用地域	2
第1種中高層住居専用地域	3
第2種中高層住居専用地域	4
第1種住居地域	5
第2種住居地域	6
準住居地域	7
近隣商業地域	8
商業地域	9
準工業地域	10
工業地域	11
工業専用地域	12
指定のない地域	13

住居地域	3
近隣商業地域	4
商業地域	5
準工業地域	6
工業地域	7
工業専用地域	8
指定のない地域	9

(注)平成8年12月31日までの間、次表を適用する。

用途地域区分	用途地域番号
第1種住居専用地域	1
第2種住居専用地域	2
住居地域	3
近隣商業地域	4
商業地域	5
準工業地域	6
工業地域	7
工業専用地域	8
指定のない地域	9

(44) 防火地域 (略)

(30) 防火地域 (略)

(45) 特別防災区域(石油コンビナート等特別防災区域) (略)

(31) 特別防災区域(石油コンビナート等特別防災区域) (略)

(46) 市街地等

消防力の基準(昭和36年消防庁告示第2号)第2条に定める市街地、密集地について記入する。

地域区分	区分番号
市街地	1
密集地	2
その他	3

(47) 少量危険物等

少量危険物貯蔵取扱施設、指定可燃物について、火元建物に市町村条例で貯蔵取扱の届出義務が課せられる規模の施設がある場合、次表により記入する。ただし、該当しない場合空欄とする。

施設区分	施設番号
少量危険物貯蔵取扱所	1
指定可燃物	2
その他	3

(48) 業態（火元の業態）  
 （略）  
 別表第2 別紙のとおり

(32) 業態（火元の業態）  
 （略）  
 別表第2 別紙のとおり

(49) 用途（火元の用途） （略）

(33) 用途（火元の用途） （略）

(50) 防火対象物等（車両）の区分  
 了 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる対象物を次の区分番号により記入する。

(34) 防火対象物の区分  
 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる対象物を次の区番号により記入する。

防火対象物の指定区分	防火対象物の指定区分番号
(1) イ	1 1
(1) ロ	1 2
(2) イ	1 3
(2) ロ	1 4
(3) イ	1 5
(3) ロ	1 6
(4)	1 7
(5) イ	1 8
(5) ロ	1 9
(6) イ	2 1
(6) ロ	2 2
(6) ハ	2 3
(7)	2 4
(8)	2 5
(9) イ	2 6
(9) ロ	2 7
(10)	2 8
(11)	2 9
(12) イ	3 1
(12) ロ	3 2
(13) イ	3 3
(13) ロ	3 4
(14)	3 5
(15) 官 公 署	3 6
(15) 事 務 所	3 7
(15) そ の 他	3 8
(16) イ	3 9
(16) ロ	4 1
(16の2) 指定地下街	4 2
(16の2) その他の地下街	4 3
(16の3)	4 4
(17)	4 5
(18)	4 6
(19)	4 7
(20)	4 8

(注) (7) 1 5 項の防火対象物が官公署、事務所等に  
 分かれている場合は、その主たる部分の番号  
 を記入する。

(イ) 1 6 項の2の「指定地下街」とは、消防長  
 若しくは消防署長又は市町村長が消防法第8  
 条の2の規定により指定したものをいう。

防火対象物の指定区分	防火対象物の指定区分番号
------------	--------------

(1)イ	劇場、映画館、演芸場又は観 覧場	1 1
(1)ロ	公会堂又は集会場	1 2
(2)イ	キャバレー、カフェー、ナイ トクラブその他これらに類す るもの	1 3
(2)ロ	遊技場又はダンスホール	1 4
(3)イ	待合、料理店その他これらに るいするもの	1 5
(3)ロ	飲食店	1 6
(4)	百貨店、マーケットその他の 物品販売業を営む店舗又は展 示場	1 7
(5)イ	旅館、ホテル又は宿泊所	1 8
(5)ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	1 9
(6)イ	病院、診療所又は助産所	2 1
(6)ロ	老人福祉施設、有料老人ホー ム、救護施設、更生施設、児 童福祉施設（母子寮及び児童 更生施設を除く。）身体障害 者更生援護施設（身体障害者 を収容するものに限る。）又 は精神薄弱者援護施設	2 2
(6)ハ	幼稚園、盲学校、聾学校又は 養護学校	2 3
(7)	小学校、中学校、高等学校、 高等専門学校、大学、専修学 校、各種学校その他これらに 類するもの	2 4
(8)	図書館、博物館、美術館その 他これらに類するもの	2 5
(9)イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、 熱気浴場その他これらに類す るもの	2 6
(9)ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公 衆浴場	2 7
(10)	車両の停車場又は船舶若しく は航空機の発着場（旅客の乗 降又は待合いの用に供する建 築物に限る。）	2 8
(11)	神社、寺院、教会その他これ らに類するもの	2 9
(12)イ	工場又は作業場	3 1
(12)ロ	映画スタジオ又はテレビスタ ジオ	3 2
(13)イ	自動車車庫又は駐車場	3 3
(13)ロ	飛行機又は回転翼航空機の格 納庫	3 4
(14)	倉庫	3 5
(15)	官 公 署	3 6
(15)	事 務 所	3 7
(15)	そ の 他	3 8
(16)イ	複合用途防火対象物のうち、 その一部が(1)項から(4)項ま で、(5)項イ、(6)項又は(9)項 イに掲げる防火対象物の用途 に供されているもの	3 9
(16)ロ	イに掲げる複合用途防火対象 物以外の複合用途防火対象物	4 1
(16の2)	地下街（地下の工作物内	4 2



指定地下街 (16の2) その他 の地下 街	に設けられた店舗、事務所その他これらに類する施設で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう（消防法第8条の2第1項。）	4 3
(16の3)	建築物の地階（(16の2)項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	4 4
(17)	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）の規定によって重要美術品として認定された建造物	4 5
(18)	延長50メートル以上のアーケード	4 6
(19)	市町村長の指定する山林	4 7
(20)	自治省令で定める舟車	4 8

(注) (7) 15項の防火対象物が官公署、事務所等に分かれている場合は、その主たる部分の番号を記入する。

(イ) 16項の2の「指定地下街」とは、消防長若しくは消防署長又は市町村長が消防法第8条の2の規定により指定したものをいう。

イ 車両火災の区分

車両火災の場合、自動車車両、鉄道車両に区分して次表により記入する。

車 両 区 分	区分番号
自 動 車 車 両	6 1
鉄 道 車 両	6 2

[例示] 鉄道車両：普通鉄道、地下鉄、モノレール、案内軌条式鉄道、ケーブルカー、ロープウェー、トロリーバス

(51) 出火箇所 (略)

(52)(53)(54) 出火原因

出火原因は次のとおり区分し、それぞれについて別表第3により分類番号を記入する。

別表第3 1表 発火源  
別表第3 2表 経過

(35) 出火箇所 (略)

(36)(37)(38) 出火原因

出火原因は、次のとおり区分し、それぞれについて別表第3により分類番号を記入する。

発火源  
経過

別表第3 3表 着火物

〔例示〕 都市ガスこんろで煮物をして  
ていたが、来客のためその場を離  
れていた間に、掛けてあった「ふ  
きん」が落ちてこんろの火に触れ  
て着火し、さらに付近のカーテン  
に燃え広がった。

(52) (53) (54)

出 火 原 因		
発 火 源	経 過	着 火 物
5.4	5.8	6.0
2 1 0 1	4 2	2 5 4

なお、出火原因が「不明（調査中を  
含む。）」の場合は「9」を1桁記入す  
る。

(52) (53) (54)

出 火 原 因		
発 火 源	経 過	着 火 物
5.4	5.8	6.0
9	9	9

(55) 天気 (略)

(56) 風向 (略)

(57) 風速 (略)

(58)(59) 気温 (略)

(60) 相対湿度  
湿度は、相対湿度を記入する。ま  
た、不明の場合には999を記入す  
る。（小数点以下の端数があるとき  
は、これを四捨五入する。）

(61) 積雪  
火災現場付近の道路上の積雪の深  
さによる。（センチメートル未満の  
端数があるときは、これを四捨五入  
する。）ただし、不明の場合は99  
9を記入する。

(62) 火災警報 (略)

(63)～(92) 火元建物のり災前の状況  
火元が建物の場合に記入し、建物  
以外の場合は空欄とする。

(63) 工事の状況  
火元建物が新築工事、改修工事、  
補修工事等の工事期間中であるとき  
に発生した火災（工事に起因した火  
災）の場合、次表により記入する  
。ただし、該当なしの場合は空欄と  
する。

（注）工事に起因した火災とは、工

着火物

(39) 天気 (略)

(40) 風向 (略)

(41) 風速 (略)

(42)(43) 気温 (略)

(44) 相対湿度  
湿度は、相対湿度を記入する。湿  
度100%の場合には99と記入する  
。また、不明の場合には、00を記  
入する。（小数点以下の端数がある  
ときは、これを四捨五入する。）

(45) 積雪  
火災現場付近の道路上の積雪の深  
さによる。（センチメートル未満の  
端数があるときは、これを四捨五入  
する。）

(46) 火災警報 (略)

事を行っていることにより当該火災が発生若しくは拡大し、又は避難等に支障をきたしたと考えられるもの。

工事場所の区分	区分番号
出火場所	1
出火場所を含む防火区画内	2
出火区画以外	3

(64) 構造  
(略)

(65)(66) 階数  
(略)

(67) 建築面積  
(略)

(68) 延べ面積  
(略)

(69)(70) 防火管理者、消防計画  
消防法第8条及び第8条の2に該当する場合に記入する。  
ただし、該当しない場合は「防火管理者」欄及び「消防計画」欄は空欄とする。

(69) 防火管理者  
消防法第8条第1項に規定する防火管理者が選任されており、消防長又は消防署長への届出がなされていた場合は「1」、選任されていたが届出がなされていない場合は「2」、選任義務があるにもかかわらず未選任の場合は「3」を記入する。この場合1つの防火対象物で管理権原が複数に分かれているものにおいては、その全ての権原ごとに防火管理者が選任されている場合(全ての権原者が同一人を防火管理者として共同選任している場合を含む。)のみ選任ととらえると同時に一部の権原者のみ選任している場合においては「4」を記入する。

防火管理者区分	区分番号
選任(届出済)	1
選任(未届出)	2
未選任	3
一部未選任	4

(70) 消防計画  
防火管理者が選任され、消防法第8条第1項に規定する消防計画が法令規定のとおり適正な内容で作成さ

(47) 構造(火元建物のり災前の状況)  
(略)

(48)(49) 階数(火元建物のり災前の状況)  
(略)

(50) 建築面積(火元建物のり災前の状況)  
(略)

(51) 延べ面積(火元建物のり災前の状況)  
(略)

れており、かつ、消防長又は消防署長に届出がなされている場合は「1」、適正な内容で作成されているが未届けの場合は「2」、作成され届出がなされているが、計画の内容に不適当な部分がある場合には「3」、作成されているが、未届けで内容に不適当な部分がある場合には「4」と記入する。この場合は1つの防火対象物で管理権原が複数あるものについては、その全ての権原ごとに作成されているもの（全ての権原者が共同して作成しているものを含む。）のみ作成済ととらえるものとする。管理権原が複数となっている防火対象物で当該防火対象物のいずれかの管理権原に属する部分について消防計画が作成されていない場合は「5」、防火管理者は選任されているが、消防計画が未作成の場合は「6」を記入する。

消防計画区分	区分番号
作成（選任、内容適正、届出済）	1
作成（選任、内容適正、未届出）	2
作成（選任、内容不適正、届出済）	3
作成（選任、内容不適正、未届出）	4
未作成（権原複数、一部未作成）	5
未作成（選任済）	6

（注）防火管理者未選任で消防計画未作成の場合は防火管理者「3」、消防計画「0」と記入する。

(71)(72) 避難誘導、消火訓練

消防法第8条及び第8条の2に該当する防火対象物の場合に記入する。ただし、該当しない場合は「避難誘導」欄及び「消火訓練」欄は空欄とする。

(71) 避難誘導

消防法第8条第1項により防火管理者を選任しなければならないもので、火災発生日以前の1年以内に避難誘導訓練を2回以上行った場合は「1」、1回のみ実施している場合は「2」と記入する。管理権原が分割されている防火対象物の場合には、全ての管理権原に属する部分を含む訓練を火災発生日以前の1年以内に2回以上行った場合は「3」、1回のみ行っている場合は「4」、一部が含まれない形態で訓練を2回以上行った場合は「5」、一部が含ま

れない形態で訓練を1回のみ行った場合は「6」、いずれの形態でも訓練を全く行っていない場合は「7」を記入する。

訓練回数区分	区分番号
実施（2回以上）	1
実施（1回のみ）	2
実施（管理権原複数）	3
実施（権原複数、1回のみ）	4
実施（権原複数、一部含まない）	5
実施（1回のみ、権原複数、一部含まない）	6
全く実施していない	7

(72) 消火訓練

消防法第8条第1項により防火管理者を選任しなければならないもので、火災発生日以前の1年以内に消火訓練を2回以上行った場合は「1」、1回のみ実施している場合は「2」と記入する。管理権原が分割されている防火対象物の場合には、全ての管理権原に属する部分を含む訓練を火災発生日以前の1年以内に2回以上行った場合は「3」、1回のみ行っている場合は「4」、一部が含まれない形態で訓練を2回以上行った場合は「5」、一部が含まれない形態で訓練を1回のみ行った場合は「6」、いずれの形態でも訓練を全く行っていない場合は「7」を記入する。

訓練回数区分	区分番号
実施（2回以上）	1
実施（1回のみ）	2
実施（管理権原複数）	3
実施（権原複数、1回のみ）	4
実施（権原複数、一部含まない）	5
実施（1回のみ、権原複数、一部含まない）	6
全く実施していない	7

(73) 共同防火管理

消防法第8条の2該当対象物で、共同防火管理に関する協議事項が定められ、法令に従って共同防火管理が行われているものにあつては「1」、協議事項は定められているが、共同防火管理に関し一部不備の場合は「2」、全く共同防火管理が行われていない場合は「3」、消防法第8条の2の規定が適用されない防火対象物にあつては空欄とする。

共同防火管理	区分番号
協議事項制定、共同防火管理実施	1
協議事項制定、共同防火管理一部不備	2
全く行われていない	3

(74) 適マーク

防火基準適合表示制度に基づく表示対象物について、次表により記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

表示対象区分	区分番号
適マーク交付あり	1
適マーク交付なし	2

(75) 防災物品

防災物品の使用について（出火室について）次表のうち該当する番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

防災物品の使用区分		区分番号
義務あり	未使用	1
	一部未使用	2
	全部使用	3
	不明	4
義務なし	一部使用	5
	全部使用	6

(76)～(92) 消防用設備等の設置状況。

住宅防火対策

ア 消防用設備等の設置状況

- (76) 消火器具
- (77) 屋内消火栓設備
- (78) スプリンクラー設備
- (79) 水噴霧・泡・二酸化炭素・ハロゲン化物・粉末消火設備
- (80) 屋外消火栓設備
- (81) 動力消防ポンプ設備
- (82) 自動火災報知設備
- (83) 漏電火災警報器
- (84) 非常警報器具・非常警報設備
- (85) 避難器具
- (86) 誘導灯・誘導標識
- (87) 消防用水
- (88) 連結送水管
- (89) 排煙設備
- (90) 連結散水設備
- (91) 非常コンセント設備
- (92) 無線通信補助設備

以上の各設備については、防火

対象物が消防法第17条第1項に該当する場合、各消防設備の設置状況について、次表により記入すること。ただし、該当しない場合空欄とする。

	設置状況	使用の状況	区分番号
政令による 設置対象	有	有	1
		無	2
	無		3
政令による 設置対象外	有	有	4
		無	5

イ 住宅防火対策

- (76) 住宅用消火器
- (78) 住宅用スプリンクラー設備
- (79) 簡易消火用具
- (80) 簡易自動消火装置
- (81) 住宅用火災警報器
- (82) 住宅用自動火災報知設備
- (89) 寝具類
- (90) 衣服類
- (91) カーテン・布製ブラインド
- (92) じゅうたん等

上記の住宅用防災機器の設置状況は、専用住宅、共同住宅の住戸及び併用住宅の住宅部分から出火した火災について、次表により記入すること。ただし、該当しない場合は空欄とする。

なお、(89)～(92)の防災物品の場合は出火室について記入する。

住宅防火対策		区分番号
設置状況	使用状況	
有	有	6
	無	7

4

02表

(1)(2) 出火階数

火元が建物である場合に、当該火災の出火した部分の階数を該当する欄に記入する。ただし、不明の場合は空欄とする。

(3) 焼損程度（火元建物の損害状況）

焼損の程度は、次のとおり区分し、次表により記入する。なお、01表(3)「爆発」欄が「1」の場合は空欄とする。

(52)(53) 出火階

火元が建物である場合に、当該火災の出火した部分の階数を該当する欄に記入する。

(54) 焼損程度（火元建物の損害状況）

焼損の程度は、次のとおり区分し、次表により記入する。

ア 全焼 (略)

イ 半焼 (略)

ウ 部分焼  
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント以上20パーセント未満のものをいう。

エ ぼや  
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の10パーセント未満であり焼損床面積が1平方メートル未満のもの、建物の焼き損害額が火災前の評価額の10パーセント未満であり焼損表面積が1平方メートル未満のもの、又は収容物のみ焼損したものをいう。

焼 損 区 分	焼損番号
全 焼	1
半 焼	2
部 分 焼	3
ぼ や	4

(4) 火元建物の焼損床面積  
建物の焼損が立体的に及んだ場合は、焼損したことによって機能が失われた部分の床面積を算出し、平方メートルで記入する。ただし、01表(3)「爆発」欄が「1」の場合空欄とする。

(注) 機能が失われた部分の床面積とは、その空間の床又は天井とその空間を構成している表面との2面以上の焼損があった表面で囲まれる部分の床面積をいう。

(5) 火元建物の焼損表面積  
建物の焼損が部分的である場合(立体的に焼損が及ばなかった場合)、例えば内壁、天井、床板等部分的なものを内壁何平方メートルと算出し、平方メートルで記入する。ただし、01表(3)「爆発」欄が「1」の場合空欄とする。

(6)~(10) 延焼による焼損棟数  
次により記入する。ただし、01表(3)「爆発」欄が「1」の場合空欄とする。

ア (略)  
イ (略)

(11) 区画  
防火区画等を貫通して延焼した場

ア 全焼 (略)

イ 半焼 (略)

ウ 部分焼  
建物の焼き損害額が火災前の建物の評価額の20パーセント未満のもの又は建物の収容物のみ焼損したものをいう。

焼 損 区 分	焼損番号
全 焼	1
半 焼	2
部 分 焼	3

(55) 火元建物の焼損面積  
焼損したことにより建物としての機能が失われた部分について、延べ面積の要領により算定した面積を記入する。

(56)~(59) 延焼による焼損棟数

ア (略)  
イ (略)



合に、区画の種類を次表により記入する。ただし、該当しない場合又は01表(3)「爆発」欄が「1」の場合は空欄とする。

区 画 区 分	区分 番号
防火区画（建築基準法施行令第112条）	1
防火壁（建築基準法施行令第113条）	2
共同住宅の特例区画	3
消防法施行規則第13条の区画	4
界壁等（建築基準法施行令第114条）	5

(12)～(15) り災世帯数

(り災世帯数の算定方法)

ア 一般世帯又は施設等の世帯については、国勢調査の例に準じてり災世帯数を算出する。

イ (略)

(り災程度) (略)

(16) り災人員

ア 一般世帯がり災した場合には、当該世帯の全ての人員をり災人員とする。ただし、共同住宅の共用部分のみり災した場合には、り災人員を計上しない。

イ 施設等の世帯がり災した場合には、被害を受けた「へや」に居住する人員又は実際に火災損害を受けた人員のみをり災人員とする。

(17)～(22)、(23)～(36) 死者数及び負傷者数

ア (略)

イ 火災により負傷した後48時間以内に死亡した者は、火災による死者とする。

ウ 死者数及び負傷者数は、次のとおり区分する。なお、負傷者数のうちで火災に起因する原因により48時間を経過して30日以内に死亡した者の数を「30日死者」として記入する。

- ・ 消防吏員
- ・ 消防団員
- ・ 応急消火義務者
- ・ 消防協力者

(60)～(63) り災世帯数 (略)

ア 普通世帯又は準世帯については、国勢調査の例に準じてり災世帯数を算出する。

(り災程度) (略)

(64) り災人員

ア 普通世帯がり災した場合には、当該世帯の全ての人員をり災人員とする。ただし、共同住宅の共用部分のみり災した場合には、り災人員を計上しない。

イ 準世帯がり災した場合には、被害を受けた「へや」に居住する人員又は実際に火災損害を受けた人員のみをり災人員とする。

(65)～(68)、(69)～(72) 死者数及び負傷者数

ア (略)

イ 火災により負傷した後48時間以内に死亡した者は、火災による死者とする。

ウ 死者及び負傷者は、次のとおり区分する。

- 消防吏員
- 消防団員
- その他の者

・その他の者（自損を含む。）

(37)～(53) 損害額  
（火災損害の意義）  
ア （略）

イ 火災損害は、焼き損害、消火損害又は爆発損害に区分する。

(7) （略）

(1) （略）

(ウ) 「爆発損害」とは、爆発現象の破壊作用により受けた前記(7)(1)以外の損害をいう。

・損害額の算出方法 （略）

(43) 焼損面積（林野の損害状況）  
（略）

(45)、(47)、(49) 車両、船舶、航空機の焼損数  
（略）

(51)～(53) 爆発の損害状況  
爆発現象の破壊作用により受けた破損等の損害を記入する。

(52) 損害棟数  
爆発現象の破壊作用により破損等の損害のあった建物棟数を記入する。

(53) 車両等数  
爆発現象の破壊作用により破損等の損害のあった自動車車両、鉄道車両、船舶、航空機の台（隻、機等）数を記入する。

(54)～(61) 延焼区分等

ア 他市区町村へ延焼させた市区町村の記入方法

(54) 「延焼区分番号」は「1」を記入する。

(55) 出火、都道府県 -----（中略）----- 同一のコードを記入する。

(56)(58)(60) 延焼、都道府県 -----（中略）----- コードを記入する。

(57)(59)(61) 火災番号は -----（中略）----- 附せんをはる。

(73)～(77) 損害額  
（火災損害の意義）  
ア （略）

イ 火災損害は、焼き損害と消火損害に区分する。

(7) （略）

(1) （略）

（損害額の算出方法） （略）

(78) 焼損面積（林野の損害状況）  
（略）

(80)、(82)、(84) 車両、船舶、航空機の焼損数  
（略）

(86)～(93) 延焼区分等

ア 他市区町村へ延焼させた市区町村の記入方法

(86) 「延焼区分番号」は1を記入する。

(87) 出火、都道府県 -----（中略）----- 同一のコードを記入する。

(88)(90)(92) 延焼、都道府県 -----（中略）----- コードを記入する。

(89)(91)(93) 火災番号は -----（中略）----- 附せんをはる。

イ (略)

(54) (略)

(55) 出火、都道府県、市区町村コードには、延焼させた市区町村の都道府県、市区町村コードを記入し、(56)～(61)は空欄とする。

削除

イ (略)

(86) (略)

(87) (略)

4

02表

(1)～(48) 建物の損害額及び焼損面積  
建物の損害額及び焼損面積については、次表により区分し、該当する区分番号を記入する。

区 分	区分 番号
居住専用建築物	1 1
居住・農林水産業併用建築物	2 1
居住・鉱工業併用建築物	2 2
居住・商業併用建築物	2 3
居住・公益事業併用建築物	2 4
居住・サービス業併用建築物	2 5
居住・教育併用建築物	2 6
居住・公務併用建築物	2 7
その他の居住・産業併用建築物	2 9
農林水産業用建築物	3 1
鉱工業用建築物	3 2
商業用建築物	3 3
公益事業用建築物	3 4
サービス業用建築物	3 5
教育用建築物	3 6
公務用建築物	3 7
分類不能産業用建築物	3 8

(注1) 産業の複合する建築物については、当該建築物を占有する2種以上の産業をそれぞれ定める欄に1と記入する。

[例示] 農林水産業と商業が複合する建築物

(注2) 居住部分と複数の異なる産業部分が存在する建築物で、当該居住部分が全体延べ面積の20パーセント以上を占める建築物については29を使用して損害状況を記入する。

5

03表

負傷者の負傷程度

(1)～(7) 負傷者の区分及び負傷程度

ア 負傷者の区分は次のとおりとする。この場合その他の者（自損）とは、放火自殺（心中を含む。）行為により負傷した者を記入する。

- ・消防吏員
- ・消防団員
- ・応急消火義務者
- ・消防協力者
- ・その他の者（自損を含む。）

イ 負傷程度は次のとおり区分する。

- ・「重症」とは、傷病の程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものをいう。
- ・「中等症」とは、傷病の程度が重症又は軽症以外のもをいう。
- ・「軽症」とは、傷病の程度が入院加療を必要としないものをいう。

6 04表 負傷者の避難方法

(1)～(7) 負傷者の避難方法を次のとお区分し、年齢層（0～5歳、6～64歳、65歳～）別にその数を記入する。

ア 自力避難

- ・「施設」とは、器具以外の施設により避難した負傷者の数を記入する。
- ・「器具」とは、消防法施行令第25条第2項に掲げる避難器具により避難した負傷者の数を記入する。
- ・「その他」とは、施設、器具以外により避難した負傷者の数を記入する。

イ 消防隊による救助

ウ 避難の必要なし

エ その他

7 05表 負傷者の性別年齢区分

(1)～(18) 負傷者の性別年齢区分  
負傷者を5歳区分の年齢層で男女の性別に記入する。

8 06表 負傷者の受傷原因

(1)～(16) 負傷者の受傷原因  
負傷者の受傷原因を、受傷時の状況、年齢層（0～5歳、6～64歳、65歳～）別にその数を記入する。

ア 受傷原因の区分を次のとおりとする。

- ・火災にあおられる、高温の物質に接触

- ・煙を吸う
- ・飛散物、擦過
- ・放射熱
- ・飛び降り
- ・その他

イ 受傷時の状況を次のとおり区分する。

- ・消火中
- ・避難中
- ・就寝中
- ・作業中
- ・その他

第3 07表 死者の調査表

この調査表は、死者の発生した火災について死者1名ごとに記入し、四半期ごとに取りまとめ、当期分（1～3月、4～6月、7～9月、10～12月）をそれぞれ5月、8月、11月、2月に提出する。なお、本表は電算用に保存し、予防課へはその複写したものを提出するものとする。

1 死者番号及び検査数字記入要領

- (1) この死者番号は、都道府県が死者1名ごとに整理番号を記入する欄である。整理番号は、各都道府県における年ごとの「死者の調査表」の一連番号で死者発生順に番号を付するものである。また、記入については、誤りのないようにするため、必ず検査数字表（別表第5）に従って死者番号を記入すること。
- (2) 検査数字は、第1桁から第5桁までの数字（第1桁は9）-----（中略）----- 下1桁の数字を検査数字とする。

〔例示〕 (略)

2 列番号別記入要領

第2火災報告に基づくほか、次に定めるところによる。

- (7) 都道府県名、市区町村名  
調査表を作成する市区町村が記入する。この場合、都道府県名も必ず記入する。
- (4) 火災報告の火災番号  
第2火災報告で記入した火災番号を記入する。
- (5)(6) 調査表枚数  
当該火災による死者が2名以上の場合、調査表の総枚数と、各調査表の順番号を記入する。

〔例示〕

死者3人の場合 調査表3枚

1 枚目

(5) (6)

調 査 表 枚 数

枚	枚のうち
26 1	29 3

2枚目

(5)		(6)	
調査表		枚数	
枚	枚のうち	枚	枚のうち
26 2	29 3		

3枚目

(5)		(6)	
調査表		枚数	
枚	枚のうち	枚	枚のうち
26 3	29 3		

なお、死者1名の場合は、

(5)		(6)	
調査表		枚数	
枚	枚のうち	枚	枚のうち
26 1	29 1		

(7) 死者の区分

死者について、第2火災報告(17)～(22)死者数に該当する場合「1」、(24)、(26)、(28)、(30)、(32)、(34)、(36)負傷者数(30日死者)に該当する場合「2」を記入する。

(8) 死者の発生した火災の種別

死者の発生した火災の種別は、第2火災報告3の(2)により分類して記入する。なお、種別が2以上複合する場合には損害額の多少にかかわらず死者の発生した方の火災の種別を記入する。

(9) 出火者

当該火災の出火の行為者について、次表のうち該当する番号を記入する。

出火者区分	区分番号
本人	1
他人	2
不明	9

「死者の発生した建物等」

(10) 火元・類焼

死者の発生した建物が当該火災の火元であるか、類焼によるものであるかにより、次表により該当する番号を記入する。

区分	区分番号
火元	1
類焼	2
建物外	3

(11)～(45) 死者の発生した建物等

死者の発生した建物等について、  
第2火災報告の記載要領に基づき記  
入する。

(46) 死者の年齢、(47)性別

死者の年齢を記入する。性別につ  
いては、次表のうち該当する番号を  
記入する。なお、年齢が不明の場合  
は999を記入する。

性別区分	区分番号
男	1
女	2
不明	9

(48) 死者の職業

職業については、次表のうち該当  
する番号を記入する。なお、職業が  
重複する場合は、出火時の状況によ  
り判断し記入する。

〔例示〕パートタイムで会社員として  
働いている主婦が家にいて、家事を  
している時に火災により死亡した場  
合は主婦で「5」を記入する。

職業区分	区分番号
会社員・公務員	1
作業員・技術者	2
農林業・漁業	3
サービス・販売・自由業	4
主婦	5
児童・生徒・学生	6
乳幼児	7
その他	8
不明	9
無職	0

(49) 作業中の死亡

出火時死者の行っていた行動を次  
により区分し、次表のうち、該当す  
る番号を記入する。

ア 工作中

消火作業中の消防職員、炊事中  
の主婦等、死者が工作中に火災に  
より死亡した場合。

イ 仕事外

通勤途上に火災により死亡した  
場合も含み、職場にいても勤務時  
間外など業務遂行に直接関係のな  
いときに火災により死亡した場合

。

ウ 在校中

児童・生徒・学生が学校（小・  
中・高・大学・その他）にいる間  
に火災により死亡した場合。

エ 在校外

通学途中、帰宅途中に火災により死亡した場合も含み、児童・生徒・学生が「在校中」以外に火災により死亡した場合。

オ その他

上記アからエまでに掲げる場合以外。

作業中等区分	区分番号
仕事中	1
仕事外	2
在校中	3
在校外	4
その他	5

(50) 火気取扱中

死者が火気を取り扱っており、それが原因で出火した場合、次表のうち該当する番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

出火者区分	区分番号
喫煙中（喫煙後の不始末を含む）	1
暖房器具取扱中（準備中を含む）	2
炊事中（準備中を含む）	3
その他取扱中（後の不始末を含む）	4
不明	9

(51) 死因

次表のうち該当する死因の番号を記入する。

（注）「その他」に該当する場合には「特記事項」欄に具体的な死因を記入すること。

死因区分	区分番号
一酸化炭素中毒・窒息	1
火傷	2
打撲・骨折等	3
自殺	4
その他	5
不明	9

(52) 起床

出火時死者が就寝していたか、起床していたかにより、次表のうち該当する番号を記入する。

区分	区分番号
就寝中	1
起床中	2
不明	9



(53) 飲酒

死者が飲酒していたか否かにより、次表のうち該当する番号を記入する。また、死者が飲酒していた場合にその程度が泥酔の状態であった場合は、次表のうち該当する番号を記入する。

飲 酒 区 分	区分番号
飲 酒 無	1
飲 酒 有	2
泥 酔	3
不 明	9

(54) 傷病

出火時死者が病気であったか否か（負傷していたか否か）により、次表のうち該当する番号を記入する。

傷 病 区 分	区分番号
傷 病 無	1
傷 病 有	2
不 明	9

(55) 寝たきり

機能障害の程度が重く、ほとんど寝たきりの状態であるか否かにより、次表のうち該当する番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

区 分	区分番号
寝 た き り	1
不 明	9

(56) 身体不自由者

死者が身体不自由者であったか否かにより、次表のうち該当する番号を記入する。ただし、該当しない場合は空欄とする。

身体不自由者の区分	区分番号
身 体 障 害 者	1
そ の 他 の 身 体 不 自 由 者	2
不 明	9

(注) 身体障害者とは、身体障害者福祉法第4条に定めるものをいう。

(57) 死者の発生した経過

死者の発生した経過及び理由等について、次表のうち該当する項目の番号を記入する。

(注)

1 死者の発生が放火殺人、放火自殺による場合（自殺の巻き添え、

心中の道づれを含む。) 以外は、「経過別」欄のAからHまでの例示項目のうち該当する番号を記入する。

2 放火殺人、放火自殺(心中を含む。)、放火自殺の巻き添えによる死者は、「経過別」欄のI、J及びKの例示から該当する番号を記入する。

死者の発生した経過			
区分	経過別	理由等	記入番号
殺人・自損行為による死者 心中の道づれ、巻き添えを含む 以外の死者	A 発見が遅れ、気づいた時は、火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの。 (全く気付かなかった場合を含む)	<発見が遅れた理由> 熟 睡	11
		泥 酔	12
		病気・身体不自由	13
		その他	14
	B 判断力に欠け、あるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかつたと思われるもの。	<判断力・体力的条件の要素> 乳幼児(5歳まで)	15
		泥 酔	16
		病気・身体不自由	17
		老 衰	18
		その他	19
	C 延焼拡大が早かつた等のため、ほとんど避難できなかつたと思われるもの。	<逃げる暇がなかつた理由> ガス爆発のため	21
		危険物燃焼のため	22
		その他	23
	D 逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失つたと思われるもの。	<逃げる機会を失つた理由> 狼狽して	24
		持出品・服装に気をとられ	25
		火災をふれまわっているうちに	26
		消火しようとして	27
		人を救助しようとしていて	28
		その他	29
	E 避難行動を起こしているが、逃げ切れなかつたと思われるもの(一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む)	<逃げきれなかつた理由> 身体不自由のため	31
		延焼拡大が早く	32
		逃げ道を間違えて	33
		出入口施錠のため	34
		その他	35
	F 一旦屋外避難後、再進入したと思われるもの。	<進入した理由> 救助・物品搬出のため	36
		消火のため	37
	G 出火時屋外にいて、出火後進入したと思われるもの。	その他	38
		<着衣着火時の状況> 喫 煙 中	39
	H 着衣着火し、火傷(熱傷)あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。	炊 事 中	41
		採暖中(除くたき火)	42
		たき火中	43

	火遊び中	44
	その他の火気取扱中	45
	その他	46
殺人・自損	I 放火自殺（心中の道づれを含む）	47
	J 放火自殺者の巻添者（心中の道づれを除く）	48
	K 放火殺人の犠牲者	49
その他	L A～K以外の経過等	51
	M 不明	99
	N 調査中	99

「出火時死者のいた場所」

(61) 屋内外の別

出火時死者のいた場所で、次表のうち該当する項目の番号を記入する。

屋内外の区分	区分番号
屋内（自宅）	1
屋内（自宅以外）	2
屋外	3
車両	4
船舶	5
航空機	6
不明	9

（注）「自宅」とは、主たる生活の本拠としている場所をいう。

(62)～(64)までは、出火時死者のいた場所が建物内である場合に記入する。

(62)(63)階数

出火時死者がいた場所の存する階数を記入する。

(64) 同別

(62)(63)により記入された階が(58)(59)「火元建物の出火階」に記入された階と同一であるか別であるかにより、次表のうち該当する項目の番号を記入する。

区 分	区分番号
同 別	1
2	
不明	9

(65) 箇所・室等

出火時死者のいた箇所・室等（推定できる場合も含む。）は、別表第7の分類によりその分類番号を記入する。

(66) 同別

上記により記入された箇所・室等が(60)出火箇所として記入された箇所・室等と同一であるか別であるかにより、次表のうち該当する番号を記入する。

区 分	区分番号
同	1

別	2
不明	9

「死者の発生した場所」

「建物内」

(67)～(69)は、死者の発生した場所が建物内である場合に記入する。

(67)(68)階

死者の発生した場所の存する階数を記入する。

(69) 同別

上記により記入した「階数」が「出火時死者のいた場所」の「階数」と同一であるか別であるかにより、次表のうち該当する番号を記入する

区	分	区分番号
	同	1
	別	2
不	明	9

(70) 箇所・室等

死者の発生した箇所・室等は別表第7の分類により、その分類番号を記入する。

(71) 同別

上記により記入した箇所が「出火時死者のいた場所」の「箇所・室等」に記入された箇所と同一であるか別であるかにより、次表のうち該当する番号を記入する。

区	分	区分番号
	同	1
	別	2
不	明	9

「出火時死者のいた建物等と同一の建物等にいた者の数」

「建物内」

(72)～(76)は、出火時死者のいた場所が建物内である場合に記入する。

(72) 同棟（共同住宅の場合は同住戸）

(73) 同室等、(74)死者1人

「同室等」の室等とは、居間、寝室、風呂場等の室又は廊下、階段等の区画部分をいう。「同住戸」の住戸とはアパート、マンション等共同住宅の場合の各入居者の専用部分（住戸）をいう。「同棟」の棟とは屋根、柱、壁等の主要構造部分が独立した建物をいう。棟単位（共同住宅の場合は住戸単位）で死者1人の場合には「死者1人」について、次表のうち該当する番号を記入する。

区	分	区分番号
死	者 1 人	1

該当しない 2

(75) 自宅1人

出火時死者1人であり、いた場所が自宅の場合に、次表のうち該当する番号を記入する。

(注)「家族別棟」の別棟とは原則として同一敷地内の別棟をいうが、同一敷地外の別棟でも隣接している場合にこれを含めること。また、共同住宅の場合は、「家族別棟」を「家族別住戸」と読みかえるものとする。

自宅1人 区分	区分番号
1人暮らし	1
家族別棟	2
家族留守	3

(76) 施錠

死者がいた建物が施錠してあったか否かにより、次表のうち該当する番号を記入する。

施錠の区分	区分番号
施錠無	1
施錠有	2
不明	9

(77) 車両、船舶、航空機

出火時死者のいた場所が、車両、船舶、航空機内である場合に、同車両等内にいた者の人数を記入する。

(78)~(83) 同一建物内での死傷者数

(本人は除く。)

同一の建物内(共同住宅の場合は同一住戸内)、車両、船舶、航空機若しくは場所(屋外)で死亡した者、又は負傷した者の人数を性別に記入する。

(84)~(93) 出火時死者と一緒にいた者

の年齢別

出火時死者のいた建物等と同一の建物等(共同住宅の場合は同一住戸)にいた者の年齢層別に記入する。

「特記事項」

各コード番号中「その他」に該当する場合に具体的に記入する。なお、この場合どの項目について記入したものを必ず列番号で付記する。

(注)コード番号中「不明・9」は調査中も含むものとする。

## 第5 火災四半期報

### 1 火災四半期報の報告要領

(1) 火災四半期報は、当期分（1～3月分、4～6月分、7～9月分、10～12月分）を5月、8月、11月、2月に報告するものとする。

(2) (略)

(3) すでに報告された事項について訂正を要する場合には、当期分報告月の15日までに報告するものとする。

(4) 政令指定都市（東京都特別区を含む。）分については、1月から6月末までの累計及び1月から12月末までの累計をそれぞれ8月19日、翌年2月19日までに火災四半期報の様式で報告するものとする。なお、訂正分の報告は必要としない。

(5) 各期の訂正分の最終提出期限は、翌年2月15日までとする。なお、原則としてその間に火災報告の集計と突合させるものとする。

### 2 火災四半期報の記載要領

火災四半期報（第3号様式）の記載要領は、第2火災報告、第3死者の調査表に基づくほか、次に定めるところによる。なお、「爆発」欄は、第2火災報告3(3)「爆発」に「1」のものについて記入する。

(7) (略)

(イ) 「都道府県名」は、報告を作成した都道府県名を記入する。

(ウ) 「年」は、報告年を記入する。

(エ) 「期分」は、報告期を次により区分する。

- ・第1期 1月から 3月分
- ・第2期 4月から 6月分
- ・第3期 7月から 9月分
- ・第4期 10月から 12月分

(オ) 「訂正回数」とは、報告した火災四半期報の訂正分を報告する場合に記入するものであり、当該期分の訂正分の報告回数を訂正回数とするものである。

(カ) 「訂正個所数」とは、訂正した項目の個所数を記入するものとする。なお、訂正分の報告については、報告済の四半期報表に訂正を要する箇所の数字を判読できる程度に横線で消し、余白に訂正後の数字を記載

## 第4 火災月報

### 1 火災月報の報告要領

(1) 火災月報は、当月分を報告するものとする。

(2) (略)

(3) すでに報告された事項について訂正を要する場合には、毎月15日までに報告するものとする。

(4) 政令指定都市（東京都特別区を含む。）分については、1月から6月末までの累計及び1月から12月末までの累計をそれぞれ7月19日、翌年1月19日までに火災月報の様式で報告するものとする。なお、訂正分の報告は必要としない。

(5) 毎月の訂正分の最終提出期限は、翌年2月15日までとする。なお、原則としてその間に火災報告の集計と突合させるものとする。

### 2 火災月報の記載要領

火災月報（第3号様式）の記載要領は、次に定めるもののほか、第2火災報告に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 「訂正回数」とは、報告した火災月報の訂正分を報告する場合に記入するものであり、当該月分の訂正分の報告回数を訂正回数とするものである。

(3) 「訂正個所数」とは、訂正した項目の個所数を記入するものとする。なお、訂正分の報告については、報告済の月報表に訂正を要する箇所の数字を判読できる程度に横線で消し、上部余白に訂正後の数字を記載

のうえ報告するものとする。

3 01表 出火件数

第1の6の(1)建物火災を次のとおり区分する。

(3) 住宅火災

火元建物が専ら居住の用に供せられる建物（その附属建築物を含む。）である火災のうち、次の(5)に掲げる共同住宅火災を除く建物火災をいう。

(4) 併用住宅

火元建物が産業の用に供せられる部分と居住の用に供せられる部分とが結合した建物で、居住のように供せられる部分の床面積が延べ面積の20パーセント以上を占める建物（その付属建築物を含む。）である火災のうち、(3)及び(5)～(33)に掲げる火災を除く建物火災をいう。

(5) 共同住宅火災 (略)

(6) 劇場火災

火元建物が施行令別表第1の(1)項イに掲げる劇場、映画館、演芸場、又は観覧場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(7) 公会堂火災

火元建物が施行令別表第1の(1)項ロに掲げる公会堂又は集会場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(8) キャバレー火災

火元建物が施行令別表第1の(2)項イに掲げるキャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類する（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(9) 遊技場火災

火元建物が施行令別表第1の(2)項ロに掲げる遊技場又はダンスホール（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(10) 料理店火災

火元建物が施行令別表第1の(3)項イに掲げる待合、料理店その他これらに類するもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

のうえ報告するものとする。

(4) 建物火災の用途別分類

第1の6の(1)の建物火災を次のとおり区分する。

ア 住宅火災

火元建物が専ら居住の用に供せられる建物（その附属建築物を含む。）である火災のうち、次のイに掲げる共同住宅火災を除く建物火災をいう。

イ 共同住宅火災 (略)

ウ 劇場火災

火元建物が施行令別表第1の(1)のイに掲げる劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(11) 飲食店火災

火元建物が施行令別表第1の(3)項口に掲げる飲食店(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(12) 物品販売店舗火災

火元建物が施行令別表第1の(4)項に掲げる百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(これらの付属建築物を含む。)がある建物火災をいう。

(13) 旅館火災 (略)

(14) 病院火災 (略)

(15) 福祉施設火災

火元建物が施行令別表第1の(6)項口に掲げる老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設又は精神障害者社会復帰施設(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(16) 幼稚園火災

火元建物が施行令別表第1の(6)項ハに掲げる幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(17) 学校火災

火元建物が施行令別表第1の(7)項に掲げる小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校各種学校その他これらに類するもの(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(18) 図書館火災

火元建物が施行令別表第1の(8)項に掲げる図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(19) 特殊浴場火災

火元建物が施行令別表第1の(9)項イに掲げる蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(20) 公衆浴場火災

火元建物が施行令別表第1の(9)

エ 百貨店火災

火元建物が施行令別表第1の(4)項に掲げる百貨店又はマーケット(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

オ 旅館火災 (略)

カ 病院火災 (略)

キ 福祉施設火災

火元建物が施行令別表第1の(6)項のロに掲げる老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、厚生施設、児童福祉施設、身体障害者更生施設又は精神薄弱者援護施設(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

ク 学校火災

火元建物が施行令別表第1の(6)項のハ及び(7)に掲げる幼稚園、盲学校、聾学校、養護学校、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。



）項口に掲げる特殊浴場以外の公衆浴場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(21) 停車場火災

火元建物が施行令別表第1の(10)項に掲げる車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(22) 神社・寺院火災

火元建物が施行令別表第1の(11)項に掲げる神社、寺院、教会、その他これらに類するもの（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(23) 工場火災

火元建物が施行令別表第1の(12)項イに掲げる工場又は作業場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(24) スタジオ火災

火元建物が施行令別表第1の(12)項ロに掲げる映画スタジオ又はテレビスタジオ（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(25) 駐車場火災

火元建物が施行令別表第1の(13)項イに掲げる自動車車庫又は駐車場（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(26) 航空機格納庫火災

火元建物が施行令別表第1の(13)項ロに掲げる飛行機又は回転翼航空機の格納庫（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(27) 倉庫火災

火元建物が施行令別表第1の(14)項に掲げる倉庫（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(28) 事務所火災

火元建物が施行令別表第1の(15)項に掲げる施行令別表第1(1)項から(14)項に該当しない事業所（これらの付属建築物を含む。）である建物火災をいう。

(29) 複合用途（特定）火災

火元建物が施行令別表第1の(16)項イに掲げる複合用途（その一

部が施行令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる用途に供されているもの)建築物(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(30) 複合用途(非特定)火災

火元建物が施行令別表第1の(16)項口に掲げる複合用途(その一部が前記(28)以外の施行令別表第1に掲げる用途に供されているもの)建築物(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(31) 地下街火災

火元建物が施行令別表第1の(16の2)項に掲げる地下街(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(32) 準地下街火災

火元建物が施行令別表第1の(16の3)項に掲げる建築物の地階(16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの(これらの付属建築物を含む。)である建物火災をいう。

(33) 文化財火災 (略)

ケ 文化財火災 (略)

(34) その他

(3)から(33)までの建物火災以外の建物火災をいう。

02表 損害の状況

(1)(2)(3)焼損面積

建物焼損床面積、焼損表面積、林野焼損面積に区分し記入する。

(4)損害額、(5)焼損棟数、(6)り災世帯数について記入する。

03表 出火原因

火災の出火原因を次のとおり区分する。

(2) たばこ

火災報告取扱要領 別表第3 出火原因分類表1表発火源(以下「発火源という。’)中4201に分類されるものをいう。

(3) こんろ

発火源中1101、2101、2201、2202、2203、2302、2402、2501、2526、3101、3201、3301、4306に分類され

(6) 出火原因

全火災の出火原因を次のとおり区分する。

ア たばこ

火災報告取扱要領 別表第3 出火原因分類表1表の発火源(以下「出火源」という。’)中4.2.1に分類されるものをいう。

イ たき火

発火源中4.1.3、4.1.5及び4.3.3に分類されるものをいう。

るものをいう。

(4) かまど

発火源中2305、2316、2405、2417、  
3205、3302、3405、4305に分類されるものをいう。

(5) 風呂かまど

発火源中2108、2210、2306、2406、  
2508、2608、3206、3406、4311に分類されるものをいう。

(6) 炉

発火源中1126、1204、2121、2219、  
2303、2304、2313、2315、2403、  
2404、2414、2416、2511、2605、26  
06、2612、3103、3107、3109、3110  
、3203、3204、3207、3210、3211、  
3403、3404、4312、4316に分類され  
るものをいう。

(7) 焼却炉

発火源中2614、3209、4309に分類  
するものをいう。

(8) ストープ

発火源中1102、1103、1104、2103  
、2104、2105、2204、2205、2206、  
2502、2503、2504、2602、2603、26  
04、3202、3402、4310に分類される  
ものをいう。

(9) こたつ

発火源中1105、3106に分類される  
ものをいう。

(10) ボイラー

発火源中2314、2317、2415、2418  
、2519、2607、3407、3408に分類さ  
れるものをいう。

(11) 煙突・煙道

発火源中4301、4302、4313、5101  
、5102、5106に分類されるものをい  
う。

(12) 排気管

発火源中4314、5105に分類される  
ものをいう。

(13) 電気機器

発火源中1301～1366、1399に分類  
されるものをいう。

(14) 電気装置

発火源中1401～1499に分類される  
ものをいう。

ウ 火あそび

火災報告取扱要領 別表第3 2  
表経過（以下「経過」という。）中  
9.3 に分類されるものをいう。

エ こんろ

発火源中1.1.1、2.1.1、2.2.1、  
2.3.2、2.4.2、2.5.1、3.1.1、3.2.  
1、3.3.1及び4.3.6に分類されるも  
のをいう。

オ 放火

経過中9.1に分類されるものをい  
う。

カ 風呂かまど

発火源中2.1.6、2.2.6、2.3.6、  
2.4.6、2.5.6、2.6.6、3.2.6及び  
3.4.6に分類されるものをいう。

キ ストープ

発火源中1.1.2、2.1.2、2.2.2、  
2.5.2、3.2.2及び3.4.2に分類され  
るものをいう。

ク 放火の疑い

経過中9.2に分類されるものをい  
う。

ケ マッチ・ライター

発火源中4.2.2及び4.2.3に分類さ  
れるものをいう。

コ 煙突・煙道

発火源中4.3.1、4.3.2、5.1.1及  
び5.1.2に分類されるものをいう。

サ 電燈・電話等の配線

発火源中1.5.1、1.5.2、1.5.3、  
1.5.4、1.5.6、1.5.7及び1.5.9に分  
類されるものをいう。

(15) 電灯・電話等の配線

発火源中1501～1517、1599に分類されるものをいう。

(16) 内燃機関

発火源中2510、2223に分類されるものをいう。

(17) 配線器具

発火源中1601～1699に分類されるものをいう。

(18) 火あそび

別表第3 出火原因分類表 2表 経過（以下「経過」という。）中93に分類されるものをいう。

(19) マッチ・ライター

発火源中4202、4203に分類されるものをいう。

(20) たき火

発火源中4103、4105、4303に分類されるものをいう。

(21) 溶接機・溶断機

発火源中1110、1213、2110、2212、2901に分類されるものをいう。

(22) 灯火

発火源中2505、2506、2701、2702、2703、2704、2705、2706、2707、2799に分類されるものをいう。

(23) 衝突の火花

発火源中4405、4409に分類されるものをいう。

(24) 取灰

発火源中6401、6402、6403、6404、6407に分類されるものをいう。

(25) 火入れ

発火源中4117、4308に分類されるものをいう。

(26) 放火

経過中91に分類されるものをいう。

(27) 放火の疑い

経過中92に分類されるものをいう。

(28) その他

前掲(2)～(27)及び次の(29)に分類されないものをいう。

(29) その他

前掲(ア)～(イ)及び次の(ス)に分類されるものをいう。

(29) 不明調査中

発火源又は経過が不明なもの及び調査中のものをいう。

(28) 不明調査中

発火源又は経過が不明なもの及び調査中のものをいう。

04表 火災種別ごとの死傷者の数

死者数（第2火災報告4(17)～(22)）について、第1総則6火災種別の分類及び年齢層別（0～5歳、6～64歳、65歳～）により記入する。また、負傷者数（第2火災報告4(23)、(25)、(27)、(29)、(31)、(33)、(35)）について、第1総則6火災種別の分類により記入する。

05表 死者の発生した経過

第2火災報告4(17)～(22)の死者数について、次の分類により記入する。

(1) 逃げ遅れ

死者の発生した経過の記入番号中11～35に分類されるものをいう。

(2) 出火後再進入

死者の発生した経過の記入番号中36、37、38に分類されるものをいう。

(3) 着衣着火

死者の発生した経過の記入番号中39～46に分類されるものをいう。

(4) 放火自殺（心中の道づれを含む）

死者の発生した経過の記入番号中47に分類されるものをいう。

(5) その他

死者の発生した経過の記入番号中48～99に分類されるものをいう。

(5) 「死者の発生した経過」の記入に

あたっては、「火災による死者の調査表について（昭和53年消防予第244号 消防庁予防救急課長通知）」の記入要領に基づいて次に定める区分にしたがって記入するものとする。

区分	死者の発生した経過			四半期報区分
	経過別	理由等	記入番号	
殺人・自損行	A 発見が遅れ、気づいた時は、火煙が回り、すでに逃げ道がなかったものと思われるもの。 （全く気付かなかった場合を含む）	<発見が遅れた理由>		
		熱 睡	11	
		泥 酔	12	
		病気・身体不自由 その他	13 14	
	B 判断力に欠け、あるいは体力的条件が悪く、ほとんど避難できなかったと思われるもの。	<判断力・体力的条件の要素>		
		乳幼児（5歳まで）	15	
		泥 酔	16	
		病気・身体不自由	17	
		老 衰 その他	18 19	
	C 延焼拡大が早かった等のため	<逃げる暇がなかった		

為による死者 心中の道づれ、巻添を含む 以外の死者	、ほとんど避難できなかったと思われるもの。	理由>		遅れ	
		ガス爆発のため	21		
		危険物燃焼のため	22		
		その他	23		
	D 逃げれば逃げられたが、逃げる機会を失ったと思われるもの。	<逃げる機会を失った理由>	狼狽して	24	
			持出品・服装に気をとられ	25	
			火災をふれまわっているうちに	26	
			消火しようとしていて	27	
			人を救助しようとしていて	28	
			その他	29	
	E 避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む）	<逃げきれなかった理由>	身体不自由のため	31	
			延焼拡大が早く	32	
			逃げ道を間違えて	33	
			出入口施錠のため	34	
			その他	35	
F 一旦屋外避難後、再進入したと思われるもの。	<進入した理由>	救助・物品搬出のため	36	出火後再進入	
		消火のため	37		
G 出火時屋外にいて、出火後進入したと思われるもの。	<着衣着火時の状況>	喫煙中	39	着衣着火	
		炊事中	41		
		採暖中（除くたき火）	42		
		たき火中	43		
		火遊び中	44		
		その他の火気取扱中	45		
		その他	46		
H 着衣着火し、火傷（熱傷）あるいはガス中毒により死亡したと思われるもの。					
殺人・自損	I 放火自殺（心中の道づれを含む）	47	放火自殺		
	J 放火自殺者の巻添者（心中の道づれを除く）	48	その他		
K 放火殺人の犠牲者	49				
その他	L A～K以外の経過等	51			
	M 不明	99			
	N 調査中	99			

別表第1 建築物の用途別分類 (略)

別表第1 建築物の用途別分類 (略)

別表第2 業態別分類表

別表第2 業態別分類表 (略)

別添

別表第3 出火原因分類表 別添

別表第3 出火原因分類表 別添

発火源 1表  
経過 2表  
着火物 3表

1表 発火源  
2表 経過  
3表 着火物

別表第4	損害額の算出基準 別添		別表第4	損害額の算出基準 (略)
別表第5	検査数字表	(略)	別表第5	検査数字表 (略)
別表第6	突合表	別添	別表第6	突合表 (略)
別表第7	出火箇所分類表	(略)	別表第7	出火箇所分類表 (略)

別表第3 1表

## 発 火 源

大分類	内 容	中分類	内 容	小分類	内 容
0	電気による発熱体	00	移動可能な電熱器	0009	不明
1		11		1101	電気こんろ
				1102	電気ストーブ・火鉢（開放式）
				1103	電気ストーブ・火鉢（半密閉式）
				1104	電気ストーブ・火鉢（密閉式）
				1105	電気こたつ
				1106	電気アイロン・こて
				1107	電気ふとん・電気毛布
				1108	電気ポット
				1109	ヘアードライヤー
				1110	溶接器
				1111	電気ロースター
				1112	電気トースター
				1113	電気魚焼き器
				1114	電気がま
				1115	電気治療器
				1116	電子ジャー炊飯器
				1117	電気天火
				1118	ホットプレート
				1119	鑑賞魚用ヒータ
				1120	電気蚊取り器
				1121	電気点火器
				1122	カーペット類
				1123	パネルヒータ
				1124	電気滅菌器
				1125	電熱線
				1126	小型電気炉
				1199	その他の移動可能な電熱器
		12	固定の電熱器	1201	電気恒温器・電気ふ卵器
				1202	電気焼き器
				1203	電気乾燥器
				1204	電気炉
				1205	育すう器
				1206	電磁調理器
				1207	電気温水機
				1208	電気レンジ
				1209	電気クッキングヒータ
				1210	サウナヒータ
				1211	電気プレス器
				1212	電気フライヤー
				1213	自動半田付け機
				1299	その他の固定の電熱器
		13	電気機器	1301	乾電池
				1302	充電式電池
				1303	蓄電池
				1304	ニッカド電池
				1305	リチウム電池
				1306	水銀電池



1307	太陽電池
1308	水素電池
1309	テレビ
1310	オーディオ機器
1311	ブラケット
1312	器具外付け安定器
1313	電気冷蔵庫
1314	電気洗濯機
1315	電子レンジ
1316	冷暖房機
1317	扇風機
1318	送(排)風機・ベンチレーター
1319	換気扇
1320	空気清浄機
1321	掃除機
1322	冷凍庫・冷凍冷蔵ケース
1323	冷水機
1324	製氷機
1325	ジュース・ミキサー
1326	充電式電気剃刀・ライト
1327	自動販売機
1328	鉛筆削機
1329	複写機
1330	光線治療機
1331	映写機・スライド映写機
1332	電話機・ファクシミリ
1333	直流電源装置(充電器)
1334	電気ドリル
1335	電気あんま器
1336	集塵機
1337	合成樹脂成型機・接着機
1338	静電塗装機
1339	製本用バインダー
1340	印刷機
1341	電気のり付け機
1342	放電加工機
1343	タイムスイッチ
1344	ガソリン計量機器
1345	鑑賞魚用ポンプモータ
1346	洗濯乾燥機
1347	製綿機
1348	洗浄機
1349	研磨機
1350	かくはん機
1351	電動遊技(戯)機器
1352	便所用温水温風機
1353	電気のこぎり
1354	電気表示板(盤)
1355	旋盤・スライス盤
1356	靴磨機
1357	裁断器
1358	無線通信用設備機器
1359	コンピューター(本体)
1360	コンピューター(ハードディスク)

		1 3 6 1	コンピューター (モーター)
		1 3 6 2	コンピューター (プリンター)
		1 3 6 3	計測器・分析装置
		1 3 6 4	電話交換機
		1 3 6 5	時限発火装置
		1 3 6 6	放送用設備機器
		1 3 6 7	シーリングライト
		1 3 6 8	ダウンライト
		1 3 6 9	スポットライト
		1 3 7 0	投光器
		1 3 7 1	点検灯
		1 3 7 2	水銀灯
		1 3 7 3	白熱灯スタンド
		1 3 7 4	蛍光灯スタンド
		1 3 7 5	看板灯
		1 3 7 6	サインポール
		1 3 7 7	蛍光灯
		1 3 7 8	ネオン灯
		1 3 9 9	その他の電気機器
1 4	電気装置	1 4 0 1	配電用変圧器
		1 4 0 2	モータ
		1 4 0 3	発電機
		1 4 0 4	整流器・充電器
		1 4 0 5	計器用変成器
		1 4 0 6	断路器 (ジスコン)
		1 4 0 7	油入開閉器
		1 4 0 8	その他の開閉器
		1 4 0 9	その他の遮断機 (高圧)
		1 4 1 0	小型トランス
		1 4 1 1	空気圧縮機
		1 4 1 2	コンデンサー (低圧)
		1 4 1 3	コンデンサー (高圧)
		1 4 1 4	コンデンサーリアクトル
		1 4 1 5	抵抗器
		1 4 1 6	制御盤
		1 4 1 7	燃料電池
		1 4 9 9	その他の電気装置
1 5	電灯電話等の配線	1 5 0 1	送電線
		1 5 0 2	配電線 (低圧)
		1 5 0 3	配電線 (高圧)
		1 5 0 4	引込線 (低圧)
		1 5 0 5	引込線 (高圧)
		1 5 0 6	屋内配線
		1 5 0 7	コード
		1 5 0 8	器具付きコード
		1 5 0 9	配線接触部
		1 5 1 0	屋外線
		1 5 1 1	接地線
		1 5 1 2	電話配線
		1 5 1 3	有線放送配線
		1 5 1 4	コンピューター配線
		1 5 1 5	C A T V 配線

			1 5 1 6	その他の配線
			1 5 1 7	変電設備内配線（高圧）
			1 5 1 8	交通機関内配線（スパークプラグ）
			1 5 1 9	交通機関内配線（デストロイータ）
			1 5 2 0	交通機関内配線（イグニッションコイル）
			1 5 2 1	交通機関内配線（コンタクトブレーカー）
			1 5 2 2	交通機関内配線（その他）
			1 5 9 9	その他の電灯電話等の配線
		1 6	配線器具	
			1 6 0 1	スイッチ
			1 6 0 2	ナイフスイッチ
			1 6 0 3	自動開閉器
			1 6 0 4	安全器
			1 6 0 5	プラグ
			1 6 0 6	テーブルタップ
			1 6 0 7	ソケット
			1 6 0 8	ローゼット
			1 6 0 9	接続器（その他）
			1 6 1 0	メーター
			1 6 1 1	高圧カットアウト・柱上開閉器
			1 6 1 2	ヒューズホルダー
			1 6 1 3	ケーブルヘッド
			1 6 9 9	その他の配線器具
		1 7	漏電により発熱し 易い部分	
			1 7 0 1	モルタルラス
			1 7 0 2	トタン板継ぎ目
			1 7 0 3	壁に打ち込んだ釘
			1 7 0 4	雨樋の支え釘
			1 7 0 5	金属板やパイプの接合部
			1 7 0 8	高圧線の接触した木材
			1 7 0 9	異金属との接触部
			1 7 9 9	その他の漏電により発熱し易い部分
		1 8	静電スパーク	
			1 8 0 1	ゴム（レザー）引き機のスパーク
			1 8 0 2	製紙用つや出し機のスパーク
			1 8 0 3	その他のロールのスパーク
			1 8 0 4	管中の流動液体によるスパーク
			1 8 0 5	管より噴出する気体によるスパーク
			1 8 0 6	粉体摩擦によるスパーク
			1 8 0 7	静電塗装機のスパーク
			1 8 0 8	帯電衣類のスパーク
			1 8 0 9	容器内流動体のスパーク
			1 8 9 9	その他の静電スパーク
		1 9	その他	
			1 9 9 9	その他
2	ガス油類を燃料とする道具 装置	2 1	都市ガスを用いる 移動可能な道具	
			2 1 0 1	ガスこんろ
			2 1 0 2	ガステーブル
			2 1 0 3	ガストーブ（開放式）
			2 1 0 4	ガストーブ（半密閉式）
			2 1 0 5	ガストーブ（密閉式）
			2 1 0 6	乾燥器
			2 1 0 7	湯沸し
			2 1 0 8	消毒器・滅菌器
			2 1 0 9	可動かまど・風呂かまど

		2110	レンジ
		2111	溶接機・切断機
		2112	炊飯器
		2113	オープン
		2114	ガスバーナー
		2115	ガスロースター
		2116	屋台用こんろ・バーナー
		2117	ガス関東煮器
		2118	ガス魚焼器
		2119	ガス焼肉器
		2120	ガスフライヤー
		2121	溶解がま・溶解炉
		2122	ガス茶煎器
		2123	ガス点火用火口棒
		2124	ガス酒かん用どうこ
		2125	ガス湯沸がま
		2126	ガスハンドトーチ
		2127	ガス火鉢
		2199	その他の都市ガスを用いる移動可能な道具
22	プロパンガスを用いる移動可能な道具	2201	ガスこんろ
		2202	ガステーブル
		2203	簡易型ガスこんろ（炬燵型）
		2204	ガストーブ（開放式）
		2205	ガストーブ（半密閉式）
		2206	ガストーブ（密閉式）
		2207	乾燥器
		2208	湯沸かし
		2209	消毒器・滅菌器
		2210	可動かまど・風呂かまど
		2211	レンジ
		2212	溶接機・切断機
		2213	炊飯器
		2214	オープン
		2215	バーナー
		2216	ロースター
		2217	屋台用こんろ、バーナー
		2218	魚焼器
		2219	溶解がま・溶解炉
		2220	点火用火口棒
		2221	ハンドトーチ
		2222	ペイント溶解用ケトル
		2223	内燃機関
		2224	溶射器
		2299	その他のプロパンガスを用いる移動可能な道具
23	都市ガスを用いる固定したガス設備	2301	乾燥室
		2302	大型こんろ
		2303	営業用炉
		2304	工業用炉
		2305	築造かまど
		2306	風呂かまど

		2307	大型レンジ
		2308	瞬間湯沸器
		2309	貯湯式湯沸器
		2310	フライヤー
		2311	乾燥機
		2312	ガスコーヒー焙煎機
		2313	溶解がま・溶解炉
		2314	ボイラー
		2315	焼き鳥炉
		2316	かまど
		2317	湯沸器ボイラー
		2399	その他の都市ガスを用いる固定したガス設備
24	プロパンガスを用いる固定したガス設備	2401	乾燥室
		2402	大型こんろ
		2403	営業用炉
		2404	工業用炉
		2405	築造かまど
		2406	風呂かまど
		2407	大型レンジ
		2408	湯沸器（開放式）
		2409	湯沸器（半密閉式）
		2410	湯沸器（密閉式）
		2411	フライヤー
		2412	乾燥機
		2413	ガスコーヒー焙煎機
		2414	溶解がま・溶解炉
		2415	ボイラー
		2416	焼き鳥炉
		2417	かまど
		2418	湯沸器ボイラー
		2499	プロパンガスを用いる固定したガス設備
25	油を燃料とする移動可能な道具	2501	石油・ガソリンこんろ
		2502	石油・ガソリンストーブ（開放式）
		2503	石油・ガソリンストーブ（半密閉式）
		2504	石油・ガソリンストーブ（密閉式）
		2505	トーチランプ
		2506	アルコールランプ
		2507	湯沸し
		2508	風呂かまど
		2509	石油レンジ
		2510	内燃機関
		2511	アスファルト溶解炉・溶解庫
		2512	乾燥機・乾燥庫・乾燥室
		2513	溶接器用発電機
		2514	石油火鉢
		2515	ディーゼルエンジン
		2516	エンジンカッター
		2517	農業用虫焼機
		2518	溶解がま
		2519	ボイラー

			2520	発電機
			2521	石油バーナー
			2522	点火棒
			2523	ジェットヒータ
			2524	白金かいろ
			2525	屋台こんろ・かまど
			2526	アルコールこんろ
			2599	その他の油を燃料とする移動可能な 道具
		26	油を燃料とする固 定設備	2601 乾燥機
				2602 ストープ（開放式）
				2603 ストープ（半密閉式）
				2604 ストープ（密閉式）
				2605 営業用炉
				2606 工業用炉
				2607 ボイラー
				2608 風呂かまど
				2609 冷暖房機
				2610 乾燥庫
				2611 オイルバーナー
				2612 熱風炉
				2613 フライヤー
				2614 ごみ焼却炉
				2615 温風ヒータ
				2699 その他の油を燃料とする固定設備
		27	明り	2701 ローソク
				2702 ちょうちん・燈ろう
				2703 燈明
				2704 ガス燈
				2705 アセチレン燈
				2706 石油ランプ
				2707 カーバイドランプ
				2799 その他の明り
		29	その他	2901 アセチレンガス溶接機・切断機
				2902 ブタンガストーチバーナー
				2999 その他
3	まき、炭、石 炭（コークス ）燃料とする 道具装置	31	炭たどん（練炭） を燃料とするもの	3101 七輪こんろ
				3102 火ばち
				3103 せんべい焼き炉
				3104 かいろ
				3105 育すう器
				3106 こたつ
				3107 木炭ガス発生炉
				3108 いろり
				3109 魚焼き炉
				3110 焼肉炉
				3111 屋台こんろ、かまど
				3199 その他の炭たどん（練炭）を燃料と する物
		32	まき（かんな屑、	3201 こんろ

		わら紙)を燃料とするもの	3202	ストーブ	
			3203	営業用炉	
			3204	工業用炉	
			3205	かまど	
			3206	風呂かまど	
			3207	木炭ガス発生炉	
			3208	いろり	
			3209	ゴミ焼却炉・代用焼却炉	
			3210	アスファルト溶解炉・溶解庫	
			3211	焼きいも炉	
			3212	マントルピース	
			3213	屋台こんろ、かまど	
			3299	その他のまき(かんな屑、わら紙)を燃料とする物	
	33	石炭燃料の移動可能な装置	3301	こんろ	
			3302	かまど	
			3303	レンジ	
			3304	乾燥器	
			3399	その他の石炭燃料の移動可能な装置	
	34	石炭燃料の固定装置	3401	乾燥室	
			3402	ストーブ	
			3403	営業用炉	
			3404	工業用炉	
			3405	築造かまど	
			3406	風呂かまど	
			3407	ボイラー	
			3408	風呂ボイラー	
			3409	火葬用かまど	
			3499	その他の石炭燃料の固定装置	
	35	火を消すための器	3501	火消しつぼ	
			3599	その他の火を消すための器	
	39	その他	3999	その他	
4	火種(それ自身発火しているもの)	41	裸火(器に入っていないもの)	4101	炭火
				4102	線香
				4103	たき火
				4104	燃えさし(消えていない薪)
				4105	虫焼火
				4106	火なわ
				4107	たきつけ(他に火をつけるもの)
				4108	火のついた調理品
				4109	火のついた紙
				4110	火のついた布
				4111	火のついたゴミ
				4112	火のついた棒
				4113	火のついた油
				4114	薫煙殺虫剤
				4115	火炎びん
				4116	火のついたひも、なわ
				4117	枯れ草焼き

			4 1 9 9	その他の裸火（器に入っていない物）	
	4 2	たばことマッチ	4 2 0 1	たばこ	
			4 2 0 2	マッチ	
			4 2 0 3	ライター	
			4 2 9 9	その他のたばことマッチ	
	4 3	火の粉	4 3 0 1	固定煙突の火の粉	
			4 3 0 2	汽車の煙突の火の粉	
			4 3 0 3	たきびの火の粉	
			4 3 0 4	いろり又は火ばちの火の粉	
			4 3 0 5	かまどの火の粉	
			4 3 0 6	こんろの火の粉	
			4 3 0 7	炎上家屋の火の粉	
			4 3 0 8	火入れの火の粉	
			4 3 0 9	ごみ焼却炉の火の粉	
			4 3 1 0	ストーブの火の粉	
			4 3 1 1	風呂かまどの火の粉	
			4 3 1 2	焼入炉の火の粉	
			4 3 1 3	排気筒の火の粉	
			4 3 1 4	車両排気管の火の粉	
			4 3 1 5	プラスチックの成形機の火の粉	
			4 3 1 6	パン焼器（炉）の火の粉	
			4 3 9 9	その他の火の粉	
	4 4	火花（固体の衝撃 摩擦による）	4 4 0 1	グラインダーの火花	
			4 4 0 2	製綿機の火花	
			4 4 0 3	粉碎機の火花	
			4 4 0 4	ブレーキの火花	
			4 4 0 5	車体等の衝撃火花	
			4 4 0 6	エンジンカッターの火花	
			4 4 0 7	ドリルの火花	
			4 4 0 8	金属と金属との衝撃火花	
			4 4 0 9	車両と路面との火花	
			4 4 1 0	研磨機の火花	
			4 4 1 1	掘削機とガス管の衝撃火花	
			4 4 1 2	金属とコンクリート床との衝撃火花	
			4 4 1 3	旋盤と金属の衝撃火花	
			4 4 1 4	金属とスクラップ機の衝撃火花	
			4 4 1 5	金属と切断機の衝撃火花	
			4 4 1 6	削石機とコンクリートの衝撃火花	
			4 4 9 9	その他の火花（固体の衝撃摩擦による）	
	4 9	その他	4 9 0 1	他県（町村）からの延焼火災	
			4 9 9 9	その他	
5	高温の固体	5 1	高温気体で熱せられたもの	5 1 0 1	煙突
				5 1 0 2	煙道
				5 1 0 3	スチームパイプ
				5 1 0 4	乾燥室
				5 1 0 5	排気管
				5 1 0 6	排気ダクト



			5 1 0 7	スチーム乾燥機
			5 1 9 9	その他の高温で熱せられた物
		5 2	摩擦により熱せられたもの	5 2 0 1 軸受
				5 2 0 2 切削工具
				5 2 0 3 クラッチ
				5 2 0 4 ベルト
				5 2 0 5 プーリー
				5 2 0 6 ブレーキライニング
				5 2 0 7 プロペラシャフト
				5 2 0 8 タイヤと路面との摩擦
				5 2 0 9 車両と路面の間にはさまった紙
				5 2 9 9 その他の摩擦により熱せられた物
		5 3	高温の固体	5 3 0 1 熔融金属
				5 3 0 2 インゴット類 (高温体)
				5 3 0 3 こて
				5 3 0 4 リベット
				5 3 0 5 焼入金属
				5 3 0 6 鋳物
				5 3 0 7 熔融片
				5 3 0 8 熔融ガラス
				5 3 0 9 赤熱したスケール
				5 3 1 0 赤熱した鉄パイプ
				5 3 1 1 赤熱した切粉
				5 3 1 2 のろ
				5 3 1 3 切削くず
				5 3 1 4 熱せられた金属製品
				5 3 1 5 熱せられたアスファルト
				5 3 9 9 その他の高温の固体
		5 9	その他	5 9 9 9 その他
6	自然発火或いは再燃を起し易い物	6 1	自己反応性物質 (※1)	6 1 0 1 有機過酸化物
				6 1 0 2 硝酸エステル類
				6 1 0 3 ニトロ化合物
				6 1 0 4 ニトロソ化合物
				6 1 0 5 アゾ化合物
				6 1 0 6 ジアゾ化合物
				6 1 0 7 ヒドラジンの誘導体
				6 1 0 8 金属のアジ化物
				6 1 0 9 硝酸ゲアニジン
				6 1 9 9 その他の自己反応性物質
		6 2	自然発火性物質及び禁水性物質 (※1)	6 2 0 1 カリウム
				6 2 0 2 ナトリウム
				6 2 0 3 アルキルアルミニウム
				6 2 0 4 アルキルリチウム
				6 2 0 5 黄りん
				6 2 0 6 アルカリ金属 (カリウム及びナトリウムを除く) 及びアルカリ土類金属
				6 2 0 7 有機金属化合物 (アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く)
				6 2 0 8 金属の水素化物
				6 2 0 9 金属のりん化物

			6 2 1 0	カルシウム又はアルミニウムの炭化物	
			6 2 1 1	塩素化けい素化合物	
			6 2 9 9	その他の自然発火性物質及び禁水性物質	
	6 3	その他の自然発火し易いもの	6 3 0 1	油紙・油布	
			6 3 0 2	油紙・油布製品	
			6 3 0 3	油ぼろ	
			6 3 0 4	油かす	
			6 3 0 5	魚かす	
			6 3 0 6	塗料かす	
			6 3 0 7	揚げ玉	
			6 3 0 8	揚げかす	
			6 3 0 9	切削くず	
			6 3 1 0	金属粉	
			6 3 1 1	石炭類	
			6 3 9 9	その他の自然発火し易い油類	
	6 4	再燃により出火原因となり易いもの	6 4 0 1	かいろ灰	
			6 4 0 2	取灰	
			6 4 0 3	消し炭薪	
			6 4 0 4	石炭がら	
			6 4 0 5	綿・ふとん類	
			6 4 0 6	再生ゴム	
			6 4 0 7	すす	
			6 4 9 9	その他の再燃により出火原因となり易い物	
	6 5	レンズ	6 5 0 1	凸面鏡 凹面鏡	
			6 5 9 9	その他のレンズ	
	6 9	その他	6 9 0 1	野積みのごみ	
			6 9 9 9	その他	
7	危険物品	7 1	火薬類	7 1 0 1	火薬
				7 1 0 2	爆薬
				7 1 0 3	煙火
				7 1 0 4	火工品（煙火を除く）
				7 1 9 9	その他の火薬類
		7 2	酸化性気体	7 2 0 1	酸素
				7 2 0 2	塩素
				7 2 0 3	オゾン
				7 2 0 4	フッ素
				7 2 9 9	その他の酸化性気体
		7 3	酸化性液体(※1)	7 3 0 1	過塩素酸
				7 3 0 2	過酸化水素
				7 3 0 3	硝酸
				7 3 0 4	ハロゲン間化合物
				7 3 9 9	その他の酸化性液体

		74	酸化性固体(※1)	7401	塩素酸塩類
				7402	過塩素酸塩類
				7403	無機過酸化物
				7404	亜塩素酸塩類
				7405	臭素酸塩類
				7406	硝酸塩類
				7407	よう素酸塩類
				7408	過マンガン酸塩類
				7409	重クロム酸塩類
				7410	過よう素酸塩類
				7411	過よう素酸
				7412	クロム、鉛又はよう素の酸化物
				7413	亜硝酸塩類
				7414	次亜塩素酸塩類
				7415	塩素化イソシアヌル酸
				7416	ペルオキシ二硫酸塩類
				7417	ペルオキシほう酸塩類
				7499	その他の酸化性固体
		79	その他	7901	アセチレンボンベ
				7902	時限発火装置
				7999	その他
8	天災	81	雷	8101	直接雷
				8102	間接雷
				8199	その他
9	その他	99	その他	9999	その他

※1：列記する物品は含有物を含むものである。

## 発 火 源 新 旧 対 照 表

新					旧					
大分類	内 容	中分類	内 容	小分類	大分類	内 容	中分類	内 容	小分類	内 容
0 1	電気に よる発 熱体	00 11	移動可 能な電 熱器	0009 不明	1	電気に よる発 熱体	1.1	移動可 能な電 熱器	1.1.1	電気こんろ 電気ストーブ、電気火ばち 電気こたつ 電気アイロン、電気こて 電気ふとん、電気毛布 投込湯沸器 ヘアードライヤー 溶接機
				1101 電気こんろ					1.1.2	
				1102 電気ストーブ・火鉢（開放式）						
				1103 電気ストーブ・火鉢（半密閉式）						
				1104 電気ストーブ・火鉢（密閉式）						
				1105 電気こたつ						
				1106 電気アイロン・こて						
				1107 電気ふとん・電気毛布						
				1108 電気ポット						
				1109 ヘアードライヤー						
				1110 溶接器						
				1111 電気ロースター						
				1112 電気トースター						
				1113 電気魚焼き器						
				1114 電気がま						
				1115 電気治療器						
				1116 電子ジャー炊飯器						
				1117 電気天火						
				1118 ホットプレート						
				1119 鑑賞魚用ヒータ						
				1120 電気蚊取り器						
				1121 電気点火器						
				1122 カーペット類						
				1123 パネルヒータ						
				1124 電気滅菌器						
				1125 電熱線						
				1126 小型電気炉						
				1199 その他の移動可能な電熱器						
		12	固定の 電熱器	1201 電気恒温器・電気ふ卵器			1.2	固定の 電熱器	1.2.1	電気恒温器、電気ふ化器
				1202 電気焼き器					1.2.2	パン焼き器
				1203 電気乾燥器					1.2.3	電気乾燥器
				1204 電気炉					1.2.4	電気炉

1205	育すう器
1206	電磁調理器
1207	電氣温水機
1208	電氣レンジ
1209	電氣クッキングヒーター
1210	サウナヒータ
1211	電氣プレス器
1212	電氣フライヤー
1213	自動半田付け機
1299	その他の固定の電熱器
1301	乾電池
1302	充電式電池
1303	蓄電池
1304	ニッカド電池
1305	リチウム電池
1306	水銀電池
1307	太陽電池
1308	水素電池
1309	テレビ
1310	オーテ付機器
1311	アラケット
1312	器具外付け安定器
1313	電氣冷蔵庫
1314	電氣洗濯機
1315	電子レンジ
1316	冷暖房機
1317	扇風機
1318	送(排)風機・ベンチレーター
1319	換気扇
1320	空気清浄機
1321	掃除機
1322	冷凍庫・冷凍冷蔵庫
1323	冷水機
1324	製氷機
1325	シューサー・ミキサー
1326	充電式電氣剃刀・ライト
1327	自動販売機
1328	鉛筆削機
1329	複写機
1330	光線治療機

13 電氣機器

2.5	育雛器
1.2.7	電子レンジ
1.2.8	冷暖房器
1.3.1	電池
1.3.2	テレビジョン
1.3.3	ラジオ、電蓄(ステレオ)
1.3.4	電燈
1.3.5	蛍光灯
1.3.6	ネオン燈
1.3.7	電氣冷蔵庫
1.3.8	電氣洗たく機

電氣機器

1.3

1331	映写機・スライド映写機
1332	電話機・ファク ミリ
1333	直流電源装置 (充電器)
1334	電気ドリル
1335	電気あんま器
1336	集塵機
1337	合成樹脂成型機・接着機
1338	静電塗装機
1339	製本用バインダー
1340	印刷機
1341	電気のり付け機
1342	放電加工機
1343	タイムスイ ッチ
1344	ガソリン計量機器
1345	鑑賞魚用ポンプモータ
1346	洗濯乾燥機
1347	製綿機
1348	洗浄機
1349	研磨機
1350	かくはん機
1351	電動遊技 (織) 機器
1352	便所用温水温風機
1353	電気のこぎり
1354	電気表示板 (繼)
1355	旋盤・スライス盤
1356	靴磨機
1357	裁断器
1358	無線通信用設備機器
1359	コルピーター (本体)
1360	コルピーター (ハードディスク)
1361	コルピーター (モニター)
1362	コルピーター (プリンター)
1363	計測器・分析装置
1364	電話交換機
1365	時限発火装置
1366	放送用設備機器
1367	シーリングライト
1368	ダウンライト
1369	スポットライト
1370	投光器
1371	点検灯

1372 水銀灯  
 1373 白熱灯スタンド  
 1374 蛍光灯スタンド  
 1375 看板灯  
 1376 サインポール  
 1377 蛍光灯  
 1378 ネオン灯  
 1399 その他の電気機器

14 電気装置

1401 配電用変圧器  
 1402 モータ  
 1403 発電機  
 1404 整流器・充電器  
 1405 計器用変成器  
 1406 断路器 (ジスコン)  
 1407 油入開閉器  
 1408 その他の開閉器  
 1409 その他の遮断機 (高圧)  
 1410 小型トランス  
 1411 空気圧縮機  
 1412 コンデンサー (低圧)  
 1413 コンデンサー (高圧)  
 1414 コンデンサーリアクトル  
 1415 抵抗器  
 1416 制御盤  
 1417 燃料電池  
 1499 その他の電気装置

1.4.1 配電用変圧器  
 1.4.2 モータ  
 1.4.3 発電機  
 1.4.4 整流器、充電器  
 1.4.5 計器用変成器  
 1.4.6 油入り遮断機  
 1.4.7 オートトランス、ベルトトランス  
 1.4.8 空気圧縮機

15 電灯電話等の配線

1501 送電線  
 1502 配電線 (低圧)  
 1503 配電線 (高圧)  
 1504 引込線 (低圧)  
 1505 引込線 (高圧)  
 1506 屋内配線  
 1507 コード  
 1508 器具付きコード  
 1509 配線接触部  
 1510 屋外線  
 1511 接地線  
 1512 電話配線  
 1513 有線放送配線

1.5 電灯電話等の配線  
 1.5.1 送電線  
 1.5.2 引込線  
 1.5.3 屋内線  
 1.5.4 コード  
 1.5.5 交通機関内配線  
 1.5.6 配線接触部  
 1.5.7 屋外線

1514	コンピーター配線			
1515	C A T V配線			
1516	その他の配線			
1517	変電設備内配線 (高圧)			
1518	交通機関内配線 (バス・トラム)			
1519	交通機関内配線 (バス・トロリー)			
1520	交通機関内配線 (イグニッション)			
1521	交通機関内配線 (コンタクトレバー)			
1522	交通機関内配線 (その他)			
1599	その他の電灯電話等の配線			
1601	スイッチ	1.6.1	配線器具	スイッチ
1602	ナイフスイッチ	1.6.2		刀型開閉器
1603	自動開閉器	1.6.3		自動開閉器
1604	安全器	1.6.4		安全器
1605	プラグ	1.6.5		接続器
1606	テーパータップ	1.6.6		メーター
1607	ソケット			
1608	ローゼット			
1609	接続器 (その他)			
1610	メーター			
1611	高圧カットアウト・柱上開閉器			
1612	ヒューズホルダー			
1613	ケープルヘッド			
1699	その他の配線器具			
1701	モルタルラス	1.7.1	漏電により発熱しやすい部分	ラスモルタル
1702	トタン板継ぎ目	1.7.2		トタン板の継ぎ目
1703	壁に打ち込んだ釘	1.7.3		壁に打ち込んだ釘
1704	雨樋の支え釘	1.7.4		雨どえの支えの釘
1705	金属板やパイプの接合部	1.7.5		金属板やパイプの接合部
1708	高圧線の接触した木材			
1709	異金属との接触部			
1799	その他の漏電により発熱しやすい部分	1.7.8		高圧線の接触した木材
1801	ゴム (レザ) 引き機のスパーク	1.8.1	静電スパーク	ゴム (レザ) 引き機のスパーク
1802	製紙用つや出し機のスパーク	1.8.2		製紙用つや出し機のスパーク
1803	その他のロールのスパーク	1.8.3		その他のロールのスパーク
1804	管中の流動液体によるスパーク	1.8.4		管中の流動液体によるスパーク
1805	管より噴出する気体によるスパーク	1.8.5		管より噴出する気体によるスパーク
1806	粉体摩擦によるスパーク	1.8.6		粉体、摩擦によるスパーク

16	配線器具	1.6		
17	漏電により発熱しやすい部分	1.7		
18	静電スパーク	1.8		



1807	19	その他	1.9	その他	8.7 1.8.8	静電塗装機によりスパーク 静電衣類によるスパーク
1808					1.9.5	炊飯器
1809					1.9.6	トースター
1899					1.9.7	乾燥器
1999					1.9.8	扇風機
2101	21	都市ガスを用いる移動可能な道具	2.1	都市ガスを用いる移動可能な道具	2.1.1	ガスこんろ
2102					2.1.2	ガスストーブ
2103					2.1.3	乾燥器
2104					2.1.4	湯沸かし
2105					2.1.5	消毒器、滅菌器
2106					2.1.6	可動かまど、風呂かまど
2107					2.1.7	レンジ
2108					2.1.8	溶接機、切断機
2109						
2110						
2111						
2112						
2113						
2114						
2115						
2116						
2117						
2118						
2119						
2120						
2121						
2122						
2123						
2124						
2125						
2126						
2127						
2199						
2201	22	プロパンガス	2.2	プロパンガス	2.2.1	ガスこんろ
2202					2.2.2	ガスストーブ

2203	簡易型ガスこんろ（ホット型）	
2204	ガスストーブ（ <u>ク</u> 式）	
2205	ガスストーブ（半密閉式）	
2206	ガスストーブ（密閉式）	
2207	乾燥器	
2208	湯沸かし	
2209	消毒器・滅菌器	
2210	可動かまど・風呂かまど	
2211	レンジ	
2212	溶接機・切断機	
2213	炊飯器	
2214	オーブン	
2215	バーナー	
2216	ロースタ	
2217	屋台用こんろ、バーナー	
2218	魚焼き	
2219	溶解がま・溶解炉	
2220	点火用火口棒	
2221	ハンドトーチ	
2222	ペイント溶解用ケトル	
2223	内燃機関	
2224	溶射器	
2299	その他のプロパンガスを用いる移動可能な道具	
2301	乾燥室	都市ガス
2302	大型こんろ	スを用
2303	営業用炉	いる固
2304	工業用炉	定した
2305	築造かまど	ガス設
2306	風呂かまど	備
2307	大型レンジ	
2308	瞬間湯沸器	
2309	貯湯式湯沸器	
2310	フライヤー	
2311	乾燥機	
2312	ガスコーヒー焙煎機	
2313	溶解がま・溶解炉	
2314	ボイラー	
2315	焼き鳥炉	
2316	かまど	

2.2.3	乾燥器	
2.2.4	湯沸かし	
2.2.5	消毒器、滅菌器	
2.2.6	可動かまど、風呂かまど	
2.2.7	レンジ	
2.2.8	溶接機、切断機	
2.3	都市ガス	乾燥室
2.3.1	スを用	大型こんろ
2.3.2	いる固	営業用炉
2.3.3	定した	工業用炉
2.3.4	ガス設	築造かまど
2.3.5	備	風呂かまど
2.3.6		大型レンジ
2.3.7		瞬間湯沸器
2.3.8		貯湯式湯沸器

2317	湯沸器ボイラー		
2399	その他の都市ガスを「 <u>いる</u> 固定したガス設備		
2401	乾燥室	乾燥室	
2402	大型こんろ	大型こんろ	
2403	営業用炉	営業用炉	
2404	工業用炉	工業用炉	
2405	築造かまど	築造かまど	
2406	風呂かまど	風呂かまど	
2407	大型レンジ	大型レンジ	
2408	湯沸器（開放式）	湯沸器（開放式）	
2409	湯沸器（半密閉式）	湯沸器（半密閉式）	
2410	湯沸器（密閉式）	湯沸器（密閉式）	
2411	フライヤー	フライヤー	
2412	乾燥機	乾燥機	
2413	ガスコーヒー焙煎機	ガスコーヒー焙煎機	
2414	溶解がま・溶解炉	溶解がま・溶解炉	
2415	ボイラー	ボイラー	
2416	焼き鳥炉	焼き鳥炉	
2417	かまど	かまど	
2418	湯沸器ボイラー	湯沸器ボイラー	
2499	プロパンガスを用いる固定したガス設備		
2501	石油・ガソリンこんろ	石油・ガソリンこんろ	
2502	石油・ガソリンストーブ（開放式）	石油・ガソリンストーブ（開放式）	
2503	石油・ガソリンストーブ（半密閉式）	石油・ガソリンストーブ（半密閉式）	
2504	石油・ガソリンストーブ（密閉式）	石油・ガソリンストーブ（密閉式）	
2505	トーチランプ	トーチランプ	
2506	アルコールランプ	アルコールランプ	
2507	湯沸し	湯沸し	
2508	風呂かまど	風呂かまど	
2509	石油レンジ	石油レンジ	
2510	内燃機関	内燃機関	
2511	アスファルト溶解炉・溶解庫	アスファルト溶解炉・溶解庫	
2512	乾燥機・乾燥庫・乾燥室	乾燥機・乾燥庫・乾燥室	
2513	溶接器用発電機	溶接器用発電機	
2514	石油火鉢	石油火鉢	
2515	ジーンズワッシャー	ジーンズワッシャー	
2516	エンジンカッター	エンジンカッター	

24

プロパンガスを用いる固定したガス設備

2.4.1  
2.4.2  
2.4.3  
2.4.4  
2.4.5  
2.4.6  
2.4.7  
2.4.8

乾燥室  
大型こんろ  
営業用炉  
工業用炉  
築造かまど  
風呂かまど  
大型レンジ  
湯沸器

2.4  
2.5

25

石油を燃料とする移動可能な道具

2.5.1  
2.5.2  
2.5.3  
2.5.4  
2.5.5  
2.5.6  
2.5.7  
2.5.8

石油、ガソリンこんろ  
石油、ガソリンストーブ  
トーチランプ  
アルコールランプ  
湯沸し  
風呂かまど  
石油レンジ  
内燃機関

2517	農業用虫焼機			
2518	溶解がま			
2519	ボイラー			
2520	発電機			
2521	石油バーナー			
2522	点火棒			
2523	ジェットヒーター			
2524	白金かいら			
2525	屋台こんろ・かまど			
2526	アルコールこんろ			
2599	その他の油を燃料とする移動可能な 道具			
2601	乾燥機	2.6	油を燃 料とす る固定 設備	2.6.1 乾燥器
2602	ストーブ (開放式)			2.6.2 ストーブ
2603	ストーブ (半密閉式)			2.6.3 営業用炉
2604	ストーブ (密閉式)			2.6.4 工業用炉
2605	営業用炉			2.6.5 ボイラー
2606	工業用炉			2.6.6 風呂かまど
2607	ボイラー			2.6.7 冷暖房機
2608	風呂かまど			
2609	冷暖房機			
2610	乾燥庫			
2611	オイルバーナー			
2612	熱風炉			
2613	フライヤー			
2614	ごみ焼却炉			
2615	温風ヒーター			
2699	その他の油を燃料とする固定設備			
2701	ローソク	2.7	明り	2.7.1 ローソク
2702	ちようちん・燈ろう			2.7.2 ちようちん、燈ろう
2703	燈明			2.7.3 燈明
2704	ガス燈			2.7.4 ガス燈
2705	アセチレン燈			2.7.5 アセチレン燈
2706	石油ランプ			2.7.6 石油ランプ
2707	カーバイドランプ			
2799	その他の明り			
2901	アセチレンガス溶接機・切断機	2.9	その他	2.9.4 炊飯器
2902	ブタンガスストーブバーナー			2.9.5 ストーブ

3	まき、石炭(コークス)燃料とする装置	3	まき、石炭(コークス)燃料とする装置	3	2999	その他	3101 3102 3103 3104 3105 3106 3107 3108 3109 3110 3111 3199	七輪 火ばち せんべい焼き炉 かいろ 育雛器 こたつ 木炭ガス発生炉 いろいろ 魚焼き炉 焼肉炉 屋台 その他の炭たどん(練炭)を燃料とする物	31	炭たどん(練炭)を燃料とするもの	3.1	3.1.1 3.1.2 3.1.3 3.1.4 3.1.5 3.1.6 3.1.7 3.1.8	七厘 火ばち せんべい焼き炉 かいろ 育雛器 こたつ 木炭ガス発生炉 いろいろ	炊飯器 オーブン アセチレンガス溶接機及び切断機
32	まき(かんわ屑、わら紙)を燃料とするもの	32	まき(かんわ屑、わら紙)を燃料とするもの	32	3201 3202 3203 3204 3205 3206 3207 3208 3209 3210 3211 3212 3213 3299	こんろ ストーブ 営業用炉 工業用炉 かまど 風呂かまど 木炭ガス発生炉 いろいろ ゴミ焼却炉・代用焼却炉 アスファルト溶解炉・溶解庫 焼きいも炉 マントルピース 屋台 その他のまき(かんわ屑、わら紙)を燃料とする物	32	まき(かんわ屑、わら紙)を燃料とするもの	3.2	3.2.1 3.2.2 3.2.3 3.2.4 3.2.5 3.2.6 3.2.7 3.2.8	こんろ ストーブ 営業用炉 工業用炉 かまど 風呂かまど 木炭ガス発生炉 いろいろ			
33	石炭燃料の移動可能な装置	33	石炭燃料の移動可能な装置	33	3301 3302 3303 3304 3399	こんろ かまど レンジ 乾燥器 その他の石炭燃料の移動可能な装置	33	石炭燃料の移動可能な装置	3.3	3.3.1 3.3.5 3.3.7 3.3.8	こんろ かまど レンジ 乾燥器			
34	石炭燃	34	石炭燃	34	3401	乾燥室	34	石炭燃	3.4	3.4.1	乾燥室			

3402	ストーブ	3402	ストーブ	1.2	ストーブ
3403	営業用炉	3403	営業用炉	3.4.3	営業用炉
3404	工業用炉	3404	工業用炉	3.4.4	工業用炉
3405	築造かまど	3405	築造かまど	3.4.5	築造かまど
3406	風呂かまど	3406	風呂かまど	3.4.6	風呂かまど
3407	ボイラー	3407	ボイラー	3.4.7	ボイラー
3408	風呂ボイラー	3408	風呂ボイラー	3.4.8	風呂ボイラー
3409	火葬用かまど				
3499	その他の石炭燃料の固定装置				
3501	火消しつぼ	3501	火消しつぼ	3.5.1	火消しつぼ
3599	その他の火を消すための器				
3999	その他	3999	その他	3.9	
4101	炭火	4101	炭火	4.1.1	炭火
4102	線香	4102	線香	4.1.2	線香
4103	たき火	4103	たき火	4.1.3	たき火
4104	燃えさし (消えていない薪)	4104	燃えさし (消えていない薪)	4.1.4	燃えさし
4105	虫焼火	4105	虫焼火	4.1.5	虫焼火
4106	火なわ	4106	火なわ	4.1.6	火なわ
4107	たきつけ (他に火をつけるもの)	4107	たきつけ (他に火をつけるもの)	4.1.7	たきつけ
4108	火のついた調理品	4108	火のついた調理品		
4109	火のついた紙	4109	火のついた紙		
4110	火のついた布	4110	火のついた布		
4111	火のついたゴミ	4111	火のついたゴミ		
4112	火のついた棒	4112	火のついた棒		
4113	火のついた油	4113	火のついた油		
4114	薫煙殺虫剤	4114	薫煙殺虫剤		
4115	火炎びん	4115	火炎びん		
4116	火のついたひも、なわ	4116	火のついたひも、なわ		
4117	枯れ草焼き	4117	枯れ草焼き		
4199	その他の裸火 (器に入っていない物)	4199	その他の裸火 (器に入っていない物)		
4201	たばこ	4201	たばこ	4.2.1	たばこ
4202	マッチ	4202	マッチ	4.2.2	マッチ
4203	ライター	4203	ライター	4.2.3	ライター
4299	その他のたばこ、マッチ	4299	その他のたばこ、マッチ	4.2.8	焼却炉の火の粉
4301	固定煙突の火の粉	4301	固定煙突の火の粉	4.3.1	固定煙突の火の粉

4302	汽車の煙突の火の粉	3.2			
4303	たきびの火の粉	4.3.3			
4304	いろり又は火ばちの火の粉	4.3.4			
4305	かまどの火の粉	4.3.5			
4306	こんろの火の粉	4.3.6			
4307	炎上家屋の火の粉	4.3.7			
4308	火入れの火の粉	4.3.8			
4309	ごみ焼却炉の火の粉				
4310	ストーブの火の粉				
4311	風呂かまどの火の粉				
4312	焼入炉の火の粉				
4313	排気筒の火の粉				
4314	車面排気管の火の粉				
4315	プラスチックの成形機の火の粉				
4316	パン焼器(炉)の火の粉				
4399	その他の火の粉				
4401	グラインダーの火花	4.4.1	火花(		
4402	製綿機の火花	4.4.2	固体の		
4403	粉砕機の火花	4.4.3	衝撃摩		
4404	ブレーキの火花	4.4.4	擦によ		
4405	車体等の衝撃火花	4.4.5	る)		
4406	エンジンカッターの火花	4.4.6			
4407	ドリルの火花	4.4.7			
4408	金属と金属との衝撃火花				
4409	車両と路面との火花				
4410	研磨機の火花				
4411	掘削機とガス管の衝撃火花				
4412	金属とコックリト床との衝撃火花				
4413	旋盤と金属の衝撃火花				
4414	金属とスクラップリ機の衝撃火花				
4415	金属と切断機の衝撃火花				
4416	削石機とコックリトの衝撃火花				
4499	その他の火花(固体の衝撃摩擦による)				
4901	他県(町村)からの延焼火災	4.9	その他		
4999	その他				
5101	煙突	5.1			
5102	煙道	5.1.1	高温気		
		5.1.2	体で熱		

5103	スチームパイプ		
5104	乾燥室		
5105	排気管		
5106	排気ダクト		
5107	スチーム乾燥機		
5199	その他の高温で熱せられた物		
5201	軸受	5.2	
5202	切削工具		
5203	クラッチ		
5204	ペダル		
5205	プーリー		
5206	ブレーキライニング		
5207	プロペラシャフト		
5208	タイヤと路面との摩擦		
5209	車両と路面の間にはさまった紙		
5299	その他の摩擦により熱せられた物		
5301	熔融金属	5.3	
5302	インゴット類 (高温体)		
5303	こて		
5304	リベット		
5305	焼入金属		
5306	鋳物		
5307	溶融片		
5308	溶融ガラス		
5309	赤熱したスケール		
5310	赤熱した鉄パイプ		
5311	赤熱した切粉		
5312	のろ		
5313	切削くず		
5314	熱せられた金属製品		
5315	熱せられたアスファルト		
5399	その他の高温の固体		
5999	その他	5.9	
6101	有機過酸化物	6.1	6
6102	硝酸エステル類		
6103	ニトロ化合物		
6104	ニトロ化合物		
6105	アゾ化合物		

5.1.3	スチームパイプ		
5.1.4	乾燥室		
5.1.5	排気管		
5.2.1	軸受	5.2	
5.2.2	切削工具		
5.2.3	クラッチ		
5.2.4	ペダル		
5.2.5	プーリー		
5.3.1	熔融金属	5.3	
5.3.2	インゴット類 (高温体)		
5.3.3	こて		
5.3.4	リベット		
5.3.5	焼入金属		
5.3.6	鋳物		
6.1.1	りん	6.1	6
6.1.2	石炭		
6.1.3	セルロイド		
6.1.4	活性炭		
6.1.5	硝化綿		



物	62	63	64	物	6.2	6.3	6.4	物	6.2	6.3	6.4
6106	自然発火性物質及び禁水性物質（※1）	6201	ジアゾ化合物	6106	6.2	6.3	6.4	6106	6.2	6.3	6.4
6107		6202	ヒドラジンの誘本	6107				6107			
6108		6203	金属のアジ化物	6108				6108			
6109		6204	硝酸グアニジン	6109				6109			
6199		6205	その他の自己反応性物質	6199				6199			
6201		6206	カリウム	6201				6201			
6202		6207	ナトリウム	6202				6202			
6203		6208	アルキルアルミニウム	6203				6203			
6204		6209	アルキルリチウム	6204				6204			
6205		6210	黄りん	6205				6205			
6206		6211	アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く）及びアルカリ土類金属	6206				6206			
6207		6299	有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く）	6207				6207			
6208			金属の水素化物	6208				6208			
6209			金属のりん化合物	6209				6209			
6210			カルシウム又はアルミニウムの炭化物	6210				6210			
6211			塩素化けい素化合物	6211				6211			
6299			その他の自然発火性物質及び禁水性物質	6299				6299			
6301	その他	6301	油紙・油布	6301				6301			
6302	の自然	6302	油紙・油布製品	6302				6302			
6303	発火し	6303	油ぼろ	6303				6303			
6304	易いもの	6304	油かす	6304				6304			
6305		6305	油かす	6305				6305			
6306		6306	魚かす	6306				6306			
6307		6307	塗料かす	6307				6307			
6308		6308	揚げ玉	6308				6308			
6309		6309	揚げかす	6309				6309			
6310		6310	切削くず	6310				6310			
6311		6311	金属粉	6311				6311			
6399		6399	石炭類	6399				6399			
6401	再燃に	6401	その他の自然発火し易い油類	6401				6401			
6402	より出	6402	かいろ灰	6402				6402			
6403	火原因	6403	取灰	6403				6403			
6404	となり	6404	消し炭薪	6404				6404			
6405	易いもの	6405	石炭がら	6405				6405			
			綿・ふとん類								

6406	再生ゴム				再生ゴム
6407	すす			1.6	すす
6499	その他の再燃により出火原因となり 易い物			b.4.7	
6501	凸面鏡	65	レンズ	6.5.1	レンズ
6599	凹面鏡 その他のレンズ				
6901	野積みのごみ	69	その他		
6999	その他				
7101	火薬	71	火薬類	7.1.1	火薬
7102	爆薬			7.1.2	爆薬
7103	煙火			7.2.3	花火(煙火)
7104	火工品(煙火を除く)			7.1.4	火工品
7199	その他の火薬類			7.1.5	硝酸エステル
				7.1.6	ニトロ化合物
				7.1.7	爆発性化学薬品
7201	酸素	72	酸化性 気体	7.2.1	酸素
7202	塩素			7.2.2	塩素
7203	オゾン			7.2.3	オゾン
7204	フッ素			7.2.4	弗素
7299	その他の酸化性気体				
7301	過塩素酸	73	酸化性 液体(※1)	7.3.1	硫酸
7302	過酸化水素			7.3.2	硝酸
7303	硝酸			7.3.3	クロルスルホン酸
7304	ハロゲン間化合物			7.3.4	過酸化水素
7399	その他の酸化性液体			7.3.5	液体酸素
				7.3.6	液体空気
7401	塩素酸塩類	74	酸化性 固体(※1)	7.4.1	硝酸塩
7402	過塩素酸塩類			7.4.2	塩素酸塩
7403	無機過酸化物			7.4.3	過塩素酸塩
7404	亜塩素酸塩類			7.4.4	過酸化物
7405	臭素酸塩類			7.4.5	無水クローム酸
7406	硝酸塩類			7.4.6	重クローム酸塩
7407	よう素酸塩類			7.4.7	過マンガン酸塩

7408	過マンガン酸塩類								
7409	重クロム酸塩類								
7410	過よよう素酸塩類								
7411	過よよう素酸								
7412	クロム、鉛又はよよう素の酸化物								
7413	亜硝酸塩類								
7414	次亜硫酸酸塩類								
7415	塩素化イソシアヌル酸								
7416	ペルオキソ二硫酸塩類								
7417	ペルオキソほう酸塩類								
7499	その他の酸化性固体								
7901	アセチレンボンベ	79	その他						
7902	時限発火装置								
7999	その他								
8101	直接雷	81	雷						
8102	間接雷								
8199	その他								
9999	その他	99	その他						
8	天災			8	天災				
						7.9	その他		
						8.1	雷		
								8.1.1	直接雷
								8.1.2	間接雷

※1：列記する物品は含有物を含むものである。

別表3 2表

## 経 過

大分類	内 容	中分類	内 容	小分類	内 容
		0		0 9	不明
		1	電氣的の原因で発熱する	1 0	半断線により発熱する
				1 1	漏電（地絡）する
				1 2	電線が短絡する
				1 3	電線が混触する
				1 4	過多の電流を流す
				1 5	スパークする
				1 6	金属の接触部が過熱する
				1 7	静電スパークが飛ぶ
				1 8	絶縁劣化による発熱
				1 9	その他
		2	化学的原因で発熱する	2 1	爆発する
				2 2	反応が急激に起こる
				2 3	異物が混入して発熱する
				2 4	ガス管などが噴出する
				2 5	スパークによる引火
				2 6	引火する
				2 7	自然発火する
				2 8	薬品類が互いに混触する
				2 9	その他
		3	熱的原因で発火する	3 1	可燃物が沸騰したり溢れでる
				3 2	消した筈のものが再燃する
				3 3	余熱で発火する
				3 4	摩擦により発熱する
				3 5	輻射を受けて発火する
				3 6	高温物がふれる
				3 7	伝導過熱する(1)
				3 8	過熱する
				3 9	その他
		4	火源或いは着火物が運動により接触する	4 1	可燃物が火源の上に転倒落下する
				4 2	可燃物が動いて火源に触れる
				4 3	容器から火種がこぼれる
				4 4	炭火がはねる高温の飛沫が飛ぶ
				4 5	火の粉が散る遠くへ飛火する
				4 6	火花が飛ぶ
				4 7	火源が転倒落下する
				4 8	火源が動いて接触する
				4 9	その他
		5	器具機械の材質や構造の不良に基づく	5 1	火源が破損腐食する
				5 2	機械が故障を起こす
				5 3	構造不完全デザイン不良
				5 4	材質が不良である
				5 5	塗料が悪い
				5 6	火源が漏洩する
				5 7	着火物が漏洩する
				5 8	容器（着火物用）が破損腐食する

			5 9	その他
		6	6 0	意図なしにスイッチが入る
			6 1	機械の調整が適当でない
			6 2	かまど等の火を燃しすぎる
			6 3	考え違いにより使用を誤る
			6 4	不適当な処に捨て置く
			6 5	放置する、忘れる
			6 6	本来の用途以外の不適の用に用いる
			6 7	残り火の処置が不十分(2)
			6 8	器具を可燃物と共に可燃物の中にしまいこむ
			6 9	その他
		7	7 1	衝突により発火
			7 2	墜落により発火
			7 3	逆火
			7 9	その他
		8	8 1	地震のために家が倒れる
			8 2	風のために家が倒れる
			8 3	水害で薬品に火がつき発火
			8 4	落雷する
			8 9	その他
		9	9 1	放火
			9 2	放火の疑い
			9 3	火遊び
			9 4	放火、火遊び以外で無意識に火をつける
			9 9	その他

(注)

(1)煙突等で所定の熱遮断をしたものについて

(2)使用時のまま位置にあるもの

別表3 2表

経過新旧対照表

新			旧			
中分類	内 容	小 分類	内 容	中分類	内 容	
0		0				
1	電氣的の原因で発熱する	1 0	不明	1	電氣的の原因で発熱する	
		1 1	半断線により発熱する		1 1	漏電（地絡）する
		1 2	電線が短絡する		1 2	電線が短絡する
		1 3	電線が混触する		1 3	電線が混触する
		1 4	過多の電流を流す		1 4	過多の電流を流す
		1 5	スパークする		1 5	スパークする
		1 6	金属の接触部が過熱する		1 6	金属の接触部が過熱する
		1 7	静電スパークが飛ぶ		1 7	静電スパークが飛ぶ
		1 8	絶縁劣化による発熱		1 8	絶縁劣化による発熱
		1 9	その他		1 9	その他
2	化学的原因で発熱する	2 1	爆発する	2	化学的原因で発熱する	
		2 2	反応が急激に起こる		2 1	爆発する
		2 3	異物が混入して発熱する		2 2	反応が急激に起こる
		2 4	ガス管などが噴出する		2 3	異物が混入して発熱する
		2 5	スパークによる引火		2 4	ガス管などが噴出する
		2 6	引火する		2 5	スパークによる引火
		2 7	自然発火する		2 6	引火する
		2 8	薬品類が互いに混触する		2 7	自然発火する
		2 9	その他		2 8	薬品類が互いに混触する
					2 9	その他
3	熱的原因で発火	3 1	可燃物が沸騰したり溢れでる	3	熱的原因で発火	
					3 1	可燃物が沸騰したり溢れでる

する	消した筈のものが再燃する 余熱で発火する 摩擦により発熱する 輻射を受けて発火する 高温物がふれる 伝導過熱する(1) 過熱する その他	3 2 3 3 3 3 3 3 3	消した筈のものが再燃する 余熱で発火する 摩擦により発熱する 輻射を受けて発火する 高温物がふれる 伝導過熱する(1) その他	3 2 3 3 3 3 3 3 3
4	火源或いは着火物が運動により接触する	4 4 4 4 4 4 4 4 4	可燃物が火源の上に転倒落下する 可燃物が動いて火源に触れる 容器から火種がこぼれる 炭火がはねる高温の飛沫が飛ぶ 火の粉が散る遠くへ飛火する 火花が飛ぶ 火源が転倒落下する 火源が動いて接触する その他	4 1 2 3 4 4 5 6 7 8 9
5	器具機械の材質や構造の不良に基づく	5 5 5 5 5 5 5 5 5	火源が破損腐食する 機械が故障を起こす 構造不完全デザイン不良 材質が不良である 塗料が悪い 火源が漏洩する 着火物が漏洩する 容器(着火物用)が破損腐食する その他	5 1 2 3 4 5 6 7 8 9
6	使用方法が不良に基づく	6 6 6	意図なしにスイッチが入る 機械の調整が適当でない かまど等の火を燃しすぎる	6 1 2

6 3	考え違いにより使用を誤る	考え違いにより使用を誤る	6 3	考え違いにより使用を誤る
6 4	不適當な処に捨て置く	不適當な処に捨て置く	6 4	不適當な処に捨て置く
6 5	放置する、忘れる	放置する、忘れる	6 5	放置する、忘れる
6 6	本来の用途以外の不適の用に用いる	本来の用途以外の不適の用に用いる	6 6	本来の用途以外の不適の用に用いる
6 7	残り火の処置が不充分(2)	残り火の処置が不充分(2)	6 7	残り火の処置が不充分(2)
6 8	器具を可燃物と共に可燃物の中にしまいこむ	器具を可燃物と共に可燃物の中にしまいこむ	6 8	器具を可燃物と共に可燃物の中にしまいこむ
6 9	その他	その他	6 9	その他
7	主に交通機関に起る事故	主に交通機関に起る事故	7	主に交通機関に起る事故
7 1	衝突により発火	衝突により発火	7 1	衝突により発火
7 2	墜落により発火	墜落により発火	7 2	墜落により発火
7 3	逆火	逆火	7 3	逆火
7 9	その他	その他	7 9	その他
8	天災地変による	天災地変による	8	天災地変による
8 1	地震のために家が倒れる	地震のために家が倒れる	8 1	地震のために家が倒れる
8 2	風のために家が倒れる	風のために家が倒れる	8 2	風のために家が倒れる
8 3	水害で薬品に火がつき発火	水害で薬品に火がつき発火	8 3	水害で薬品に火がつき発火
8 4	落雷する	落雷する	8 4	落雷する
8 9	その他	その他	8 9	その他
9	その他	その他	9	その他
9 1	放火	放火	9 1	放火
9 2	放火の疑い	放火の疑い	9 2	放火の疑い
9 3	火遊び	火遊び	9 3	火遊び
9 4	放火、火遊び以外で無意識に火をつける	放火、火遊び以外で無意識に火をつける	9 4	放火、火遊び以外で無意識に火をつける
9 9	その他	その他	9 9	その他

(注)

(1)煙突等で所定の熱遮断をしたものについて

(2)使用時のまま位置にあるもの



別表3 3表

## 着 火 物

大分類	内 容	中分類	内 容	小分類	内 容
0	不明	00	不明	009	不明
1	建築物・建具 (船体・車体 を含む)	11	屋根ひさし	110	合成樹脂屋根材
				111	トントン
				112	板
				113	トタンぶき
				114	瓦
				115	ルーフィング
				116	草ぶき
				117	スレート
				118	杉皮
				119	その他
		12	壁軸組	120	合成樹脂壁
				121	木ずり
				122	板張ベニヤ
				123	モルタル
				124	しっくい
				125	テックス
				126	戸袋
				127	土台
				128	柱、けた、はり
				129	その他
		13	床	130	合成樹脂床材
				131	畳
				132	板張
				133	リノリューム
				134	上敷
				135	むしろ
				136	デッキ
				137	カーペット
				138	じゅうたん(固定)
				139	その他
		14	天井	141	小屋組材
				142	板張
				143	モルタル
				144	しっくい
				145	テックス
				149	その他
		15	付帯建築物	151	物干し
				152	屋外日除け
				153	看板
				154	門
				155	へい

			156	囲い
			157	支持木材
			159	その他
		16	建具	161 ドアー
				162 日除け
				163 唐紙、フスマ
				164 障子
				165 雨戸（板戸）
				166 アコーデオンカーテン
				169 その他
		17	家具調度	171 机
				172 椅子、ソファー
				173 戸棚、木箱
				174 すだれ、よしず
				175 室内装飾品
				176 カーテン
				179 その他
		18	造作	180 カウンター
				181 炊事台(コンロ台を含む)
				182 作業台
				183 実験台
				184 裁縫台
				185 棚
				186 仏壇、神棚
				187 敷板
				188 窓枠
				189 その他
		19	その他	191 舞台道具類
				192 電線被類
				193 積算電力計
			※12より	196※ 断熱材
				197※ 外装塗料
				199 その他
2	建築物（船舶 車両）内収容 物	21	爆発物類	211 花火
				212 火工品類
				213 火薬類
				214 爆発性化学薬品
				215 フィルム
				216 セルロイド及び製品
				219 その他
		22	ガス類	221 都市ガス
				222 水素
				223 アセチレン

		2 2 4	水と反応して発生したガス
		2 2 5	プロパンガス
		2 2 6	ブタンガス
		2 2 7	L P G (カセット用)
		2 2 8	L P G (スプレー用)
		2 2 9	その他
2 3	引火性液体類	2 3 1	特殊引火物
		2 3 2	第一石油類
		2 3 3	アルコール類
		2 3 4	第二石油類
		2 3 5	第三石油類
		2 3 6	第四石油類
		2 3 7	動植物油類
		2 3 8	可燃性液体類
2 4	可燃性固体 ( I )	2 4 1	硫化りん
		2 4 2	赤りん
		2 4 3	硫黄
		2 4 4	鉄粉
		2 4 5	金属粉
		2 4 6	マグネシウム
		2 4 7	引火性固体
		2 4 9	その他
2 5	繊維類	2 5 1	繊維原料
		2 5 2	衣類
		2 5 3	ふとん、座ぶとん、寝具
		2 5 4	繊維製品
		2 5 5	袋及び紙製品
		2 5 6	わら及びわら製品
		2 5 7	乾燥草類 (葉たばこを含む)
		2 5 9	その他
2 6	木質物	2 6 1	木毛
		2 6 2	まき、たきつけ
		2 6 3	木材及び木製品 (家具調度を除く)
		2 6 4	竹及び竹製品 (家具調度を除く)
		2 6 9	その他
2 7	可燃性固体 ( II )	2 7 1	木炭・豆炭・練炭
		2 7 2	石炭・コークス
		2 7 3	ゴム及びゴム製品
		2 7 4	天然樹脂及び製品
		2 7 5	合成樹脂と成形品
		2 7 6	砂糖食粉
		2 7 7	可燃性個体類
		2 7 9	その他
2 8	屑類	2 8 0	ごみ屑

			281	木屑、かんな屑、のこぎり屑	
			282	紙屑、わら屑	
			283	繊維屑	
			284	ぼろ、油ぼろ	
			285	セルロイド屑	
			286	合成樹脂屑	
			287	金属屑	
			288	粉塵	
			289	その他	
		29	その他	299	その他
3	山林その他の 火災による着 火物	31	山林原野にあるもの	311	枯草(生えたまま枯れたもの)
				312	落葉
				313	立木
				314	芝草
				319	その他
		32	野積	321	石炭
				322	木材原木
				323	木切れ
				324	紙屑
				325	積わら
				329	その他
		39	その他	390	自動販売機
				391	橋
				392	電柱
				393	柱上トランス
				394	アスファルト
				395	枕木
				396	枯草
				397	ごみ類
				398	郵便、新聞受
				399	その他
4	車両	41	自動車	411	ボディ
				412	バンパー
				413	エンジン
				414	モーター
				415	タイヤ
				416	座席シート
				417	電気配線類
				418	車体塗装部
				419	その他
		42	電車等	421	ボディ
				423	エンジン
				424	モーター

				4 2 5	台車
				4 2 6	座席シート
				4 2 7	電気配線類
				4 2 8	車体塗装部
				4 2 9	その他
9	その他	9 9	その他	9 9 9	その他

別表3 3表

着火物新舊対照表

新						旧					
大分類	内 容	中分類	内 容	小分類	内 容	大分類	内 容	中分類	内 容	小分類	内 容
0	不明	00	不明	009	不明	1	建築物				
1	建築物 ・ 建具 （ 船体 ・ 車体 を含む ）	11	屋根ひ さし	110	屋根ひ さし		・ 建具 （ 船体 ・ 車体 を含む ）	11	屋根ひ さし	111	トントン
				111	合成樹脂屋根材					112	板
				112	トントン					113	トントンぶき
				113	トントンぶき					114	瓦
				114	トントンぶき					115	ルーフィング
				115	ルーフィング					116	草ぶき
				116	草ぶき					117	スレート
				117	スレート					118	杉皮
				118	杉皮					119	その他
				119	その他						
		12	壁軸組	120	合成樹脂壁			12	壁軸組	121	木ずり
				121	木ずり					122	板張ベニヤ
				122	板張ベニヤ					123	モルタル
				123	モルタル					124	しっくい
				124	しっくい					125	テック
				125	テック					126	戸袋
				126	戸袋					127	土台
				127	土台					128	柱、けた、はり
				128	柱、けた、はり					129	その他
				129	その他						
		13	床	130	合成樹脂床材			13	床	131	畳
				131	畳					132	板張
				132	板張					133	リノリューム
				133	リノリューム					134	上敷
				134	上敷					135	むしろ
				135	むしろ					136	デッキ
				136	デッキ					137	カーペット
				137	カーペット					138	じゅうたん
				138	じゅうたん					139	（固定）

139	その他	小屋組材 板張 モルタル しっくい テックス その他	141 142 143 144 145 149
14	天井		
15	付帯建築物	物干し 屋外日除け 看板 門 へい 囲い 支持木材 その他	151 152 153 154 155 156 157 159
16	建具	ドア 日除け 唐紙、フスマ 障子 雨戸（板戸） アコーデオカンテ その他	161 162 163 164 166 166 169
17	家具調度	机 椅子、ソファ 戸棚、木箱 すだれ、よし 室内装飾品 カーテン その他	171 172 173 174 175 176 179
18	造作	カウンタ 炊事台 作業台 実験台 裁縫台 欄 仏壇、神棚	180 181 182 183 184 185 186
14	天井	小屋組材 板張 モルタル しっくい テックス その他	141 142 143 144 145 149
15	付帯建築物	物干し 屋外日除け 看板 門 へい 囲い 支持木材 その他	151 152 153 154 155 156 157 159
16	建具	ドア 日除け 唐紙、フスマ 障子 雨戸（板戸） アコーデオカンテ その他	161 162 163 164 165 166 169
17	家具調度	机 椅子、ソファ 戸棚、木箱 すだれ、よし 室内装飾品 カーテン その他	171 172 173 174 175 176 179
18	造作	カウンタ 炊事台 作業台 実験台 裁縫台 欄 仏壇、神棚	180 181 182 183 184 185 186

187	敷板	187	敷板
188	窓枠	188	窓枠
189	その他	189	その他
191	舞台道具類	191	舞台道具類
192	電線被覆類	192	電線被覆類
193	積算電力計	193	その他
196*	断熱材	196*	その他
197*	外装塗料	197*	その他
199	その他	199	その他
211	花火	211	花火
212	火工品類	212	火工品類
213	火薬類	213	火薬類
214	爆発性化学薬品	214	爆発性化学薬品
215	フィルム	215	フィルム
216	セルロイド及び製品	216	セルロイド及び製品
219	その他	219	その他
221	都市ガス	221	都市ガス
222	水素	222	水素
223	アセチレン	223	アセチレン
224	水と反応して発生したガス	224	水と反応して発生したガス
225	プロパンガス	225	プロパンガス
226	ブタンガス	226	その他
227	LPG(カセット用)	227	LPG(カセット用)
228	LPG(スプレー用)	228	LPG(スプレー用)
229	その他	229	その他
231	特殊引火物	231	特殊引火物
232	第一石油類	232	第一石油類
233	アルコール類	233	アルコール類
234	第二石油類	234	第二石油類
235	第三石油類	235	第三石油類
236	第四石油類	236	第四石油類
237	動植物油類	237	動植物油類
241	硫化りん	241	硫化りん
242	赤りん	242	赤りん

19	2	2	2
21	2	2	2
22	2	2	2
23	2	2	2
24	2	2	2

19	2	2	2
21	2	2	2
22	2	2	2
23	2	2	2
24	2	2	2

19	2	2	2
21	2	2	2
22	2	2	2
23	2	2	2
24	2	2	2

19	2	2	2
21	2	2	2
22	2	2	2
23	2	2	2
24	2	2	2

19	2	2	2
21	2	2	2
22	2	2	2
23	2	2	2
24	2	2	2

19	2	2	2
21	2	2	2
22	2	2	2
23	2	2	2
24	2	2	2

19	2	2	2
21	2	2	2
22	2	2	2
23	2	2	2
24	2	2	2



243	液体化学薬品	液体化学薬品及び混合物
244	礦物油	礦物油
245	動植物油	動植物油
246	ろう油	ろう油
247	タール油	タール油
248	液体化学薬品	液体化学薬品及び混合物
249	その他	その他
251	纖維原料	纖維原料
252	衣類	衣類
253	ふとん、座ぶとん、寝具	ふとん、座ぶとん、寝具
254	纖維製品	纖維製品
255	袋及び紙製品	袋及び紙製品
256	わら及びわら製品	わら及びわら製品
257	乾燥草類	乾燥草類（葉たばこを含む）
259	その他	その他
261	木毛	木毛
262	まき、たきつけ	まき、たきつけ
263	木材及び木製品(1)	木材及び木製品(1)
264	竹及び竹製品(2)	竹及び竹製品(2)
269	その他	その他
271	木炭・豆炭・練炭	木炭・豆炭・練炭
272	石炭・コークス製品	石炭・コークス製品
273	ゴム及びゴム製品	ゴム及びゴム製品
274	天然樹脂及び成形品	天然樹脂及び成形品
275	合成樹脂と薬品	合成樹脂と薬品
276	固体化学	固体化学
277	砂糖食粉	砂糖食粉
279	塗料かす	塗料かす
279	その他	その他
281	ごみ屑	ごみ屑
281	木屑、かんざ屑、のこぎり屑	木屑、かんざ屑、のこぎり屑
282	紙屑、わら屑	紙屑、わら屑
283	纖維屑	纖維屑
284	ぼろ、油ぼろ	ぼろ、油ぼろ
285	セルロイド屑	セルロイド屑
286	合成樹脂屑	合成樹脂屑

287	金属屑	287	金属屑
288	粉塵	288	粉塵
289	その他	289	その他
299	その他	299	その他
311	枯草(4)	311	山林その他
312	落葉	312	山林その他
313	立木	313	山林その他
314	芝草	314	山林その他
319	その他	319	山林その他
321	石炭	321	32
322	木材	322	32
323	原木	323	32
324	切れ	324	32
325	紙屑	325	32
329	積わら	329	32
329	その他	329	32
390	自動販売機	390	39
391	橋	391	39
392	電柱	392	39
393	柱上	393	39
394	トラス	394	39
395	アール	395	39
396	枕木	396	39
397	枯草	397	39
398	ごみ類	398	39
399	郵便、新聞受	399	39
399	その他	399	39
411	ボデイ	411	41
412	バンパー	412	41
413	エンジン	413	41
414	モーター	414	41
415	タイヤ	415	41
416	座席シート	416	41
417	電気配線類	417	41
418	車体塗装部	418	41
419	その他	419	41

9	その他	42	電車等	421 423 424 425 426 427 428 429 999	ボデー エンジン モーター 台車 座席シート 電気配線類 車体塗装部 その他 その他						
---	-----	----	-----	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第6 突 合 表 (突合番号は一連番号とする)

突番	合号	表	突 合 簡 所	突 関 係	突 合 簡 所	備 考
001		第1表	[表間突合] (2)火災種別	=	第2表の各火災種別損害額の最大種別	OKエラーもありえる
002		第2表	(3)爆発	=	1のとき	
003		"	(3)~(11)、(38)~(50)	=	0かつ	
004		第1表	(3)~(11)、(38)~(50)	≠	0のとき	
005		第2表	(51)+(52)+(53)	=	1	
006		第1表	(3)爆発	=	空欄のとき	
007		第2表	(64)構造	=	空欄	
008		"	(1)~(5)	=	1のとき	
009		第1表	(54)延焼区分	=	2のとき	
010		第2表	(1)出火場所市区町村コード	=	第2表(55)出火市区町村コード	
011		第1表	(54)延焼区分	≠	第2表(55)出火市区町村コード	
012		"	(1)出火場所市区町村コード	≤	第1表(65)階数(地上)	
013		"	(1)出火階数(地上)	≤	第1表(66)階数(地下)	
014		第5表	(2)出火階数(地下)	≤	第1表(68)火元建物の延面積	
015		"	(4)火元建物の焼損床面積	=	第3表(1)~(7)負傷者数の1行~3行の計	
016		"	(23)~(35)負傷者数	=	第4表(7)負傷者数の1行~3行の計	
		"	(23)負傷者数合計	=	第5表(18)負傷者数合計の1、2行の計	
		"	(23)負傷者数合計	=	第6表(16)負傷者数合計の1行~6行の計	
		"	(1)0~5歳の1、2行の計	=	第6表(1)~(5)負傷者数計の1行~6行の計	
		"	(2)~(13)6~64歳の1、2行の計	=	第6表(6)~(10)負傷者数計の1行~6行の計	
		"	(14)~(17)65歳以上の1、2行の計	=	第6表(11)~(15)負傷者数計の1行~6行の計	

突番	合号	表	突 合 簡 所	突 関	突 合 簡 所	備 考
017	第1表		〔表内突合〕 (1)出火場所都道府県・市区町村コード5桁の検査数字	=	(1)出火場所都道府県・市区町村コードの下1桁(自治省都道府県・市区町村コードに従う。)	事務組合コードは不可
018	"	"	(2)火災種別	=	1~6	
019	"	"	(3)爆発	≤	1	
020	"	"	(4)出火時刻(年)	=	当該年	
021	"	"	(5)出火時刻(月)	=	01~12	
022	"	"	(6)出火時刻(日)	=	01~31又は99	
023	"	"	(7)出火時刻(時)	=	00~23又は99	
024	"	"	(8)出火時刻(分)	=	00~59又は99	
025	"	"	(9)覚知時刻(月)	=	01~12	
026	"	"	(10)覚知時刻(日)	=	01~31	
027	"	"	(11)覚知時刻(時)	=	00~23	
028	"	"	(12)覚知時刻(分)	=	00~59	
029	"	"	(4)(5)(6)(7)(8)出火時刻	≤	(9)(10)(11)(12)覚知時刻	
030	"	"	(33)覚知方法	=	1~7又は9	
031	"	"	(33)覚知方法	=	7(事後聞知)のとき突合番号065へ行く	
032	"	"	〔事後聞知以外の場合の突合〕	=		
033	"	"	(13)救助開始時刻(月)	=	01~12又は空欄	
034	"	"	(14)救助開始時刻(日)	=	01~31又は空欄	
035	"	"	(15)救助開始時刻(時)	=	00~23又は空欄	
036	"	"	(16)救助開始時刻(分)	=	00~59又は空欄	
037	"	"	(13)又は(14)	=	空欄のとき	
038	"	"	(13)(14)(15)(16)	=	空欄	
039	"	"	(13)(14)(15)(16)救助開始時刻	≠	空欄のとき	
040	"	"	(9)(10)(11)(12)覚知時刻	≤	(13)(14)(15)(16)救助開始時刻	
041	"	"	(17)放水開始時刻(月)	=	01~12又は空欄	
042	"	"	(18)放水開始時刻(日)	=	01~31又は空欄	
043	"	"	(19)放水開始時刻(時)	=	00~23又は空欄	
044	"	"	(20)放水開始時刻(分)	=	00~59又は空欄	
045	"	"	(17)又は(18)	=	空欄のとき	
046	"	"	(17)(18)(19)(20)	=	空欄	

突番	合号	表	突	合	箇	所	突	合	箇	所	突	合	箇	所	備	考
043		第1表	(17)(18)(19)(20)	放水開始時刻												
044		"	(9)(10)(11)(12)	覚知時刻												
045		"	(21)	放水開始時刻(月)												
046		"	(22)	放水開始時刻(日)												
047		"	(23)	放水開始時刻(時)												
048		"	(24)	放水開始時刻(分)												
049		"	(21)又は(22)													
050		"	(21)(22)(23)(24)	放水開始時刻												
051		"	(9)(10)(11)(12)	覚知時刻												
052		"	(25)	火勢鎮圧時刻(月)												
053		"	(26)	火勢鎮圧時刻(日)												
054		"	(27)	火勢鎮圧時刻(時)												
055		"	(28)	火勢鎮圧時刻(分)												
056		"	(25)又は(26)													
057		"	(25)(26)(27)(28)	火勢鎮圧時刻												
058		"	(9)(10)(11)(12)	覚知時刻												
059		"	(25)(26)(27)(28)	火勢鎮圧時刻												
060		"	(17)(18)(19)(20)	放水開始時刻												
061		"	(21)(22)(23)(24)	放水開始時刻												
062		"	(17)~(24)	放水開始時刻												
063		"	(25)(26)(27)(28)	火勢鎮圧時刻												
064		"	(29)	鎮火時刻(月)												
065		"	(30)	鎮火時刻(日)												
066		"	(31)	鎮火時刻(時)												
		"	(32)	鎮火時刻(分)												
		"	(25)(26)(27)(28)	火勢鎮圧時刻												
		"	(29)(30)(31)(32)	鎮火時刻												
		"	(29)(30)(31)(32)	鎮火時刻												
		"	突合番号071へ行く													
		"	[事後聞知の場合の突合]													
		"	(13)~(28)まで													
		"	(29)鎮火時刻(月)													

突番	表	突 合 箇 所	突 関 係	突 合 箇 所	突 合 係	突 合 箇 所	備 考
067	第1表	(30)鎮火時刻(日)	=	(30)鎮火時刻(日)	=	01~31又は99	鎮火時刻不明のときOKエ ラ
068	"	(31)鎮火時刻(時)	=	(31)鎮火時刻(時)	=	00~23又は99	
069	"	(32)鎮火時刻(分)	=	(32)鎮火時刻(分)	=	00~59又は99	
070	"	(29)(30)(31)(32)鎮火時刻	≦	(29)(30)(31)(32)鎮火時刻	≦	(9)(10)(11)(12)覚知時刻	
071	"	(34)初期消火器具	=	(34)初期消火器具	=	11~14、21~27、31~39、41~ 44、61~64、71~77、81~89、 91~94又は空欄	
072	"	(17)(18)(19)(20)放水開始時刻	=	(17)(18)(19)(20)放水開始時刻	=	空欄のとき	
073	"	(35)放水したポンプ台数	=	(35)放水したポンプ台数	=	空欄のとき	
074	"	(17)(18)(19)(20)放水開始時刻	≠	(17)(18)(19)(20)放水開始時刻	≠	空欄のとき	
075	"	(35)放水したポンプ台数	≠	(35)放水したポンプ台数	≠	空欄のとき	
076	"	(21)(22)(23)(24)放水開始時刻	=	(21)(22)(23)(24)放水開始時刻	=	空欄のとき	
077	"	(36)放水したポンプ台数	≠	(36)放水したポンプ台数	≠	空欄のとき	
078	"	(37)主として使用した水利	=	(37)主として使用した水利	=	11~20、91又は空欄	
079	"	(38)主として使用した水利	=	(38)主として使用した水利	=	11~20、91又は空欄	
080	"	(41)常備・非常備	=	(41)常備・非常備	=	1又は2	
081	"	(41)常備・非常備	=	(41)常備・非常備	=	2のとき	
082	"	(42)最寄り消防機関からの距離	=	(42)最寄り消防機関からの距離	=	空欄	
083	"	(43)用途地域	=	(43)用途地域	=	01~13	
084	"	(44)防火地域	=	(44)防火地域	=	1~3	
085	"	(45)特別防災区域	=	(45)特別防災区域	=	1又は2	
086	"	(46)市街地等	=	(46)市街地等	=	1~3	
087	"	(47)少量危険物等	=	(47)少量危険物等	=	1、2又は空欄	
088	"	(48)業態	=	(48)業態	=	0111~9999又は空欄	別表第2の分類番号に限る 別表第1の分類番号に限る
089	"	(49)用途	=	(49)用途	=	0000(空欄)~299	
090	"	(49)用途	=	(49)用途	=	110、111、112、118、119、2 18、228、238、248又は298のと き	
091	"	(49)用途	=	(49)用途	=	空欄	
088	"	(48)業態	=	(48)業態	=	11~19、21~29、31~39、41~ 48、61、62又は空欄	
088	"	(50)防火対象物等(車両)の区分	=	(50)防火対象物等(車両)の区分	=		

突番	合号	表	突合箇所	突合箇所	突合係	突合箇所	突合箇所	備考
089		第1表	(50)防火対象物等(車両)の区分		=		61又は62のとき	
090		"	(2)火災種別		=		3	
091		"	(50)防火対象物等(車両)の区分		≠		61又は62のとき	
092		"	(2)火災種別		≠		3	
093		"	(51)出火箇所		=		1010~9999	別表第7の分類番号に限る
094		"	(51)出火箇所		=		1010~2390のとき	OKエラーもありえる
095		"	(2)火災種別		=		1	
096		"	(51)出火箇所		=		3010~3040のとき	OKエラーもありえる
097		"	(2)火災種別		=		2	
098		"	(51)出火箇所		=		4010~4090のとき	OKエラーもありえる
099		"	(2)火災種別		=		3、4又は5	
100		"	(51)出火箇所		=		5010~9999のとき	OKエラーもありえる
101		"	(2)火災種別		=		6	
102		"	(52)発火源		=		9~9999	別表第3の分類番号に限る
103		"	(53)経過		=		9~999	別表第3の分類番号に限る
104		"	(54)着火物		=		9~9999	別表第3の分類番号に限る
105		"	(55)天気		=		11~19、21~25又は99	
106		"	(56)風向		=		11~19、21~28又は99	
107		"	(56)風向		=		11のとき	
108		"	(57)風速		≠		0	
109		"	(56)風向		≠		11のとき	
110		"	(57)風速		≠		0	
111		"	(58)気温	零度以上	=		0~50	
112		"	(59)気温	零度以下	=		0~50又は99	
113		"	(58)気温	零度以上	≠		0のとき	
114		"	(59)気温	零度以下	=		0	
115		"	(60)相対湿度	零度	=		0~100又は999	
116		"	(61)積雪		=		0~400又は999	
117		"	(62)火災警報		=		1又は2	
118		"	(63)工事の状況		=		1~3又は空欄	
119		"	(64)構造		=		0のとき	
120		"	(63)、(65)~(92)		=		空欄 突合番号130へ行く	
121		"	[火元が建物の場合の突合]		=		1~6	
122		"	(64)構造		=			



突番	合号	表	突 合 簡 所	突 関 係	突 合 簡 所	突 合 簡 所	備 考
1 1 3	第 1 表	(65)階数 (地上)	(65)階数 (地上) + (66)階数 (地下) (66)階数 (地下) (65)階数 (地上) + (66)階数 (地下) (67)建築面積 (69)防火管理者 (69)防火管理者 (70)消防計画 (70)消防計画 (71)避難誘導 (72)消火訓練 (73)共同防火管理 (74)適マーク (75)防炎物品 (76)～(82)、(89)～(92) (49)用途 (76)～(82)、(89)～(92) (83)～(88)消防設備 (1)出火階数 (地上) (2)出火階数 (地下) (3)焼損程度 (4)火元建物の焼損床面積 (5)火元建物の焼損表面積 (7)全焼+(8)半焼+(9)部分焼 +(10)ぼや (6)延焼による焼損棟数合計 (11)区画 (6)延焼による焼損棟数合計 (11)区画 (13)全損+(14)半損+(15)小損 (12)り災世帯数合計 (16)り災人員	<	6 1	別表第 1 の分類番号に限る OK エラーもありえる	
1 1 4	"	(66)階数 (地下)		<	3 0		
1 1 5	"	(65)階数 (地上) + (66)階数 (地下)		≠	0		
1 1 6	"	(67)建築面積		≤	(68)延面積		
1 1 7	"	(69)防火管理者		=	1 ～ 4 又は空欄		
1 1 8	"	(69)防火管理者		=	空欄のとき		
1 1 9	"	(70)消防計画		=	空欄		
1 1 2 0	"	(70)消防計画		=	1 ～ 6 又は空欄		
1 1 2 1	"	(71)避難誘導		=	1 ～ 7 又は空欄		
1 1 2 2	"	(72)消火訓練		=	1 ～ 7 又は空欄		
1 1 2 3	"	(73)共同防火管理		=	1 ～ 3 又は空欄		
1 1 2 4	"	(74)適マーク		=	1 ～ 2 又は空欄		
1 1 2 5	"	(75)防炎物品		=	1 ～ 6 又は空欄		
1 1 2 6	"	(76)～(82)、(89)～(92)		=	1 ～ 7 又は空欄		
1 1 2 7	"	(49)用途		=	1 0 0 ～ 1 2 9 のとき		
1 2 8	第 2 表	(76)～(82)、(89)～(92)		≠	6 又は 7		
1 2 9	"	(83)～(88)消防設備	=	1 ～ 5 又は空欄			
1 3 0	"	(1)出火階数 (地上)	≠	0 のとき			
1 3 1	"	(2)出火階数 (地下)	=	空欄			
1 3 2	"	(3)焼損程度	=	1 ～ 4			
1 3 3	"	(4)火元建物の焼損床面積	≤	(40)焼損床面積			
1 3 4	"	(5)火元建物の焼損表面積	≤	(41)焼損表面積			
1 3 5	"	(7)全焼+(8)半焼+(9)部分焼 +(10)ぼや	=	(6)延焼による焼損棟数合計			
1 3 6	"	(6)延焼による焼損棟数合計 (11)区画	=	0 のとき			
1 3 7	"	(6)延焼による焼損棟数合計 (11)区画	=	空欄			
1 3 8	"	(13)全損+(14)半損+(15)小損	≠	0 のとき			
1 3 9	"	(12)り災世帯数合計	=	1 ～ 5 又は空欄			
1 4 0	"	(16)り災人員	=	(12)り災世帯数合計			
1 4 1	"		=	0 のとき			
1 4 2	"		=	0			

突 番 号	表	突 合 箇 所	突 合 箇 所	突 合 係	突 合 箇 所	突 合 係	突 合 箇 所	備 考
1 3 7	第2表	(18)消防吏員 + (19)消防団員 + (20)応急消防義務者 + (21)消防協力者 + (22)その他の者	(17)死者数 (48時間) 合計	=				
1 3 8	"	(25)消防吏員 + (27)消防団員 + (29)応急消防義務者 + (31)消防協力者 + (33)その他の者 (自損) + (35)その他	(23)負傷者数合計	=				
1 3 9	"	(26)消防吏員 + (28)消防団員 + (30)応急消防義務者 + (32)消防協力者 + (34)その他の者 (自損) + (36)その他	(24)30日死者合計	=				
1 4 0	"	(23)負傷者数合計	(24)うち30日死者	≧				
1 4 1	"	(25)消防吏員	(26)うち30日死者	≧				
1 4 2	"	(27)消防団員	(28)うち30日死者	≧				
1 4 3	"	(29)応急消防義務者	(30)うち30日死者	≧				
1 4 4	"	(31)消防協力者	(32)うち30日死者	≧				
1 4 5	"	(33)その他の者 (自損)	(34)うち30日死者	≧				
1 4 6	"	(35)その他	(36)うち30日死者	≧				
1 4 7	"	(37)損害額合計	(38)+(39)+(42)+(44)+(46)+(48)+(50)+(51)の各火災種別損害額の合計	=				
1 4 8	"	(54)延焼区分	1、2又は空欄	=				
1 4 9	"	(54)延焼区分	空欄のとき	=				
	"	(55)～(61)	空欄	=				
1 5 1	"	[延焼火災の場合の突合]						
1 5 2	"	(54)延焼区分	1のとき	=				
	"	(55)～(57)	空欄かつ	≠				
	"	(55)出火・都道府県市町村コード	(56)延焼・都道府県市町村コード	≠				
	"	(54)延焼区分	2のとき	=				
	"	(56)～(61)	空欄かつ	=				
1 5 3	"	(55)出火・都道府県市町村コード	空欄	≠				
	"	(58)延焼・都道府県市町村コード	空欄のとき	=				
	"	(59)～(61)	空欄	=				
1 5 4	"	(58)延焼・都道府県市町村コード	空欄	≠				
	"	(59)火災番号	空欄	≠				
1 5 5	"	(60)延焼・都道府県市町村コード	空欄のとき	=				
	"	(61)火災番号	空欄	=				

突番	台号	表	突台箇所	突関係	突台箇所	突台箇所	備考
156		" "	(60)延焼・都道府県市町村コード (58)～(61)	≠ ≠	空欄 空欄		
157		第3表	(1)～(6)の各負傷者数の計	=	(7)負傷者数計		1行から3行まで繰り返し
158		第4表	(1)～(6)の各負傷者数の計	=	(7)負傷者数計		1行から3行まで繰り返し
159		第5表	(1)～(17)の各負傷者数の計	=	(18)負傷者数計		1、2行繰り返し
160		第6表	(1)～(15)の各負傷者数の計	=	(16)負傷者数計		1行から6行まで繰り返し

突番	合号	表	突 合 箇 所	突 合 係	突 合 箇 所	備 考
200		第7表	[火災による死者の調査表突合表] (1)出火場所都道府県・市区町村コード5桁の検査数字	=	(1)出火場所都道府県・市区町村コードの下1桁(自治省都道府県・市区町村コードに従う。)	事務組合コードは不可
201		"	(2)火災種別	=	1~6	
202		"	(3)爆発	≤	1	
203		"	(4)火災報告の火災番号	≠	空欄	検査数字によりチェックする
204		"	(5)調査表枚数(枚)	≠	空欄	
205		"	(6)調査表枚数(枚のうち)	≠	空欄	
206		"	(5)調査表枚数(枚)	≤	(6)調査表枚数(枚のうち)	
207		"	(7)死者の区分	=	1又は2	
208		"	(8)死者の発生した火災の種類	=	1~6	
209		"	(9)出火者	=	1、2又は9	
210		"	(10)火元・類焼	=	1、2又は3	
211		"	(8)死者の発生した火災の種類	=	1のとき	
212		"	(10)火元・類焼	=	1又は2	
			(10)火元・類焼	=	3のとき 突合番号233へ行く	
213		"	[火元・類焼 = 1又は2の場合]	=	0111~9999又は空欄	別表第2の分類番号に限る
214		"	(11)業態	=	000(空欄)~299	別表第1の分類番号に限る
215		"	(12)用途	=	11~19、21~29、31~39、41~	
			(13)防火対象物等(車両)の区分	=	48又は空欄	
216		"	(14)構造	=	1~6	
217		"	(15)階数(地上)	<	61	
218		"	(16)階数(地下)	<	30	
219		"	(15)階数(地上) + (16)階数(地下)	≠	0	
220		"	(17)建築面積	≤	(18)延面積	
221		"	(19)焼損程度	=	1~4	
222		"	(18)延面積	≥	(20)焼損床面積	
223		"	(22)防火管理者	=	1~4又は空欄	
224		"	(22)防火管理者	=	空欄のとき	
			(23)消防計画	=	空欄	
225		"	(23)消防計画	=	1~6又は空欄	

突番	合号	表	突	合	簡	所	突	合	簡	所	備	考
226	226	第7表	(24)避難誘導				1	又	は	空欄		
227	227	"	(25)消火訓練				1	又	は	空欄		
228	228	"	(26)共同防火管理				1	又	は	空欄		
229	229	"	(27)適マ一ク				1	又	は	空欄		
230	230	"	(28)防災物品				1	又	は	空欄		
231	231	"	(29)～(45)消防用設備				1	又	は	空欄		
232	232	"	突合番号235へ行く									
233	233	"	〔火元・類焼＝3の場合の突合〕				3	の	と	き		
234	234	"	(8)死者の発生した火災の種別				空	欄	か	つ		
		"	(11)、(12)、(14)～(45)				6	1	又	は	6	2
		"	(13)防火対象物等(車両)の区分				3	の	と	き		
		"	(8)死者の発生した火災の種別				空	欄				
		"	(11)～(45)									
235	235	"	(46)死者の年齢				1	3	0	又	は	9
236	236	"	(47)死者の性別				1	、	2	又	は	9
237	237	"	(48)死者の職業				5	の	と	き		
238	238	"	(47)死者の性別				2					
239	239	"	(48)死者の職業				7	の	と	き		
240	240	"	(46)死者の年齢				6					
241	241	"	(49)作業中の死亡				1	～	5			
242	242	"	(50)火気取扱中				1	～	4	、	9	又
		"	(51)死因				1	～	5	又	は	9
		"	(51)死因				4	の	と	き		
		"	(49)作業中の死亡				5	か	つ			
		"	(50)火気取扱中				4	か	つ			
		"	(57)死者の発生した経過				4	7				
243	243	"	(52)起床				1	、	2	又	は	9
244	244	"	(53)飲酒				1	～	3	又	は	9
245	245	"	(54)傷病				1	、	2	又	は	9
246	246	"	(55)寝たきり				1	、	9	又	は	空欄
247	247	"	(56)身体不自由者				1	、	2	、	9	又
248	248	"	(57)死者の発生した経過				1	1	～	1	9	、
		"										2
		"										9
		"										、
		"										4
		"										1
		"										～

突番	台号	表	突	合	簡	所	突	合	簡	所	備	考
249		第7表	(57)死者の発生した経過					49、51又は99			別表第7の分類番号に限る	
250		"	(51)死因	=			47のとき					
251		"	(58)出火階数(地上)	<			61					
252		"	(59)出火階数(地下)	<			30					
253		"	(58)出火階数(地上)	≠			0のとき					
254		"	(59)出火階数(地下)	=			空欄					
255		"	(60)出火箇所	=			1010~9999					
256		"	(61)屋内外の別	=			1~6又は9					
257		"	(61)屋内外の別	=			1又は2のとき					
258		"	(62)+(63)、(64)、(74)、(76)	≠			0					
259		"	(61)屋内外の別	=			3~6又は9のとき					
260		"	(62)~(64)、(72)~(76)	=			0					
261		"	(62)死者のいた階数(地上)	<			61					
262		"	(63)死者のいた階数(地下)	<			30					
263		"	(62)死者のいた階数(地上)	≠			0のとき					
264		"	(63)死者のいた階数(地下)	=			空欄					
265		"	(64)同別	=			1、2、9又は空欄					
266		"	(64)同別	=			1のとき					
267		"	(58)出火階数(地上)	=			(62)死者のいた階数(地上)かつ					
268		"	(59)出火階数(地下)	=			(63)死者のいた階数(地下)かつ					
269		"	(10)火元・類焼	=			1010~9999					
270		"	(65)箇所室等	=			1、2又は9					
271		"	(66)同別	=			1のとき					
272		"	(66)同別	=			(65)箇所室等					
273		"	(60)出火箇所	<			61					
274		"	(67)死者の発生した階数(地上)	<			30					
275		"	(68)死者の発生した階数(地下)	<			0のとき					
276		"	(67)死者の発生した階数(地上)	≠			空欄					
277		"	(68)死者の発生した階数(地下)	=			1、2、9又は空欄					
278		"	(69)同別	=			1のとき					
279		"	(69)同別	=			(67)死者の発生した階数(地上)かつ					
280		"	(62)死者のいた階数(地上)	=			(68)死者の発生した階数(地下)					
281		"	(63)死者のいた階数(地下)	=			1010~9999					
282		"	(70)箇所室等	=								

突番	合号	表	突合箇所	突関係	突合箇所	突合箇所	備考
271		第7表	(71)同別	=			
272		"	(71)同別	=			
273		"	(65)箇所等	=			
274		"	(72)同棟(共同住宅の場合は同住戸)	≥			
275		"	(74)死者一人	=			
276		"	(74)死者一人	=			
277		"	(72)、(73)、(78)~(83)	=			
278		"	(75)自宅一人	≠			
279		"	(75)自宅一人	=			
280		"	(74)死者一人	=			
281		"	(76)施設	=			
282		"	(77)車両・船舶・航空機	≠			
283		"	(61)屋内外の別	=			
		"	(78)死者(男) + (79)死者(女)	=			
		"	(80)死者(合計)	<			
		"	(81)負傷者(男) + (82)負傷者(女)	=			
		"	(84)~(92)の和	=			
					1、2又は9 1のとき (70)箇所等 (73)同室等 1、2又は空欄 1のとき 0 1~3又は空欄 0のとき 1 1、2、9又は空欄 0のとき 4~6又は9 (80)死者(合計) (6)枚数(枚のうち) (83)負傷者(合計) (93)合計		

火 災 報 告

火災番号					
1	2	3	4	5	6

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	3	0	4	0	5	0	6	0	7

(7) 報 告 都 道 府 県	(イ) 出 火 場 所 (市・区・町・丁目・字・番地)	(ウ) 火元の業態及び事業所名 業 態 事 業 所 名	(カ) 火元の用途	(キ) 出 火 箇 所	(ク) 火災番号 市 町 村 用

表 行 番 番 号 号	出 火 場 所 都 道 府 県 市 区 町 村 コ ー ド	火 災 種 別	爆 発	出 火 時 刻					覚 知 時 刻					救 助 開 始 時 刻					放 水 開 始 時 刻					火 勢 鎮 圧 時 刻				鎮 火 時 刻					
				年	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月	日	時	分	月
0	1	0	1	0																													

表 行 番 番 号 号	覚 知 方 法	初 期 消 火 器 具	放 水 した ポンプ台数		主として使 用した水利		出 動 延 人 員		常 備 ・ 非 常 備	最 寄 り 消 防 機 関 から の 距 (100m)	用 途 地 域	防 火 地 域	特 別 防 災 区 域	市 街 地 等	少 量 危 険 物 等	火 元			出 火 箇 所	出 火 原 因			気 象 状 況									
			常 備 消 防 隊	消 防 団	常 備 消 防 隊	消 防 団	消 防 員	消 防 団 員								業 態	用 途	防 火 対 象 物 等 (車両) の 区 分		発 火 源	経 過	着 火 物	天 気	風 向	風 速 (M/sec)	零 度 以 上	零 度 以 下	相 対 湿 度 (%)	積 雪 (cm)			
0	1	0	1	1																												

表 行 番 番 号 号	火 災 警 報	工 事 の 状 況	構 造		建 築 面 積 (㎡)	延 面 積 (㎡)	防 火 管 理 者	消 防 計 画	避 難 誘 導	消 火 訓 練	共 同 防 火 管 理	適 マ ー ク	防 災 物 品	消 防 用 設 備 等 の 設 置 状 況 ・ 住 宅 防 火 対 策																			
			地 上	地 下										消 住 火 器 具 消 火 器	屋 内 消 火 栓	ス 住 プ 宅 用 消 火 器	水 噴 霧 消 火 器	屋 外 消 火 栓	動 住 力 宅 用 防 火 警 報	自 住 動 宅 用 防 火 警 報	漏 電 火 災 警 報	非 常 警 報 設 備	避 難 器 具	誘 導 灯	消 防 用 水	連 結 送 水 管	排 煙 具 設 備	連 衣 結 散 水 設 備	非 常 コ ン セ ン	無 じ 線 通 信 補 助			
0	1	0	1	2																													

表 行 番 番 号 号	出 火 階 数	火 元 建 物 の 損 害 状 況			延 焼 に よ る 焼 損 棟 数 ・ 区 画						り 災 世 帯 数																					
		地 上	地 下	焼 損 程 度	焼 損 床 面 (㎡)	焼 損 表 面 (㎡)	合 計	全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	区 画	合 計	全 損	半 損	小 損	り 災 人 員															
0	2	0	1	0																												

表 行 番 番 号 号	死 者 数 (人)	負 傷 者 数 (人)						そ の 他 の 著 者																								
		4 8 時 間						応 急 消 火 義 務 者			消 防 協 力 者			そ の 他																		
		合 計	消 防 吏 員	消 防 団 員	応 急 消 火 義 務 者	消 防 協 力 者	そ の 他	合 計	30日 死者	消 防 吏 員	消 防 団 員	消 防 協 力 者	合 計	30日 死者	自 損	そ の 他																
0	2	0	1	1																												

表 行 番 番 号 号	損 害 額 合 計 (千円)	建 物 の 損 害 状 況						
		建 損 額 (千円)	取 寄 損 額 (千円)					
0	2	0	1	2				





第1号様式 (その3)

死者番号					検査 数字
1	2	3	4	5	6
9					

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	3	0	4	0	5	0	6	0	7

火災による死者の調査表

(7) 都道府県名		(1) 出火時刻					(1) 出火場所			(2)(3) 火災種別		(4) 火災報告の火災番号				(5) 調査表枚数		(6) 枚のうち	(7) 死者の区分
市区町村名		年	月	日	時	分	都 市 区	道 府 町	所 下 村	火 災 種 別	爆 発	火災報告の火災番号				調査表枚数		枚のうち	死者の区分
表 番 号	行 番 号	出 都 市 区		火 災 種 別		火 災 報 告 の 火 災 番 号		調 査 表 枚 数		死 者 の 区 分									
07	010																		

表 番 号	行 番 号	死 者 の 発 火 災 し た 種 別	出 火 者	火 元 ・ 類 焼	(8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45)																																				
					死 者 の 発 生 し た 建 物 等										消 防 設 備																										
死 者 の 発 生 し た 種 別					災 前 の 状 況										建 物 の 損 害 状 況					消 防 設 備																					
業 態 用 途					防 火 対 象 物 等 (車 両 区 分)		構 造		階 数 (階)		建 築 面 積 (㎡)		延 べ 面 積 (㎡)		焼 損 程 度	建 物 の 焼 損 床 面 積 (㎡)	建 物 の 焼 損 表 面 積 (㎡)	防 火 管 理 者	消 防 計 画	避 難 誘 導	消 火 訓 練	共 同 防 火 管 理 者	適 マーク	防 災 物 品	消 火 器 具	屋 内 消 火 栓 設 備	ス プリ ン ク ラー	水 噴 霧 等	屋 外 消 火 栓 設 備	動 力 消 防 ポ ンプ	自 動 火 災 報 知 設 置	漏 電 火 災 警 報 器	非 常 警 報 設 備 等	避 難 器 具	誘 導 灯	消 防 用 水	排 煙 設 備	連 結 送 水 管	連 結 散 水 設 備	非 常 コ ン セ ン ト	無 線 通 信 補 助
7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45				
07	011																																								

表 番 号	行 番 号	死 者 の 年 齢	死 者 の 性 別	死 者 の 職 業	作 業 中 の 死 亡	火 気 取 扱 中	死 因	起 床	飲 酒	傷 病	寝 た き り	身 体 不 自 由 者	死 者 の し た 発 生 経 過	(46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57)				(58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72)				(73) (74) (75) (76) (77)																				
														火 元 建 物 等				出 火 時 死 者 の いた 場 所				死 者 の 発 生 し た 場 所				出 火 時 死 者 の いた 建 物 等 と 同 一 の 建 物 等 に いた 者 の 数																
				出 火 階 数 (階)				出 火 箇 所				建 物 内 階 数 (階)				箇 所 室 等				建 物 内				同 棟 共 同 住 宅 の 場 合 は 同 住 戸	同 室 等	死 者 一 人	自 宅 一 人	施 錠	車 船 航 空 機													
7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47			
07	012																																									

表 番 号	行 番 号	(78) (79) (80) (81) (82) (83)						(84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93)																																			
		同 一 建 物 等 内 で の 死 傷 者 数 (本 人 を 除 く)						出 火 時 死 者 と 一 緒 に いた 者 の 年 齢 別																																			
		死 者			負 傷 者			0~5歳 (人)		6~10歳 (人)		11~20歳 (人)		21~30歳 (人)		31~40歳 (人)		41~50歳 (人)		51~60歳 (人)		61~64歳 (人)		65歳~ (人)		合 計 (人)																	
7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47				
07	013																																										

特 記 事 項	
------------------	--

火災四半期報

団体コード					
1	2	3	4	5	6

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
0	0	0	0	1	0	1	0	2	0	3	0	4	0	5	0	6

(7) 都道府県番号	(4) 都道府県名	(9) 年	(1) 期分	(4) 訂正回数	(4) 訂正箇所数

区分	表番号	行番号	合計 (2)+(35)+(36)+ (39)+(40)+(41)	出火物件数															
				計 (3)+~+(34)	住宅	併用住宅	共同住宅	劇場	公会堂	キャバレ	遊技場	料理店	飲食店	物品販売 店舗	旅館	病院	社会福祉 施設	幼稚園	
件数 (爆発除く)	01	010																	
爆発	01	020																	

区分	表番号	行番号	出火物件数																			
			学校	図書館	特殊浴場	公衆浴場	停車場	神社・寺 院	工場	スタジオ	駐車場	航空機格 納庫	倉庫	事務所	複合用途 (特定)	複合用途 (非特定)	地下街	準地下街	文化財	その他		
件数 (爆発除く)	01	011																				
爆発	01	021																				

区分	表番号	行番号	出火物件数							
			林野火災	車両火災 (37)+(38)		船舶火災	航空機火災	その他の火災		
件数 (爆発除く)	01	012								
爆発	01	022								

区分	表番号	行番号	損害の状況					
			焼損面積			損害額 (千円)	焼損棟数	り災世帯数
損害 (爆発除く)	02	010	建物焼損床面積 (㎡)	建物焼損表面積 (㎡)	林野焼損面積 (a)			
爆発	02	020						





業 態 別 分 類

第1号様式の記入にあたっては、細分類欄の番号及び業務例示欄の業務名を記入する。

大 分 類 A-農業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業 務 例 示	
01 農業	011 耕種農業	0111 米作農業	水稻作農業；陸稲作農業	
		0112 米作以外の穀作農業	麦作農業；雑穀作農業	
		0113 野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）	野菜作農業；すいか・メロン・トマト作農業；水耕等の養液栽培による野菜作農業；たけのこ栽培農業；しいたけ栽培農業；しめじ栽培農業	
		0114 果樹作農業	みかん作農業；りんご作農業；ぶどう作農業；かき作農業；くり作農業	
		0115 花き作農業	切り花類栽培業；球根類栽培業；鉢物類栽培業；芝類栽培業；植木（緑化木，庭公園樹等）栽培業；盆栽業	
		0116 工芸農作物農業	たばこ作農業；さとうきび作農業；茶作農業；てんさい作農業	
		0117 ばれいしょ・かんしょ作農業	ばれいしょ作農業；かんしょ作農業	
		0119 その他の耕種農業	飼肥料作物栽培業；採種用作物栽培業；果樹苗木栽培業；桑苗栽培業	
		012 畜産農業	0121 酪農業	酪農業
			0122 肉用牛生産業	肉用牛肥育業；肉用子牛生産業
			0123 養豚業	養豚業
	0124 養鶏業		養鶏業	
	0125 畜産類似業		実験用動物飼育業（マウス，ラット，モルモット，うさぎなど）；愛がん用動物飼育業（カナリヤ，文鳥，犬など）；いたち飼育業；きじ飼育業；昆虫類飼育業（かぶと虫，すず虫など）；へび飼育業	
	0129 その他の畜産農業		養ほう（蜂）業；毛皮獣養殖業（たぬき，きつね，ミンクなど）	
	013 養蚕農業	0131 養蚕農業	養蚕農業；蚕種製造業	
	014 農業サービス業（園芸サービス業を除く）	0141 穀作サービス業	育苗センター；各種米作作業請負業；ライスセンター；カントリーエレベーター；脱穀業（農家と請負契約によって脱穀を行うもの）；農業用施設維持管理業；土地改良区	
		0142 野菜作・果樹作サービス業	共同選果場；野菜共同選別場	
		0143 穀作、野菜作・果樹作以外の耕種サービス業	さとうきび作作業請負業；花き共同選別場	
		0144 畜産サービス業（獣医業を除く）	人工授精業；種鶏業；ふ卵業；装てい（蹄）業	
		0145 養蚕サービス業	稚蚕共同飼育場	
	015 園芸サービス業	0151 園芸サービス業	造園業；植木業（主として庭園作り，又は手入れなどを行うもの）	

大分類 B-林業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業務例示
02 林業	021 育林業	0211 育林業	私有林経営業；地方公共団体（財産区を含む）の経営する山林の事業所；営林局；営林支局；営林署；森林事務所；生産森林組合等の育林を主とする協業体；漆樹栽培業；竹林業（たけのこ栽培を除く）；薪炭林経営業；桐栽培業；油桐栽培業；パルプ材育林業
	022 素材生産業	0221 素材生産業	一般材生産業；パルプ材生産業；坑木生産業；くい丸太生産業；電柱用材生産業；足場丸太生産業
	023 特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	0231 製薪炭業	薪伐出製造業；炭焼業（焼子を除く）；製炭会社；木炭製造業；黒炭製造業；枝炭製造業；白炭製造業
		0239 その他の特用林産物生産業（きのこ類の栽培を除く）	松やに採取業；うるし採取業；うるしかき業；松根うるし採取業（森林内で行う松根油蒸留を含む）；樹脂精油採取業（抽出・蒸留を含む）；杉皮採取業；しゅろ皮はぎ業；天然きのこ採取業；とうずる採取業；あけびつる採取業；樹皮採取業；松たけ採取業；林内種実採取業；粗製しょうのう採取業；コルク皮採取業；野草採取業（葉草，山菜など）；ささ採取業；そだ採取業；竹皮採取業；かや採取業；ふし（五倍子）採取業；松葉採取業
	024 林業サービス業	0241 育林サービス業	育林請負業；植林請負業
		0242 素材生産サービス業	素材生産請負業；木材伐出請負業；伐木運材請負業；共同貯木場（森林組合，同連合会の経営によるもの）山林用種苗生産請負業
029 その他の林業	0299 その他の林業	薪請負製造業；炭焼請負業；炭質焼業；山番業 狩猟業；わなかけ業；猟師業；昆虫類採捕業；へび採捕業；山林用種苗業	

大分類 C-漁業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業務例示		
03 漁業	031 一般海面 漁業	0311 底びき網漁業	遠洋底びき網漁業；以西底びき網漁業；沖合底びき網漁業 小型機船底びき網漁業；手繰網漁業；うたせ網漁業；けた網漁業；浮びき網漁業；母船式底びき網漁業		
		0312 まき網漁業	大中型まき網漁業；中型まき網漁業；いわし揚繰（巾着）網漁業；あじ・さば揚繰（巾着）網漁業；いわし縫切網漁業；揚繰網漁業；巾着網操業；まき網漁業		
		0313 敷網漁業	さんま棒受網漁業；あじ・さば棒受網漁業；四そう張漁業；敷網漁業		
		0314 刺網漁業	いわし（流）刺網漁業；にしん（流）刺網漁業；たら（流）刺網漁業；かに（流）刺網漁業；母船式かに（流）刺網漁業；いか（流）刺網漁業；かじき等（流）刺網漁業；さけ・ます（流）刺網漁業		
		0315 釣・はえ縄漁業	かつお一本釣漁業；いかつり漁業；あじ・さば一本釣漁業；一本釣漁業；手釣漁業；文鎮こぎ漁業；まぐろはえ縄漁業；たらはえ縄漁業；たいはえ縄漁業；母船式かつお・まぐろ漁業；ひき縄漁業；はえ縄漁業		
		0316 定置網漁業	にしん定置網漁業；ぶり・まぐろ落網漁業；台網漁業；落網漁業；ます網漁業		
		0317 地びき網・船びき網漁業	地びき網漁業，船びき網漁業		
		0318 採貝・採藻業	真珠採取業；あさり採取業；はまぐり採取業；かき採取業；あわび採取業；さざえ採取業；採貝業；こんぶ採取業；わかめ採取業；天草採取業；のり採取業；採藻業；海女による採貝・採藻業		
		0319 その他の一般海面漁業	たこつぼ漁業；うに採取業；なまこ採取業；さんご採取業；海綿採取業；潜水器漁業；つぼ漁業；かご漁業；筒漁業；やす漁業；突棒漁業		
		032 捕鯨業	0321 捕鯨業	母船式捕鯨業；近海捕鯨業	
		033 内水面漁業	0331 内水面漁業	河川漁業；湖沼漁業；う飼漁業；肥料用藻類採取業；ため池漁業；やな漁業；えり漁業；ひき網漁業（内水面漁業のもの）；まき網漁業（内水面漁業のもの）；敷網漁業（内水面漁業のもの）；かぶせ網漁業（内水面漁業のもの）；投網漁業（内水面漁業のもの）；魚釣業（内水面漁業のもの）；はえ網漁業（内水面漁業のもの）	
		04 水産養殖業	041 海面養殖業	0411 魚類養殖業	ぎんざけ養殖業；まあじ養殖業；しまあじ養殖業；ぶり養殖業；ひらまさ養殖業；かんばち養殖業；まだい養殖業；ちだい養殖業；くろだい養殖業；ひらめ養殖業；ふぐ類養殖業
				0412 貝類養殖業	ほたてがい養殖業；かき類養殖業；あ



			わび類養殖業；もがい養殖業；あかがい養殖業；いたやがい養殖業；ひおうぎ養殖業；あさり養殖業
		0413 藻類養殖業	こんぶ類養殖業；わかめ類養殖業；のり類養殖業；もずく養殖業
		0414 真珠養殖業	真珠養殖業
		0415 種苗養殖業	ぶり類種苗養殖業；たい類種苗養殖業；くるまえび種苗養殖業；真珠母貝養殖業；ほたてがい種苗養殖業；かき類種苗養殖業；わかめ種苗養殖業
		0419 その他の海面養殖業	くるまえび養殖業；ほや類養殖業；かざみ養殖業；うに養殖業
	042 内水面養殖業	0421 内水面養殖業	こい養殖業；ふな養殖業；うなぎ養殖業；さけ・ます類養殖業；あゆ養殖業；錦鯉養殖業；ティラピア養殖業；金魚養殖業；すっぽん養殖業；水田養魚業；どじょう養殖業；ぼら養殖業；淡水真珠養殖業；淡水真珠母貝養殖業

大分類 D-鉱業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業 務 例 示
05 金属鉱業	051 貴金属鉱業	0511 金・銀鉱業	金鉱業；銀鉱業；金銀鉱業；砂金鉱業
		0519 その他の貴金属工業	白金鉱業；砂白金鉱業；イリジウム鉱業；オスミウム鉱業
	052 非鉄金属鉱業	0521 銅鉱業	銅鉱業
		0522 鉛・亜鉛鉱業	鉛鉱業；亜鉛鉱業；鉛亜鉛鉱業
		0523 硫化鉄鉱業	硫化鉄鉱業；黄鉄鉱業；磁硫鉄鉱業
		0529 その他の非鉄金属鉱業	すず鉱業；砂すず鉱業；アンチモン鉱業；水銀鉱業；そう（蒼）鉛鉱業；ひ（砒）鉱業
	053 鉄属鉱業	0531 鉄鉱業	鉄鉱業
		0532 砂鉄鉱業	砂鉄鉱業
		0533 タングステン鉱業	タングステン鉱業
		0539 その他の鉄属鉱業	マンガン鉱業；金属マンガン鉱業；二酸化マンガン鉱業；クロム鉱業；砂クロム鉱業；モリブデン鉱業；ニッケル鉱業；コバルト鉱業；鉄マンガン鉱業
	059 その他の金属鉱業	0591 希有金属鉱業	ウラン鉱業；砂ウラン鉱業；セリウム鉱業；トリウム鉱業；砂トリウム鉱業；サマルスキイ鉱業；ラジウム鉱業；ゲルマニウム鉱業
0599 他に分類されない金属鉱業		アルミニウム鉱業；チタン鉱業；砂チタン鉱業；ベリリウム鉱業；緑柱石鉱業；マグネシウム鉱業；リシウム鉱業	
06 石炭・亜炭鉱業	061 石炭・亜炭鉱業（石炭選別業を除く）	0611 石炭鉱業（石炭選別業を除く）	石炭鉱業；炭鉱業
		0612 亜炭鉱業	亜炭鉱業
	062 石炭選別業	0621 石炭選別業	石炭水洗業；廃石選別業；石炭回収業
07 原油・天然ガス鉱業	071 原油鉱業	0711 原油鉱業	原油鉱業；石油鉱業；天然アスファルト鉱業；土れき（瀝）青鉱業；油田さく井請負業；油田試掘請負業
	072 天然ガス鉱業	0721 天然ガス鉱業	天然ガス鉱業；炭酸ガス鉱業；ガス採取業（天然のもの）；天然ガソリン生産業
08 非金属鉱業	081 採石業、砂・砂利・玉石採取業	0811 花こう岩・同類似岩石採石業	花こう岩採石業；せん緑岩採石業；はんれい（斑禰）岩採石業；片麻岩採石業
		0812 石英粗面岩・同類似岩石採石業	石英粗面岩採石業
		0813 安山岩・同類似岩石採石業	安山岩採石業
		0814 大理石採石業	大理石採石業
		0815 ぎょう灰岩採石業	ぎょう灰岩採石業
		0816 砂岩採石業	砂岩採石業
		0817 粘板岩採石業	粘板岩採石業
		0818 砂・砂利・玉石採取業、砂・砂利・玉石採取業	砂採取業；砂利採取業；玉石採取業；壁砂採取業；川砂採取業；玉砂利採取業；バラスト採取業（粉碎した岩石でないもの）
		0819 その他の採石業	かんらん岩採石業；蛇紋岩採石業；玄武岩採石業；黒よう石採石業；真珠岩

082 窯業原料用鉱物鉱業（耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る）	0821 耐火粘土鉱業	採石業；火山灰採掘業；軽石採掘業；庭石採取業 耐火粘土鉱業（けつ岩粘土・木節粘土・がいろ目粘土鉱業を含む）；ばん土 けつ岩鉱業
	0822 ろう石鉱業	ろう石鉱業；ろう石クレー製造業
	0823 ドロマイト鉱業	ドロマイト鉱業
	0824 長石鉱業	長石鉱業；半花こう岩鉱業；風化花こう岩鉱業
	0825 陶石鉱業	陶石鉱業；陶石クレー製造業
	0826 けい石鉱業	白けい石鉱業；軟けい石鉱業；炉材けい石鉱業
	0827 天然けい砂鉱業	天然けい砂鉱業；けい砂鉱業
	0828 石灰石鉱業	石灰石鉱業
	0829 その他の窯業原料用鉱物鉱業	カオリン鉱業；磁土鉱業；石こう鉱業；マグネサイト鉱業；らん晶石鉱業；けい線石鉱業；紅柱石鉱業；陶土鉱業
	083 粘土鉱業（別掲を除く）	0831 普通粘土鉱業
0832 酸性白土鉱業		酸性白土鉱業
0833 ベントナイト鉱業		ベントナイト鉱業
0834 けいそう土鉱業		けいそう土鉱業
0839 その他の粘土鉱業		絹雲母鉱業；緑泥石鉱業；ふっ（沸）石鉱業
089 その他の非金属鉱業	0891 滑石鉱業	滑石鉱業
	0892 雲母鉱業	雲母鉱業
	0893 ひる石鉱業	ひる石鉱業
	0894 重晶石鉱業	重晶石鉱業
	0899 他に分類されない非金属鉱業	ざくろ石鉱業；コランダム鉱業；エメリー鉱業；トリポリー鉱業；ダイヤモンド鉱業；めのう鉱業；こはく鉱業；工芸用水晶鉱業；宝石鉱業；飾石鉱業；電気石鉱業；石けん石鉱業；工業用水晶鉱業；溶岩鉱業；岩綿原石鉱業；方解石鉱業；天然氷採取業；硫黄鉱業；ほたる石鉱業；加里鉱業；明ばん鉱業；岩塩鉱業；ほう酸鉱業；りん鉱石鉱業；黒鉛鉱業；石綿鉱業

大分類 E-建設業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業務例示
09 総合工事業	091 一般土木建築工事業	0911 一般土木建築工事業	一般土木建築工事業
	092 土木工事業（舗装工事業、しゅんせつ工事業を除く）	0921 土木工事業（造園工事業を除く）	土木工事業
		0922 造園工事業	造園工事業；ゴルフ場工事業
	093 舗装工事業	0931 舗装工事業	道路舗装工事業
	094 しゅんせつ工事業	0941 しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事業
	095 建築工事業（木造建築工事業を除く）	0951 建築工事業（木造建築工事業を除く）	建築工事請負業；鉄骨造建築工事請負業；組立鉄筋コンクリート造建築工事業；コンクリートブロック造建築工事業；プレハブ리케이션建築工事業
	096 木造建築工事業	0961 木造建築工事業	木造建築工事業；木造住宅建築工事業；土造建築工事業
10 職別工事業（設備工事業を除く）	101 大工工事業	1011 大工工事業（型枠大工工事業を除く）	大工工事業；造作大工業；堂宮大工業（総合請負をしないもの）；木造りゅう骨工事請負業
		1012 型枠大工工事業	型枠大工工事業；仮枠大工工事業
	102 とび・土工・コンクリート工事業	1021 とび工事業	とび工事業；足場組立業；建方業（とび工事を主とするもの）；ひき屋工事業；メタルフォーム組立業；組立鉄筋コンクリート組立業；くい打工事業；仕事師業（とび工事を主とするもの）
		1022 土工・コンクリート工事業	土工工事業；機械土工工事業；コンクリート工事業；コンクリート圧送工事業；コンクリート打設工事業；仕事師業（土工工事を主とするもの）；地盤改良工事業；ウェルポイント工事業；薬液注入工事業
		1023 特殊コンクリート工事業	特殊コンクリート基礎工事業；場所打ちコンクリートぐい工事業；独立コンクリート煙突工事業；プレストレストコンクリート工事業；特殊コンクリート工事業
	103 鉄骨・鉄筋工事業	1031 鉄骨工事業	鉄骨工事業；橋りょう工事業
		1032 鉄筋工事業	鉄筋工事業
	104 石工・れんが・タイル・ブロック工事業	1041 石工工事業	石工業（建設工事を行うもの）；石工工事業；石垣築造業；道路石工工事業；軌道石工工事業
		1042 れんが工事業	れんが工事業
		1043 タイル工事業	タイル工事業
		1044 コンクリートブロック工事業	コンクリートブロック工事業；歩道用コンクリートブロック工事業
	105 左官工事業	1051 左官工事業	左官業；木舞業；漆くい工事業；磨き出し工事業；吹付工事業
	106 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	1061 屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	屋根ふき業（板金を除く）；かわら屋根ふき業；木羽屋根ふき業；とんとんぶき業；スレート屋根ふき業；かや屋根ふき業
107 板金・金	1071 金属製屋根工事	鉄板屋根ふき業；銅板屋根ふき業；ア	

	物工事業	業	ルミニウム屋根ふき業
		1072 板金工事業	板金工事業
		1073 建築金物工事業	建築金物工事業
108	塗装工事業	1081 塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	塗装工事業；鋼橋塗装工事業；建築装飾工事業（塗装工事を主とするもの）；船舶塗装業
		1082 道路標示・区画線工事業	道路標示・区画線工事業
109	その他の職別工事業	1091 ガラス工事業	ガラス工事業
		1092 金属製建具工事業	金属扉・窓枠・くり形及び組枠製造業
		1093 木製建具工事業	つりこみ業（木製建具工事業）
		1094 床工事業	床張工事業；フローリング工事業；船舶床張請負業
		1095 防水工事業	防水工事業；アスファルト防水工事業；モルタル防水工事業
		1096 内装工事業	テックス工事業；練付工事業；壁紙工事業；室内装飾工事業
		1097 はつり・解体工事業	はつり工事業；解体工事業
		1099 他に分類されない職別工事業	サンドブラスト業；潜水工事業；建設揚重業；炉解体業；カーテンウォール工事業；電気防蝕工事業
11	設備工事業	1111 一般電気工事業	送配電電線路工事業；電気設備工事業
		1112 電気配線工事業	電気配線工事業；ネオン装置工事業；船内配線業
		1121 電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）	電気通信工事業；電話線路工事業；通信土木工事業；有線・無線電話機械設備設置工事業；電信機械設備設置工事業；無線テレビジョン放送設備設置工事業；有線・無線ラジオ放送設備設置工事業
		1122 有線テレビジョン放送設備設置工事業	有線テレビジョン放送設備設置工事業
		1123 信号装置工事業	信号装置工事業；火災報知器工事業
113	管工事業（さく井工事業を除く）	1131 一般管工事業	一般管工事業
		1132 冷暖房設備工事業	冷暖房設備工事業；温湿度調節装置・乾燥装置工事業；冷凍冷蔵・製氷装置工事業
		1133 給排水・衛生設備工事業	給排水設備工事業；給水設備工事業；排水設備工事業；消火設備工事業；衛生設備工事業
		1134 井戸ポンプ工事業	井戸ポンプ工事業
		1139 その他の管工事業	ガス配管工事業；配管工事業
114	さく井工事業	1141 さく井工事業	さく井工事業；さく泉工事業；井戸掘業
119	その他の設備工事業	1191 築炉工事業	築炉工事業
		1192 熱絶縁工事業	保温保冷工事業；熱絶縁工事業；ボイラ熱絶縁工事業
		1193 昇降設備工事業	昇降設備工事業
		1194 機械器具設置工事業	機械器具設置工事業；収じん（塵）装置工事業；索道架設工事業；計装工事業
		1195 道路標識設置工事業	道路標識設置工事業

大分類 F-製造業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業務例示	
12 食料品製造業	121 畜産食料品製造業	1211 肉製品製造業	食肉加工業；肉缶詰製造業；ソーセージ製造業；ハム製造業；ハム製造業；ベーコン製造業；冷凍食肉製造業	
		1212 乳製品製造業	市乳製造業；乳製品製造業；粉乳製造業；練乳製造業；バター製造業；チーズ製造業；アイスクリーム製造業；乳酸菌飲料製造業；発酵乳製造業；カゼイン製造業	
		1219 その他の畜産食料品製造業	加工卵製造業；乾燥卵製造業；液卵製造業；はちみつ処理加工業；食鳥処理加工業	
		122 水産食料品製造業	1221 水産缶詰・瓶詰製造業	水産缶詰・瓶詰製造業；魚缶詰・瓶詰製造業；かに缶詰製造業；海藻缶詰・瓶詰製造業；水産つくだ煮瓶詰製造業
			1222 海藻加工業	こんぶ製造業；とろろこんぶ製造業；酢こんぶ製造業；焼のり製造業；味付けのり製造業；わかめ製造業；あらめ製造業；ふのり製造業；ひじき製造業
			1223 寒天製造業	天屋（寒天を製造するもの）；寒天製造業
			1224 魚肉ハム・ソーセージ製造業	魚肉ハム・ソーセージ製造業
			1225 水産練製品製造業	かまぼこ製造業；焼きちくわ製造業；揚げかまぼこ製造業；はんぺん製造業；水産練製品製造業
			1226 冷凍水産物製造業	冷凍魚介類製造業
	1227 冷凍水産食品製造業		冷凍水産食品製造業；冷凍すり身製造業	
	1229 その他の水産食料品製造業		鯉節製造業；塩干魚介製造業；水産くん製品製造業；生すり身製造業；つくだ煮製造業（水産物のもの）；するめ製造業；いりこ製造業；干魚製造業；塩魚製造業；明ほう（鮑）製造業；味りん干製造業；身欠きにしん製造業；切するめ製造業；のりつくだ煮製造業；削節製造業；塩辛製造業；水産漬物製造業；水産珍味加工品製造業；海藻つくだ煮製造業；魚介類つぼ詰製造業；鯨ベーコン製造業	
	123 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	1231 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業（野菜漬物を除く）	野菜缶詰製造業（瓶詰，つぼ詰を含む）；野菜漬物缶詰製造業（瓶詰，つぼ詰を含む）；果実缶詰製造業（瓶詰，つぼ詰を含む）；乾燥野菜製造業；乾燥果物製造業；乾燥きのこ製造業；冷凍野菜製造業；冷凍果物製造業；ジャム・マーマレード製造業；ジュース原液製造業；ゼリー製造業；ピーナツバター製造業；乾燥芋製造業；干しがき製造業；かんぴょう製造業；マッシュポテト製造	

			業 野菜漬物製造業；果実漬物製造業
124 調味料製造業	1232 野菜漬物製造業 (缶詰、瓶詰、 つぼ詰を除く)		
	1241 味そ製造業		味そ製造業；醸造業（主として味そを製造するもの）；粉味そ製造業
	1242 しょう油・食用 アミノ酸製造業		しょう油製造業；醸造業（主としてしょう油を製造するもの）；粉しょう油製造業；固形しょう油製造業；食用アミノ酸製造業
	1243 化学調味料製造業		化学調味料製造業；調味料製造業 グルタミン酸ソーダを主体とする調味料を製造するもの）；グルタミン酸ソーダ製造業（発酵法によるもの）
	1244 ソース製造業		ソース製造業；トマトソース製造業； トマトケチャップ（トマトピューレ）製造業；ウスタソース製造業；マヨネーズ製造業
125 糖類製造業	1245 食酢製造業		食酢製造業；醸造業（主として食酢を製造するもの）
	1249 その他の調味料製造業		香辛料製造業；カレー粉製造業；固形カレー製造業；とうがらし粉製造業；七味とうがらし製造業；にっけい粉製造業；わさび粉製造業；こしょう製造業；濃縮そば汁製造業；にんにく粉製造業
	1251 砂糖製造業（砂糖精製業を除く）		甘しゃ（蔗）糖製造業（粗糖，含みつ糖又は耕地白糖を製造するもの）；てん菜糖製造業（てん菜糖又はてん菜粗糖を製造するもの）
	1252 砂糖精製業		砂糖精製業；氷砂糖製造業；角砂糖製造業；糖みつ製造業
	1253 ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業		ぶどう糖製造業；グルコース製造業；水あめ製造業；麦芽糖製造業；異性化糖製造業
126 精穀・製粉業	1261 精米業		精米業
	1262 精麦業		精麦業
	1263 小麦粉製造業		小麦粉製造業
	1269 その他の精穀・製粉業		穀粉製造業；米粉製造業；そば粉製造業；とうもろこし粉製造業；豆粉製造業；きな粉製造業；みじん粉製造業；はったい粉製造業；香せん煎）製造業
	127 パン・菓子製造業	1271 パン製造業	
1272 生菓子製造業			洋生菓子製造業；和生菓子製造業；ゼラチン菓子製造業；カステラ製造業；蒸しパン製造業；ドーナッツ製造業
1273 ビスケット類・干菓子製造業			ビスケット製造業；干菓子製造業；クラッカー製造業；乾パン製造業；せんべい製造業（小麦粉，でんぷんなどを原料とするもの）
1274 米菓製造業			米菓製造業；あられ製造業；うるちせんべい製造業
1279 その他のパン・菓子製造業			キャンデー・チョコレート製造業；油菓製造業（かりんとうなど）；砂

		糖漬け製造業（甘納豆、ざぼん漬けなど）；ウェハース製造業；氷菓製造業（アイスキャンデーなど）；チューインガム製造業；砂糖菓子製造業
128 動植物油脂製造業	1281 植物油脂製造業	植物油製造業；大豆油製造業；菜種油製造業；ごま油製造業；落花生油製造業；あまに油製造業；えごま油製造業；米油製造業；つばき油製造業；ひまし油製造業；きり油製造業；オリーブ油製造業；やし油製造業；カポック油製造業；パーム油製造業；綿実油製造業；食用油製造業；サラダオイル製造業；食用精製油製造業
	1282 動物油脂製造業	牛脂製造業；豚脂製造業；さなぎ油製造業；鯨油製造業；魚油製造業（いわし・たら・にしん・さめ油など）；内臓油製造業
	1283 食用油脂製造業	食用精製油脂製造業；マーガリン製造業；ショートニング製造業；精製ラード製造業；精製ヘット製造業
129 その他の食料品製造業	1291 ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	パン種製造業；ふくらし粉製造業；イースト製造業；きのこ種菌製造業；酵母剤製造業；クロレラ製造（養殖）業；しいたけ種駒製造業
	1292 でんぷん製造業	でんぷん製造業；かんしょでんぷん製造業；ばれいしょでんぷん製造業；コーンスターチ製造業
	1293 めん類製造業	製めん業；うどん製造業；そうめん製造業；そば製造業；マカロニ製造業；手打めん製造業；即席めん類製造業；中華めん製造業
	1294 こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業	こうじ製造業；種こうじ製造業；麦芽製造業；もやし製造業
	1295 豆腐・油揚げ製造業	豆腐製造業；油揚げ製造業；しみ豆腐製造業
	1296 あん類製造業	生あん製造業；練あん製造業；乾燥あん製造業
	1297 冷凍調理食品製造業	冷凍調理食品製造業
	1298 そう（惣）菜製造業	そう（惣）菜製造業；和風そう（惣）菜製造業；洋風そう（惣）菜製造業；中華そう（惣）菜製造業
	1299 他に分類されない食料品製造業	いり豆製造業；こんにゃく製造業；ふ・焼ふ製造業；ゆば製造業；玄米乳製造業；甘酒製造業；納豆製造業；即席ココア製造業；豆素めん製造業；麦茶製造業；はま茶製造業；こぶ茶製造業；プレミックス食品製造業；最中かわ製造業；バナナ熟成加工業；粉末ジュース製造業；せんべい生地製造業；野菜つくだ煮製造業；果糖製造業；レトルト食品製造業；もち製造業（あんもちを除く）；弁当製造業；サンドイッチ製造業；



13 飲料・たばこ・飼料製造業	131 清涼飲料製造業	1311 清涼飲料製造業	調理パン製造業；なめ味そ製造業 清涼飲料製造業；し好飲料製造業； サイダー製造業；ラムネ製造業；炭 酸水製造業；ジュース製造業；シロ ップ製造業（糖みつ製造業でないも の）；ミネラルウォーター製造業； 果実飲料製造業；茶系飲料製造業； コーヒー飲料製造業
	132 酒類製造業	1321 果実酒製造業	果実酒製造業；甘味果実酒製造業； りんご酒製造業；ぶどう酒製造業； いちご酒製造業；みかん酒製造業
		1322 ビール製造業	ビール製造業；醸造業（主としてビ ールを製造するもの）
		1323 清酒製造業 1324 蒸留酒・混成酒 製造業	清酒製造業；濁酒製造業 ウイスキー製造業；焼酎製造業 ；洋酒製造業（主として混成酒を製 造するもの）；ブランデー製造業； 合成清酒製造業；味りん製造業（本 みりんを含む）；薬用酒製造業；飲 料用アルコール製造業；梅酒製造業
	133 茶・コー ヒー製造業	1331 製茶業	荒茶製造業（緑茶，紅茶）；茶再製 業（緑茶，紅茶，輸出茶）
		1332 コーヒー製造業	荒びきコーヒー製造業；インスタ ントコーヒー製造業；コーヒー豆ほう せん（焙煎）業
	134 製氷業	1341 製氷業	氷製造業（天然氷を除く）；人造氷 製造業；冷凍業（主として氷の製造 を行うもの） 日本たばこ産業株式会社工場
	135 たばこ製 造業	1351 たばこ製造業（ 葉たばこ処理業 を除く）	日本たばこ産業株式会社原料工場
	136 飼料・有 機質肥料 製造業	1352 葉たばこ処理業	
		1361 配合飼料製造業	配合飼料製造業；動物性たん白質混 合飼料製造業；植物性たん白質混合 飼料製造業；フィッシュソリュブル 吸着飼料製造業；観賞魚用飼料製造 業；ドッグフード製造業
1362 単体飼料製造業		酵母飼料製造業；魚粉飼料製造業； 羽毛粉飼料製造業；貝殻粉飼料製造 業	
1363 有機質肥料製造業		海産肥料製造業；骨粉肥料製造業； 魚肥製造業；植物かす肥料製造業； 腐葉土製造業；たい（堆）肥製造業 ；パークたい（堆）肥製造業	
14 繊維工業 （衣服、 その他の 繊維製品 を除く）	141 製糸業	1411 器械生糸製造業	器械生糸製造業；生糸製造業（立繰 式繰糸機によるもの）
		1412 座繰生糸製造業	座繰生糸製造業；生糸製造業（座繰 式又は足踏式繰糸機によるもの）
		1413 玉糸製造業 1419 その他の生糸製 造業	玉糸製造業 野蚕糸製造業；副蚕糸製造業；びす （比須）製造業
	142 紡績業	1421 綿紡績業	綿紡績業；落綿紡績業；特紡紡績業
		1422 化学繊維紡績業	スフ紡績業；アセテート紡績業；合 成繊維紡績業
		1423 毛紡績業	そ（梳）毛紡績業；紡毛紡績業；毛 紡績業
		1424 絹紡績業	絹紡績業

	1425 麻紡績業	亜麻紡績業；ちよ麻紡績業；黄麻紡績業
	1429 その他の紡績業	手紡績業；和紡績業
143 ねん糸製造業	1431 ねん糸製造業（かさ高加工糸製造業を除く）	絹ねん糸製造業；レーヨンねん糸製造業；綿ねん糸製造業；スフねん糸製造業；毛ねん糸製造業；麻ねん糸製造業；合成繊維ねん糸製造業；カタン糸製造業；刺しゅう糸製造業；意匠より糸製造業；縫糸製造業；金銀ねん糸製造業
	1432 かさ高加工糸製造業	かさ高加工糸製造業
144 織物業	1441 綿・スフ織物業	綿織物業；スフ織物業；和紡織物業；タオル地織物業
	1442 絹・人絹織物業	絹織物業；絹紡織物業；人絹織物業
	1443 毛織物業	そ（梳）毛織物業；紡毛織物業；織フェルト製造業
	1444 麻織物業	亜麻織物業；ちよ麻織物業；黄麻織物業；ホース織物業
	1449 その他の織物業	抄織紙織物業
145 ニット生地製造業	1451 丸編ニット生地製造業	丸編ニット生地製造業；丸編ニット半製品製造業
	1452 たて編ニット生地製造業	たて編ニット生地製造業
	1453 横編ニット生地製造業	横編ニット生地製造業；横編ニット半製品製造業
146 染色整理業	1461 綿・スフ・麻織物機械染色業	綿・スフ・麻織物，綿・スフ・麻風合成繊維織物機械無地染業；綿・スフ・麻織物，綿・スフ・麻風合成繊維織物機械整理仕上業（つや出し，つや消し，起毛，防縮，防しゅう皺），防水，柔軟，防火，シルケット，硬化，擬麻，押型，防ばい（黴），のり付，その他の処理を含む）
	1462 絹・人絹織物機械染色業	絹・レーヨン織物，絹・レーヨン風合成繊維織物機械漂白業；絹・レーヨン織物，絹・レーヨン風合成繊維織物機械無地染業；絹・レーヨン織物，絹・レーヨン風合成繊維織物機械なっ染業；絹・レーヨン織物，絹・レーヨン風合成繊維織物機械整理仕上業（つや出し，つや消し，起毛，防縮，防水，防火，防しゅう（皺），柔軟，押型，のり付，その他の処理を含む）
	1463 毛織物機械染色整理業	毛織物・毛風合成繊維織物機械漂白業；毛織物・毛風合成繊維織物機械無地染業；毛織物・毛風合成繊維織物機械なっ染業；毛織物・毛風合成繊維織物機械整理仕上業（固定，起毛，防虫，防ばい（黴），その他の処理を含む）
	1464 織物整理業	織物幅出業；織物乾燥業
	1465 織物手加工染色整理業	手なっ染業（スクリーン又は板上げの方法による友仙柄，成人女子・少女服柄，スカーフ柄，マフラー柄，

		ネッカチーフ柄, さらさ柄, 小紋柄, ふろしき柄などのなっ染を含む) ; 注染業(中形, 手ぬぐい染を含む) ; 和ざらし(晒)業; 絞染業; 手描染業; 引染業; 印はんでん染業; 旗染業; 長板本染業; 精練・漂白業 (白張を含む); 浸染業(あい染, 紅染を含む); 手加工染色整理仕上 業; 織物手加工修整業
	1466 綿状繊維・糸染色整理業	綿状繊維・糸漂白業; 綿状繊維・糸染色業; 綿状繊維・糸整理仕上業
	1467 ニット・レース染色整理業	ニット・レース漂白業; ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース漂白業; ニット・レース染色業; ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース染色業; ニット・レース整理仕上業; ニット生地・同製品(靴下を含む)・編レース整理仕上業
	1468 繊維雑品染色整理業	タオル染色整理業; 細幅織物染色整理業; 組ひも染色整理業; 綱網染色整理業
147 網・網製造業	1471 網製造業	トワイン製造業; ロープ製造業; コード製造業
	1472 漁網製造業	漁網製造業; 漁網地製造業
	1479 その他の網地製造業	網地製造業(漁網を除く)
148 レース・繊維雑品製造業	1481 刺しゅうレース製造業	刺しゅうレース(エンプロイダリーレース)製造業; ケミカルレース製造業; ギュピヤーレース製造業
	1482 編レース製造業	編レース製造業
	1483 ボビンレース製造業	リバーレース製造業; ボビンカーテンレース製造業; トーションレース製造業; プレンネット製造業
	1484 組ひも製造業	組ひも製造業; さなだひも製造業; 靴ひも製造業(繊維製のもの)
	1485 細幅織物業	光輝畳縁製造業; リボン製造業; 織マーク製造業; テープ製造業; ゴム糸入織物製造業
	1489 その他のレース・繊維雑品製造業	巻ひも製造業; 編ひも製造業; よりひも製造業; モール製造業; ふさ類製造業
149 その他の繊維工業	1491 整毛業	整毛業; 反毛業; 洗毛化炭業; トップ製造業
	1492 麻製織業	麻製織業
	1493 せん(剪)毛業	べっちんせん毛業; コールテンせん毛業
	1494 製綿業	製綿業; 中入綿製造業; 布団綿製造業
	1495 フェルト・不織布製造業	プレスフェルト製造業; 乾式不織布製造業
	1496 じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業	じゅうたん製造業; だん通製造業; 繊維製床敷物製造業
	1497 上塗りした織物・防水した織物製造業	油布製造業; タイプライタリボンベースが布のもの)製造業; トレーシングクロス製造業; ブラインドクロス製造業; 絶縁布製造業; ガムテ

15 衣類・その他の繊維製品製造業

151 織物製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）

152 ニット製外衣（アウターシャツ製造業

153 下着類製造業

1498 繊維製衛生材料製造業

1499 他に分類されない繊維工業

1511 成人男子・少年服製造業

1512 成人女子・少女服製造業

1513 乳幼児服製造業

1514 シャツ製造業（下着を除く）

1515 事務用・作業用・衛生用スポーツ用衣服製造業

1516 学校服製造業

1521 ニット製外衣（アウターシャツ類、セーター類などを除く）製造業

1522 ニット製アウターシャツ類製造業

1523 セーター類製造業

1529 その他のニット製外衣・シャツ製造業

1531 織物製下着製造業

ープ（ベースが布のもの）製造業；擬革布製造業；アスファルトルーフィング（ベースが布のもの）製造業  
 脱脂綿製造業；繊維製生理用品製造業；ガーゼ・ほう帯製造業；眼帯製造業；衛生マスク製造業  
 真綿製造業；絹ラップ製造業；ペニー製造業；分織糸製造業；金銀糸製造業（ねん糸を除く）；たて糸のり付（サイジング）業；整経業；おさ（箆）通し業；そうこう（綜統）通し業；カバードヤーン製造業；ジャカードカード（紋紙）製造業；模様形製造業；巻糸業；電着植毛業（ベースのいかんを問わない）

織物製成人男子・少年服製造業；織物製制服製造業（学校制服を除く）；織物製外とう製造業（なめし革・毛皮製及び成人女子・少女用を除く）；織物製成人男子・少年用ジャンパー製造業；織物製成人男子・少年用ズボン製造業

織物製成人女子・少女服製造業；織物製成人女子・少女用外とう製造業；ブラウス製造業

織物製乳幼児服製造業；織物製ロンパース製造業；織物製乳幼児用ズボン・スカート製造業

織物製ワイシャツ製造業；織物製開襟シャツ製造業；織物製アロハシャツ製造業；織物製シャツ製造業（下着を除く）

織物製事務服製造業；織物製作業服製造業；織物製衛生衣製造業；織物製スポーツ用衣服製造業；織物製エプロン製造業；織物製割ぼう着製造業

織物製学校服製造業

ニット製事務服製造業；ニット製作業服製造業；ニット製スポーツ用トレーニングウェア，スキー服，野球服，水着類など）衣服（アウターシャツ類を除く）製造業；ニット製学校服製造業

Tシャツ製造業；ニット製スポーツシャツ製造業；ニット製開襟シャツ製造業

セーター製造業；カーディガン製造業；ベスト製造業

ニット製事務服製造業；ニット製作業服製造業；ニット製スポーツ用トレーニングウェア，スキー服，野球服，水着類など）衣服（アウターシャツ類を除く）製造業；ニット製学校服製造業

織物製下着製造業；織物製アンダーシャツ（ワイシャツ等を除く）製造

		業；織物製ズボン下製造業；織物製パンツ製造業；織物製ペチコート製造業；織物製スリッパ製造業；織物製キャミソール製造業
	1532 ニット製下着製造業	ニット製下着製造業；ニット製アンダーシャツ（アウターシャツを除く）製造業；ニット製ズボン下製造業；ニット製パンツ製造業；ニット製スリッパ製造業；ニット製ペチコート製造業
	1533 織物製寝着類製造業	織物製パジャマ製造業；織物製ナイトガウン製造業；織物製ネグリジェ製造業
	1534 ニット製寝着類製造業	ニット製パジャマ製造業；ニット製ナイトガウン製造業；ニット製ネグリジェ製造業
	1535 補整着製造業	ブラジャー製造業；ガードル製造業；ブラスリッパ製造業
154 毛皮製衣服・身の回り品製造業	1541 毛皮製衣服・身の回り品製造業	毛皮製品製造業；毛皮コート製造業；毛皮ジャケット製造業；毛皮えり巻製造業；毛皮チョッキ製造業；毛皮マッフ製造業；毛皮装飾品製造業；毛皮製衣服製造業
155 和装製品・足袋製造業	1551 和装製品製造業	帯製造業；コート製造業；浴衣製造業；寝間着製造業；柔道着製造業；剣道着製造業；半てん製造業；ショール製造業；半えり製造業；帯留製造業；帯揚製造業；羽織ひも製造業；ふろしき製造業；ふくさ製造業
	1552 足袋製造業	足袋製造業；足袋カバー製造業；はだし足袋製造業
156 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業	1561 ネクタイ製造業	ネクタイ製造業
	1562 スカーフ・マフラー製造業	スカーフ製造業；マフラー製造業；ネッカチーフ製造業
	1563 ハンカチーフ製造業	ハンカチーフ製造業
	1564 靴下製造業	靴下製造業；タイツ製造業；パンテイストッキング製造業；ニット製靴下製造業
	1565 手袋製造業	布製手袋製造業；ニット製手袋製造業；繊維製手袋製造業
	1566 帽子製造業（帽体を含む）	フェルト帽子・帽体製造業；ニット製帽子製造業；織物製帽子製造業；レース製帽子製造業
	1569 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業	サスペンダー製造業；ガーター製造業；アームバンド製造業；ズボン吊製造業；靴下止め製造業；衣服用ベルト製造業（繊維製のもの）；繊維製靴製造業；繊維製スリッパ製造業；繊維製草履・同附属品製造業；よだれ掛製造業；おしめカバー製造業；衛生バンド製造業；なめし革製衣服製造業；布製甲被製造業
159 その他の繊維製品製造業	1591 寝具製造業	フォームラバー製寝具製造業；布団製造業；寝台掛製造業；まくら製造業；寝具用カバー製造業；羽根布団製造業；ポリウレタンフォーム製寝

16 木材・木製品製造業（家具を除く）	161 製材業、木製品製造業	1592 帆布製品製造業	具製造業；寝袋製造業；シーツ製造業；マットレス製造業（和室用）；タオルケット製造業		
		1593 繊維製袋製造業	テント製造業；シート製造業；日よけ製造業；ほろ製造業		
		1594 刺しゅう業	麻袋製造業；ハッシュンバッグ製造業；ガンニーバッグ製造業；綿袋製造業；スフ袋製造業；合成繊維袋製造業		
		1595 タオル製造業	手刺しゅう業；機械刺しゅう業；刺しゅう製品製造業		
		1599 他に分類されない繊維製品製造業	タオル製造業；フェイスタオル製造業；バスタオル製造業		
		162 造作材・合板・建築用組立材料製造業	1611 一般製材業	1599 他に分類されない繊維製品製造業	どん帳製造業；テーブル樹製造業；テーブルセンター製造業；ドイリー製造業；ナプキン製造業；手ぬぐい製造業；布きん製造業；ぞうきん製造業；巻脚はん製造業；旗製造業；のぼり製造業；引幕製造業；ウエイスト手袋・防災用手袋製造業；カーテン製造業；蚊帳製造業
				1611 一般製材業	製材業；製板業；ひき（挽）材業；仕組板製材業；木材小割業（薪製造を除く）；唐木製材業；まくら木製造業；支柱製造業；腕木製造業；賃びき業（家庭向けを除く）
				1612 単板（ベニヤ板）製造業	単板（ベニヤ板）製造業
				1613 屋根板製造業	屋根板製造業；屋根まさ製造業
				1614 経木・同製品製造業（折箱、マッチ箱を除く）	経木製造業；経木箱仕組材製造業；経木マット製造業；径木さなだ製造業；経木モール製造業
				1615 木毛製造業	エキセルシャー製造業；木毛製造業
				1616 たる・おけ材製造業	たる材製造業；おけ材製造業；木栓製造業；たが製造業；たる丸製造業；和たる用材製造業；洋たる用材製造業
				1617 床板製造業	床板製造業
				1618 木材チップ製造業	木材チップ製造業
1619 他に分類されない特殊製材業	げた材製造業；鉛筆軸板製造業；木管素地製造業；竹ひご製造業；さらし竹製造業；成形竹製造業；竹・とう・きりゅう・枝づる加工基礎資材製造業；野球用バット素材製造業				
162 造作材・合板・建築用組立材料製造業	1621 造作材製造業（建具を除く）	1621 造作材製造業（建具を除く）	サッシ製造業（木製のもの）；ドアフレーム製造業；（木製のもの）；造作材製造業		
		1622 合板製造業	合板製造業；ベニヤパネル製造業；強化木製造業；竹合板製造業；集成材製造業；積層材製造業；化粧ばり合板製造業		
		1623 建築用木製組立材料製造業	木製組立建築材料製造業		
		1624 パーティクルボード製造業	パーティクルボード製造業		
		1625 銘板・銘木製造	銘板製造業；銘木製造業；床柱製造		

163 木製容器製造業（竹、とうを含む）	業 1631 竹・とう・きりゅう等容器製造業	業；磨き丸太製造業 竹製容器製造業；竹製品製造業（竹製容器の製造を主とするもの）；かご製造業；ざる製造業；こうり（行李）製造業；とう製品製造業（とう製容器の製造を主とするもの）；きりゅう製品製造業（きりゅう製容器の製造を主とするもの）；ベニヤかご製造業
	1632 折箱製造業	折箱製造業；経木折箱製造業；ささ折箱製造業；杉折箱製造業
	1633 木箱製造業（折箱）	製かん（函）業；木箱製造業；ベニヤ箱製造業；輸送用木製ドラム製造業；包装木箱製造業；工具木箱製造業；取枠・巻枠製造業
	1634 和たる製造業	和たる製造業；たる製造業（和たる）；酒たる製造業；味そたる製造業；しょう油たる製造業
	1635 洋たる製造業	洋たる製造業；ビールたる製造業；くぎたる製造業；薬品たる製造業
	1636 おけ製造業	おけ製造業；水おけ製造業；化学用おけ製造業；肥料用おけ製造業；たらい製造業；ふろおけ製造業；飯びつ製造業（木製おけ形のもの）；醸造おけ製造業
169 その他の木製品製造業（竹、とうを含む）	1691 木材薬品処理業	木材防腐処理業；木材注薬業；木材耐火処理業；木材乾燥業（天日乾燥を含む）；まくら木薬品処理業；電柱薬品処理業；木製履物台木いぶし業
	1692 靴型等製造業	靴型製造業（金属製、プラスチック製を含む）；靴しん（芯）製造業
	1693 木製履物製造業	木製履物製造業；げた台製造業；塗りげた製造業（漆塗りを除く）；木製サンダル製造業；木製履物塗装業
	1694 曲輪・曲物製造業	曲輪製造業；曲物製造業；ふるい製造業（曲輪が木製のもの）；せいろ製造業；ひつ（櫃）製造業
	1695 コルク加工基礎資材・コルク製品製造業	コルク栓製造業；コルクタイル製造業；生圧搾コルク板製造業；炭化コルク板製造業；コルクカーペット製造業
	1699 他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む）	彫刻物製造業（木製のもの）；旗ざお製造業（木・竹製のもの）；柄製造業（とう、竹製のもの）；かい（櫃）製造業；洗濯板製造業；寄木細工製造業（家具、置物を除く）；つまようじ製造業；くり物製造業；漆器素地製造業（木製くり物）；竹製敷物製造業；とう製敷物製造業；はし製造業（木・竹製のもので漆器を除く）；割ばし製造業；竹ばし製造業；木ばし製造業；茶せん製造業；ふるい製造業（曲物を除く）；米びつ製造業；重箱製造業（漆器製を除く）；木管製造業（紡績用を除く）；洋服掛製造業；木製品塗装業（木

17 家具・装 備品製造 業	171 家具製造 業	1711 木製家具製造業 (漆塗りを除く)	<p>製履物、鉛筆軸を除く) ; 木ごと製造業 ; よしず製造業 ; 角せいろ製造業</p> <p>和家具製造業 ; さし物製造業 ; たんす製造業 ; 鏡台製造業 ; 和机製造業 ; 座卓製造業 ; 座机製造業 ; 水屋製造業 ; はえ帳製造業 ; さし物火鉢製造業 ; 長持製造業 ; 竹製家具製造業 ; とう製家具製造業 ; きりゅう製家具製造業 ; はり板製造業 ; へら台製造業 ; アイロン台製造業 ; 洋家具製造業 (木製のもの) ; テーブル製造業 (木製のもの) ; いす製造業 (木製のもの, 折たたみ式を含む) ; 応接セット製造業 (木製のもの) ; 船舶用木製家具製造業 ; 学校用木製家具製造業 ; ベッド製造業 (木製のもの) ; ラジオ・テレビ・ステレオ用キャビネット製造業 (木製のもの) ; ミシンテーブル製造業 (脚を除く) ; 戸棚製造業 (木製のもの) ; 書棚製造業 (木製のもの) ; 病院用木製家具製造業 ; 薬品棚製造業 (木製のもの) ; 家具塗装業 (金属製, 漆製を除く)</p> <p>金属製家具製造業 ; キャビネット製造業 (金属製のもの) ; ロッカー製造業 (金属製のもの) ; いす製造業 (金属製のもの) ; ベッド製造業 (金属製のもの) ; テーブル製造業 (金属製のもの) ; 保管庫・戸棚類製造業 (金属製のもの, ノックダウン方式を含む)</p> <p>マットレス製造業 (ベッド用) ; 組スプリング製造業 (クッション用のもの) ; スプリングクッション製造業</p> <p>仏具製造業 (位はい, 仏具台, 香盤, 霊具ぜん, 木魚, 高つき) ; 神仏具製造業 ; お宮製造業 ; みこし製造業 ; 仏壇製造業 ; 三方製造業 (ひな祭用を除く) ; じゅうず製造業</p> <p>建具製造業 (主として戸, 障子を製造するもの) ; 戸・障子製造業 ; 欄間製造業 (銘板を除く) ; ふすま製造業 ; ふすま骨製造業 ; ふすま縁製造業</p> <p>陳列ケース製造業 (網棚, 台を含む) ; 事務所用備品製造業 (事務所用つい立など) ; つい立製造業 (事務所用仕組品) ; 問仕切り製造業</p> <p>日よけ製造業 (部品・附属品製造を含む) ; ブラインド製造業 (部品・附属品製造を含む) ; よろい戸製造業 (金属製を除く) ; カーテン部品製造業 (カーテンロッド, カーテンの部品・附属品)</p>
		1712 金属製家具製造業	
		1713 マットレス・組 スプリング製造業	
	172 宗教用具 製造業	1712 宗教用具製造業	
	173 建具製造業	1713 建具製造業	
	179 その他の 家具・装 備品製造業	1791 事務所用・店舗 用装備品製造業  1792 窓用・扉用日よ け製造業	



18 パルプ・紙・紙加工品製造業	181 パルプ製造業	1793 日本びょうぶ・衣こう・すだれ製造業	びょうぶ製造業；衣こう・つい立製造業（和式のもの）すだれ製造業；掛軸製造業（業務用，広告用などの掛軸を製造するもの）		
		1794 鏡縁・額縁製造業	鏡縁製造業；額縁製造業；画入れ額縁製造業；おさ縁製造業；写真入れ額縁製造業		
		1799 他に分類されない家具・装備品製造業	石製家具製造業；黒板製造業；プラスチック製家具・装備品製造業；強化プラスチック製家具製造業		
		1811 溶解パルプ製造業	溶解サルファイトパルプ製造業；溶解クラフトパルプ製造業		
	182 紙製造業	1812 製紙パルプ製造業	1812 製紙パルプ製造業	サルファイトパルプ製造業；ケミグラントパルプ製造業；クラフトパルプ製造業；セミケミカルパルプ製造業；碎木パルプ製造業；木材以外のパルプ製造業（ソーダパルプ，わらパルプなど）	
			1821 洋紙製造業	1821 洋紙製造業	新聞用紙製造業；印刷用紙製造業；筆記・図画用紙製造業；薄葉用紙製造業；雑種用紙製造業；衛生用紙製造業；印画紙用原紙製造業；湿式不織布製造業
				1822 板紙製造業	黄板紙製造業；白板紙製造業；色板紙製造業；段ボール原紙製造業；チップボール製造業；建材原紙製造業
		1823 機械すき和紙製造業	1823 機械すき和紙製造業	障子紙（機械すき）製造業；せんか紙製造業；薄葉和紙製造業；雑種紙製造業；衛生用紙製造業（ちり紙を含む）；紙ひも原紙製造業；書道用紙製造業；家庭用薄葉紙製造業	
			1824 手すき和紙製造業	障子紙（手すき）製造業；こうぞ紙製造業；改良紙製造業；傘紙製造業；工芸紙製造業；がんび紙製造業	
		183 加工紙製造業	1831 塗工紙製造業	1831 塗工紙製造業	ろう加工紙製造業；油脂加工紙製造業；プラスチック加工紙製造業；包装加工紙製造業；ターポリン紙製造業；防せい（錆）紙製造業；カーボン紙製造業；アスファルトルーフィング（ベースが紙のもの）製造業；絶縁紙・絶縁紙テープ製造業；ろう紙製造業；油紙製造業；謄写版原紙製造業；人造竹皮製造業；ソリッドファイバー製造業；バルカナイズドファイバー製造業；ラミネート紙製造業（ベースが紙のもの）；プラスチック塗装紙製造業
				1832 段ボール製造業	段ボール製造業
				1833 壁紙・ふすま紙製造業	壁紙製造業；ふすま紙製造業
				1834 ブックバインディングクロス製造業	紙製ブックバインディングクロス製造業；織物製ブックバインディングクロス製造業；プラスチック加工ブックバインディングクロス製造業
				184 紙製品製造業	1841 事務用紙製品製造業

			紙類製造業（ブックバイディングクロスを除く）；計算機用紙製品製造業；事務用角底紙袋製造業
		1842 学用紙製品製造業	ノート・学習帳製造業；図画用紙製造業；手工・工作用紙製造業；原稿用紙・方眼紙製造業；紙ばさみ（挟）製造業
		1843 日用紙製品製造業	便せん（箋）製造業；祝儀用紙製品製造業；写真用紙製品製造業（アルバム、コーナー、台紙など）；日記帳・卓上日記製造業
		1849 その他の紙製品製造業	正札製造業；名刺台紙製造業；私製はがき製造業；包装紙製造業；カード製造業；荷札製造業
185 紙製容器製造業		1851 重包装紙袋製造業	セメント袋製造業；小麦粉袋製造業；石灰袋製造業；肥料袋製造業；砂糖袋製造業；米麦用袋製造業；石炭袋製造業；重包装紙袋製造業
		1852 角底紙袋製造業	角底紙袋製造業；ショッピングバッグ製造業；手提紙袋製造業
		1853 段ボール箱製造業	段ボール箱製造業
		1854 紙器製造業	印刷箱製造業；貼箱製造業；簡易箱製造業；紙製コップ・皿製造業
		1855 ソリッドファイバー・バルカナイズドファイバー製品製造業	ソリッドファイバー箱製造業；バルカナイズドファイバー箱製造業；ソリッドファイバー管製造業；バルカナイズドファイバー管製造業；ソリッドファイバー筒製造業；バルカナイズドファイバー筒製造業；ソリッドファイバードラム製造業；バルカナイズドファイバー製ポビン・糸巻製造業；絶縁用バルカナイズドファイバー製品製造業
	189 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業	1891 セロファン製造業	セロファン製造業
		1892 繊維板製造業	硬質繊維製造業；半硬質繊維板製造業；軟質繊維板製造業；吸音繊維板製造業
		1893 紙製衛生材料製造業	衛生用紙綿製造業；衛生用綿状パルプ製造業
		1899 他に分類されないパルプ・紙・紙加工品製造業	紙タオル・紙ナフキン製造業；紙ひも製造業；紙テープ製造業；紙切断整理業；セロファン袋製造業；紙製ストロー製造業；抄紙紙糸製造業；紙管製造業；巻取紙断裁加工業；小形紙袋製造業（重包装・角底紙袋を除く）；ガムテープ（ベースが紙のもの）製造業；紙おむつ製造業；紙製生理用品製造業
19 出版・印刷・同関連産業	191 新聞業	1911 新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）	新聞社（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）；新聞印刷発行業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）
		1912 新聞業（枚葉紙を使用して印刷発行を行うもの）	新聞社（枚葉紙を使用して印刷発行を行うもの）；新聞印刷発行業（枚葉紙を使用して印刷発行を行うもの）

20 化学工業	192 出版業	1913 新聞業（自ら印刷せず発行のみを行うもの） 1921 出版業	新聞社（自ら印刷せず発行のみを行うもの）；新聞発行業（自ら印刷せず発行のみを行うもの） 書籍出版・印刷出版業；教科書出版・印刷出版業；辞典出版・印刷出版業；パンフレット出版・印刷出版業；雑誌・定期刊行物出版・印刷出版業
	193 印刷業（謄写印刷業を除く）	1931 印刷業（謄写印刷業を除く）	グラビア印刷業；スクリーン印刷業；軽印刷業（タイプオフセット印刷業）；シール印刷業；ビジネスフォーム印刷業；建築材印刷業；軟包装印刷業；金属印刷業；布地印刷業；印刷製本業
	194 製版業	1941 製版業	写真製版業；写真植字業（電算植字，手動植字を含む）；刷版焼付業；グラビア製版業；スクリーン製版業；フレキソ製版業；版下作成業；鉛版製造業；活字製造業；紙型鉛版製造業；銅版彫刻業；木版彫刻業；印刷用プラスチック版製造業
	195 製本業・印刷物加工業	1951 製本業 1952 印刷物加工業	製本業 印刷物加工業；印刷物光沢加工業；印刷物裁断業；印刷物折り加工業；印刷物はく（箔）押し業
	199 印刷関連サービス業	1991 印刷関連サービス業	校正刷業；刷版研磨業；印刷物結束業；印刷校正業
	201 化学肥料製造業	2011 窒素質・リン酸質肥料製造業	アンモニア製造業；アンモニア・アンモニア誘導品製造業；硫酸アンモニウム製造業；尿素製造業；硝酸アンモニウム製造業；硝酸製造業；硝酸ナトリウム製造業；重硝酸ナトリウム製造業；塩化アンモニウム製造業；石灰窒素製造業；過りん酸石灰製造業；溶成りん肥製造業；焼成りん肥製造業；重焼成りん肥製造業
		2012 複合肥料製造業	複合肥料製造業（化成・配合肥料など）
		2019 その他の化学肥料製造業	けい酸質肥料製造業；苦土質肥料製造業；マンガン質肥料製造業；ほう素質肥料製造業
		2021 ソーダ工業	ソーダ灰製造業；か性ソーダ製造業；液体塩素製造業；塩酸製造業；塩酸ガス製造業；さらし粉製造業；重炭酸ナトリウム製造業；塩化アンモニウム製造業（ソーダ灰と併産するもの）
		2022 電炉工業	カーバイド（カルシウムカーバイド）製造業；人造黒鉛製造業；りん酸製造業（電炉によるもの）
	2023 無機顔料製造業	無機顔料製造業；酸化チタン製造業；カーボンブラック製造業；べんがら製造業；黄鉛製造業；窯業顔料製造業；炭酸カルシウム製造業（体質顔料用）	

	2024 圧縮ガス・液化ガス製造業	圧縮酸素製造業；液体酸素製造業；圧縮水素製造業；ドライアイス製造業；溶解アセチレン製造業；ネオンガス製造業；アルゴン製造業；液体炭酸ガス製造業
	2025 塩製造業	塩製造業；製塩業；食卓塩製造業；精製塩製造業；かん水（濃縮塩水）製造業
	2029 その他の無機化学工業製品製造業	硫酸製造業；クロム塩製造業；バリウム塩製造業；りん化合物製造業（電炉処理によるりん酸を除く）；ほう酸製造業；ふっ化水素酸製造業；硫酸製造業；ひ酸塩製造業（殺虫剤を除く）；臭素製造業；臭化物製造業；金属カリウム製造業；カリウム塩製造業；金属カルシウム製造業；カルシウム塩製造業；マグネシウム塩製造業；海水マグネシア製造業；無機塩類製造業；硝酸銀製造業；明ばん製造業；二硫化炭素製造業；活性炭製造業；；よう素製造業；ナトリウム塩製造業（他に分類されないもの）；触媒製造業；シアン化ナトリウム製造業；シアン化水素製造業；フェロシアン化ナトリウム製造業；プラスチック安定剤製造業（有機系並びに有機系及び無機系混成のものを除く）
203 有機化学工業製品製造業	2031 石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	ナフサ分解によるエチレン・プロピレン及び連産品（ブタン，ブチレン，分解ガソリンなど）製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業；石油を原料とするベンゼン（ベンゾール）・トルエン（トルオール）・キシレン（キシロール）等製造業；ナフサ直接酸化方式による酢酸製造業；ナフサ分解によるアセチレン・エチレン製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業；原油分解によるアセチレン・エチレン及び連産品（タール，ピッチなど）製造業及びこれら石油化学基礎製品からの一貫生産による誘導品製造業
	2032 脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む）	アセチレンを原料とするアセトアルデヒド・酢酸・酢酸エチル・トリクロルエチレン・テトラクロルエチレン（パークロルエチレン）・酢酸ビニル製造業；アセチレンを原料とする塩化ビニル（モノマー）・塩化ビニリデン（モノマー）製造業；他から受け入れたアセトアルデヒドを原料とする酢酸・酢酸エチル・酢酸ビニル製造業；他から受け入れたエチレン又は酸化エチレンを原料とする酸化エチレン誘導品製造業；他から

2033	メタン誘導品製造業	受け入れたプロピレン又は酸化プロピレンを原料とする酸化プロピレン誘導品製造業；プロピレンを原料とする塩化アリル・プロピレンクロロヒドリン・合成グリセリン製造業；ドデシルベンゼン製造業；ノネン製造業；ドデセン製造業 メタノール製造業；ホルマリン製造業；フロン製造業；塩化メチル製造業；塩化メチレン製造業；臭化メチル製造業
2034	発酵工業	エチルアルコール製造業（発酵法によるもの）；くえん酸製造業（発酵法によるもの）；乳酸製造業（発酵法によるもの）；石油たん白製造業（発酵法によるもの）
2035	コールタール製品製造業	石炭化学系ベンゼン（ベンゾール）類製造業；クレオソート油製造業；石炭化学系ナフタリン製造業；クレゾール類製造業；コールタール分留物製造業；アントラセン製造業；コールタールを原料とするトルエン（トルオール）・キシレン（キシロール）等製造業
2036	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	テレフタル酸（T. P. A）製造業；ジメチルテレフタレート（D. M. T）製造業；スチレン（モノマー）製造業；メタキシレンジアミン製造業；トルイレンジイソシアネート（T. D. I）製造業；ジフェニルメタンジイソシアネート（M. D. I）製造業；シクロヘキササン製造業；シクロヘキサノン製造業；カプロラクタム製造業；合成石炭酸製造業；合成染料製造業（食用染料を含む）；染料医薬中間物製造業；有機顔料製造業；ベンゼン系又はナフタリン系誘導品製造業（ニトロベンゼン，クロルベンゼン，トルイジン，サルチル酸，塩化ベンジル，ナフトール，ジメチルアニリン安息香酸など）；多環式中間物製造業（アントラセン，フェナントレン誘導品など）；複素環式中間物製造業（合成ピリジン，合成キノリン，チオフェン，フルフラール及びこれらの誘導品）；無水フタル酸製造業
2037	プラスチック製造業	ポリエチレン製造業；ポリスチレン製造業；ポリプロピレン製造業；塩化ビニル樹脂製造業；ポリビニルアルコール製造業；ポリブタジェン（樹脂）製造業；エチレン-酢酸ビニル共重合樹脂製造業；ポリイソブチレン（樹脂）製造業；けい素樹脂製造業；ユリア樹脂製造業；メラミン樹脂製造業；フェノール樹脂製造業；セルロイド生地製造業；たん白可

			<p>塑物製造業；ホルマリン系プラスチック製造業；ふっ素樹脂製造業；写真フィルム用アセチルセルローズフィルム製造業；硝化綿製造業；塩化ビニリデン樹脂製造業；他から受け入れたエチレン又はプロピレンによるプラスチック製造業</p>
		2038 合成ゴム製造業	合成ゴム製造業；合成ラテックス製造業
		2039 その他の有機化学工業製品製造業	有機酸製造業（他に分類されるものを除く）；有機酸塩製造業；可塑剤製造業；サッカリン製造業；ゴム加硫促進剤製造業；ゴム老化防止剤製造業；合成なめし剤製造業；合成タンニン製造業；天然物を原料とする高級アルコール製造業；繊維素グリコール酸ナトリウム製造業；プラスチック安定剤製造業（無機系並びに無機系及び有機系混成のものを除く）
204 化学繊維製造業		2041 レーヨン・アセテート製造業	レーヨンフィラメント製造業；スフ（ビスコース短繊維）製造業；アセテート長繊維製造業；アセテート短繊維製造業
		2042 合成繊維製造業	ナイロン繊維製造業；ビニロン繊維製造業；ポリ塩化ビニリデン繊維製造業；ポリ塩化ビニル繊維製造業；ポリエステル繊維製造業；ポリエチレン繊維製造業；アクリル繊維製造業；ポリプロピレン繊維製造業；スパンテック（弾性繊維）製造業
205 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業		2051 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	脂肪酸製造業；硬化油製造業（工業用，食用）；グリセリン製造業
		2052 石けん・合成洗剤製造業	石けん製造業；浴用石けん製造業；洗濯石けん製造業；工業用石けん製造業；カリ石けん製造業；家庭用合成洗剤製造業；工業用合成洗剤製造業
		2053 界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く）	界面活性剤製造業（石けん，合成洗剤を除く）；繊維用油剤製造業
		2054 塗料製造業	エナメル製造業；ワニス製造業；ペイント製造業；水系塗料製造業；船底塗料製造業；漆製造業；合成樹脂塗料製造業
		2055 印刷インキ製造業	印刷インキ製造業；新聞インキ製造業
		2056 洗淨剤・磨用剤製造業	クレンザー製造業；つや出し剤製造業；洗淨剤（石けん，合成洗剤でないもの）製造業；磨粉製造業；金属磨用剤製造業；革つや出し製造業；靴クリーム製造業；塗装ワックス製造業
		2057 ろうそく製造業	ろうそく製造業
206 医薬品製造業		2061 医薬品原薬製造業	医薬品原末製造業；医薬品原液製造業

	2062	医薬品製剤製造業	内服薬製造業；注射剤製造業；外用薬製造業；殺虫・殺そ（鼠）剤製造業（農薬を除く）；蚊取り線香製造業；殺菌・消毒剤製造業（農薬を除く）；診断用試薬製造業；医療用植物油製造業；医療用動油製造業；薬用酵母剤製造業
	2063	生物学的製剤製造業	ワクチン製造業；血液製剤製造業
	2064	生薬・漢方製剤製造業	生薬製造業；漢方製剤製造業；生薬小分け業
	2065	動物用医薬品製造業	繁殖用薬製造業；飼料添加剤製造業（成長促進剤など）
207	化粧品・歯磨・その他の化粧品調整品製造業	2071 仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む）	仕上用化粧品製造業；皮膚用化粧品製造業；香水製造業；オーデコロン製造業
		2072 頭髪用化粧品製造業	頭髪料製造業；染毛料製造業
		2079 その他の化粧品・歯磨・化粧品調整品製造業	日焼け止め・日焼け用化粧品製造業；脱毛料製造業；ひげそり用化粧品製造業；歯磨製造業；ひげそりクリーム製造業
209	その他の化学工業	2091 火薬類製造業	黒色火薬製造業；産業用・武器用無煙火薬製造業；硝安爆薬製造業；ダイナマイト製造業；カーリット製造業；導火線製造業；導爆線製造業；工業雷管製造業；電気雷管製造業；信号雷管製造業；猟用火工品製造業；銃用雷管製造業；猟銃用実包・空包製造業；建設用空包製造業；捕鯨用信管・火管・雷管製造業；トリニトロ化合物製造業（火薬類に限る）；硝酸エステル製造業（火薬類に限る）；硝安油剤爆薬製造業；産業用信管・火管・雷管製造業
		2092 農薬製造業	殺虫剤製造業（農薬に限る）；殺菌剤製造業（農薬に限る）；ニコチン製剤製造業；硫酸銅製剤製造業（殺菌用のもの）；ひ酸鉛・同製剤製造業；ひ酸カルシウム・同製剤製造業；除虫菊乳剤製造業；除草剤製造業；植物成長調整剤製造業
		2093 香料製造業	天然香料製造業；くろもじ油製造業；みかん油製造業；苦へん桃油製造業；バルサム精製業；薄荷油精製業；合成香料製造業；調合香料製造業
		2094 ゼラチン・接着剤製造業	にかわ製造業；ゼラチン製造業；大豆グルー製造業；ミルクカゼイングルー製造業；合成樹脂系接着剤製造業；プラスチック系接着剤製造業
		2095 写真感光材料製造業	写真フィルム製造業（X線フィルムを含む）；印画紙製造業；乾板製造業；青写真感光紙製造業；複写感光紙製造業；製版用感光性樹脂製造業；感光紙用化学薬品製造業；写真用化学薬品製造業（メトール、ハイド

			2096 天然樹脂製品・木材化学製品製造業	ロキノン，調合剤などを包装したもの）；写真感光紙製造業；映画フィルム製造業 木材乾留業；松根油製造業；木タール製造業（木材乾留によるもの）；木酢酸製造業（木材乾留によるもの）；漆液精製業；木ろう（蠟）製造業；テレピン油製造業；なめし剤製造業（天然のもの）；タンニン抽出業（天然のもの）；タンニンエキス製造業；天然染料製造業；あい（藍）染料製造業；あかね染料製造業；しょう脳製造業；しょう脳油製造業；ダンマルガム精製業；コーパルガム精製業；セラック製造業
			2097 試薬製造業	試薬製造業（診断用試薬を除く）
			2099 他に分類されない化学工業製品製造業	デキストリン製造業；浄水剤製造業；イオン交換樹脂製造業；防臭剤製造業；筆記用インキ製造業；スタンプ用インキ製造業；プラスチック安定剤製造業（無機系及び有機系混成のもの）；めっき薬品製造業
21 石油製品・石炭製品製造業	211 石油精製業	2111 石油精製業		石油精製業；ガソリン製造業（原油から製造するもの）；パラフィン精製業；潤滑油・グリース（石油精製業によるもの）
	212 潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）	2121 潤滑油製造業		潤滑油製造業（購入原料によるもの）；機械油製造業（購入原料によるもの）；工作油剤製造業（購入原料によるもの）（切削油剤，塑性加工油剤，熱処理油剤，さび止め油剤）
		2122 グリース製造業		グリース製造業（購入原料によるもの）
	213 コークス製造業	2131 コークス製造業		コークス製造業（成型コークスを含む）；半コークス製造業
	214 練炭・豆炭製造業	2141 練炭・豆炭製造業		練炭製造業；豆炭製造業；ピッチ練炭製造業；成型炭製造業
	215 舗装材料製造業	2151 舗装材料製造業		舗装材料製造業；舗装用混合物製造業；れき青乳剤製造業；舗装用ブロック製造業；タールブロック製造業；アスファルトブロック製造業
	219 その他の石油製品・石炭製品製造業	2199 その他の石油製品・石炭製品製造業		石油コークス製造業；廃油再生業（潤滑油，グリース以外のもの）；膨潤炭製造業；微粉炭製造業；ガラ焼業；カルサインコークス製造業
22 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	221 プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業	2211 プラスチック板・棒製造業		プラスチック平板製造業；プラスチック積層板製造業；プラスチック化粧板製造業；プラスチック棒製造業；プラスチック波板製造業
		2212 プラスチック管製造業		プラスチック硬質管製造業；プラスチックホース製造業；プラスチック積層管製造業
		2213 プラスチック継手製造業		プラスチック継手製造業
		2214 プラスチック異形押出製品製造業		プラスチック異形押出製品製造業；プラスチック雨どい・同附属品製造業



	2215	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業	プラスチック板・棒加工業；プラスチック管加工業；プラスチック継手加工業；プラスチック異形押出製品加工業	
222	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	2221	プラスチックフィルム製造業	プラスチックフィルム製造業；プラスチック積層フィルム製造業；プラスチックインフレーションチューブ製造業；プラスチック製袋製造業（高周波融着によらないもの）
		2222	プラスチックシート製造業	プラスチックシート製造業
		2223	プラスチック床材製造業	プラスチックタイル製造業；プラスチック床材製造業；塩化ビニルタイル製造業
		2224	合成皮革製造業	合成皮革製造業
		2225	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業	プラスチックフィルム加工業；プラスチックシート加工業；プラスチック床材加工業；合成皮革加工業；プラスチック製袋製造業（購入フィルムによるもの）（高周波融着によらないもの）
223	工業用プラスチック製品製造業	2231	工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く）	プラスチック製電話機きょう（筐）体製造業；プラスチック冷蔵庫内装用品製造業；プラスチック製電気掃除機器体製造業；プラスチック製扇風機羽根製造業；プラスチック製テレビジョン・ラジオキャビネット製造業；プラスチック製自動車バンパー製造業；プラスチック製カメラボデー製造業；プラスチック製複写機キャビネット製造業；プラスチック系光ファイバ素線製造業
		2232	工業用プラスチック製品加工業	工業用プラスチック製品加工業
224	発砲・強化プラスチック製品製造業	2241	軟質プラスチック発砲製品製造業（半硬質性を含む）	軟質ポリウレタンフォーム製造業；ポリエチレンフォーム（軟質）製造業；軟質塩化ビニルフォーム製造業
		2242	硬質プラスチック発砲製品製造業	硬質ポリウレタンフォーム製造業；ポリスチレンフォーム製造業；硬質塩化ビニルフォーム製造業；ポリスチレンペーパー製造業；板状発砲製品製造業；棒状発砲製品製造業；管状発砲製品製造業
		2243	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業；強化プラスチック製波板製造業
		2244	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業	強化プラスチック製容器製造業；強化プラスチック製浴槽製造業；強化プラスチック製浄化槽製造業；強化プラスチック製保安帽製造業；強化プラスチック製がい子製造業；強化プラスチック製橋脚製造業；強化プラスチック製コンテナ製造業
		2245	発砲・強化プラスチック製品加工業	軟質プラスチック発砲製品加工業（半硬質性を含む）；硬質プラスチック発砲製品加工業；強化プラスチック

	225	プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）	2251	プラスチック成形材料製造業	ク製板・棒・管・継手加工業；強化プラスチック製容器加工業
			2252	廃プラスチック製品製造業	プラスチック配合成形材料製造業；再生プラスチック製造業；塩化ビニルコンパウンド製造業
	229	その他のプラスチック製品製造業	2291	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業	プラスチック製台所用品（まな板，ボウル，コーナー，しゃもじ，洗い桶など）製造業；プラスチック製食卓用品（食器，盆，調味料入れなど）製造業；プラスチック漆器下地製造業；プラスチック製浴室用品（洗面器，石けん箱，腰掛けなど）製造業
			2292	プラスチック製容器製造業	プラスチック製容器製造業；プラスチック製ボトル製造業；プラスチック製コンテナ製造業；プラスチック製ごみ容器製造業
			2297	他に分類されないプラスチック製品製造業	プラスチック結束テープ製造業；塩化ビニル止水板製造業；人工芝製造業（合成樹脂製のもの）；プラスチック製絶縁材料製造業；ビニル製外衣製造業（一貫作業によるもの）；プラスチック製つり（吊）革製造業
			2298	他に分類されないプラスチック製品加工業	プラスチック製品加工業（他に分類されないもの）
23	231	ゴム製品製造業	2311	自動車タイヤ・チューブ製造業	自動車タイヤ製造業；自動車チューブ製造業
			2312	自転車タイヤ・チューブ製造業	自転車タイヤ・チューブ製造業；リヤカータイヤ・チューブ製造業；一輪車タイヤ・チューブ製造業
	232	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	2321	ゴム製履物・同附属品製造業	地下足袋製造業；ゴム底布靴製造業；ゴム靴製造業；ゴム草履製造業；ゴム製履物用部分品・附属品製造業
			2322	プラスチック製履物・同附属品製造業	プラスチック製靴製造業；合成皮革製靴製造業；プラスチック成形靴製造業；ヘップサンダル製造業；バックレスサンダル製造業；プラスチック射出成形サンダル製造業；プラスチック製草履製造業；プラスチック製スリッパ製造業；プラスチック製履物用部分品・附属品製造業
	233	ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	2331	ゴムベルト製造業	ゴムベルト製造業
			2332	ゴムホース製造業	ゴムホース製造業
			2333	工業用ゴム製品製造業	防振ゴム製造業；工業用エボナイト製品製造業；工業用ゴムロール製造業；工業用ゴム管製造業；工業用ゴム板製造業；工業用スポンジゴム製品製造業；フラップ・リムバンド製造業；ゴム系接着剤製造業；ゴムライニング加工業

24 なめし革・同製品・毛皮製造業	239 その他のゴム製品製造業	2391 ゴム引布・同製品製造業	ゴム引布製造業；ゴム引布製品製造業（ゴム引布から同製品まで一貫生産するもの）
		2392 医療・衛生用ゴム製品製造業	ゴム製医療用品製造業（ゴム手袋など）；コンドーム製造業；ゴム製乳首製造業
		2393 ゴム練生地製造業	更生タイヤ練生地製造業
		2394 更生タイヤ製造業	更生タイヤ製造業
		2395 再生ゴム製造業	再生ゴム製造業
		2399 他に分類されないゴム製品製造業	フォームラバー製造業；糸ゴム製造業；ゴムバンド製造業；ゴム手袋製造業（医療用を除く）；ゴムタイル製造業；ウェットスーツ製造業
	241 なめし革製造業	2411 なめし革製造業	皮なめし業；なめし革製造業；タンニンなめし革製造業；クロムなめし革製造業；水産革製造業；は虫類革製造業；皮さらし業；染革業
	242 工業用革製品製造業（手袋を除く）	2421 工業用革製品製造業（手袋を除く）	革ベルト製造業；パッキン製造業（なめし革製）；ガスケット製造業（なめし革製）；紡績用エプロンバンド製造業；工業用革ベルト製造業；ローハイドピニオン製造業；自転車用サドル革製造業；チューブホース製造業（なめし革製）；オイルシール製造業（革製）；工業用ピッカー製造業
	243 革製履物用材料・同附属品製造業	2431 革製履物用材料・同附属品製造業	製靴材料製造業（革製）；靴底製造業（革製）；靴革ひも製造業（完成したもの）；革製履物材料製造業；靴中敷物製造業（革製）
	244 革製履物製造業	2441 革製履物製造業	革靴製造業；サンダル製造業（革製）；スリッパ製造業（革製）；草履製造業（革製）
245 革製手袋製造業	2451 革製手袋製造業	革製手袋製造業；手袋製造業（合成皮革製のもの）；工業用革手袋製造業；スポーツ用革手袋製造業	
246 かばん製造業	2461 かばん製造業	革製かばん製造業；繊維製かばん製造業；金属製トランク製造業；プラスチック製かばん製造業（合成皮革を含む）；バルカナイズドファイバー製トランク製造業；ゴム引布製かばん製造業	
247 袋物製造業	2471 袋物製造業（ハンドバックを除く）	革製袋物製造業；プラスチック製袋物製造業（合成皮革を含む）；繊維製袋物製造業；紙・ストロー製袋物製造業；金属製袋物製造業；ビーズ・人造真珠製袋物製造業；携帯用袋物製造業；ゴム引布製袋物製造業；財布製造業；たばこ入れ製造業	
	2472 ハンドバッグ製造業	革製ハンドバッグ製造業；プラスチック製ハンドバッグ製造業；繊維製ハンドバッグ製造業；セカンドバッグ製造業	
248 毛皮製造業	2481 毛皮製造業	毛皮製造業；毛皮縫製業；毛皮染色・仕上業	

25 窯業・土石製品製造業	249 その他のなめし革製品製造業	2491 馬具・むち製造業	馬具製造業（革及び類似品のもの）；ばん（鞍）具製造業（革及び類似品のもの）；むち製造業（革製のもの）	
		2499 他に分類されないなめし革製品製造業	室内用革製品製造業；つり（吊）革製造業；腕時計用革バンド製造業；首輪製造業（革製）；服装用革ベルト製造業；革製肩帯製造業；帽子つば革製造業；革と製造業；カットガット製造業；ケン（すじ）製造業；革クッション製造業；革まくら製造業	
	251 ガラス・同製品製造業	2511 板ガラス製造業	板ガラス製造業	板ガラス製造業
		2512 板ガラス加工業	すりガラス製造業；合わせガラス製造業；強化ガラス製造業；曲げガラス製造業；複層ガラス製造業；自動車用ガラス製造業；石英ガラス製造業	すりガラス製造業；合わせガラス製造業；強化ガラス製造業；曲げガラス製造業；複層ガラス製造業；自動車用ガラス製造業；石英ガラス製造業
		2513 ガラス製加工素材製造業	光学ガラス素地製造業；電球類用ガラスバルブ製造業；電子管用ガラスバルブ製造業；アンプル用ガラス管製造業；ガラス繊維原料用ガラス製造業	光学ガラス素地製造業；電球類用ガラスバルブ製造業；電子管用ガラスバルブ製造業；アンプル用ガラス管製造業；ガラス繊維原料用ガラス製造業
		2514 ガラス容器製造業	ビール瓶製造業；酒瓶製造業；牛乳瓶製造業；サイダー瓶製造業；しょう油瓶製造業；化粧品製造業；インキ瓶製造業；歯磨瓶製造業	ビール瓶製造業；酒瓶製造業；牛乳瓶製造業；サイダー瓶製造業；しょう油瓶製造業；化粧品製造業；インキ瓶製造業；歯磨瓶製造業
		2515 理化学用・医療用ガラス器具製造業	フラスコ製造業；ビーカー製造業；標本瓶製造業；耐酸瓶製造業；アルコール瓶製造業；投薬瓶製造業；試験管製造業；注射筒製造業（目盛りのないもの）；アンプル製造業；耐熱ガラス製理化学用・医療用器具製造業；寒暖計・体温計用ガラス製造業	フラスコ製造業；ビーカー製造業；標本瓶製造業；耐酸瓶製造業；アルコール瓶製造業；投薬瓶製造業；試験管製造業；注射筒製造業（目盛りのないもの）；アンプル製造業；耐熱ガラス製理化学用・医療用器具製造業；寒暖計・体温計用ガラス製造業
		2516 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	コップ製造業；皿製造業；しょう油差し製造業；耐熱ガラス製ちゅう房用器具製造業；インキスタンド製造業；金魚鉢製造業；花瓶製造業；灰皿製造業（ガラス製）	コップ製造業；皿製造業；しょう油差し製造業；耐熱ガラス製ちゅう房用器具製造業；インキスタンド製造業；金魚鉢製造業；花瓶製造業；灰皿製造業（ガラス製）
		2517 ガラス繊維・同製品製造業	ガラス繊維製造業；ガラス繊維製品製造業；石英系光ファイバ素線製造業	ガラス繊維製造業；ガラス繊維製品製造業；石英系光ファイバ素線製造業
		2519 その他のガラス・同製品製造業	照明器具用ガラス製造業；時計用ガラス製造業；シャンデリアガラス製造業；石英ガラス製品製造業；ガラスブロック製造業；多泡ガラス製造業；電灯かさ製造業（ガラス製のもの）；眼鏡用ガラス製造業；漁業用浮玉製造業；魔法瓶用ガラス製中瓶製造業；ガラス製絶縁材料製造業	照明器具用ガラス製造業；時計用ガラス製造業；シャンデリアガラス製造業；石英ガラス製品製造業；ガラスブロック製造業；多泡ガラス製造業；電灯かさ製造業（ガラス製のもの）；眼鏡用ガラス製造業；漁業用浮玉製造業；魔法瓶用ガラス製中瓶製造業；ガラス製絶縁材料製造業
252 セメント・同製品製造業	2521 セメント製造業	ポルトランドセメント製造業；高炉セメント製造業	ポルトランドセメント製造業；高炉セメント製造業	
	2522 生コンクリート製造業	生コンクリート製造業	生コンクリート製造業	
	2523 コンクリート製品製造業	コンクリートパイル製造業；コンクリートポール製造業；コンクリート	コンクリートパイル製造業；コンクリートポール製造業；コンクリート	

		管製造業；空洞コンクリートブロック製造業；土木用コンクリートブロック製造業；道路用コンクリート製品製造業；テラゾー製造業；プレストレストコンクリート製品製造業（まくら木，はり，けた，矢板など）；建築用プレキャストコンクリートパネル製造業
	2529 その他のセメント製品製造業	石綿スレート製造業；石綿管製造業；木毛セメント板製造業；木片セメント板製造業；パルプセメント板製造業；厚形スレート製造業；気泡コンクリート製品製造業
253 建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）	2531 粘土かわら製造業	粘土かわら製造業
	2532 普通れんが製造業	普通れんが製造業；建築用れんが製造業；築炉外張りれんが製造業；舗装用れんが製造業
	2533 陶管製造業	陶管製造業；土管製造業
	2539 その他の建設用粘土製品製造業	テラコッタ製造業；ストーブライニング製造業；粘土がわら白生地製造業
254 陶磁器・同関連製品製造業	2541 衛生陶器製造業	衛生陶器製造業（硬質，半硬質のもの）；衛生陶器用配管用品製造業
	2542 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業	陶磁器製食器製造業；陶磁器製ちゅう房器具製造業；陶磁器製こんろ製造業；土なべ製造業
	2543 陶磁器製置物製造業	陶磁器製置物製造業；陶磁器製花瓶製造業；陶磁器製ランプ台製造業
	2544 電気用陶磁器製造業	陶磁器製絶縁材料製造業；がい（磚）子・がい（磚）管製造業；電気用特殊陶磁器製造業；電気用セラミック製品製造業
	2545 理化学用・工業用陶磁器製造業	理化学用陶磁器製造業；工業用陶磁器製造業；熱伝対保護管製造業；温度計用陶磁器製造業；理化学用・工業用セラミック製品製造業
	2546 陶磁器製タイル製造業	陶磁器製タイル製造業；うわ（釉）薬タイル製造業；モザイクタイル加工業（紙はり，網はりなど）
	2547 陶磁器絵付業	陶磁器絵付業；陶磁器製がん具絵付業；陶磁器加工業（陶磁器に装飾加工を行うもの）
	2548 陶磁器用はい（杯）土製造業	陶土精製業；陶磁器用粘土製造業；陶磁器用はい（坏）土製造業
	2549 その他の陶磁器・同関連製品製造業	植木鉢製造業；セラミックブロック製造業；陶瓶製造業；陶磁器製神仏具製造業；陶磁器素（生）地製造業；陶磁器関連製品素（生）地製造業
255 耐火物製造業	2551 耐火れんが製造業	耐火れんが製造業；耐火断熱れんが製造業
	2559 その他の耐火物製造業	マグネシアクリンカー製造業；合成ムライト製造業；高炉用ブロック製造業；不定形耐火物製造業；耐火モルタル製造業；粘土質るつぼ製造業
256 炭素・黒鉛製品製	2561 炭素質電極製造業	炭素電極製造業；黒鉛電極製造業

	造業	2569	その他の炭素・黒鉛製品製造業	電ブラシ（刷子）製造業；炭素棒製造業；特殊炭素製品製造業；黒鉛ろつば製造業；精製黒鉛製造業；炭素れんが製造業；黒鉛れんが製造業
257	研磨剤・同製品製造業	2571	研磨剤製造業	研削用ガーネット製造業；研削用けい砂フリント製造業；溶融アルミナ研削材製造業；炭化けい素研削材製造業；炭化ほう素，窒素，ほう素などの炭化物・窒化物研磨材製造業；シリコンカーバイド製造業
		2572	研削と石製造業	ビトリファイド法と石製造業；レジノイド法と石製造業；ゴム法と石製造業；マグネシア法と石製造業
		2573	研磨布紙製造業	研磨布製造業；耐水研磨布製造業；研磨紙製造業；耐水研磨紙製造業；研磨ファイバ製造業
		2579	その他の研磨材・同製品製造業	再生研磨材製造業；研削と石加工業；天然と石製造業
258	骨材・石工品等製造業	2581	砕石製造業	玉石砕石製造業；岩石砕石製造業
		2582	人工骨材製造業	人工骨材製造業；焼成真珠岩（パールライト）製造業；焼成ひる石製造業
		2583	石工品製造業	石材製造業；石細工業；石ひき（挽）業；石磨き業；大理石加工品製造業；大理石磨き業；石材彫刻品製造業；石うす製造業；石とうろう製造業；石碑製造業；建築用石材製造業；石盤製造業；すずり製造業；石工業（石工品を製造するもの）；敷石製造業；石タイル製造業；舗装タイル製造業（石タイル製のもの）
		2584	けいそう土・同製品製造業	けいそう土精製業；けいそう土製品製造業；けいそう土製耐火物製造業；けい酸カルシウム保温材製造業
		2585	鉍物・土石粉碎等処理業	石粉製造業；つき（搗）粉製造業；クレー製造業（陶石クレー，ろう石クレーを除く）；化学用粘土製造業；雲母精製業；シャモット製造業；ベントナイト精製業；重質炭酸カルシウム製造業
259	その他の窯業・土石製品製造業	2591	ほうろう鉄器製造業	ほうろう鉄器製造業；ほうろう引き食器製造業；ほうろう引き浴槽製造業；ほうろう酒造タンク製造業；ほうろう引き製バット製造業；家庭電機用ほうろう鉄器製造業；燃焼器具用ほうろう鉄器製造業；看板・標識用ほうろう鉄器製造業；ほうろう製看板・標識製造業
		2592	七宝製品製造業	七宝製品製造業
		2593	人造宝石製造業	模造宝石製造業；人造宝石製造業；模造真珠製造業
		2594	ロックウール・同製品製造業	ロックウール（岩綿，鉍さい綿）製造業；ロックウール製品製造業（板，帯，筒，ブランケット，フェルト，マット，化粧板，吸音板，シーシング板，吹付用ロックウールなど）
		2595	石綿製品製造業	石綿製品製造業；石綿布糸製造業；石綿ばっきん製造業；石綿プレーキ

26 鉄鋼業	261 高炉による製鉄業	2596	石こう（膏）製品製造業	ライニング製造業；石綿ジョイントシート製造業；石綿紙製造業；石綿板製造業；石綿絶縁製品製造業	
		2597	石灰製造業	焼石こう製造業；石こうプラスタ製造業；石こうボード製造業；建築用装飾石こう製品製造業；石こう細工製造業（美術品、置物など）；医療用石こう製造業	
		2598	鑄型製造業（中子を含む）	生石灰製造業；消石灰製造業；焼成ドロマイト製造業；苦土石灰製造業；ドロマイトプラスタ製造業；貝灰製造業；軽質炭酸カルシウム製造業	
		2599	他に分類されない窯業・土石製品製造業	鑄型製造業；中子製造業	
		2611	製鋼圧延を行う高炉による製鉄業	石筆製造業；白墨製造業；雲母板製造業；気硬性セメント製造業；うわ（釉）薬製造業	
		2612	製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業	高炉銑製造業（製鋼、圧延を行うもの）；圧延鋼材製造業（高炉が稼動しているもの）；普通鋼製造業（高炉が稼動しているもの）；特殊鋼製造業（高炉が稼動しているもの）；鋼管製造業（高炉が稼動しているもの）	
		262 高炉によらない製鉄業	2621	電気炉銑製造業	高炉銑製造業（圧延を行わないもの）
			2622	小型高炉銑・再生炉銑製造業	電気炉銑製造業
			2623	フェロアロイ製造業	小形高炉銑製造業；再生炉銑製造業
		263 製鋼・製鋼圧延業	2629	その他の高炉によらない製鉄業	合金鉄製造業
			2631	転炉による製鋼・製鋼圧延業（単独転炉を含む）	純鉄製造業；原鉄製造業；ベースメタル製造業
			2632	電気炉による製鋼・製鋼圧延業（単独電気炉を含む）	製鋼業（転炉が稼動しているもの）；圧延鋼材製造業（転炉が稼動しているもの）；特殊鋼製造業（転炉が稼動しているもの）；鋼管製造業（転炉が稼動しているもの）
		264 製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	2641	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	製鋼業（電気炉が稼動しているもの）；圧延鋼材製造業（電気炉が稼動しているもの）；特殊鋼製造業（電気炉が稼動しているもの）；鋼管製造業（電気炉が稼動しているもの）
			2642	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）	熱間圧延業（製鋼を行わないもの）
2643	冷間ロール成型形鋼製造業		冷延鋼板製造業；磨帯鋼製造業		
2644	鋼管製造業		軽量形鋼製造業		
		2645	伸鉄業	継目無鋼管製造業；電縫鋼管製造業；ガス溶接鋼管製造業；鍛接鋼管製造業	
		2646	磨棒鋼製造業	伸鉄製造業；再生仕上鋼板製造業	
				磨棒鋼製造業	

		2647 引抜鋼管製造業	引抜鋼管製造業；再生引抜鋼管製造業
		2648 伸線業	鉄線製造業；硬鋼線製造業；ピアノ線製造業；くぎ製造業（線材から一貫作業によるもの）；針金製造業（線材から一貫作業によるもの）；金網製造業（線材から一貫作業によるもの）；鋼索製造業（線材から一貫作業によるもの）；PC鋼より線製造業（線材から一貫作業によるもの）
		2649 その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）	溶接形鋼製造業
265	表面処理鋼材製造業	2651 プリキ製造業	プリキ製造業
		2652 亜鉛鉄板製造業	亜鉛鉄板製造業；着色亜鉛鉄板製造業
		2653 めっき鋼管製造業	亜鉛めっき鋼管製造業
		2654 めっき鉄鋼線製造業	針金製造業（線材から一貫作業によらないもの）；亜鉛めっき硬鋼線製造業
		2659 その他の表面処理鋼材製造業	ビニル鋼板製造業；ティンフリースチール製造業
266	鉄素形材製造業	2661 銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）	機械用・その他の銑鉄鋳物製造業；日用品用銑鉄鋳物製造業
		2662 可鍛鋳鉄製造業	可鍛鋳鉄製造業；合金可鍛鋳鉄製造業；靴底金製造業；パイプ継手製造業
		2663 鋳鋼製造業	鋳鋼製造業
		2664 鍛工品製造業	鍛工品製造業
		2665 鍛鋼製造業	鍛鋼製造業
269	その他の鉄鋼業	2691 鉄粉製造業	鉄粉製造業；純鉄粉製造業
		2692 鉄鋼シャースリット業	鉄鋼シャーリング業；鉄鋼スリット業
		2693 鉄スクラップ加工処理業	鉄スクラップ加工処理業；製鋼原料用鉄スクラッププレス・シャーリング業；製鋼原料用鉄スクラップシュレッダー業；製鋼原料用鉄スクラップ化学処理業
		2694 鋳鉄管製造業	鋳鉄管製造業
		2699 他に分類されない鉄鋼業	純鉄圧延業；ペレット製造業
27 非鉄金属製造業	271 非鉄金属第1次製錬・精製業	2711 銅第1次製錬・精製業	銅製錬・精製業；銅製造業（主として鉱石から製造するもの）；電気銅精製業（主として鉱石から製造するもの）
		2712 鉛第1次製錬・精製業	鉛製錬・精製業（主として鉱石から製造するもの）
		2713 亜鉛第1次製錬・精製業	亜鉛製錬・精製業（主として鉱石から製造するもの）；電気亜鉛精製業
		2714 貴金属第1次製錬・精製業	金、銀、白金製錬・精製業；貴金属製錬・精製業
		2715 ニッケル第1次製錬・精製業	ニッケル製錬・精製業（主として鉱石又はニッケルマットから製造するもの）



	2716	アルミニウム第1次製錬・精製業	もの) ; ニッケル地金製造業 アルミニウム製錬・精製業 (主として鉱石又はアルミナから製造するもの) ; アルミナ製錬業
	2717	チタン第1次製錬・精製業	チタン製錬・精製業 (主として鉱石から製造するもの)
	2718	ウラン・トリウム第1次製錬・精製業	ウラン製錬・精製業 ; トリウム製錬・精製業
	2719	その他の非鉄金属第1次製錬・精製業	すず製錬業 ; アンチモン製錬業 ; 水銀製錬業 ; マンガン製錬業 ; クロム製錬業 ; タングステン製錬業 ; モリブデン製錬業 ; マグネシウム製錬業 ; ゲルマニウム製錬業 ; シリコン製錬業 ; タンタル製錬業
272	非鉄金属第2次製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	2721 鉛第2次製錬・精製業 (鉛合金製造業を含む)	鉛再生業 ; はんだ・減摩合金製造業 ; 活字合金製造業
		2722 亜鉛第2次製錬・精製業 (亜鉛合金製造業を含む)	亜鉛再生業 ; 亜鉛合金製造業
		2723 アルミニウム第2次製錬・精製業 (アルミニウム合金製造業を含む)	アルミニウム再生業 ; アルミニウム合金製造業
		2729 その他の非鉄金属第2次製錬・精製業 (非鉄金属合金製造業を含む)	貴金属再生業 ; すず再生業 ; 水銀再生業 ; ニッケル再生業 ; 貴金属合金製造業 ; 銅合金製造業 ; ニッケル合金製造業 ; チタン合金製造業 ; すず合金製造業
273	非鉄金属・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む)	2731 伸銅品製造業	銅圧延業 ; 銅合金圧延業 ; 銅線・銅合金線製造業 (裸電線を除く) ; 銅管製造業 ; 黄銅棒製造業 ; 銅くぎ製造業 (線材から一貫作業によるもの)
		2732 鉛・同合金圧延業 (押出しを含む)	鉛・同合金圧延業 ; 鉛・同合金伸線業 ; 鉛管・鉛板製造業
		2733 アルミニウム・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む)	アルミニウム・同合金圧延業 ; アルミニウム線製造業 (裸電線を除く) ; アルミニウム管製造業 ; アルミニウム圧延はく製造業
		2739 その他の非鉄金属・同合金圧延業 (抽伸、押出しを含む)	貴金属・同合金圧延業 ; 亜鉛・同合金圧延業 ; ニッケル・同合金圧延業 ; チタン・同合金圧延業 ; すず・同合金圧延業 ; マグネシウム・同合金圧延業
274	電線・ケーブル製造業	2741 電線・ケーブル製造業 (光ファイバーケーブルを除く)	裸電線製造業 ; 絶縁電線製造業 ; ケーブル製造業
		2742 光ファイバーケーブル製造業 (通信複合ケーブルを含む)	光ファイバケーブル製造業 ; 光複合ケーブル製造業 ; 光ファイバ通信ケーブル製造業 (通信複合ケーブルを含む) ; 光架空地線製造業 ; 光ファ

			イバコード製造業；光ファイバ心線製造業
	275 非鉄金属素形材製造業	2751 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
		2752 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金を除く）；アルミニウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）；マグネシウム・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）
		2753 アルミニウム・同合金ダイカスト製造業	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
		2754 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）；亜鉛・同合金ダイカスト製造業；銅・同合金ダイカスト製造業；マグネシウム・同合金ダイカスト製造業
		2755 非鉄金属鍛造品製造業	非鉄金属鍛造品製造業；銅・同合金鍛造品製造業；アルミニウム・同合金鍛造品製造業
	279 その他の非鉄金属製造業	2791 核燃料製造業	核燃料成形加工業；核燃料濃縮業；使用済核燃料再処理業
		2799 他に分類されない非鉄金属製造業	非鉄金属粉末製造業（粉末や金を除く）；非鉄金属シャーリング業
28 金属製品製造業	281 ブリキ缶・その他のめっき板等製造業	2811 ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業	缶詰用缶製造業；石油缶製造業；ブリキ缶製造業；ブリキ製容器製造業；バケツ製造業；エアゾール缶製造業
	282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2821 洋食器製造業	食卓用ナイフ・フォーク・スプーン製造業；盆製造業
		2822 機械刃物製造業	機械刃物製造業；木工機械刃物製造業；製紙機械刃物製造業；製本機械刃物製造業；たばこ製造機械刃物製造業
		2823 利器工匠具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く）	おの製造業；かんな製造業；のみ製造業；きり製造業；刃物製造業（包丁、はさみ、肉切用・製靴用・彫刻用刃物など）；缶切製造業；ポケットナイフ製造業；バリカン製造業；安全かみそり製造業（替刃を含む）；かみそり製造業；土工用具製造業；ショベル製造業；つるはし製造業；ハンマ製造業；石工用手道具製造業；宝石加工手道具製造業
		2824 作業工具製造業（やすりを除く）	レンチ製造業；スパナ製造業；ペンチ製造業；ドライバ製造業
		2825 やすり製造業	やすり製造業；やすり目立業
		2826 手引のこぎり・のこ刃製造業	のこぎり製造業（手引のもの）；のこ刃製造業（丸・帯のこぎりのもの）
		2827 農業用器具製造業（農業用機械を除く）	耕作用具製造業；養蚕用機器製造業（金属製のもの）；養きん用機器製造業（金属製のもの）；養ほう機器

	2829	その他の金物類製造業	製造業（金属製のもの）；農業用刃物製造業 建築用金物製造業；架線金物製造業；袋物用金具製造業；家具用金具製造業；建具用金具製造業；自動車用金物製造業；車両用金具製造業；船舶用金具製造業；かばん金具製造業；錠前製造業；かぎ製造業；金庫錠製造業；戸車製造業（金属製） 配管工事用附属品製造業；金属製衛生器具製造業；ノズル製造業；止め栓製造業
283	暖房装置・配管工事用附属品製造業	2831 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く） 2832 ガス機器・石油機器製造業 2833 温風・温水暖房装置製造業 2839 その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガス機器、石油機器を除く）	ガス機器製造業；石油機器製造業；ふろバーナ製造業 温風暖房機製造業（熱交換式のもの）；温水ボイラ製造業；放熱器製造業；ユニットヒータ製造業 調理用機器・同装置製造業（電気式を除く）；太陽熱利用温水装置製造業；焼却器製造業；焼却炉製造業（産業用を除く）
284	建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）	2841 建設用金属製品製造業 2842 建築用金属製品製造業（建築用金物を除く） 2843 製缶板金業	鉄骨製造業；鉄塔製造業；鋼橋製造業；貯蔵槽製造業；金属柵製造業；板煙突製造業 シャッタ製造業；建築用板金製品製造業；建築用ラス製品製造業；金属扉製造業；組立家屋（プレハブ）用金属製品製造業；金属製日よけ製造業；金属製ブラインド製造業；サッシ製造業（金属製のもの）；金属製よろい戸製造業 製缶業；温水缶製造業；蒸気缶製造業；鉄鋼板加工業（溶接、折曲げ、ろう付けなど）；ガス容器（ボンベ）製造業；板金製タンク製造業；板金製煙突製造業；ドラム缶製造業；コンテナ製造業（金属製のもの）；アッパータンク製造業
285	金属素材製品製造業	2851 アルミニウム・同合金プレス製品製造業 2852 金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金	自動車車体部分品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；機械部分品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；金属プレス業（アルミニウム・同合金）（自動車部分品、機械部分品、口金、その他の器具を製造するもの）；王冠製造業（アルミニウムのもの）；台所用品製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；医療器具製造業（アルミニウム・同合金）（スタンプ・プレス製品）；打抜プレス加工製品製造業（アルミニウム・同合金） 自動車車体部分品製造業（アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品）；機械部分品製造業（アル

		を除く)	ミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品) ; 金属プレス業 (アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品) ; 王冠製造業 (アルミニウム・同合金を除く) ; 台所用品製造業 (アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品) ; 医療器具製造業 (アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品) ; 打抜プレス加工製品製造業 (アルミニウム・同合金以外のスタンプ・プレス製品)
286	金属被覆・彫刻業、熱処理業 (ぼうろう鉄器を除く)	2853 粉末や金製品製造業	機械部分品製造業 (粉末や金によるもの) ; 超硬チップ製造業
		2861 金属製品塗装業	エナメル塗装業 (金属製品にエナメルを塗装するもの) ; ラッカー塗装業 (金属製品にラッカーを塗装するもの)
		2862 溶融めっき業 (表面処理鋼材製造業を除く)	亜鉛めっき業 (主として成形品に行うもの) ; すずめっき業 (主として成形品に行うもの)
		2863 金属彫刻業	金属彫刻品製造業 ; なっ染ロール彫刻業
		2864 電気めっき業 (表面処理鋼材製造業を除く)	電気めっき業
		2865 金属熱処理業	機械部分品熱処理業 ; 鋼材熱処理業 ; 非鉄金属熱処理業
		2869 その他の金属表面処理業	電解研磨業 ; 金属張り業 ; アルマイト加工業 ; 研磨業 ; メタリコン業 (修理業を除く) ; 金属防せい (錆び) 処理加工業 ; シリコン研磨業 ; シリコン加工業
287	金属線製品製造業 (ねじ類を除く)	2871 くぎ製造業	鉄くぎ製造業 (受け入れた鉄線によるもの) ; 銅くぎ製造業 (受け入れた銅線によるもの) ; くぎ・靴くぎ製造業
		2879 その他の金属線製品製造業	ざる製造業 (受け入れた線によるもの) ; ワイヤチェーン製造業 (受け入れた線によるもの) ; ビニル被覆鉄線製造業 ; 溶接棒製造業 ; 金網製造業 (線材から一貫作業によらないもの) ; 鋼索製造業 (線材から一貫作業によらないもの)
288	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	2881 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	ボルト・ナット製造業 ; ビス製造業 ; 木ねじ製造業 ; リベット製造業 ; くぎ製造業 ; 犬くぎ製造業 ; 割ピン製造業 ; 座金製造業 ; かすがい製造業
289	その他の金属製品製造業	2891 金庫製造業	金庫製造業 (手提金庫を含む)
		2892 金属製スプリング製造業	板ばね製造業 ; 火造りばね製造業 ; 火ばね製造業 ; ワイヤスプリング製造業
		2899 他に分類されない金属製品製造業	ヘルメット製造業 (金属製のもの) ; ドラム缶更生業 ; 18リットル缶更生業 ; 金属製ネームプレート製造業

29 一般機械器具製造業	291 ボイラ・原動機製造業	2911 ボイラ製造業	業（腐しょく製のもの以外のものも含む）；フレキシブルチューブ製造業；金属製押出しチューブ製造業；金属製パッキング製造業；ガスケット製造業；ガス灯製造業；カーバイド灯製造業；反射鏡製造業（金属製のもの）；打ちはく製造業；石油灯製造業 工業用ボイラ製造業；原動機用ボイラ製造業；発電用ボイラ製造業 蒸気機関製造業；蒸気タービン製造業；水力タービン製造業
		2912 蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を除く）	
		2913 はん用内燃機関製造業	はん用ガソリン機関製造業；はん用石油機関製造業；はん用ディーゼル機関製造業；はん用ガス機関製造業
		2919 その他の原動機製造業	風力機関製造業；圧縮空気機関製造業；水車製造業（水力タービンを除く）；特殊車両エンジン製造業
	292 農業用機械製造業（農業用器具を除く）	2921 農業用機械製造業（農業用器具を除く）	農業用機械製造業；動力耕うん機製造業；は種機械製造業；刈取機械製造業；碎土機製造業；噴霧機・散粉機製造業；脱穀機製造業；除草機製造業；わら加工用機械製造業；飼料・穀物乾燥機製造業；ふ卵装置製造業；育すう装置製造業；ガーデントラクタ製造業；電気ふ卵器製造業
		293 建設機械・鉱山機械製造業（建設用・農業用・運搬用トラクタを含む）	建設機械・同装置・部分品・附属品製造業；鉱山機械・同装置・部分品・附属品製造業（ビット，スペード，スチールなど）；さく井機械製造業；エキスカベータ製造業；タンバーク製造業；油田用機械器具製造業；ロードローラ製造業；コンクリートミキサ製造業；ふるい分機製造業；破碎機製造業；選別機製造業；選鉱装置製造業
	294 金属加工機械製造業	2931 建設機械・鉱山機械製造業	建設用トラクタ製造業；運搬用トラクタ製造業；農業用トラクタ製造業
		2941 金属工作機械製造業	金属工作機械製造業；旋盤製造業；ボール盤製造業；フライス盤製造業；研削盤製造業；歯切盤製造業；歯車仕上機械製造業；のこ歯研削盤製造業
		2942 金属加工機械製造業（金属工作機械を除く）	圧延機械製造業；線引機製造業；製管機製造業；プレス機械製造業；せん断機製造業；鍛造機製造業；ガス溶接機製造業；巻線機（コイルワインディングマシン）製造業；空気ハンマ製造業
		2943 金属工作機械用・金属加工用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く）	金属工作機械部分品製造業；金属加工機械部分品製造業；金属圧延用ロール製造業
		2944 機械工具製造業	特殊鋼工具製造業；治具製造業；ダ

		(粉末や金業を除く)	イヤモンド工具製造業；超硬工具製造業；切削工具製造業；動力付手持工具製造業（ドリル，びょう打ハンマ，グラインダなど）；タップ・ダイス製造業；機械工具製造業；空動工具製造業
295 繊維機械製造業	2951 化学繊維機械・紡績機械製造業		綿・スフ紡績機械製造業；毛紡績機械製造業；麻紡績機械製造業；絹紡績機械製造業；ねん糸機械製造業；蚕糸機械製造業；化学繊維機械製造業
		2952 製織機械・編組機械製造業	綿織機製造業；絹・人絹織機製造業；麻・毛織機製造業；特殊織機製造業（リボン，ピロード，じゅうたんなど）；製織用準備機械製造業；製ちゅう（紐）機製造業；ニット機械製造業；製網機械製造業；製網機械製造業；レース機械製造業；刺しゅう機械製造業
		2953 染色整理仕上機械製造業	繊維精練・漂白機械製造業；染色機械製造業；なっ染機械製造業；織推仕上機械製造業；織物仕上機械製造業；織物乾燥機械製造業
		2954 繊維機械部分品・取付具・附属品製造業	化学繊維機械部分品製造業；紡績機械部分品製造業；製織機械部分品製造業；染色・整理・仕上機械部分品製造業；スピンドル製造業；針布製造業；シャトル製造業；ドビー製造業；ジャカード製造業；おさ製造業；木管製造業（紡績用のもの）；メリヤス針製造業；ノズル（紡糸用のもの）製造業；プラスチック製ボビン製造業（繊維機械用）
		2955 縫製機械製造業	工業用ミシン製造業；家庭用ミシン製造業；ミシン部分品及び附属品製造業（テーブルを除く）；縫製準備工程機械（縫製用裁断機，目打機，柄合機，延反機，解反機）製造業
296 特殊産業用機械製造業	2961 食料品加工機械製造業		精穀機械・同装置製造業；製粉機械製造業；製めん（麵）機械製造業；搾油機械製造業；水産加工機械製造業；畜産加工機械製造業；酪農製品製造機械・同装置製造業；アイスクリーム製造機械・同装置製造業；牛乳・乳製品加工機械製造業；菓子製造機械・同装置製造業；食料品加工機械・同部分品・附属品製造業；醸造機械製造業
		2962 木工機械製造業	製材機械製造業；木工旋盤製造業；ベニヤ機械製造業；自動かんな製造業；繊維板機械製造業；のこ盤製造業
		2963 パルプ装置・製紙機械製造業	パルプ製造機械・同装置製造業；製紙機械・同装置製造業
		2964 印刷・製本・紙工機械製造業	印刷機械・同装置製造業（事務用を除く）；石版印刷機械・同装置製造業；亜鉛版印刷機械製造業；製本機

2965 鑄造装置製造業

2966 プラスチック加工機械・同附属装置製造業

2967 半導体製造装置製造業

2969 その他の特殊産業用機械製造業

械・同装置製造業；植字機・同装置製造業；活字鑄造機製造業；電気版機械製造業；印刷用ローラ製造業；紙工機械製造業

鑄造装置製造業；造型装置製造業；注湯装置製造業；製品処理装置製造業；砂処理装置製造業；ダイカストマシン・同附属装置製造業

圧縮成形機製造業；射出成形機製造業；押出成形機製造業；中空成形機製造業；カレンダー製造業（プラスチック加工用）；真空成形機製造業；合成樹脂用溶接機・同応用装置製造業；その他の合成樹脂加工機械製造業（タブレットマシン，ペレット装置，グラニューレタ，コーティング機など）；プラスチック成形加工機械製造業

ウェーハ加工（スライシング，研削，ラッピング）装置製造業；ウェーハ・液晶パネル熱処理（酸化，拡散）装置製造業；ウェーハ・液晶パネル露光装置製造業；マスク・液晶パネル露光装置製造業；ウェーハ・液晶パネルレジスト処理装置製造業；マスク・レチクル製造装置製造業；ウェーハ・液晶パネル洗浄・乾燥装置製造業；ウェーハ・液晶パネルエッチング装置製造業；ウェーハ・液晶パネルイオン加工装置製造業；ウェーハ・液晶パネル薄膜形成装置（CVD，スパッタリング，エピタキシャル成長）製造業；ウェーハ・液晶パネル真空蒸着装置製造業；ウェーハダイシング装置製造業；チップボンディング装置製造業；チップモールド装置製造業；液晶パネルガラス加工装置製造業；液晶パネル陽極酸化装置製造業；液晶パネルラビング装置製造業；液晶パネル基板貼合わせ装置製造業；液晶パネル用塗布装置製造業；液晶パネルエージング装置製造業；液晶パネル用剥離装置製造業；液晶パネルレーザーリペア装置製造業；液晶パネル真空注入装置製造業；液晶パネルトリミング装置製造業

織綿機械製造業；帽子製造機械製造業；皮革処理機械製造業；ゴム製品製造機械製造業；たばこ製造機械製造業；製靴機械製造業；石工機械製造業；製瓶機械製造業；鉛筆製造機械製造業；産業用銃製造業；捕鯨砲製造業；集材機械製造業；金網製造機械製造業；自動選瓶機械製造業；のり刈取機械製造業；目立機械製造業；金属織物用機械製造業

297 一般産業用機械・装置製造業	2971	ポンプ・同装置製造業	手動ポンプ製造業；動力ポンプ製造業；家庭用ポンプ製造業；消防用ポンプ製造業；船用ポンプ製造業
	2972	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業	圧縮機製造業；吹付機械製造業；ふいご製造業；送風機製造業；排風機製造業；真空ポンプ製造業
	2973	エレベータ・エスカレータ製造業	エレベータ製造業（旅客又は貨物用のもの）；エスカレータ製造業
	2974	荷役運搬設備製造業	コンベヤ製造業；ローラーコンベヤ製造業；クレーン製造業；貨物取扱装置製造業；巻上機製造業；自動立体倉庫装置製造業；索道製造業；スキーリフト製造業
	2975	動力伝導装置製造業（玉軸受・ころ軸受けを除く）	歯車製造業（プラスチック製を含む）；軸・軸けい（頸）類製造業；平軸受・同部分品製造業；ベルト調車製造業；軸受製造業（玉・ころ軸受以外のもの）；動力伝導用鎖製造業（機械用，自転車用，オートバイ用）；滑車製造業
298 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	2976	工業窯炉製造業	窯炉製造業（工業用のもの）
	2977	油圧・空圧機器製造業	油圧ポンプ製造業；油圧モータ製造業；油圧バルブ製造業；油圧シリンダ製造業；油圧アキュムレータ製造業；油圧フィルタ製造業；油圧ユニット機器製造業；空気圧フィルタ製造業；空気圧バルブ製造業；空気圧シリンダ製造業；空気圧ユニット機器製造業；空気圧ルブリケータ製造業；流体素子製造業
	2978	化学機械・同装置製造業	化学機械・同装置製造業；ろ過機器・同装置製造業；分離機器・同装置製造業；集じん機器・同装置製造業；圧搾機器・同装置製造業；熱交換機・同装置製造業；混合機・かくはん機・粉碎機・同装置製造業；反応用機器・同装置製造業；蒸煮機器・同装置製造業；化学装置用タンク・同装置製造業；乾燥機器・同装置製造業；焼成機器・同装置製造業；造水機器・同装置製造業；大気汚染防止機器・同装置製造業；水質汚濁防止機器・同装置製造業；廃棄物処理機器・同装置製造業；純水製造装置製造業；廃液処理装置製造業；クリーンルーム装置製造業；遠心分離機製造業；インテングミキサ製造業；ニード製造業；ブレンダ製造業
298 事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	2979	その他の一般産業用機械・装置製造業	潜水装置製造業；潤滑装置製造業；自動車用代燃装置製造業；駐車装置製造業；焼却炉製造業
	2981	事務用機械器具製造業	事務用機械器具製造業；事務用印刷機械製造業；電子式卓上計算機製造業；電子会計機製造業（プログラム内蔵方式でないもの）；複写機製造業；分類機，検孔機などのカード式



	2982	毛糸手編機械製造業	関係機器製造業；エアシュータ（気送管）製造業；事務用シュレツダ製造業；製図機械器具製造業 毛糸手編機械製造業；毛糸手編機械附属品製造業	
	2983	冷凍機・温湿調整装置製造業	冷凍機製造業；製氷装置製造業；冷蔵装置製造業；工業用温湿調整装置製造業；パッケージタイプエアコンディショナ製造業；冷却塔製造業；温度・湿度調整装置製造業；空気調節装置製造業	
	2989	その他の事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	営業用洗濯機製造業；娯楽機械製造業；自動販売機製造業；家庭用浄水器製造業；自動車整備・サービス機器製造業（自動車電装試験機器，自動車整備リフト，自動車洗淨機，自動車ジャッキ，自動車車輪機器，自動車車体機器，自動車車検機器，機関機器，自動車給油機器等）	
299	その他の機械・同部分品製造業	2991	消火器具・消火装置製造業	消火器具製造業；消火装置製造業；消防自動車ぎ装業
		2992	弁・同附属品製造業	一般バルブ・コック製造業；自動調整バルブ製造業；高温・高圧バルブ製造業；給排水栓製造業；蛇口製造業；バルブ・同附属品製造業
		2993	パイプ加工・パイプ附属品加工業	異形管製造業（購入管によるもの）；パイプ加工業（購入パイプによるもの）
		2994	玉軸受・ころ軸受製造業	ころ軸受・同部分品製造業；玉軸受・同部分品製造業；プラスチック製軸受製造業；ポールベアリング製造業
		2995	ピストンリング製造業	ピストンリング製造業
		2996	金型・同部分品・附属品製造業	金属製品用金型製造業；非金属製品用金型製造業；金型部分品・附属品製造業
		2997	包装・荷造機械製造業	包装機械製造業（真空式，収縮式を含む）；充てん機製造業（計最式，容器成形式，製袋式を含む）；アンブル充てん機械製造業；計重式・計量式・計算式供給装置製造業；ふた付機械製造業；ラベルはり付機械製造業；小箱詰機械製造業；上包機械製造業；シール機械製造業；ケース組立機製造業（はり合せ詰込機を含む）；テープはり機製造業；バンド掛機製造業；結束機製造業；くぎ綴機製造業；ボクサー製造業；缶詰機械製造業；瓶詰機械製造業
		2998	産業用ロボット製造業	産業用ロボット製造業
		2999	各種機械・同部分品製造修理業（注文製造・修理）	機械・部分品製造修理業（主な製品が定まらないもの）；取付具製造請負業（主な製品が定まらないもの）；各種機械製造修理業（各種機械の製造と修理を行うもの）

30 電気機械器具製造業

301 発電用・送電用・配電用・産業用・電気機械器具製造業

3011 発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

発電機製造業；電動発電機製造業；回転変流機製造業；ターボゼネレータ製造業

3012 変圧器類製造業（電子機器用を除く）

変圧器製造業（送配電用，機器用，シグナル用）；ネオン変圧器製造業；計器用変成器製造業；リアクトル製造業；電圧調整器製造業

3013 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業

配電盤製造業；開閉器製造業（電力用のもの）；遮断器製造業；制御装置製造業（車両用を含む）；起動器製造業；抵抗器製造業（電力用のもの）；継電器製造業（電力用のもの）

3014 配線器具・配線附属品製造業

小形開閉器製造業；点滅器製造業；接統器製造業；電球保持器製造業；鉄道用配線器具製造業；パネルボード製造業；小形配線ばこ製造業；ヒューズ製造業；電線管接統附属品製造業；ベル用変圧器製造業；プラスチック製差込プラグ製造業；スイッチ製造業

3015 電気溶接機製造業

電弧溶接機製造業；抵抗溶接機製造業；電極保持具製造業（溶接用）

3016 内燃機関電装品製造業

スターターモーター製造業（自動車・航空機用）；航空機用電装品製造業；点火せん・点火装置製造業（内燃機関用）；電動機・発電機製造業（内燃機関用）；電気式始動機製造業；セルモータ製造業

3019 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）

蓄電器製造業（電子機器用を除く）；電熱装置製造業（窯炉用）；はんだごて製造業（電気式）；電磁石製造業；車両用集電装置製造業；整流器製造業；電気炉製造業；赤外線乾燥装置製造業

302 民生用電気機械器具製造業

3021 民生用電気機械器具製造業

電気アイロン製造業；電気ストーブ製造業；電気こたつ製造業；電気こんろ製造業；電気・電子レンジ製造業；ヘアードライヤ製造業；扇風機製造業；電気冷蔵庫製造業；電気掃除機製造業；ミキサ製造業；電気かみそり製造業；ウインドタイプエアコンディショナ製造業；家庭用電気洗濯機製造業；電気炊飯器製造業；電子式保温用ジャー製造業；家庭用高周波及び低周波治療器製造業

303 電球・電気照明器具製造業

3031 電球製造業

映写機用ランプ製造業；ネオンランプ製造業；蛍光灯製造業；白熱電球製造業；自動車用電球製造業；フラッシュランプ製造業；赤外線ランプ製造業；殺菌灯製造業；水銀放電灯製造業

3032 電気照明器具製造業

天井灯照明器具製造業；電気スタンド製造業；集魚灯器具製造業；坑内安全灯製造業（蓄電池を除く）；投光器製造業；乗物用照明器具製造業；発電ランプ製造業；携帯電灯製造

304 通信機械器具・同関連機械器具製造業	3041 有線通信機械器具製造業	業；放電灯器具製造業；プラスチック製携帯電灯器具製造業；照明器具用安定器（スリムライン）製造業；ヘッドライト製造業 電話機製造業；交換装置製造業；モールス電信装置製造業（有線）；印刷電信機製造業；ファクシミリ製造業；模写電送装置製造業；搬送装置製造業；有線テレビジョン放送装置製造業；有線ラジオ放送装置製造業
	3042 無線通信機械器具製造業	ラジオ送信装置製造業；無線送信機製造業；無線受信機製造業；ロラン装置製造業；レーダ製造業；着陸誘導装置製造業；距離方位測定装置製造業；気象観測装置製造業；遠隔制御装置製造業；無線応用航法装置製造業；放送用テレビカメラ製造業；テレビジョン放送装置製造業
	3043 ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業	ラジオ受信機製造業；テレビジョン受信機製造業
	3044 電気音響機械器具製造業	録音装置製造業；テープレコーダ製造業；ステレオ製造業；拡声装置製造業；スピーカシステム製造業；マイクロホン製造業；ヘッドホン製造業；補聴器製造業
	3045 交通信号保安装置製造業	電気信号装置製造業；鉄道信号機製造業；自動転てつ器製造業；分岐器製造業
	3049 その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業	火災警報装置製造業；盗難警報装置製造業；発光信号装置製造業；通報信号装置製造業
305 電子計算機・同附属装置製造業	3051 電子計算機・同附属装置製造業	アナログ形電子計算機製造業；デジタル形電子計算機製造業；ハイブリッド形電子計算機製造業；電子会計機製造業；半導体設計用装置製造業
306 電子応用装置製造業	3061 X線装置製造業	医療用。歯科用X線装置製造業；X線探傷機製造業
	3062 ビデオ機器製造業	磁気録画装置（V. T. R）製造業；画像再生装置（E. V. R）製造業；ビデオ・ディスク・プレイヤー製造業；ビデオカメラ製造業；防犯カメラ製造業
	3063 医療用電子応用装置製造業	医療用粒子加速装置製造業；医療用放射線物質応用装置製造業；超音波画像診断装置製造業（循環器用，腹部用を含む）；超音波ドプラ診断装置製造業；磁気共震画像診断装置製造業；高周波及び低周波診療器製造業（家庭用を除く）；エミッションCT装置製造業；レーザー応用治療装置製造業；レーザー手術用機器製造業；結石破碎装置製造業
	3069 その他の電子応用装置製造業	水中聴音装置製造業；魚群探知機製造業；磁気探知機製造業；高周波ミシン製造業；電子顕微鏡製造業；電子応用測定装置製造業（医療用を除

307 電気計測器製造業

3071 電気計測器製造業（別掲を除く）

3072 工業計器製造業

3073 医療用計測器製造業

308 電子部品・デバイス製造業

3081 電子管製造業

3082 半導体素子製造業

3083 集積回路製造業

3084 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

3085 音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業

3086 コネクタ・スイッチ・リレー製造業

3087 スイッチング電源・高周波組立部品・コントロールユニット製造業

く）；サイクロトロン製造業；放射線応用計測器製造業；レーザー装置製造業（医療用を除く）；高周波加熱装置製造業；産業用電子応用装置製造業

電流計製造業；電圧計製造業；積算電力計製造業；位相計製造業；周波数計製造業；検電計製造業；音量計製造業；電気動力計製造業；電気測定器製造業；検査・評価装置製造業；温度自動調節装置製造業；圧力自動調節装置製造業；流体自動調節装置製造業；流体組成自動調節装置製造業；液面調節装置製造業；自動燃焼調節装置製造業；ガス制御装置製造業；制御機器製造業

生体物理現象検査用機器製造業（体温・血圧等検査用モニタ，生体磁気計測装置）；生体電気現象検査用機器製造業（心電・脳波・筋電等検査用モニタ）；生体現象監視用機器製造業（集中患者監視装置，新生児モニタ，多現象モニタ，分娩監視装置）；生体検査用機器製造業（呼吸機能検査機器，視覚機能検査機器）；医療用検体検査機器製造業（臨床化学検査機器，血液検査機器）；診断用機械器具製造業；心電計製造業

真空管製造業（通信用のもの）；X線管製造業；水銀整流管製造業；光電管製造業；パラスタ管製造業；ダイオード製造業；トランジスタ製造業

半導体集積回路製造業；薄膜集積回路製造業；混成集積回路製造業；超小形構造製造業

抵抗器製造業（電力用を除く）；コンデンサ製造業（電力用を除く）；変成器製造業（細分類3012のものを除く）；複合部品製造業；電子機器用小形電源変圧器製造業；電子機器用蓄電器製造業

スピーカ部品製造業；マイクロホン部品製造業；イヤホン部品製造業；ヘッドホン部品製造業；磁気ヘッド製造業；小型モータ製造業（入力電力3ワット未満）

コネクタ製造業（配線器具を除く）；スイッチ製造業（配線器具及び電力用開閉器を除く）；リレー製造業（継電器及び遮断器を除く）

スイッチング電源製造業；放送（通信）受信チューナー製造業；分配・分岐・混合・分波・整合器製造業；プースタユニット製造業；エアコンユニット製造業；選局ユニット製造業；タイマユニット製造業；モジュ

		3088	プリント回路製造業	レータユニット製造業 片面・両面・多層プリント配線板製造業；フレキシブルプリント配線板製造業；フレクスリジッドプリント配線板製造業；片面・両面・多層プリント回路板製造業；フレキシブルプリント回路板製造業；フレクスリジッドプリント回路板製造業；印刷回路板製造業
		3089	その他の電子部品製造業	整流器製造業（電力用を除く）；ダイヤル製造業；プラグ・ジャック製造業（電力用を除く）；磁性材部分品製造業（粉末や金によるもの）；雑音防止器製造業；テレビ画面安定器製造業；共振子・発振子製造業；フィルタ製造業；ソケット製造業（電球用を除く）；部品組立製造業；センサ製造業
	309	3091	蓄電池製造業	蓄電池製造業
	その他の電気機械器具製造業	3092	一次電池（乾電池、湿電池）製造業	乾電池製造業；湿電池製造業；水銀電池製造業；アルカリ電池製造業
		3093	磁気テープ・磁気ディスク製造業	オーディオ用テープ製造業；ビデオ用テープ製造業；コンピューター用テープ製造業；フレキシブルディスク製造業；ディスク製造業
		3099	他に分類されない電気機械器具製造業	電球口金製造業；導入線製造業；接点製造業；ジュメット線製造業；永久磁石製造業；太陽電池製造業
31	輸送用機械器具製造業	311	自動車・同附属品製造業	自動車製造業（二輪自動車を含む）
		3111	自動車製造業（二輪自動車を含む）	自動車製造業（二輪自動車を製造するものを含む）；バス完成車製造業（主として車体架装を行うものを除く）；電気自動車製造業；ダンプトラック製造業；自動車シャシー製造業；モータスクータ製造業；消防自動車製造業；自動車製造組立業
		3112	自動車車体・附属車製造業	自動車車体製造業；ポテター製造業（自動車用）；トレーラ製造業；消防自動車製造業（主として自動車シャシーに架装を行うもの）
		3113	自動車部品・附属品製造業	自動車エンジン・同部分品製造業；二輪自動車用内燃機関製造業；ブレーキ・同部分品製造業（自動車用）；クラッチ製造業（自動車用）；車軸製造業（自動車用）；ラジエータ製造業（自動車用）；変速機製造業（自動車用）；デファレンシャルギヤ製造業（自動車用）；トランスミッション製造業（自動車用）；車輪製造業（自動車用）；窓ふき製造業（自動車用）；オイルフィルタ製造業（自動車用）；オイルストレーナ製造業（自動車用）；方向指示器製造業（自動車用）；二輪自動車部分品製造業；自動車バルブ製造業；カークーラー製造業；カーヒーター製造業；ワイパー製造業；クラクショ

	312 鉄道車両・同部分品製造業	3121 鉄道車両製造業	ン製造業；カーライター製造業；ステアリング（自動車用）製造業；自動車内燃機関製造業；原動機付自転車内燃機関製造業
		3122 鉄道車両部分品製造業	機関車製造業；客車製造業；電車製造業；気動車製造業；貨車製造業；特殊車両製造業
	313 自転車・同部分品製造業	3131 自転車・同部分品製造業	ブレーキ装置製造業；ジャンパ連結器製造業；戸閉装置製造業
			自転車製造組立業；厚生車製造組立業；自転車部分品製造業（玉軸受を除く）；自転車フレーム製造業；空気入ポンプ製造業；自転車用バルブ製造業
	314 船舶製造・修理業、船用機関製造業	3141 鋼船製造・修理業	鋼船製造・修理業；造船業（鋼船を製造・修理するもの）
		3142 船体ブロック製造業	船体ブロック製造業
		3143 木船製造・修理業	木造船製造・修理業；漁船製造業（木製漁船を製造・修理するもの）
		3144 舟艇製造・修理業	舟艇製造業；ヨット製造・修理業；ボート製造・修理業；強化プラスチック製舟艇製造業
		3145 船用機関製造業	船用機関製造業；船用内燃機関製造業
	315 航空機・同附属品製造業	3151 航空機製造業	飛行機製造業；滑空機製造業；飛行船製造業；気球製造業
		3152 航空機用原動機製造業	航空機ピストンエンジン製造業；航空原動機用ポンプ製造業；航空機用内燃機関製造業
		3159 その他の航空機部分品・補助装置製造業	主翼製造業；プロペラ製造業；胴体製造業；尾部製造業；降着装置製造業；パラシュート製造業；航空機用バルブ製造業
	319 その他の輸送用機械器具製造業	3191 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業	動力付運搬車製造業；フォークリフトトラック製造業；構内トレーラ製造業；構内運搬車製造業；ショベルトラック製造業；ハンドトラック製造業
		3199 他に分類されない輸送用機械器具製造業	荷牛馬車製造業；人力車製造業；荷車製造業；そり製造業；畜力車部分品製造業；人力車部分品製造業；リヤカー製造業；ロケット製造業（武器用を除く）；プースター製造業；人工衛星製造業；宇宙船製造業；気象観測用バルン製造業；キャスター製造業
32 精密機械器具製造業	321 計量器・測定器・分析機器・試験機製造業	3211 一般長さ計製造業	直尺製造業；曲尺製造業；巻尺製造業；畳尺製造業；物差製造業
		3212 体積計製造業	ます製造業；メスフラスコ製造業；ピペット製造業；血沈計製造業；ガスメータ製造業；水量メータ製造業；オイルメータ製造業（積算式ガソリン量器を含む）製造業
		3213 はかり製造業	天びん製造業；棒はかり製造業；振子式指示はかり製造業；ばねはかり製造業；懸垂自動はかり製造業；皿

	3214	温度計製造業	自動はかり製造業；台自動はかり製造業；分銅製造業 体温計製造業；寒暖計製造業；水銀温度計製造業；電子体温計製造業
	3215	圧力計・流量計 ・液面計等製造業	アネロイド形指示圧力計製造業；航空用指示圧力計製造業（高度計，燃圧計など）；血圧計製造業；差圧流量計製造業；面積式流量計製造業；容積式流量計製造業；液面計製造業；膨脹式温度計製造業；バイメタル式温度計製造業；電子血圧計製造業；金属温度計製造業
	3216	精密測定器製造業	のぎす製造業；ダイヤルゲージ製造業；マイクロメータ製造業；面測定機器製造業；自動精密測定器製造業；工業用長さ計製造業
	3217	分析機器製造業	電気化学分析装置製造業；光分析装置製造業；電磁分析装置製造業；クロマト装置製造業；蒸留・分離装置製造業；熱分析装置製造業；ガス分析機器装置製造業
	3218	試験機製造業	金属材料試験機製造業；繊維材料試験機製造業；ゴム試験機製造業；プラスチック試験機製造業；木材試験機製造業；木炭材料試験機製造業；動つり合試験機製造業；制動試験機製造業；振動試験機製造業；動力試験機製造業
	3219	その他の計量器 ・測定器・分析機器・試験機製造業	回転計製造業；速さ計製造業；光度計製造業；照度計製造業；粘度計製造業；騒音計製造業；密度計製造業
322	3221	測量機械器具製造業	測角測量機製造業；水準測量機製造業；写真測量機製造業；磁気コンパス製造業
323	3231	医療用機械器具・医療用品製造業	医科用鋼製器具製造業；医科用内視鏡製造業；手術用機械器具製造業；血液体外循環機器製造業（人工腎臓装置，透析器，人工心肺装置）；人工呼吸器製造業；麻酔器具製造業；注射器具製造業；整形用機械器具製造業；消毒滅菌器製造業；医療用針製造業；手術台製造業；光線治療器製造業（レーザ応用治療装置製造業を除く）；医療用刃物製造業
	3232	歯科用機械器具製造業	歯科用治療台製造業；歯科用ユニット製造業；歯科用鋼製小物製造業；歯科用パー製造業；歯科技工所用器具製造業；歯科用エンジン製造業
	3233	動物用医療機械器具製造業	家畜人工授精器具製造業；動物専用標識器具製造業；動物専用保定器具製造業
	3234	医療用品製造業	医療用縫合糸製造業；人工血管製造業；人工心臓弁製造業；義肢・義足製造業；検眼用品製造業；医療用接着剤製造業
	3235	歯科材料製造業	歯科用合金製造業；歯冠材料製造業

	324	理化学機械器具製造業	3241	理化学機械器具製造業	；義歯床材料製造業；歯科用接着充てん材料製造業；歯科用印象材料及びワックス製造業；歯科用研削研磨材料製造業 研究用化学機械器具製造業；教育用理化学機械器具製造業
	325	光学機械器具・レンズ製造業	3251	顕微鏡・望遠鏡等製造業	顕微鏡製造業；望遠鏡製造業；双眼鏡製造業；拡大鏡製造業；オペラグラス製造業
			3252	写真機・同附属品製造業	写真機製造業；写真複写機製造業；引伸機製造業；マガジン製造業；現像タンク製造業；三脚製造業（写真機用）；露出計製造業
			3253	映画用機械・同附属品製造業	映画撮影機製造業；映写機製造業；幻灯機製造業；映画現像機械製造業；映写幕製造業
			3254	光学機械用レンズ・プリズム製造業	光学レンズ製造業；写真機用レンズ製造業；プリズム製造業
	326	眼鏡製造業（枠を含む）	3261	眼鏡製造業（枠を含む）	眼鏡レンズ製造業（個人の注文によるものを除く）；眼鏡枠製造業；眼鏡製造業；サングラス製造業
	327	時計・同部分品製造業	3271	時計・同部分品製造業（時計側を除く）	時計製造業；電気時計製造業；時計部分品製造業（文字板、ぜんまい、歯車、ねじなど）
			3272	時計側製造業	時計側製造業
33	331	銃製造業	3311	銃製造業	けん銃製造業；小銃製造業；機関銃製造業
武器製造業	332	砲製造業	3321	砲製造業	機関砲製造業；高射砲製造業；迫撃砲製造業
	333	銃弾製造業	3331	銃弾製造業	銃弾製造業
	334	砲弾製造業（装てん組立業を除く）	3341	砲弾弾体製造業	迫撃砲弾弾体製造業；機関砲弾弾体製造業
			3342	薬きょう製造業	高射砲弾用薬きょう製造業；無反動砲弾用薬きょう製造業
			3343	火薬類の入っていない武器用信管製造業	火薬類の入っていない武器用信管製造業；武器用信管の金属部品製造業；武器時計信管の金属部品製造業
	335	銃砲弾以外の弾薬製造業（装てん組立業を除く）	3351	銃砲弾以外の弾薬外殻製造業	ロケット弾弾体製造業；爆雷弾体製造業；爆雷外殻製造業
			3352	銃砲弾以外の弾薬の関連機械器具製造業（装てん組立業を除く）	魚雷の機関部製造業；魚雷の操だ装置製造業；機雷のけい器製造業
	336	弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く）	3361	弾薬装てん組立業（銃弾製造業を除く）	迫撃砲弾装てん組立業；武器用信管・火管・雷管装てん組立業
	337	特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する	3371	特殊装甲車両（銃砲を搭載する構造を有する装甲車両出あって、無限軌道装置	特殊装甲車両製造業；自走砲製造業（無限軌道のもの）；ハーフトラック製造業



	装甲車両 であって、無限軌 道装置によ るもの)・同部 分品製造業	によるもの)・ 同部分品製造業	
34 その他の 製造業	339 その他の 武器製造業	3391 弾薬投射機械器 具製造業(銃、 砲を除く)	バズーカ砲製造業
		3399 他に分類されな い武器製造業	銃剣製造業; 火えん発射機製造業; 照準器製造業; 射撃指揮装置製造業 化粧箱製造業(貴金属製品); コン バクト製造業(貴金属製品); 宝石 箱製造業(貴金属製品); シガレッ トケース製造業(貴金属製品); 装 身具製造業(貴金属製品); 象眼品 製造業(貴金属製品); 賞杯製造業 (貴金属製品); 貴金属製ナイフ・ フォーク・スプーン製造業; 宝石装 身具製造業; 貴金属製仏具製造業; 洋食器製造業(貴金属製品)
	341 貴金属製 品製造業 (宝石加工 を含む)	3411 貴金属製品製造 業	宝石附属品加工業
		3412 宝石附属品・同 材料加工業	
		3413 宝石細工業	宝石切断・研磨業; 真珠穴あけ業
	342 楽器製造 業	3421 ピアノ製造業	ピアノ製造業
		3422 ギター製造業	ギター製造業; 電気ギター製造業
		3429 その他の楽器・ 楽器部品・同材 料製造業	楽器製造業(ピアノ, ギターを除く ); 楽器部品製造業; 和楽器製造業 ; 管楽器製造業; 打楽器製造業; 弦 楽器製造業; ハーモニカ製造業; オ ルゴール製造業; オルガン製造業; 電子ピアノ製造業
	343 がん具・ 運動用具 製造業	3431 娯楽用具・がん 具製造業(人形 、自動乗物を除 く)	娯楽用具製造業; がん具製造業(人 形, 児童乗物を除く); 囲碁用品製 造業; 将棋用品製造業; マージャン パイ製造業; かるた製造業; トラン プ製造業; ゲーム盤製造業; 教材が ん具製造業; 風船製造業; 折紙製造 業; 積木製造業; 羽子板製造業; 押 絵羽子板製造業; パーティ用品製造 業; モデルシップ製造業; がん具用 変圧器製造業; 塗り絵製造業; プラ モデル製造業
		3432 人形製造業	人形製造業(木, 紙, 陶器, セルロ イド, ゴム, 繊維, プラスチック, その他の材料製); 人形マスク製造 業; 人形附属品製造業(人形髪を除 く); ひな祭用三方製造業
	3433 児童乗物製造業	乳母車製造業; 自転車製造業(児童 用); 三・四輪車製造業(児童用)	
	3434 運動用具製造業	スポーツ用具製造業(衣類, 靴を除 く); 運動用具製造業(衣類, 靴を 除く); ゴルフクラブ製造業; なめ し革製運動用具製造業; 玉突台・玉 突用品製造業; 体育設備製造業(飛	

		台, ろく木など) ; 釣ざお製造業 ; 釣針製造業 ; 空気銃製造業 ; 猟銃製造業 ; 猟銃実包用薬きょう製造業 ; ゴムボール製造業 ; びく製造業 ; 釣り用リール製造業 ; スキー用具製造業 ; ウインドサーフィン用具製造業 ; スケート (アイス, ローラ) 製造業	
344	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業	3441 万年筆・シャープペンシル・ペン先製造業	ペン先・ペン軸製造業 ; シャープペンシル製造業 ; 万年筆製造業 ; ガラスペン製造業 ; 鉄筆製造業 ; 万年筆ペン先製造業
		3442 ボールペン・マーキングペン製造業	ボールペン製造業 ; マーキングペン (マーカーペン) 製造業
		3443 鉛筆製造業	鉛筆製造業 ; 鉛筆しん製造業 ; 色鉛筆しん製造業 ; 鉛筆軸製造業 ; 鉛筆塗装業
		3444 毛筆・絵画用品製造業 (鉛筆を除く)	油絵具製造業 ; 絵画用筆製造業 ; パレット製造業 (絵画用のもの) ; スケッチボックス製造業 ; カンバス製造業 (絵画用のもの) ; 水彩絵具製造業 ; 毛筆製造業 ; 画筆製造業 ; 画布製造業 ; 画絹製造業 ; アーチストワックス製造業 ; 美術用木炭製造業 ; 画架製造業 ; 画板製造業 ; クレヨン製造業 ; パステル製造業
		3449 他に分類されない事務用品製造業	手押スタンプ製造業 ; 焼印製造業 ; 形板製造業 ; そろばん製造業 ; 鉛筆箱 (筆入れ) 製造業 ; ステープラ製造業 (ホッチキス) ; 穴あけ器製造業 ; 鉛筆削器製造業 ; 墨製造業 ; 墨汁製造業 ; 朱肉製造業 ; 事務用のり製造業 ; 謄写版製造業 ; 計算尺製造業 ; 製図用器具製造業 (三角・T定規, コンパス, 烏口など) ; 印章製造業
345	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業 (貴金属・宝石製を除く)	3451 装身具・装飾品製造業 (貴金属・宝石製を除く)	装身具製造業 (貴金属・宝石製を除く) ; プラスチック製装身具製造業 ; 宝石箱製造業 (貴金属・宝石製を除く) ; 小物箱製造業 ; くし製造業 (貴金属・宝石製を除く) ; 人造宝石装身具製造業 ; 身辺細貨品製造業 (貴金属製を除く)
		3452 造花・装飾用羽毛製造業	造花製造業 ; 羽根製造業 ; 羽毛染色業 ; 羽毛成品製造業
		3453 ボタン製造業	ボタン製造業 (貴金属・宝石製を除く)
		3454 針・ピン・ホック・スナップ・同関連製品製造業	針製造業 ; ミシン針製造業 ; 刺しゅう針製造業 ; 編針製造業 ; レコード針 (スタイラス) 製造業 ; 宝石針 (レコード用) 製造業 ; ピン製造業 ; 安全ピン製造業 ; ヘアーピン製造業 ; 画びょう製造業 ; クリップ製造業 ; ホック製造業 ; はとめ製造業 ; スナップボタン製造業 (糸付けスナップを含む) ; かしめ製造業 ; ファス

	3455	かつら製造業	ナニ製造業；こはぜ製造業 かもし製造業；かつら製造業；人形 髪製造業
346	漆器製造業	3461 漆器製造業	家具（漆塗り）製造業；漆器製造業 （ぜん・わん・はしなど）；小物箱 （漆塗り）製造業；金属漆器製造業 ；漆工芸品製造業；漆器研ぎ出し業 ；漆器製宗教用具製造業；漆塗装業 ；重箱（漆塗り）製造業；漆塗り建 具製造業；鏡縁・額縁製造業（漆塗 り）
347	畳・傘等 生活雑貨 製品製造業	3471 麦わら・パナマ 類帽子・わら工 品製造業	麦わら帽子製造業；パナマ帽子製造 業；経木帽子製造業；紙糸帽子製造 業；さなだ帽子製造業；わら工品製 造業（畳を除く）；わら縄製造業； かます製造業（わら製のもの）；俵 製造業（わら製のもの）；わら草履 製造業
	3472	畳製造業	畳製造業；畳床製造業（プラスチッ ク発泡製品とわら製品との合成品を 含む）；畳表製造業；い草畳表製造 業；プラスチック製畳表製造業；む しろ製造業；花むしろ製造業；ござ 製造業；薄べり製造業；青むしろ製 造業；七鳥むしろ製造業；合成繊維 製畳表製造業
	3473	うちわ・扇子・ ちょうちん製造業	扇子・扇子骨製造業；羽根扇子製造 業；ちょうちん・同部品製造業；う ちわ・うちわ骨製造業
	3474	ほうき・ブラシ 製造業	ブラシ類製造業；竹ほうき製造業； 草ほうき製造業；くまで製造業；さ さら製造業；モップ製造業；はけ製 造業；はたき製造業；たわし製造業 ；毛はたき製造業
	3475	傘・同部分品製 造業	洋傘・同部分品製造業；洋傘骨製造 業；洋傘手元製造業；和傘骨製造業 ；蛇の目傘製造業；日傘製造業；和 傘製造業
	3476	マッチ製造業	マッチ製造業；マッチ箱製造業；マ ッチ軸製造業
	3477	喫煙用具製造業 （貴金属・宝石 製を除く）	喫煙用具製造業；たばこ用ライター 製造業；たばこ用ケース製造業；た ばこフィルター製造業（カートリッ ジ式のもの）；喫煙パイプ製造業； きせる製造業
	3478	魔法瓶製造業	魔法瓶製造業；保温用ジャー製造業 （電子式を除く）
349	他に分類 されない 製造業	3491 煙火製造業	煙火製造業；花火製造業；信号炎管 製造業；信号火せん製造業；信号弾 ・えい光弾・せん光弾製造業
	3492	看板・標識機製 造業	広告装置製造業；展示装置製造業； 標識機製造業；ネオンサイン製造業 ；看板製造業（看板書き業を除く） ；宣伝用気球（アドバルーン）製造業
	3493	パレット製造業	パレット製造業
	3494	モデル・模型製 造業（紙製を除	模型製造業；人台製造業；マネキン 人形製造業；人体模型製造業；食品

	く)		模型製造業；果物模型製造業
3495	工業用模型製造業		鑄造模型製造業；金型加工用（倣いモデル）製造業；デザインモデル製造業；試作品モデル製造業；木型製造業
3496	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く）		オーディオディスクレコード（EP，LP，CD）製造業；ビデオディスクレコード製造業（CDV，LD，VHD）；CD-ROM・CD-I製造業；オーディオテープレコード製造業（コンパクトカセットテープ，カートリッジテープ等）；ビデオテープレコード製造業（ビデオカセットテープを含む）；磁気カード製造業（入力まで行っている事業所）；電子応用かん具用カセット製造業
3499	他に分類されないその他の製造業		押絵製造業；靴中敷物製造業（革製を除く）；つえ製造業；幻灯スライド製造業；懐炉製造業；救命具製造業；獣毛整理業（羊毛，羊毛類似の毛を除く）；パールエッセンス製造業；人体保護具製造業（ヘルメット，顔面保護具など）；懐炉灰製造業；鳥獣魚類はく製製造業；たどん製造業；真珠核製造業；リノリウム・同製品製造業；靴ふきマット製造業；線香製造業；葬具製造業；繊維壁材製造業；建築用吹付材製造業；ルームユニット製造業；種子帯製造業；におい袋製造業；はえ取紙製造業；オガライト製造業；オガタン製造業

大分類 G-電気・ガス・熱供給・水道業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業 務 例 示
35 電気業	351 電気業	3511 発電所	水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所
		3512 変電所	変電所
		3513 電気事業所（本社、営業所等）	電気事業会社本社・同支店・同支社・同営業所・同電力所・同派出所・同サービスステーション；公営企業電気局（部）
36 ガス業	361 ガス業	3611 ガス製造工場	ガス製造工場；天然ガス業（導管により一般の需要に応じ供給するもの）
		3612 ガス供給所	ガス供給所（ガスタンク）；ガス整圧所
		3613 ガス事業所（本社、営業所等）	ガス会社本社・同支社・同営業所；公営企業ガス局（部）
37 熱供給業	371 熱供給業	3711 熱供給業	地域暖冷房業；地域暖房業；蒸気供給業
38 水道業	381 上水道業	3811 上水道業	上水道業；水道用水供給事業；簡易水道業；上水道組合；上水道会社；水道局（部）・水道事務所。浄水場・配水場・ポンプ場・貯水池管理事務所。漏水管理事務所；船舶給水業
		382 工業用水道業	工業用水道局（部）；工業用水道組合；工業用水道事務所；工業用水浄水場；工業用水配水場；工業用水ポンプ場
	383 下水道業	3831 下水道処理施設維持管理業	下水道処理施設維持管理業；下水処理場（維持管理の作業を行うもの）；下水ポンプ場（維持管理の作業を行うもの）
		3832 下水道管路施設維持管理業	下水道管路施設維持管理業；下水出張所（維持管理の作業を行うもの）
		3833 下水道事務所	下水道局（部）・下水処理場（維持管理の作業を行うものを除く）・下水出張所（維持管理の作業を行うものを除く）・下水ポンプ場（維持管理の作業を行うものを除く）

大分類 H-運輸・通信業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業 務 例 示
39 鉄道業	391 鉄道業	3911 普通鉄道業	鉄道事業者の本社；支社；支店；営業本部；営業支店；営業所；運行本部；運転指令所；駅；修理工場；建築区；保線区；車掌区；電力区；信号通信区；電務区；電車区；機関区；客貨車区；CTCセンター
		3912 軌道業	軌道業
		3913 地下鉄道業	地下鉄道業
		3914 モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）	モノレール鉄道業
		3915 案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）	案内軌条式鉄道業
		3916 鋼索鉄道業	ケーブルカー業
		3917 索道業	ロープウェイ業；リフト業
40 道路旅客運送業	401 一般乗合旅客自動車運送業	3919 その他の鉄道業	無軌条電車業（トロリーバス業）
		4011 一般乗合旅客自動車運送業	乗合バス業
		4021 一般乗用旅客自動車運送業	ハイヤー業；タクシー業
		4031 一般貸切旅客自動車運送業	貸切バス業
		4041 特定旅客自動車運送業	特定旅客自動車運送業
		4091 無償旅客自動車運送業	無償旅客自動車運送業
		4092 旅客軽車両運送業	人力車業；輪タク業；乗合馬車業；そり運送業；かご運送業
41 道路貨物運送業	411 一般貨物自動車運送業	4111 一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）	一般貨物自動車運送業
		4112 特別積合せ貨物運送業	特別積合せ貨物運送業
		4121 特定貨物自動車運送業	特定貨物自動車運送業
		4131 貨物軽自動車運送業	貨物軽自動車運送業
		4141 集配利用運送業	集配利用運送業（第二種利用運送業）
		4191 無償貨物自動車運送業	無償貨物自動車運送業
		4199 他に分類されない道路貨物運送業	自転車貨物運送業；リヤカー貨物運送業
42 水運業	421 外航海運業	4211 外航旅客海運業	外航旅客定期航路業；外航旅客不定期航路業
		4212 外航貨物海運業	外航貨物定期航路業；外国貨物不定

	422 沿海海運業	4221 沿海旅客海運業	期航路業 国内旅客定期航路業；国内旅客不定期航路業（旅客定員12人以下の船舶によるものも含む）；自動車航送業（旅客定員13人以上の旅客船によるもの）
		4222 沿海貨物海運業	内航貨物定期航路業；内航貨物不定期航路業；自動車航送業（旅客定員13人以上の船舶によるものを除く）
	423 内陸水運業	4231 港湾旅客海運業	通船業；港湾内遊覧船業
		4232 河川水運業	河川水運業；河川渡船業；河川遊覧船業
		4233 湖沼水運業	湖沼水運業；湖沼渡船業；湖沼遊覧船業
	424 船舶貸渡業	4241 船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）
		4242 内航船舶貸渡業	内航船舶貸渡業
43 航空運輸業	431 航空運送業	4311 定期航空運送業	定期航空運送業
		4312 不定期航空運送業	不定期航空運送業（観光飛行、エアタクシーを含む）
	432 航空機使用業（航空運送業を除く）	4321 航空機使用業（航空運送業を除く）	航空機使用業
44 倉庫業	441 普通倉庫業	4411 普通倉庫業	普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームを含む）
	442 冷蔵倉庫業	4421 冷蔵倉庫業	冷蔵倉庫業
	443 水面木材倉庫業	4431 水面木材倉庫業	水面木材倉庫業
45 運輸に附帯するサービス業	451 旅行業	4511 一般旅行業	一般旅行業
		4512 国内旅行業	国内旅行業
		4513 旅行業代理店業	旅行業代理店業
	452 港湾運送業	4521 港湾運送業	一般港湾運送業；港湾荷役業；はしけ運送業；いかだ運送業
	453 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	4531 利用運送業（集配利用運送業を除く）	利用運送業（第一種利用運送業）
		4532 運送取次業	運送取次業
	454 運送代理店	4541 運送代理店	海運代理店；航空運送代理店
	455 運輸あっせん業	4551 貨物運送仲立業	海運貨物仲立業
		4552 船舶仲立業	船舶仲立業
	456 こん包業	4561 こん包業（組立こん包業を除く）	荷造業；貨物こん包業
		4562 組立こん包業	組立こん包業；工業製品組立こん包業；輸出こん包業
	457 運輸施設提供業	4571 鉄道施設提供業	鉄道施設提供業（第三種鉄道事業者）
		4572 道路運送固定施設施設業	自動車道業；有料道路・有料橋経営業
		4573 自動車ターミナル業	バスターミナル業；トラックターミナル業

		ル業	ナル業
		4574 貨物荷扱固定施設業	荷さばき施設提供業
		4575 棧橋泊きよ業	ふ頭業
		4576 飛行場業	国際空港；地方空港；ヘリポート
	459 その他の運輸に附帯するサービス業	4599 その他の運輸に附帯するサービス業	検教業；検量業；船積貨物鑑定業；水先業；サルベージ業；海難救助業；航路標識事務所（灯台）；航空無線標識所（航空灯台）；通運計算業；綱取業；曳船業；港湾運送関連業（他に分類されないもの）；観光協会；道路パトロール業；鉄道線路補修業；水路測量業；海上交通センター；通関業
46 郵便業	461 郵便業	4611 郵便業	郵便局
	462 郵便受託業	4621 簡易郵便局	簡易郵便局
		4629 その他の郵便受託業	郵便切手額販売所；印紙売りさばき所
47 電気通信業	471 国内電気通信業（有線放送電話業を除く）	4711 国内電話業（移動通信業を除く）	日本電信電話株式会社本社・支社・支店・営業所・ネットワークセンター；日本電信電話株式会社以外の国内電話役務を提供する事業者の本社・支社・営業所・ネットワークセンター；内線電話業
		4712 国内専用線業	国内専用線業の本社・支店・ネットワークセンター；専用線再販業
		4713 移動通信業	自動車・携帯電話業の本社・支店・ネットワークセンター；簡易陸上移動無線電話業；無線呼出し業；船舶電話業
		4719 その他の国内電気通信業	
		4721 国際電気通信業	国際電信電話株式会社本社・支社・支店・国際電話センター・国際通信センター・海底線中継所・国際中継所・衛星通信所・送信所；国際電信電話株式会社以外の国際電気通信役務を提供する事業者の本社・支社・支店・国際通信センター・サブセンター・海底線中継所・衛星通信所
	472 国際電気通信業		有線放送電話農業協同組合；有線放送電話共同施設協会；有線放送電話協会（有線放送電話事業を営むもの）
	473 有線放送電話業	4731 有線放送電話業	移動無線センター；全国漁業無線協会；漁業無線協会；無線漁業協同組合；移動通信業務受託会社（自動車・携帯電話、無線呼出し業務受託）；船舶電話業務受託会社；空港無線電話業務受託会社；電話加入権取引業（賃貸を含む）
	474 電気通信に附帯するサービス業	4749 電気通信に附帯するサービス業	



大分類 I - 卸売・小売業、飲食店

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業 務 例 示
48 各種商品卸売業	481 各種商品卸売業	4811 各種商品卸売業 (従業者が常時100人以上のもの)	総合商社(従業者が常時100人以上のもの);各種商品卸売業(従業者が常時100人以上のもの);貿易商社(各種商品を取り扱事業所で従業者が常時100人以上のもの)
		4819 その他の各種商品卸売業	総合商社(従業者が常時100人未満のもの);各種商品卸売業(従業者が常時100人未満のもの);貿易商社(各種商品を取り扱事業所で従業者が常時100人未満のもの)
49 繊維・衣服等卸売業	491 繊維品卸売業(衣服、身の回り品を除く)	4911 生糸・繭卸売業	生糸問屋;生糸輸出商;野蚕糸卸売業(天蚕糸,さく蚕糸など);副蚕糸卸売業;繭卸売業;野繭卸売業(天蚕,さく蚕など)
		4912 繊維原料卸売業 (生糸・繭を除く)	綿花卸売業;麻類卸売業;原毛卸売業;獣毛卸売業;化学繊維卸売業;レーヨンパルプ卸売業;羊毛卸売業
		4913 糸卸売業	綿糸卸売業(織物用);人絹糸卸売業(織物用);スフ糸卸売業(織物用);合成繊維糸卸売業(織物用);毛糸卸売業(織物用);絹糸卸売業(織物用);麻糸卸売業(織物用);特和紡糸卸売業(織物用)
		4914 織物卸売業(室内装飾繊維品を除く)	綿・スフ織物卸売業;絹・人絹織物卸売業;毛織物卸売業;合成繊維織物卸売業;化織布卸売業;和紡織物卸売業;フェルト地卸売業;ニット生地卸売業;反物卸売業;麻織物卸売業;ふとん地卸売業
	492 衣服・身の回り品卸売業	4921 男子服卸売業	洋服卸売業(婦人・子供用を除く);オーバーコート卸売業(婦人・子供用を除く);レインコート卸売業(婦人・子供用を除く);学生服卸売業(婦人・子供用を除く);作業服卸売業(婦人用を除く);白衣卸売業(婦人用を除く);ズボン卸売業(婦人・子供用を除く)
		4922 婦人・子供服卸売業	婦人服卸売業;子供服卸売業;レインコート卸売業(婦人・子供用);婦人用事務服卸売業;毛皮コート卸売業(婦人・子供用);スカート卸売業;白衣卸売業(婦人用);ベビー服卸売業
		4923 下着類卸売業	下着類卸売業(パンツ,ズボン下,スリッパ,ショーツなどを含む);シャツ卸売業;ニットシャツ卸売業;ワイシャツ卸売業;ブラジャー卸売業
		4924 寝具類卸売業	パジャマ卸売業;毛布卸売業;ふとん卸売業;蚊帳卸売業;敷布卸売業;ふとん綿卸売業;丹前卸売業;座ふとん卸売業;マットレス卸売業;ナイトガウン卸売業
		4925 靴卸売業	靴卸売業;革靴卸売業;ゴム靴卸売業;合成皮革靴卸売業;プラスチック

			ク成形靴卸売業；布製靴卸売業；靴ひも卸売業；靴附属品卸売業；靴修理材料卸売業；地下足袋卸売業
		4926 履物卸売業（靴を除く）	履物卸売業（靴を除く）；鼻緒卸売業；げた卸売業；草履卸売業；せった卸売業；スリッパ卸売業；サンダル卸売業
		4927 かばん・袋物卸売業	かばん類卸売業；袋物卸売業；ランドセル卸売業；ハンドバッグ卸売業；小物入れ類卸売業（さいふ，札入れ，定期券入れなど）；トランク卸売業
		4929 その他の衣服・身の回り品卸売業	和服卸売業；和装用下着卸売業；印半てん卸売業；半てん卸売業；タオル卸売業；手ぬぐい卸売業；ハンカチーフ卸売業；ふろしき卸売業；足袋卸売業；手袋卸売業（繊維・革製）；おむつカバー卸売業；和傘卸売業；洋傘卸売業；小間物卸売業（ヘアネット，くし，かんざし，歯ブラシ，ヘアブラシ，衣服ブラシ，おしろいはけ，たばこケースを含む）；うちわ卸売業；扇子卸売業；ポタン卸売業；ライター卸売業；きせる卸売業；縫糸卸売業；刺しゅう糸卸売業；組ひも卸売業；リボン卸売業；指輪卸売業（貴金属製を除く）；装身具卸売業（貴金属製を除く）；水引卸売業（元結を含む）；洋品雑貨卸売業（靴下，マフラー，ネクタイ，カラー，ガーター，サスペンダー，ステッキ，ベルトを含む）；帽子卸売業；婦人帽子卸売業；かつら卸売業；手編毛糸卸売業；化粧道具卸売業
50 飲食料品卸売業	501 農畜産物・水産物卸売業	5011 米麦卸売業	米穀卸売業；麦類卸売業
		5012 雑穀・豆類卸売業	雑穀卸売業；大豆卸売業；落花生卸売業；豆類（乾燥）卸売業；小麦粉卸売業；穀粉卸売業；でん粉卸売業
		5013 野菜卸売業	青物卸売業；野菜卸売業；青物市場仲買業
		5014 果実卸売業	果実卸売業；木の実卸売業；果物市場仲買業
		5015 食肉卸売業	精肉卸売業；牛肉卸売業；豚肉卸売業；馬肉卸売業；獣肉卸売業；冷凍肉卸売業；鳥肉卸売業；畜産副生物卸売業（臓器，舌など）
		5016 生鮮魚介卸売業	鮮魚卸売業；貝類卸売業；川魚卸売業；冷凍魚卸売業
		5019 その他の農畜産物・水産物卸売業	原皮卸売業；原毛皮卸売業；原羽毛卸売業；種夷卸売業（製油用）；家畜卸売業；家きん卸売業（愛がん用を除く）；卵卸売業；はちみつ卸売業；わら類卸売業（加工品を除く）；生のり卸売業；海そう卸売業
	502 食料・飲料卸売業	5021 砂糖卸売業	砂糖問屋；砂糖卸売業；角砂糖卸売業；粉糖卸売業；氷砂糖卸売業；異

5022	味そ・しょう油 卸売業	性化糖卸売業 味そ卸売業；しょう油卸売業；たま り（溜）卸売業
5023	酒類卸売業	酒卸売業；酒問屋；日本酒卸売業； 洋酒問屋；洋酒卸売業；果実酒卸売 業；味りん卸売業
5024	乾物卸売業	乾物問屋；乾物卸売業；塩干魚卸売 業；乾燥卵卸売業；くん（燻）煙卵 卸売業；冷凍液卵卸売業；粉卵卸売 業；干しのり卸売業；干し海藻卸売 業；こんぶ卸売業；干しきのこ卸売 業；こんにゃく粉卸売業；乾燥野菜 卸売業；干びょう卸売業；香辛料卸 売業（からし，七味とうがらし，カ レー粉などを含む）；こうや（高野 ）豆腐卸売業；ふ（麩）卸売業；寒 天卸売業
5025	缶詰・瓶詰食品 卸売業（気密容 器入りのもの）	缶詰食品卸売業；瓶詰食品卸売業； つば詰食品卸売業
5026	菓子・パン類卸 売業	菓子卸売業；和菓子卸売業；洋菓子 卸売業；干菓子卸売業；だ菓子卸売 業；甘納豆卸売業；パン類卸売業； ビスケット卸売業；あめ卸売業；あ ん卸売業；水あめ卸売業；キャンデ ー卸売業；塩豆卸売業；ピーナツ 菓子卸売業
5027	清涼飲料卸売業	清涼飲料卸売業；シロップ卸売業； 果汁卸売業；ミネラルウォーター卸売 業；炭酸水卸売業；コーヒー飲料卸 売業；果実飲料卸売業；茶系飲料卸 売業
5028	茶類卸売業	茶卸売業；はま茶卸売業；こぶ茶卸 売業；紅茶卸売業；はぶ茶卸売業； 茶卸売業；コーヒー卸売業；ココア 卸売業；中国茶卸売業
5029	その他の食料・ 飲料卸売業	酪農製品卸売業（牛乳，バター，チ ーズ，練乳，粉乳など）；水産練製 品卸売業（かまぼこ，はんぺん，ち くわなど）；おでん材料卸売業；う どん・そば・中華そば卸売業；乾め ん類卸売業（干しうどん，そうめん ，干しそばなど）；納豆卸売業；氷 卸売業；アイスクャンデー卸売業； アイスクリーム卸売業；酢卸売業； ソース卸売業；醸造調味料卸売業（ みそ，しょう油を除く）；イースト 菌卸売業；ベーキングパウダー卸売 業；食塩元売さばき所；塩蔵肉卸売 業；塩蔵魚卸売業；くん製品卸売業 ；ハム・ベーコン・ソーセージ卸売 業；食用油卸売業；液卵卸売業；冷 凍調理食品卸売業；レトルト食品卸 売業；食用油脂卸売業；豆腐卸売業 ；乳酸菌飲料卸売業；塩卸売業；な め味そ卸売業；加工豆卸売業（煮豆 ，納豆など）

51 建築材料、 鉱物・ 金属材料 等卸売業	511 建築材料 卸売業	5111 木材・竹材卸売業	木材卸売業；材木卸売業；銘木卸売業；竹材卸売業；ベニア板卸売業；パルプ材卸売業；杭木卸売業；まくら木卸売業；合板卸売業；げた材卸売業；杉皮卸売業
		5112 セメント卸売業	セメント卸売業
		5113 板ガラス卸売業	板ガラス卸売業
		5119 その他の建築材料卸売業	れんが卸売業；かわら卸売業；タイル卸売業；スレート卸売業；ヒューム管・セメントポール卸売業；石材卸売業；人造石卸売業；大理石卸売業；大谷石卸売業；コンクリートブロック卸売業；砂利卸売業；砕石卸売業；土卸売業；壁土卸売業；漆くい卸売業；石灰卸売業；繊維板卸売業；陶管卸売業；衛生用陶磁器卸売業；サッシ卸売業；パネル等建築部材卸売業；プラスチック板・管卸売業（建築用）
		512 化学製品卸売業	5121 塗料卸売業
		5122 染料・顔料卸売業	染料卸売業；顔料卸売業；あい（藍）卸売業；着色剤卸売業；食品染料卸売業
		5123 油脂・ろう卸売業	粗製ひまし油卸売業；動植物油脂卸売業（食用油を除く）；ろう卸売業；木ろう卸売業；油脂製品卸売業（ボイル油，ステアリン酸，オレイン酸，グリセリンなど）；はぜろう卸売業
		5124 火薬類卸売業	火薬卸売業；爆薬卸売業；火工品卸売業；花火（煙火）卸売業
		5129 その他の化学製品卸売業	工業製品卸売業（硫酸，硝酸，塩酸，乳酸，防腐剤，溶剤，にがりなど）；硫黄卸売業；ソーダ卸売業；なめし革剤卸売業；接着剤卸売業；現像薬卸売業；農薬卸売業；コールドール卸売業；コールドール製品卸売業；カーバイド卸売業；プラスチック卸売業；工業用アルコール卸売業；圧縮ガス卸売業；液体ガス卸売業；油煙卸売業；カーボンブラック卸売業；工業塩卸売業；筆記用インキ卸売業；靴墨卸売業；界面活性剤卸売業；仕上剤卸売業
		513 鉱物・金属材料卸売業	5131 石炭卸売業
		5132 石油卸売業	石油卸売業；揮発油卸売業；潤滑油卸売業；灯油卸売業；軽油卸売業；重油卸売業；機械油卸売業；液化石油ガス（LPG）卸売業；プロパンガス卸売業；天然ガス卸売業
		5133 金属鉱物卸売業	鉄鉱卸売業；銅鉱卸売業；マンガン鉱卸売業；タンゲステン鉱卸売業；ボーキサイト卸売業；砂鉄卸売業；

		5134 非金属鉱物卸売業（石炭、石油を除く）	モリブデン鉱卸売業 石灰石卸売業；石綿卸売業；雲母卸売業；けい石卸売業；ほたる（螢）石卸売業；明ばん石卸売業；粘土卸売業；陶磁器用原料卸売業
		5135 鉄鋼卸売業	鉄鋼問屋；鋼材卸売業；鉄卸売業；鋼管卸売業；帯鉄鋼卸売業；鉄板卸売業；鉄線卸売業；薄鉄板卸売業；発条卸売業；鋼索卸売業；ドラム缶卸売業；ブリキ卸売業；亜鉛鉄板卸売業；鉄管卸売業；連鎖卸売業；トタン卸売業；鋳・鍛鋼品卸売業；溶接棒卸売業
		5136 非鉄金属卸売業	銅地金卸売業；銅板卸売業；銅管卸売業；銅棒卸売業；金地金卸売業；銀地金卸売業；白金地金卸売業；アルミニウム地金卸売業；アルミニウム板卸売業；アルミニウム管卸売業；アルミニウム棒卸売業；真ちゅう（鍮）卸売業；鉛地金卸売業；鉛板卸売業；鉛管卸売業；はんだ卸売業；すず（錫）地金卸売業；すず（錫）管卸売業；金属はく（箔）卸売業；銅・アルミニウム線卸売業（電線を除く）
514 再生資源卸売業	5141 空瓶・空缶等空容器卸売業	空缶問屋；空缶集荷業；空瓶問屋；空瓶集荷業；古瓶卸売業；空つぼ問屋；空つぼ集荷業；空たる問屋；空たる集荷業；空おけ問屋；空おけ集荷業；空袋問屋（麻、綿など布製のもの）；空袋集荷業（麻、綿など布製のもの）；空紙袋問屋；空紙袋集荷業；空箱問屋；空箱集荷業	
	5142 鉄スクラップ卸売業	鉄スクラップ（鉄くず）問屋；鉄スクラップ（鉄くず）集荷業；廃車処理業（解体を主とするもの）	
	5143 非鉄金属スクラップ卸売業	非鉄金属スクラップ卸売業；非鉄金属スクラップ回収業；故銅問屋；銅くず問屋；銅くず集荷業；銅合金くず問屋；銅合金くず集荷業；亜鉛・鉛・すずくず問屋；亜鉛・鉛・すずくず集荷業；合金くず問屋；合金くず集荷業；アルミニウム・軽合金くず問屋；アルミニウム・軽合金くず集荷業	
	5144 古紙卸売業	製紙原料古紙問屋；製紙原料古紙集荷業；古紙問屋；紙くず卸売業	
	5149 その他の再生資源卸売業	繊維ウェイスト問屋；くず繊維卸売業；ぼろ（繊維くず）卸売業；カレット（ガラスくず）卸売業；カレット（ガラスくず）集荷業；古ゴム問屋；古ゴム卸売業；古ゴム集荷業；くずゴム集荷業；建場業；仕切場；くず物回収業；プラスチック再生資源卸売業	
52 機械器具卸売業	521 一般機械器具卸売	5211 農業用機械器具卸売業	農業用機械器具卸売業；噴霧機・散粉機卸売業；動力耕うん機卸売業；

	業			トラクタ卸売業（農業用）；コンバイン卸売業；田植機卸売業
		5212	建設機械・鉱山機械卸売業	トラクタ卸売業（建設用）；掘削機械卸売業；くい打機卸売業；整地機械卸売業；コンクリート機械卸売業；せん孔機卸売業；さく井機卸売業；破碎機卸売業；摩砕機卸売業；選別機卸売業；建設用クレーン卸売業
		5213	金属加工卸売業	旋盤卸売業；ボール盤卸売業；フライス盤卸売業；研削盤卸売業；プレス機械卸売業；せん断機卸売業；鍛造機械卸売業；製管機卸売業
		5214	事務用機械器具卸売業	事務用機械器具卸売業；電子式卓上計算機卸売業；複写機卸売業；ワードプロセッサ卸売業；事務用印刷機卸売業
		5219	その他の一般機械器具卸売業	繊維機械卸売業（紡績機，織機，紡績機械附属品，おさ拵，製綿機，製糸機械，製糸用小道具，なっ染用機械，ニット機械など）；製材機械卸売業；醸造機械卸売業；製じょう（縄）機卸売業；ミシン卸売業；製めん（麵）機械器具卸売業；缶詰製造機械卸売業；乾燥機卸売業；理髪整容機械卸売業（電気式を除く）；自動販売機卸売業；ドライクリーニング用機械器具卸売業；ポンプ卸売業；製氷機械器具卸売業；製本機械器具卸売業；製紙機械器具卸売業；造船機械器具卸売業；治具・工具類卸売業；製菓機械器具卸売業；船具卸売業；配管・暖房工事用品卸売業（ボイラ，ラジエータ，油燃器，配管工事用真ちゅう製品，送風器，排気用品など）；建築用配管・暖房装置卸売業（スチーム装置，ガス使用装置，配管装置，空気調節装置など）；娯楽用機械器具卸売業；煙突卸売業；クレーン卸売業（荷役運搬用）
522	自動車卸売業	5221	自動車卸売業（二輪自動車を含む）	自動車卸売業；トラック卸売業；トレーラ卸売業；運搬用自動車卸売業；スクータ卸売業；中古自動車卸売業
		5222	自動車部品・附属品卸売業	自動車部分品・附属品卸売業；オートバイ部分品・附属品卸売業；自動車電装品卸売業；自動車タイヤ卸売業；カーアクセサリ卸売業；カークーラ卸売業；カーステレオ卸売業
523	電気機械器具卸売業	5231	家庭用電気機械器具卸売業	家庭用電気機械器具卸売業；テレビジョン受信機卸売業；ラジオ受信機卸売業；電気音響機械器具卸売業（ステレオ，テープレコーダなど）；電気冷蔵庫卸売業；電気掃除機卸売業；電気洗濯機卸売業（家庭用）；電気ストーブ卸売業；電気カミソリ卸売業；照明器具卸売業；ルームクーラ卸売業；扇風機卸売業；電気医

			療機械器具卸売業（家庭用）；ビデオテープレコーダ卸売業；電子レンジ卸売業；電球卸売業；録音・録画テープ卸売業（記録されていないもの）；電気毛布卸売業
		5292 電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く）	無線通信機械器具卸売業；テレビジョン発信機卸売業；拡声装置卸売業；有線通信機械器具卸売業；電話機卸売業；交換機卸売業；電信機卸売業；警報機卸売業；発電機卸売業；電動機卸売業；変圧器卸売業；整流器卸売業；充電機卸売業；電線卸売業；電らん卸売業；ヘアドライヤ卸売業（業務用）；電気洗濯機卸売業（業務用）；電気炉卸売業；蓄電池卸売業；ネオンサイン装置卸売業；配線器具卸売業（ソケット，スイッチ，かい（碍）子，パイプなど）；架線金物卸売業；コンピュータ・パーソナルコンピュータ卸売業
	529 その他の機械器具卸売業	5291 輸送機械器具卸売業（自動車を除く）	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く）；自転車卸売業；自転車部分品卸売業；自転車タイヤ・チューブ卸売業；荷車卸売業；リヤカー卸売業；運搬車卸売業（電気式を除く）；手押車卸売業；運搬用トラクタ卸売業；船舶卸売業；航空機卸売業；ヨット卸売業；モーターボート卸売業
		5292 精密機械器具卸売業	精密機械器具卸売業；学術用機械器具卸売業；理化学機械器具卸売業；実験用機械器具卸売業；測定用機械器具卸売業；測量用機械器具卸売業；度量衡器卸売業；計量器卸売業；はかり（秤）卸売業；尺器卸売業；写真機械器具卸売業（撮影機，映写機を含む）；光学機械器具卸売業（望遠鏡，双眼鏡，顕微鏡，拡大鏡など）；光学レンズ卸売業；時計卸売業；眼鏡卸売業（枠を含む）；体温計卸売業；寒暖計卸売業；サングラス卸売業
		5293 医療用機械器具卸売業（歯科用機械器具を含む）	医療用機械器具卸売業；電気医療機械器具卸売業（業務用）；レントゲン装置卸売業；歯科医療機械器具卸売業；吸入器卸売業（医療用）
53 その他の卸売業	531 家具・建具・じゅう器等卸売業	5311 家具・建具卸売業	家具卸売業；事務用家具卸売業；木製家具卸売業；金属製家具卸売業；洋家具卸売業；和家具卸売業；ベッド卸売業；たんす卸売業；長持卸売業；机卸売業；いす卸売業；戸棚卸売業；本棚卸売業；浴槽卸売業；立流し卸売業；木製火鉢卸売業；金火鉢卸売業；指物卸売業；戸障子卸売業；ふすま卸売業；びょうぶ卸売業；金属製建具卸売業；つい立卸売業；衣こう（桁）卸売業；冷蔵庫卸売業（電気式を除く）；日おい（覆）

	5312 荒物卸売業	卸売業；鏡卸売業；額縁卸売業 荒物問屋；荒物雑貨卸売業（たわし，掃除用ブラシ，ざる，しゃし（杓子），小楊子，七輪，あんか（行火），ひしゃくなど）；ほうき（箒）卸売業；しゅろほうき卸売業；はし卸売業；竹細工卸売業；かご卸売業；わら工品卸売業；こうり卸売業；バスケット卸売業；しの竹製品卸売業（敷物・家具用を除く）；つる細工卸売業；荷造ひも卸売業；練香問屋；マッチ卸売業；ろうそく卸売業；バケツ卸売業（プラスチックのもの）
	5313 畳卸売業	畳卸売業；畳表卸売業；畳床卸売業；い表卸売業；花むしろ卸売業；ござ卸売業；上敷卸売業；七島表卸売業；とま卸売業；とう敷物卸売業；竹敷物卸売業
	5314 室内装飾繊維品卸売業	じゅうたん卸売業；カーペット卸売業；カーテン卸売業
	5315 陶磁器・ガラス器卸売業	家庭用陶磁器卸売業；瀬戸物問屋；焼物卸売業；七宝焼卸売業；土器卸売業；素焼物卸売業；かめ卸売業；つぼ卸売業；ガラス器卸売業
	5319 その他のじゅう器卸売業	魔法瓶卸売業；プラスチック製容器卸売業；プラスチック製食器卸売業；漆器卸売業；金属製食器卸売業（貴金属製を含む）（ナイフ，フォーク，スプーン，皿など）
532 医薬品・化粧品等卸売業	5321 医薬品卸売業	医薬品卸売業；薬種問屋；漢方薬問屋；朝鮮人参卸売業；生薬卸売業
	5322 医療用品卸売業	医療材料卸売業；歯科材料卸売業；衛生材料卸売業；紙おむつ卸売業；聴診器用ゴム管卸売業；衛生用ゴム卸売業；コルセット卸売業（医療用）
	5323 化粧品卸売業	化粧品卸売業；香水卸売業；おしろい卸売業；整髪料卸売業；香油卸売業；化粧水卸売業；クリーム卸売業；石けん卸売業（化粧，洗顔，薬用のもの）；シャンプー卸売業；歯磨卸売業；白髪染卸売業
	5324 合成洗剤卸売業	合成洗剤卸売業；石けん卸売業（化粧，洗顔，薬用を除く）
533 代理商、仲立業	5331 代理商、仲立業	ブローカー；仲立業；代理業；船宿（仲立のもの，遠隔の根拠地からその附近の漁場に出漁し仮泊する漁船に対して，船主の委託を受けて漁業資材，航海中の食糧などの仕込，生産物の販売について一切の仲介あつせんを行う事業所）；馬くろう業；農産物集荷業（手数料をとることを主たる業とするもの）
539 他に分類されない卸売業	5391 紙・紙製品卸売業	紙問屋；洋紙卸売業；和紙卸売業；板紙卸売業；加工紙卸売業；段ボール卸売業；紙器卸売業；紙製品卸売



	業（事務用品，学用品，日用品，名刺台紙，私製はがきなど）；トイレットペーパー卸売業；ティッシュペーパー卸売業
5392 金物卸売業	金物問屋；刃物問屋；利器工匠具卸売業；錠前卸売業；金具類卸売業；ちょうつがい卸売業；ボルト卸売業；ナット卸売業；リベット卸売業；くぎ卸売業；やすり卸売業；18リットル缶卸売業；バケツ卸売業；なべ卸売業；フライパン卸売業；やかん卸売業；鉄瓶卸売業；五徳卸売業；金火ばし卸売業；アルミニウム台所用品卸売業；すき・くわ・かま卸売業；金物卸売業
5393 薪炭卸売業	木炭卸売業；まき（薪）卸売業；練炭卸売業；豆炭卸売業；オガライト卸売業（オガタンを含む）；成型木炭卸売業；たどん卸売業
5394 肥料・飼料卸売業	肥料問屋；化学肥料卸売業（硫酸，石灰窒素，過りん酸石灰，カリ肥料，化成肥料など）；有機質肥料卸売業（油かす類，魚肥，骨粉など）；飼料卸売業；ペットフード卸売業
5395 スポーツ用品・ 娯楽用品・がん 具卸売業	スポーツ用品卸売業（靴を含む）（野球用品，ゴルフ用品，ボウリング用品，スキー・スケート用品，登山用品，釣道具など）；運動衣卸売業（野球ユニホーム，剣道着，柔道着など）；娯楽用品卸売業（囲碁，将棋，マージャン，トランプ，花札，かるたなど）；がん具卸売業；人形卸売業；サーフボード卸売業；幼児用乗り物卸売業；スポーツ用手袋卸売業
5396 たばこ卸売業	
5397 貴金属製品卸売業（宝石を含む）	宝石卸売業；金製品卸売業；銀製品卸売業；白金製品卸売業；装身具卸売業（貴金属製のもの）；さんご卸売業；真珠卸売業
5399 他に分類されないその他の卸売業	種苗卸売業；種実卸売業（製油用を除く）；植木卸売業；花卸売業；愛がん用動物卸売業；愛がん用家きん卸売業；観賞用魚卸売業；文房具卸売業（万年筆，ペン，ペン軸，鉛筆，筆，すずり，そろばん，クレヨン，インキスタンドなど）；教育標本卸売業；印章・印判卸売業；朱肉卸売業；香類卸売業；書籍卸売業；雑誌卸売業；古本・古雑誌卸売業；写真フィルム卸売業；印画紙卸売業；美術品・骨とう品卸売業（書画，刀剣など）；き章・バッジ卸売業；楽器類卸売業（バイオリン，アコーディオン，ギターなど）；と（砥）石卸売業；金剛砂卸売業；なめし革製品卸売業（革ベルト，パッキン，馬具

54 各種商品 小売業	541 百貨店	5411 百貨店	<p>など) ; 生ゴム卸売業 ; ラテックス卸売業 ; ゴムホース卸売業 ; ゴムベルト卸売業 ; ゴム手袋卸売業 ; きわ(際)物卸売業 ; 土産物細工卸売業 ; 製紙用パルプ卸売業 ; ミュージックテープ卸売業 ; コンパクトディスク卸売業 (録音済のもの) ; ビデオテープ卸売業 (録画済のもの) ; ガラス繊維卸売業 ; 仮設トイレ卸売業 ; 絵具卸売業 (油絵・水彩用) ; 時計バンド卸売業</p> <p>百貨店・デパートメントストア (従業者が常時50人以上のもの) ; 総合スーパー (従業者が常時50人以上のもの)</p> <p>百貨店・デパートメントストア (従業者が常時50人未満のもの) ; よろず屋 (衣, 食, 住にわたって小売りするもの)</p>
	549 その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)	5499 その他の各種商品小売業 (従業者が常時50人未満のもの)	
55 織物・衣服・身の回り品小売業	551 呉服・服地・寝具小売業	5511 呉服・服地小売業	呉服店 ; 和服小売業 ; 反物小売業 ; 帯小売業 ; 服地小売業 ; 小ぎれ小売業 ; 裏地小売業 ; らしゃ小売業
		5512 寝具小売業	ふとん小売業 ; 毛布小売業 ; ふとん地小売業 ; 敷布小売業 ; 蚊帳小売業 ; ふとん綿小売業 ; 丹前小売業 ; ナイトガウン小売業 ; まくら小売業 ; マットレス小売業 ; パジャマ小売業
	552 男子服小売業	5521 男子服小売業 (製造小売)	洋服店 ; 注文服店 (材料店持ちのもの) ; テーラーショップ
		5522 男子服小売業 (製造小売でないもの)	既製服小売業 (製造小売でないもの) ; 学生服小売業 (製造小売でないもの) ; オーバーコート小売業 (製造小売でないもの) ; レインコート小売業 (製造小売でないもの) ; ジャンパー小売業 (製造小売でないもの) ; 作業服小売業 (製造小売でないもの) ; ズボン小売業 (製造小売でないもの)
	553 婦人・子供服小売業	5531 婦人・子供服小売業	婦人服小売業 ; 婦人服仕立業 ; 婦人用事務服小売業 ; 子供服小売業 ; 子供服仕立業 ; 洋裁店 ; レインコート小売業 ; 毛皮コート小売業 ; ベビー服小売業
	554 靴・履物小売業	5541 靴小売業	
5542 履物小売業 (靴を除く)			履物小売業 ; げた屋 ; 草履小売業 ; スリッパ小売業 ; サンドル小売業
559 その他の織物・衣服・身の回り品小	5591 かばん・袋物小売業		かばん小売業 ; トランク小売業 ; ハンドバッグ小売業 ; 袋物小売業
		5592 用品雑貨・小間物小売業	洋品店 ; 装身具小売業 (貴金属製を除く) ; 化粧道具小売業 ; シャツ小

	売業		売業；ワイシャツ小売業；帽子小売業；ネクタイ小売業；ハンカチーフ小売業；ふろしき小売業；手ぬぐい小売業；タオル小売業；足袋小売業；靴下小売業；扇子・うちわ小売業；紋章小売業；ベルト小売業；バックル小売業；裁縫用品小売業；補整着小売業；下着小売業 洋傘小売業；和傘小売業；ステッキ小売業；白衣小売業
		5599 他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業	
56 飲食料品小売業	561 各種食料品小売業	5611 各種食料品小売業	各種食料品店；食料雑貨店
	562 酒小売業	5621 酒小売業	酒屋
	563 食肉小売業	5631 食肉小売業（卵、鳥肉を除く）	肉屋；獣肉小売業；塩蔵肉小売業；冷凍肉小売業；肉製品小売業；魚肉ハム・ソーセージ小売業
	564 鮮魚小売業	5632 卵・鳥肉小売業 5641 鮮魚小売業	卵小売業；鳥肉小売業 魚屋；鮮魚小売業；貝類小売業；かき小売業；川魚小売業；食用かえる小売業；冷凍魚小売業；海藻小売業（生のもの）
	565 乾物小売業	5651 乾物小売業	乾物屋；干魚小売業；干びょう小売業；ふ（麩）小売業；乾燥野菜小売業；乾燥果実小売業；こうや（高野）豆腐小売業；干しのり小売業；くん製品小売業；海藻小売業（乾燥したもの）
	566 野菜・果実小売業	5661 野菜小売業 5662 果実小売業	野菜小売業；八百屋 果実小売業；果物屋
	567 菓子・パン小売業	5671 菓子小売業（製造小売）	洋菓子小売業（製造小売）；和菓子小売業（製造小売）；干菓子小売業（製造小売）；だ菓子小売業（製造小売）；せんべい小売業（製造小売）；あめ小売業（製造小売）；ケーキ小売業（製造小売）；まんじゅう小売業（製造小売）；もち小売業（製造小売）；焼きいも屋；甘ぐり小売業；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売）；ドーナッツ小売業（製造小売）
		5672 菓子小売業（菓子小売でないもの）	洋菓子小売業（製造小売でないもの）；和菓子小売業（製造小売でないもの）；干菓子小売業（製造小売でないもの）；だ菓子小売業（製造小売でないもの）；せんべい小売業（製造小売でないもの）；あめ小売業（製造小売でないもの）；ケーキ小売業（製造小売でないもの）；まんじゅう小売業（製造小売でないもの）；もち小売業（製造小売でないもの）；アイスクリーム・アイスキャンデー小売業（製造小売でないもの）；ドーナッツ小売業（製造小売でないもの）
		5678 パン小売業（製	パン小売業（製造小売）

		造小売)	
		5674 パン小売業（製造小売でないもの）	パン小売業（製造小売でないもの）
568	米穀類小売業	5681 米穀類小売業	米麦小売業；雑穀小売業；豆類小売業
569	その他の飲食料品小売業	5691 牛乳小売業	牛乳小売業；牛乳スタンド
		5692 料理品小売業	そう（惣）菜屋；折詰小売業；揚物小売業；仕立弁当屋；駅弁売店；給食センター；調理パン小売業（サンドイッチ，ハンバーガーなど）；おにぎり小売業；すし小売業；煮豆小売業；ハンバーガー店（持ち帰りのもの）；持ち帰り弁当屋；ピザ小売業（宅配・持ち帰り用）
		5693 茶小売業	茶小売業；こぶ茶小売業；コーヒー小売業；ココア小売業；豆茶小売業；麦茶小売業；紅茶小売業
		5694 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（製造小売）	豆腐小売業（製造小売）；こんにゃく小売業（製造小売）；納豆小売業（製造小売）；つくだ煮小売業（製造小売）；漬物小売業（製造小売）；たい味そ小売業（製造小売）；ちくわ小売業（製造小売）；おでん材料小売業（製造小売）
		5695 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（製造小売でないもの）	豆腐小売業（製造小売でないもの）；こんにゃく小売業（製造小売でないもの）；納豆小売業（製造小売でないもの）；つくだ煮小売業（製造小売でないもの）；漬物小売業（製造小売でないもの）；たい味そ小売業（製造小売でないもの）；ちくわ小売業（製造小売でないもの）；おでん材料小売業（製造小売でないもの）
		5699 他に分類されない飲食料品小売業	氷小売業；清涼飲料小売業；乾めん類小売業；インスタントラーメン小売業；缶詰小売業；夕食材料宅配業；ミネラルウォーター小売業；乳製品小売業（ヨーグルト，バター，チーズなど）；乳酸菌飲料小売業；調味料小売業（塩，味そ，しょう油，食酢，ソース，砂糖，食用油脂，醸造調味料など）
57	自動車・自転車小売業	571 自動車小売業	5711 自動車（新車）小売業
			自動車（新車）小売業
		5712 中古自動車小売業	中古自動車小売業
		5713 自動車部品・付属品小売業	自動車部分品・付属品小売業；自動車タイヤ小売業；カーアクセサリー小売業；カークーラ小売業；カーステレオ小売業
		5714 二輪自転車小売業（原動機付自転車を含む）	二輪自動車小売業；スクータ小売業
	572 自転車小売業	5721 自転車小売業	自転車店；リヤカー小売業；自転車・同部分品・付属品小売業；自転車

58 家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業

581 家具・建具・畳小売業

5811 家具小売業（製造小売）

5812 家具小売業（製造小売でないもの）

5813 建具小売業（製造小売）

5814 建具小売業（製造小売でないもの）

5815 畳小売業（製造小売）

5816 畳小売業（製造小売でないもの）

5817 宗教用具小売業（製造小売）

5818 宗教用具小売業（製造小売でないもの）

582 金物・荒物小売業

5821 金物小売業

5822 荒物小売業

タイヤ・チューブ小売業；中古自転車小売業

家具小売業（製造小売）；洋家具小売業（製造小売）；和家具小売業（製造小売）；いす小売業（製造小売）；机小売業（製造小売）；卓子小売業（製造小売）；ベッド小売業（製造小売）；つい立小売業（製造小売）；びょうぶ小売業（製造小売）；浴槽小売業（製造小売）；額縁小売業（製造小売）；本箱小売業（製造小売）；鏡台小売業（製造小売）

家具小売業（製造小売でないもの）；洋家具小売業（製造小売でないもの）；和家具小売業（製造小売でないもの）；いす小売業（製造小売でないもの）；机小売業（製造小売でないもの）；卓子小売業（製造小売でないもの）；ベッド小売業（製造小売でないもの）；本箱小売業（製造小売でないもの）；つい立小売業（製造小売でないもの）；びょうぶ小売業（製造小売でないもの）；浴槽小売業（製造小売でないもの）；じゅうたん小売業；カーテン小売業（製造小売でないもの）；鏡台小売業（製造小売でないもの）

建具小売業（製造小売）；木製建具小売業（製造小売）；金属製建具小売業（製造小売）；建具屋（製造小売）

建具小売業（製造小売でないもの）；木製建具小売業（製造小売でないもの）；金属製建具小売業（製造小売でないもの）

畳小売業（製造小売）；ござ・花むしろ小売業（製造小売）

畳小売業（製造小売でないもの）；ござ小売業（製造小売でないもの）；花むしろ小売業（製造小売でないもの）

仏具小売業（製造小売）；神具小売業（製造小売）

仏具小売業（製造小売でないもの）；神具小売業（製造小売でないもの）

金物店；刃物小売業；そり刃小売業；くぎ小売業；ほうろう鉄器小売業；鉄器小売業；アルミニウム製品小売業；錠前小売業；魔法瓶小売業

荒物屋；日用雑貨小売業（荒物を主とするもの）；ほうき小売業；ざる小売業；はし小売業；ふるい小売業；たわし小売業；竹かご小売業；バスケット小売業；竹細工小売業；わら製品小売業；縄小売業；しゅろ細工小売業；ろうそく小売業；マッチ

	583 陶磁器・ガラス器小売業	5831 陶磁器・ガラス器小売業	小売業；こうり（行李）小売業；ポリバケツ小売業；ガムテープ・荷造ひも小売業；農業用ビニルシート小売業
	584 家庭用機械器具小売業	5841 家庭用電気機械器具小売業	瀬戸物小売業；焼物小売業；土器小売業；陶器小売業；磁器小売業；ガラス器小売業；食器小売業（陶磁器製及びガラス製のもの）；花器小売業（陶磁器製及びガラス製のもの）
		5842 家庭用機械器具小売業（家庭用電気機械器具を除く）	家庭用電気機械器具小売業；テレビジョン受信機小売業；家庭用電気洗濯機小売業；電気ストーブ小売業；電気アイロン小売業；電気冷蔵庫小売業；電気掃除機小売業；電球小売業；電気音響機械器具小売業（ステレオ、テープレコーダーなど）；扇風機小売業；家庭用電気医療機械器具小売業；電気井戸ポンプ小売業；ワードプロセッサ小売業；パーソナルコンピュータ小売業；CDプレーヤ小売業；ビデオテープレコーダ小売業；ビデオカメラ小売業；フレキシブルディスク小売業；録音・録画テープ小売業（記録されていないもの）；電話機小売業；電気毛布小売業；ホットカーペット小売業
	589 その他のじゅう器小売業	5899 その他のじゅう器小売業	ガス器具小売業；家庭用ミシン・編機・同部分品小売業；石油ストーブ小売業；度量衡器小売業；タイプライタ小売業；金庫小売業；家庭用浄水器小売業
59 その他の小売業	591 医薬品・化粧品小売業	5911 医薬品小売業	漆器小売業；茶道具小売業；花器小売業（陶磁器製、ガラス製のものを除く）；プラスチック製食器小売業；華道具小売業
		5912 化粧品小売業	薬局；調剤薬局；薬店；ファーマシイ；ドラッグストア；漢方薬小売業；生薬小売業；薬種小売業；医薬品配置小売業；紙おむつ小売業；アルコール小売業（医療用）
	592 農耕用品小売業	5921 農業用機械器具小売業	化粧品店；香水小売業；香油小売業；おしろい小売業；整髪料小売業；石けん小売業（化粧、洗顔、薬用のもの）；歯磨小売業；シャンプー小売業；白髪染小売業
		5922 苗・種子小売業	農業用機械器具小売業；すき・くわ・かま小売業；鳥獣害防除器具小売業；畜産用機器小売業；養蚕用機器小売業；耕うん機小売業；ハンドトラクタ小売業；コンバイン小売業
		5923 肥料・飼料小売業	種苗小売業；苗木小売業；種子小売業
	593 燃料小売	5931 ガソリンスタンド	肥料小売業（化学肥料、有機質肥料、複合肥料など）；飼料小売業；農薬小売業；園芸用土小売業；ペットフード小売業
			ガソリンスタンド；給油所；液化石

	業	ド	油ガス(LPG)スタンド
		5932 燃料小売業(ガソリンスタンドを除く)	薪炭小売業;練炭小売業;豆炭小売業;石炭小売業;プロパンガス小売業;灯油小売業
594	書籍・文房具小売業	5941 書籍・雑誌小売業	書店;洋書取次店;古本屋;楽譜小売業
		5942 新聞小売業	新聞販売店;新聞取次店
		5943 紙・文房具小売業	洋紙小売業;板紙小売業;和紙小売業;ふすま紙小売業;障子紙小売業;帳簿類小売業;ノート小売業;万年筆小売業;鉛筆小売業;ペン小売業;インキ小売業;すずり小売業;筆小売業;朱肉小売業;製図用具小売業;そろばん小売業;手工材料小売業;絵画用品小売業(水彩絵具,毛筆,パレット,画架など)
595	スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業	5951 スポーツ用品小売業	運動具小売業;スポーツ用品小売業;ゴルフ用品小売業;釣具小売業;狩猟用具小売業;スポーツ用靴小売業(スキー靴,スケート靴,登山靴,スパイクシューズなど);運動衣小売業(野球用ユニホーム,剣道着,柔道着など);ジェットスキー小売業;サーフボード小売業;登山用品小売業(登山ザック,登山用テントなど)
		5952 がん具・娯楽用品小売業	おもちゃ屋;人形小売業;模型がん具小売業;教育がん具小売業;羽子板小売業;娯楽用品小売業(囲碁,将棋,マージャン,トランプ,花札,かるたなど);テレビゲーム機小売業;ゲーム用ソフト小売業
		5953 楽器小売業	洋楽器小売業;ピアノ小売業;和楽器小売業;三味線小売業;レコード・ミュージックテープ小売業;コンパクトディスク小売業(音楽用のもの)
596	写真機・写真材料小売業	5961 写真機・写真材料小売業	写真機小売業;撮影機小売業;映写機小売業;写真感光材料小売業;写真フィルム小売業
597	時計・眼鏡・光学機械小売業	5971 時計・眼鏡・光学機械小売業	時計屋;眼鏡小売業;コンタクトレンズ小売業;双眼鏡小売業;望遠鏡小売業
598	中古品小売業(他に分類されないもの)	5981 骨とう品小売業	骨とう品小売業
		5989 その他の中古品小売業(他に分類されないもの)	中古衣服小売業;古道具小売業;中古家具小売業;古建具小売業;古楽器小売業;古写真機小売業;古運動具小売業;中古靴小売業;古レコード小売業;中古家庭用電気機械器具小売業
599	他に分類されない小売業	5991 たばこ・喫煙具専門小売業	たばこ・喫煙具専門小売店
		5992 花・植木小売業	花屋;切花小売業;フローリスト;植木小売業;盆栽小売業
		5993 建築材料小売業	木材小売業;セメント小売業;板ガラス小売業;ブロック小売業;プラ

		5994 貴金属製品小売業（宝石を含む）	5994 貴金属製品小売業；金製品小売業；銀製品小売業；白金製品小売業；装身具小売業（貴金属製のもの）
		5999 他に分類されないその他の小売業	5999 美術品小売業（骨とう品を除く）；名刺小売業；印章小売業；印判小売業；帆布小売業；造花小売業；愛がん用動物小売業；観賞用魚小売業；標本小売業；旗ざお・物干しざお小売業；碑石・墓石小売業；石工業（個人の注文によって彫刻，仕上げを行い販売するもの）；荷車小売業（中古品を含む）；古切手小売業；郵趣品（記念切手類・同収集品）小売業；古銭小売業；教育用磁気テープ小売業；合成洗剤小売業；石けん小売業（化粧，洗顔，薬用以外のもの）；コンパクトディスク小売業（音楽用以外のもの）；絵画小売業；金・銀・白金地金小売業；録画テープ小売業（記録済みのもの）
60 一般飲食店	601 食堂、レストラン	6011 一般食堂（別掲を除く）	6011 食堂；大衆食堂；お好み食堂
		6012 日本料理店	6012 てんぷら料理店；うなぎ料理店；川魚料理店；精進料理店；鳥料理店；釜めし屋；お茶漬屋；にぎりめし屋；沖縄料理店；とんかつ料理店；郷土料理店；かに料理店；牛丼店；ちゃんこ鍋店；しゃぶしゃぶ店；すき焼き店
		6013 西洋料理店	6013 グリル；レストラン；フランス料理店；ロシア料理店；イタリア料理店
		6014 中華料理店、その他の東洋料理店	6014 中華料理店；上海料理店；北京料理店；台湾料理店；中華そば店；ぎょうざ（餃子）店；朝鮮料理店；印度料理店；カレー料理店；焼肉店
	602 そば・うどん店	6021 そば・うどん店	6021 そば屋；うどん店
	603 すし店	6031 すし店	6031 すし屋
	604 喫茶店	6041 喫茶店	6041 喫茶店；フルーツパーラー；音楽喫茶；スナック（喫茶を主とするもの）
	609 その他の一般飲食店	6099 その他の一般飲食店	6099 大福屋；今川焼屋；ところ天屋；氷水屋；甘酒屋；汁粉屋；お好み焼屋；ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）；ハンバーガー店（その場所で飲食させるもの）
61 その他の飲食店	611 料亭	6111 料亭	6111 料亭；割ぼう店；待合
	612 バー、キャバレー、ナイトクラブ	6121 バー、キャバレー、ナイトクラブ	6121 バー；スナックバー；キャバレー；ナイトクラブ
	613 酒場、ピヤホール	6131 酒場、ピヤホール	6131 大衆酒場；焼鳥屋；おでん屋；もつ焼屋；ピヤホール



大分類 J-金融・保険業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業務例示		
62 銀行・信託業	621 中央銀行	6211 日本銀行	日本銀行		
		622 銀行	6221 普通銀行 都市銀行；地方銀行；第二地方銀行協会加盟の地方銀行 6222 信託銀行 信託銀行 6223 長期信用銀行 日本興業銀行；日本長期信用銀行；日本債券信用銀行 6224 外国為替銀行 東京銀行		
	623 在日外国銀行	6231 在日外国銀行	外国銀行支店・出張所・代理店・駐在員事務所		
		63 中小企業等金融業（政府関係金融機関を除く）	631 中小企業金融機関	6311 信用金庫・同連合会	信用金庫；全国信用金庫連合会
	6312 信用協同組合・同連合会			信用協同組合；信用組合；信用協同組合連合会	
	6313 商工組合中央金庫			商工組合中央金庫	
	639 その他の中小企業等金融業		6391 労働金庫・同連合会	労働金庫；労働金庫連合会	
	64 農林水産系統組合中央機関金融業（政府関係金融機関を除く）		641 農林水産系統組合中央機関	6411 農林中央金庫	農林中央金庫
				642 農林水産系統組合に対する地域的親金融機関	6421 信用農業協同組合連合会
		6422 信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会	信用漁業協同組合連合会；信用水産加工業協同組合連合会		
6429 その他の農林水産系統組合に対する地域的親金融機関		森林組合連合会			
643 農林水産業に対する地域的金融機関		6431 農業協同組合	農業協同組合		
		6432 漁業協同組合、水産加工業協同組合	漁業協同組合；水産加工業協同組合		
		6439 その他の農林水産業に対する地域的金融機関			
65 政府関係金融機関（別掲を除く）	651 郵便貯金・為替・振替業務取扱機関	6511 郵便貯金・為替・振替業務取扱機関	郵政省貯金事務センター		
		652 海外投融資・開発・公営企業政府関係金融機関	6521 海外投融資機関	日本輸出入銀行；海外経済協力基金	
	6522 開発金融機関		日本開発銀行；北海道東北開発公庫；沖縄振興開発金融公庫		
	6523 公営企業金融公庫		公営企業金融公庫		
	653 中小企業・庶民政府関係金融機関	6531 中小企業金融公庫	中小企業金融公庫		
6532 国民金融公庫		国民金融公庫			
654 農林水産		6541 農林漁業金融公庫	農林漁業金融公庫		

	政府関係 金融機関	庫	
	655 住宅専門 政府関係 金融機関	6551 住宅金融公庫	住宅金融公庫
	659 その他の 政府関係 金融機関	6591 環境衛生金融公 庫 6599 他に分類されな い政府関係金融 機関	環境衛生金融公庫  日本私学振興財団；石炭鉱害事業団 ；石油公団；中小企業事業団；鉄道 整備基金；社会福祉・医療事業団； 農業共済基金 消費者向け無担保貸金業；消費者向 け有担保貸金業 事業者向け貸金業；手形割引業；日 賦貸金業 公益質屋；質屋 クレジットカード会社；信販会社（ クレジットカード業のもの）；各種 チケット団体（クレジットカード業 のもの） 割賦金融業
66 貸金業、 投資業等 非預金信 用機関（ 政府関係 金融機関 を除く）	661 貸金業	6611 消費者向け貸金 業 6612 事業者向け貸金 業	
	662 質屋	6621 質屋	
	663 クレジッ トカード 業、割賦 金融業	6631 クレジットカー ド業  6632 割賦金融業	
	664 投資業	6641 中小企業投資育 成業 6649 その他の投資業	中小企業投資育成会社  ベンチャーキャピタル（投資業のも の）；投資事業組合 住宅金融業；住宅無尽会社
	669 その他の 貸金業、 投資業等 非預金信 用機関	6691 住宅専門金融機 関 6692 証券金融機関 6699 他に分類されな い貸金業、投資 業等非預金信用 機関	証券金融会社 ファクタリング業（売掛債権買取業 のもの）；無尽又は頼母子講（有志 が集まって相互扶助的に庶民金融を 行うもの） 短資会社 手形交換所 両替屋；外国貨幣両替業 信用保証協会；農業信用基金協会； 漁業信用基金協会；農林漁業信用基 金（林業部門）；県農協保証センタ ー；信用保証会社 中小企業信用保険公庫；農林漁業信 用基金（農業・漁業部門）；全国農 協保証センター 預金保険機構；農水産業協同組合貯 金保険機構 公共工事前払金保証会社；前払式証 票発行業（発行・決済業のもの）
67 補助的金融業、 金融附帯業	671 補助的金融業、 金融附帯業	6711 短資業 6712 手形交換所 6713 両替業 6714 信用保証機関  6715 信用保証再保険 機関 6716 預・貯金保険機 構 6719 その他の補助的 金融業、金融附 帯業	
68 証券業、 商品先物 取引業	681 証券業	6811 証券業（証券取 引所会員のもの ） 6812 証券業（証券取 引所非会員のもの ） 6813 証券投資信託委 託業 6814 補助的証券業	証券会社（証券取引所正会員、才取 会員及び特別会員）  証券会社（証券取引所会員でないも の）  証券投資信託委託会社  証券保管振替業；証券代行業

69 保険業（ 保険媒介代理業、 保険サービス業を 含む）	682 証券業類似業	6821 抵当証券業 6822 証券投資顧問業 6829 その他の証券業類似業	抵当証券業 証券投資顧問業 宝くじ売さばき業；商品券売買業； ゴルフ場会員権の売買あっせん業（ 買取販売を含む） 商品取引員
	683 商品先物取引業、 商品投資業	6831 国内市場商品先物取引業 6832 商品投資業 6839 その他の商品先物取引業、 商品投資業	商品投資販売業；商品投資顧問業 海外市場商品先物取引業；金融先物 取引業
	684 取引所	6841 証券取引所 6842 商品取引所 6849 その他の取引所	証券取引所 商品取引所 金融先物取引所 生命保険株式会社
	691 生命保険業	6911 生命保険業（株式組織のもの） 6912 生命保険業（相互組織のもの） 6913 生命保険再保険業 6914 簡易保険取扱機関 6919 その他の生命保険業	生命保険相互会社 生命保険再保険会社 郵政省簡易保険事務センター 外国生命保険事業者
	692 損害保険業	6921 損害保険業（株式組織のもの） 6922 損害保険業（相互組織のもの） 6923 損害保険業（組合組織のもの） 6924 損害保険再保険業 6929 その他の損害保険業	火災海上保険株式会社；海上火災保 険株式会社 火災海上保険相互会社 船主責任相互保険組合；日本小型船 相互保険組合；漁船保険組合 火災海上再保険会社；地震再保険会 社 外国火災海上保険事業者
	693 共済事業	6931 共済事業（各種災害補償法によるもの） 6832 共済事業（各種協同組合法等によるもの）	農業共済組合；農業共済組合連合会 ；漁業共済組合；漁業共済組合連合 会 共済農業協同組合連合会；各種生活 協同組合共済；火災共済協同組合； 共済水産業協同組合連合会
	694 保険媒介代理業	6941 生命保険媒介業 6942 損害保険代理業 6943 共済事業媒介代理業	生命保険代理店 火災保険代理店；海上保険代理店； 自動車保険代理店 火災共済協同組合代理所
	695 保険サービス業	6951 保険料率算出団体 6952 損害査定業 6959 その他の保険サービス業	損害保険料率算定会；自動車保険料 率算定会 損害査定事務所 生命保険相談所

大分類 K-不動産業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業 務 例 示
70 不動産取引業	701 建物売買業、土地売買業	7011 建物売買業	建売業（自ら建築施工しないもの）；事務所売買業；マンション分譲業；中古住宅売買業；土地売買業；土地分譲業
		7012 土地売買業	
71 不動産賃貸業・管理業	702 不動産代理業・仲介業	7021 不動産代理業・仲介業	土地ブローカー；建物仲介業；不動産代理業；不動産仲介業；貸家仲介業
		711 不動産賃貸業（貸家業、貸問業を除く）	
	712 貸家業、	7111 貸事務所業	
		7112 土地賃貸業	
		7119 その他の不動産賃貸業	
	7121 貸家業		
	貸問業	7122 貸問業	貸問業
	713 不動産管理業	7131 不動産管理業	不動産管理業；ビル管理業；マンション管理業；アパート管理業；土地管理業

大 分 類 L-サービス業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業 務 例 示
72 洗濯・理容・浴場業	721 洗濯業	7211 普通洗濯業	洗濯業；クリーニング業；ランドリー業；クリーニング工場
		7212 洗濯物取次業	洗濯物取次所；クリーニング取次所
		7213 リネンサプライ業	リネンサプライ業；貸おむつ業；貸おしぼり業；貸ぞうきん業；貸モップ業
	722 洗張・染物業	7221 洗張業	洗張業；張物業；湯のし業；染抜（しみぬき）業
		7222 染物業	染物業；京染屋；丸染屋；染直し業；色揚業；染物取次業
	723 理容業	7231 理容業	理髪店；床屋；理容院；理容所；パーパー
	724 美容業	7241 美容業	美容室；美容院；髪結業；美顔術業；マニキュア業；ペディキュア業；ビューティサロン；ビューティドック
	725 公衆浴場業	7251 公衆浴場業	銭湯業；湯屋業；ふろ屋業
	726 特殊浴場業	7261 特殊浴場業	温泉浴場業；蒸しふろ業；砂湯業；サウナふろ業；鉱泉浴場業；ソープランド業
	729 その他の洗濯・理容・浴場業	7299 その他の洗濯・理容・浴場業	コインシャワー業；寝具消毒・乾燥業；コインランドリー業
73 駐車場業	731 駐車場業	7311 駐車場業	ガレージ業；自動車車庫業；モータープール業
74 その他の生活関連サービス業	741 家事サービス業（住み込みのもの）	7411 家事サービス業（住み込みのもの）	住込みのお手伝い（ハウスメイド）
		742 家事サービス業（住み込みでないもの）	家政婦；住込みでないお手伝い（ハウスメイド）
	743 写真業	7431 一般写真業	写真撮影業；写真館；街頭写真業
		7432 商業写真業	商業写真業；宣伝写真業；出版写真業；広告写真業；芸術写真業
		7433 写真現像・焼付業	写真現像・焼付業；カラー写真現像・焼付業；写真修正業；DPE取次業
	744 衣服裁縫修理業	7441 衣服裁縫修理業	衣服裁縫業（材料個人持ちのもの）；衣服修理業；更正仕立直し業；裏返し業；和・洋服裁縫業（材料個人持ちのもの）；かけはぎ業
	745 物品預り業	7451 物品預り業	手荷物預り業；荷物一時預り業；自転車預り業；コインロッカー業
	746 火葬・墓地管理業	7461 火葬業	火葬業；火葬場
		7462 墓地管理業	墓地管理業；霊園管理事務所；納骨堂
747 冠婚葬祭業	7471 葬儀業	葬儀屋；斎場	
	7472 結婚式場業	結婚式場業	
	7473 冠婚葬祭互助会	冠婚葬祭互助会	
749 他に分類	7491 食品賃加工業	小麦粉賃加工業；菓子賃加工業；精	

	されない生活関連サービス業	7492 古綿打直し業 7493 結婚相談業、結婚式場紹介業 7499 他に分類されないその他の生活関連サービス業	米賃加工業 古綿打直し業；綿打直し仲介業 結婚相談所（営利的なもの）；結婚紹介業；結婚式場紹介業 易断所；観相業；観光案内業（ガイド）；靴磨き業；ドッグビューティサロン；犬猫霊園管理事務所；運転代行業 旅館；ホテル；観光ホテル；宿屋；温泉旅館；割ぼう旅館；国民宿舎；民宿；モーテル；ビジネスホテル；国民旅館 簡易宿泊所；ベッドハウス；山小屋；カプセルホテル 下宿業；下宿業 会員宿泊所；共済組合宿泊所；共済組合会館（宿泊設備を有するもの）；保養所；ユースホステル；会社の宿泊所 リゾートクラブ 合宿所；会社の寄宿舎；会社の独身寮；学生寮；キャンプ場 映画館；映画劇場；野外映画劇場；映画館賃貸業；ミニ・シアター；ビデオ・シアター 劇場；劇場附属の劇団；劇場附属のオーケストラ；劇場附属の歌劇団；劇場附属のダンシングチーム；劇場を持つ劇団；劇場賃貸業 寄席；演芸場；見世物興行場；曲芸・軽業興業場；相撲興業場；ボクシング場；野球場（プロ野球興行用）；サーキット場（プロのレース興行用） 劇団（独立のもの）；歌劇団（独立のもの）；俳優業（フリーのもの）；演劇興行請負業；芸能プロダクション；コンサート・ツアー業 楽団（独立のもの）；バンド（独立のもの）；舞踊団（独立のもの）；歌謡歌手業（フリーのもの） 寄席出演業；見世物業；曲芸・軽業（かるわざ）団；相撲部屋；ボクシングジム；浪曲興行；プロ野球団；プロレス協会；落語家業；音曲業；漫才業；プロサッカー団 市営競輪場；民営競輪場；競輪場管理組合；競輪場施設賃貸業 県営競馬場；競馬場（日本中央競馬会所属）；競馬場施設会社 市営モーターボート競走場；市営小型自動車競走場；競艇場施設会社；小型自動車競走施設会社 市競輪事業部；全国競輪施行者協議会；日本自転車振興会；自転車競技会；競輪選手団 市競馬事務局；日本中央競馬会；地
75 旅館、その他の宿泊所	751 旅館 752 簡易宿所 753 下宿業 759 その他の宿泊所	7511 旅館 7521 簡易宿所 7531 下宿業 7591 会社・団体の宿泊所 7592 リゾートクラブ 7599 他に分類されない宿泊所	
76 娯楽業（映画・ビデオ制作業を除く）	761 映画館 762 劇場、興業場（別掲を除く） 763 興行団 764 競輪・競馬等の競走場 765 競輪・競馬等の競技団	7611 映画館 7621 劇場 7622 興業場 7631 劇団 7632 楽団、舞踊団 7639 その他の興行団 7641 競輪場 7642 競馬場 7649 自動車・モーターボート等の競走場 7651 競輪競技団 7652 競馬競技団	

		7659 自動車・モーターボート等の競技団	方競馬全国協会；競馬きゅう舎 日本小型自動車振興会；小型自動車競走会；小型自動車選手団；市艇艇事業部（課）；全国モーターボート競走会連合会；モーターボート競走会；全国モーターボート競走施行者協議会
766	スポーツ施設提供業	7661 スポーツ施設提供業（別掲を除く）	陸上競技場；運動広場；バレーボール場；卓球場；クレール射撃場；スケートリンク；アイススケート場；ローラスケート場；サッカー場；プール；公営野球場；公営運動場管理事務所；乗馬クラブ；フィールドアスレチック場
		7662 体育館	体育館
		7663 ゴルフ場	ゴルフ場
		7664 ゴルフ練習場	ゴルフ練習場
		7665 ボウリング場	ボウリング場；ボウリングセンター
		7666 テニス場	テニス場
		7667 バッティング・テニス練習場	バッティングセンター；テニス練習場
767	公園、遊園地	7671 公園	公園；庭園；公園管理事務所
		7672 遊園地	遊園地；遊園場
768	遊戯場	7681 ビリヤード場	ビリヤード場
		7682 囲碁・将棋所	碁会所；囲碁センター；将棋集会所；将棋センター
		7683 マージャンクラブ	マージャンクラブ；マージャン荘
		7684 パチンコホール	パチンコホール；パチンコ店；アレンジボール店；じゃん球店；パチスロ店
		7689 その他の遊戯場	ビンゴゲーム場；射的場；スロットマシン場；ゲームセンター
769	その他の娯楽業	7691 ダンスホール	ダンスホール；ダンス教習所；ダンス教室；ダンスホール賃貸業
		7692 マリーナ業	マリーナ業；ヨットハーバー
		7693 遊漁船業	遊漁船業；釣船業；瀬渡船業；船宿（釣船業）
		7694 芸ぎ業	芸ぎ業；置屋；検番
		7695 娯楽に附帯するサービス業	プレイガイド；場外馬券売場；場外車券売場；演劇俳優あっせん業；競輪・競馬等予想業
		7699 他に分類されない娯楽室	釣堀業；金魚すくい場；ヘルスセンター；ジュークボックス業；カラオケボックス業
77	自動車整備業	7711 自動車一般整備業	自動車整備業；自動車修理業；オートバイ整備修理業
		7712 自動車車体整備業	自動車車体修理業；自動車車体整備業；自動車再塗装業；自動車溶接業（自動車修理のためのもの）
		7713 自動車電装品整備業	自動車電装品整備業；自動車蓄電池修理業
		7714 自動車タイヤ整備業	自動車タイヤ修理業；自動車タイヤ整備業
		7715 自動車・自動車エンジン再生業	自動車再生業；自動車エンジン再生業；自動車工場（自動車・自動車エンジンの再生を主とするもの）
		7719 その他の自動車	自動車ブレーキ修理業；自動車清掃

78 機械・家具等修理業（別掲を除く）	781 機械修理業	整備業		業；自動車部品整備業；自動車エンジン修理業；自動車洗車業 機械修理業；内燃機関修理業；航空機整備業；ミシン修理業；光学機械修理業；映写機修理業；農業用トラクタ修理業；ガーデントラクタ修理業；フォークリフト整備業 ラジオ修理業；テレビ修理業；電気冷蔵庫修理業；変圧器修理業 建設機械整備業；建設機械修理業；鉱山機械整備業；鉱山機械修理業；建設用トラクタ修理業 家具修理業；いす修理業  手工鍛造業；かじ業；農業用器具修理業（手工鍛造によるもの） 表具業；表装業；経師業；びょうぶ張業；ふすま張業；障子張業 時計修理業；電気時計修理業 靴修理業；革靴修理業；ゴム靴修理業；ズック靴修理業；げた修理業 金物修理業；楽器修理業；ピアノ調律・修正業；オルガン調律・修正業；三味線修理業；三味線・太鼓張替業；くら・馬具修理業；かばん・袋物修理業；洋傘修理業；装身具修理業；のこぎり目立業；研ぎ屋；はさみ・包丁研ぎ業；たる・おけ修理業；ゴム製品修理業（自動車タイヤ、ゴム靴の修理を除く）；メタリコン修理業；眼鏡修理業；計量器修理業；自転車修理業；自転車タイヤ修理業		
		7811 一般機械修理業（電気機械器具、建設・鉱山機械を除く）	7812 電気機械器具修理業		7813 建設機械・鉱山機械整備業	
		7821 家具修理業	7821 家具修理業			
		7831 かじ業	7831 かじ業			
		7841 表具業	7841 表具業			
		7891 時計修理業	7891 時計修理業			
		7892 履物修理業	7892 履物修理業			
		7899 他に分類されないその他の修理業	7899 他に分類されないその他の修理業			
		79 物品賃貸業	791 各種物品賃貸業		7911 総合リース業	総合リース業
					7919 その他の各種物品賃貸業	各種物品レンタル業
792 産業用機械器具賃貸業	7921 産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く）		7922 建設機械器具賃貸業	農業機械器具賃貸業；通信機械器具賃貸業；電話交換機賃貸業；医療機械器具賃貸業；鉱山機械器具賃貸業；金属工作機械賃貸業；金属加工機械賃貸業；プラスチック成形加工機械賃貸業；電動機賃貸業；計測器賃貸業；自動販売機（コインオペレータ）賃貸業；冷蔵陳列棚賃貸業；荷役運搬機械設備賃貸業；コンテナ賃貸業；パレット賃貸業；ボウリング機械設備賃貸業 建設機械器具賃貸業；土木機械器具賃貸業；パワーショベル賃貸業；建設用クレーン賃貸業		
			7931 事務用機械器具賃貸業（電子計算機を除く）	事務用機械器具賃貸業；電子式複写機賃貸業；会計機械賃貸業；金銭登録機賃貸業；ファイリングシステム用器具賃貸業		
	7932 電子計算機・同関連機器賃貸業		電子計算機賃貸業；電子計算機関連機器賃貸業			
794 自動車賃	7941 自動車賃貸業		レンタカー業；自動車リース業			



	貸業			
	795 スポーツ・娯楽用品賃貸業	7951 スポーツ・娯楽用品賃貸業		スポーツ用品賃貸業；スキー用品賃貸業；スケート靴賃貸業；貸自転車業；運動会用具賃貸業；貸テント業；貸ヨット業；貸モータボート業；貸馬業
	799 その他の物品賃貸業	7991 映画・演劇用品賃貸業		映画用諸道具賃貸業；演劇用諸道具賃貸業；映写機賃貸業；映画フィルム賃貸業；貸衣しょう業（映画・演劇用のもの）
		7992 音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）		レンタルビデオ賃貸業；レコード賃貸業；ミュージックテープ・CD賃貸業
		7993 貸衣しょう業（別掲を除く）		貸衣しょう業（映画・演劇用を除く）；レンタルプティック
		7999 他に分類されない物品賃貸業		貸電気洗濯機業；貸テレビ業；貸本屋；貸楽器業；貸美術品業；貸ふとん業；貸植木業；貸花環業；貸馬車業；貸ピアノ業
80 映画、ビデオ制作配給業	801 映画、ビデオ制作・配給業	8011 映画・ビデオ制作業		映画撮影所；小型映画制作業；映画制作業；ビデオ制作業；テレビ番組制作業；テレビコマーシャル制作業
		8012 映画・ビデオ配給業		映画フィルム配給部（映画制作業から独立しているもの）；映画配給業；ケーブルテレビ番組配給業；有線テレビジョン放送番組配給業
	802 映画・ビデオサービス業	8021 映画・ビデオサービス業		映画出演者あっせん業 映画フィルム現像業；タイトル書き業；貸スタジオ業（映画撮影用）
81 放送業	811 公共放送業（有線放送業を除く）	8111 公共放送業		日本放送協会本部・同地方放送局・同放送局支局
	812 民間放送業（有線放送業を除く）	8121 テレビジョン放送業		テレビジョン放送事業者（ラジオ放送事業を兼営するものを含む）本社・同放送局・同放送センター；衛星放送事業者（放送衛星又は通信衛星を利用してテレビジョン放送事業を行うもの）本社・同放送局・同放送センター；委託放送事業者（通信衛星を利用してテレビジョン放送を行うもの）本社・同放送局・同放送センター
		8122 ラジオ放送業		中波ラジオ放送事業者本社・同放送局；超短波（FM）放送事業者本社・同放送局；短波放送事業者本社・同放送局；衛星放送事業者（放送衛星又は通信衛星を利用してラジオ放送事業を行うもの）本社・同放送局；委託放送事業者（通信衛星を利用してラジオ放送事業を行うもの）本社・同放送局
		8129 その他の民間放送業		文字単営放送事業者本社・同放送局
	813 有線放送業	8131 有線テレビジョン放送業		有線テレビジョン放送業；CATV業；ケーブルテレビ業；共同聴視業
		8132 有線ラジオ放送業		有線ラジオ放送業；有線音楽放送業

82 情報サービス・調査業	821 ソフトウェア業	業	；街頭放送業；告知放送業	
		8211 受託開発ソフトウェア業	受託開発ソフトウェア業；プログラム作成業；情報システム開発業；ソフトウェア作成コンサルタント業	
	822 情報処理・提供サービス業	8212 パッケージソフトウェア業	パッケージソフトウェア業；ゲーム用ソフトウェア作成業	
		8221 情報処理サービス業	受託計算サービス業；計算センター；タイムシェアリングサービス業；マシンタイムサービス業；データエントリー業；パンチサービス業	
83 広告業	823 ニュース供給業	8222 情報提供サービス業	データベースサービス業（不動産情報，交通運輸情報，気象情報，科学技術情報などの提供サービス業）	
		8229 その他の情報サービス業	市場調査業；世論調査業	
	824 興信所	8231 ニュース供給業	ニュース供給業；新聞社支局（印刷発行を行わないもの）；民間放送局支局（放送設備のないもの）	
		8241 興信所	興信所；信用調査所；商業興信所；秘密探偵社；私立探偵社	
84 専門サービス業（他に分類されないもの）	831 広告代理業	8311 広告代理業	広告代理業；広告業（広告の代理業を主とするもの）；新聞広告代理業；車両内広告代理業；電柱広告代理業	
		839 その他の広告業	屋外広告業；掲示案内業；アドバルーン業	
	841 法律事務所、特許事務所	8391 屋外広告業	8399 他に分類されない広告業	広め屋；ちんどん屋；引札配布業；郵便広告業；サンプル配布業
		8411 法律事務所	8411 法律事務所	法律事務所；弁護士事務所；法律相談所
842 公証人役場、司法書士事務所	8412 特許事務所	8412 特許事務所	特許事務所；弁理士事務所；特許出願代理業	
		8421 公証人役場、司法書士事務所	公証人役場；司法書士事務所	
	843 公認会計士事務所、税理士事務所	8421 公証人役場、司法書士事務所	8431 公認会計士事務所	公認会計士事務所；外国公認会計士事務所；会社設立決算事務引受業
		8432 税理士事務所	8432 税理士事務所	税理士事務所
844 獣医業	845 土木建築サービス業	8441 獣医業	獣医業；家畜診療所；犬猫病院	
		8451 土木建築サービス業	設計監督業；建物設計製図業；建設コンサルタント業；国・地方公共団体工事事務所（直営工事を行わないもの）；試すい（錐）業（鉱山用を除く）；測量業；地質調査業	
	846 デザイン業	8461 デザイン業	8461 デザイン業	工業デザイン事務所；クラフトデザイン業；イノテリアデザイン事務所；商業デザイン事務所；服飾デザイン業；テキスタイルデザイン事務所；パッケージデザイン事務所
			847 著述家・芸術家業	8471 著述家業
847 著述家・芸術家業	8472 芸術家業	8472 芸術家業	美術家業；彫刻家業；鍍金家業；作曲家業；声楽家業；ピアニスト業；映画監督業；演出家業；ポスター画家業；イラストレーター業；能楽師	

	848 個人教授所	8481 個人教授所（別掲を除く）	業 長唄指南所；舞踊個人教授所；茶道教授所；生け花教授所；ピアノ教授所；英会話個人教授所；家庭教師；そろばん塾（各種学校でないもの）；柔道場（教授しているもの）；カルチャーセンター；スイミングスクール
		8482 学習塾	学習塾（各種学校でないもの）；進学塾（各種学校でないもの）
		8483 フィットネスクラブ	フィットネスクラブ；フィットネスジム；アスレチッククラブ
	849 その他の専門サービス業	8491 機械設計業	機械設計業；機械設計製図業
		8492 社会保険労務士事務所	社会保険労務士事務所
		8493 経営コンサルタント業	経営管理事務所；経営管理診断事務所；経営管理指導研究事務所；経営管理相談所
		8494 翻訳業（著述家業を除く）	翻訳業
		8495 広告制作業	広告制作業；広告制作プロダクション
		8496 不動産鑑定業	不動産鑑定業
		8497 行政書士事務所	行政書士事務所
		8499 他に分類されない専門サービス業	鑑定業；司会業；簿記業；計理士事務所；コピーライター業；通訳業；通訳案内業；土地家屋調査士業；海事代理士業；投資顧問業（証券・商品投資を除く）
85 協同組合（他に分類されないもの）	851 農林水産業協同組合（他に分類されないもの）	8511 農業協同組合（他に分類されないもの）	農業協同組合（各種の事業を行うもの）
		8512 漁業協同組合（他に分類されないもの）	漁業協同組合（各種の事業を行うもの）
		8513 水産加工業協同組合（他に分類されないもの）	水産加工業協同組合（各種の事業を行うもの）
		8514 森林組合（他に分類されないもの）	森林組合（各種の事業を行うもの）
	852 事業協同組合（他に分類されないもの）	8521 事業協同組合（他に分類されないもの）	織物協同組合（各種の事業を行うもの）；ニット工業協同組合（各種の事業を行うもの）；青果物商業協同組合（各種の事業を行うもの）
86 その他の事業サービス業	861 速記・筆耕・複写業	8611 速記・筆耕業	速記業；筆耕業；タイプライティング請負業；謄写印刷業；あて名書業；タイプ孔版印刷業；ワープロ入力請負業
		8612 複写業	複写業；複写加工業；青写真業；地図複製業；マイクロ写真業
	862 商品検査業	8621 商品検査業	商品検査業；計量検定所；商検定所；通商産業検査所
	863 計量証明業	8631 一般計量証明業	質量計量証明業；長さ・面積等計量証明業
		8632 環境計量証明業	環境測定分析業；作業環境測定分析

		8639	その他の計量証明業	業；土壤汚染測定分析業；水質汚濁測定分析業；浮遊粉じん測定業；放射能等測定分析業
	864 建物サービス業	8641	ビルメンテナンス業	金属・鉱物分析業；貨物以外の質量証明業；環境以外の濃度計量証明業
		8649	その他の建物サービス業	ビルメンテナンス業；ビルサービス業
	865 民営職業紹介業	8651	民営職業紹介業	床磨き業；ガラスふき業；煙突掃除業；住宅消毒業；害虫駆除業；ビル清掃業；建築物飲料水管理業
	866 警備業	8661	警備業	民営職業紹介業；看護婦紹介所；家政婦紹介所；マネキン紹介所；配せん人紹介所；労働者供給業；労働者募集業；内職あっせん業
	869 他に分類されない事業サービス業	8691	ディスプレイ業	警備業；警備保障業
		8692	産業用設備洗浄業	ディスプレイ業
		8693	非破壊検査業	プラント洗浄業；産業用配管洗浄業；産業用タンク洗浄業；産業用上下水道管洗浄業
		8694	看板書き業	非破壊検査業
		8695	労働者派遣業	看板屋（看板書きを行うもので単純な加工を行うものを含む）；ペンキ屋（看板書きを主とするもの）
		8699	他に分類されないその他の事業サービス業	労働者派遣業
				新聞切抜業；鉄くず破砕請負業；船舶解体請負業；集金業；取立業；陸送業；商品展示所；パーティ請負業；レッカー車業；温泉供給業；はく（箱）押し業（印刷物以外のものに行うもの）；圧縮ガス充てん業；液化ガス充てん業；液化石油ガス（LPG）充てん業；プリペイドカード等カードシステム業；トレーディングスタンプ業；メーリングサービス業；電気保安協会；自家用自動車管理業；貸スタジオ業（録音用）
87 廃棄物処理業	871 一般廃棄物処理業	8711	し尿収集運搬業	し尿収集運搬業
		8712	し尿処分業	し尿処分業；し尿海洋投入業
		8713	浄化槽清掃業	浄化槽清掃業
		8714	浄化槽保守点検業	浄化槽保守点検業
		8715	ごみ収集運搬業	ごみ収集運搬業
		8716	ごみ処分業	ごみ焼却業；ごみ埋立業；粗大ごみ破砕・圧縮業；ごみ高速たい（堆）肥化業；一般廃棄物（し尿を除く）海洋投入業
		8717	清掃事務所	市町村清掃事務所；東京都清掃事務所
	872 産業廃棄物処理業	8721	産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業；船舶廃油収集運搬業
		8722	産業廃棄物処分業	汚泥処理業；廃酸・廃アルカリ処理業；廃油処理業；廃プラスチック類処理業；産業廃棄物海洋投入業；船舶廃油処理業；産業廃棄物埋立業
		8723	特別管理産業廃棄物収集運搬業	特別管理産業廃棄物収集運搬業；特別管理汚泥収集運搬業；特別管理廃油収集運搬業；感染性産業廃棄物収

		8724 特別管理産業廃棄物収集処分業	集運搬業；廃石綿等収集運搬業 特別管理産業廃棄物処分業；特別管理汚泥処分業；特別管理廃油処分業；感染性産業廃棄物処分業；廃石綿等処分業；特別管理産業廃棄物海洋投入処分業；特別管理産業廃棄物埋立業	
88 医療業	その他の廃棄物処理業	8791 死亡獣畜取扱業	死亡獣畜取扱所	
		8799 他に分類されない廃棄物処理業	放射性廃棄物収集運搬業；放射性廃棄物処理業	
	881 病院	8811 一般病院	病院（精神病床，結核病床，らい病床又は伝染病床のみでないもの）；一般病院；総合病院	
		8812 精神病院	精神病院；精神療養所	
		8813 結核病院	結核療養所	
		8814 らい病院	らい療養所	
		8815 伝染病院	伝染病院	
	882 一般診療所	8821 有床診療所	医院（有床のもの）；診療所（有床のもの）	
		8822 無床診療所	医院（無床のもの）；診療所（無床のもの）	
	883 歯科診療所	8831 歯科診療所	歯科医院；歯科診療所	
	884 助産所	8841 助産所	助産所；助産婦業	
	885 療術業	8851 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	8851 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所	あん摩業；マッサージ業；指圧業；はり業；きゅう業；柔道整復業
			8859 その他の療術業	太陽光線療法業；温泉療法業；催眠療法業；視力回復センター
	886 歯科技工所	8861 歯科技工所	歯科技工業；歯科技工所	
887 医療に附帯するサービス業（別掲を除く）	8871 医療に附帯するサービス業（別掲を除く）	アイバンク；腎バンク；骨髄バンク；衛生検査所；滅菌業（医療用器材）		
889 その他の医療業	8891 看護業	看護婦業；派出看護婦業		
	8892 老人保健施設	老人保健施設		
	8899 他に分類されない医療業	老人訪問看護ステーション		
	891 保健所	保健所		
	892 健康相談施設	8921 結核健康相談施設	結核予防会健康相談所；結核集団検診業	
8922 精神保険相談施設		精神保健センター；精神保健相談所		
8923 優生保護相談施設		優生保護相談所		
8924 母子健康相談施設		母子健康相談所；母子健康センター		
8929 その他の健康相談施設		保健婦駐在所；市町村保健センター；農村検診センター；健康増進モデルセンター		
893 検疫所（動物検疫所、植物		8931 検疫所（動物検疫所、植物防疫所を除く）	検疫所；検疫支所；検疫出張所	

	防疫所を除く)				
90 社会保険、社会福祉	899 その他の保健衛生	8991 検査業	8992 消毒業	8999 他に分類されない保健衛生	9011 社会保険事業団体
	901 社会保険事業団体	9011 社会保険事業団体			
	902 福祉事務所	9021 福祉事務所			
	903 児童福祉事業	9031 保育所	9039 その他の児童福祉事業		
	904 老人福祉事業	9041 老人福祉事業			
	905 精神薄弱・身体障害者福祉事業	9051 精神薄弱者福祉事業	9052 身体障害者福祉事業		
906 更生保護事業	9061 更生保護事業				
909 その他の社会保険、社会福祉	9099 その他の社会保険、社会福祉				
91 教育					
	911 小学校	9111 小学校			
	912 中学校	9121 中学校			
	913 高等学校	9131 高等学校			
	914 高等教育	9141 大学	9142 短期大学		
	機関	9143 高等専門学校			
	915 特殊教育諸学校	9151 盲学校	9152 ろう(聾)学校	9153 養護学校	
	916 幼稚園	9161 幼稚園			
	917 専修学校、各種学校	9171 専修学校			
			9172 各種学校		

	918 社会教育	9181 公民館 9182 図書館 9183 博物館、美術館	自動車教習所；学習塾（各種学校のもの）；予備校（各種学校のもの） 公民館 図書館；専門図書館；点字図書館 産業博物館；天文博物館；貿易博物館；通信博物館；美術館；宝物館；歴史民俗資料館；郷土資料館；埋蔵文化財収蔵庫；民俗資料収蔵庫 動物園；植物園；水族館；へび専門園
		9184 動物園、植物園、水族館 9185 青少年教育施設	青年の家；都市青年の家；児童文化センター；少年自然の家；青年館
		9186 社会通信教育	財団法人日本通信美術学園；財団法人日本書道教育学会；財団法人日本英語教育協会；財団法人実務教育研究所；財団法人中央工学校生涯学習センター
		9189 その他の社会教育	婦人教育会館
	919 その他の教育施設	9191 職員訓練施設	航空保安大学校；防衛大学校；警察大学校；海上保安大学校；郵政大学校；自治大学校；社会保険大学校；気象大学校；工業所有権研修所；計量教習所；保安研修所；消防学校；農業者大学校；農林水産研修所；林業講習所；水産大学校；郵政研修所；日本電信電話研修センター
		9192 職業訓練施設	職業能力開発大学校；職業能力開発短期大学校；職業能力開発校；職業能力開発促進センター；障害者職業能力開発校；婦人就業援助施設；航海訓練所；海員学校；海技大学校；料理学校（専修学校，各種学校でないもの）；タイピスト学校（専修学校，各種学校でないもの）；理容・美容学校（専修学校，各種学校でないもの）；洋裁学校（専修学校，各種学校でないもの）；歯科衛生士養成所（専修学校，各種学校でないもの）；自動車教習所（各種学校でないもの）
		9199 他に分類されない教育施設	少年院；教護院
92 学術研究機関	921 自然科学研究所	9211 理学研究所	地震研究所；国立天文台；ふく射線研究所；触媒研究所；有機合成化学研究所；醗酵研究所；防虫化学研究所；地磁気研究所；地震観測所；気象研究所；通信総合研究所（支所）；日本放送協会放送技術研究所；電子航法研究所；高層气象台；地磁気観測所。出張所。地質調査所
		9212 工学研究所	工業技術試験所；工学研究所；機械技術研究所；染色試験所；窯業試験所；鋳物研究所；金属材料研究所；軸受研究所；建設技術研究所；産業安全研究所；船舶技術研究所；港湾技術研究所；交通安全公害研究所；

			日本電信電話(株)通信網総合研究所；物質工学工業技術研究所；電子技術総合研究所；産業技術融合領域研究所；計量研究所；生命工学工業技術研究所；地域工業技術試験所；資源環境技術総合研究所
		9213 農学研究所	農業研究センター；農業生物資源研究所；農業環境技術研究所；畜産試験場；草地試験場；果樹試験場；野菜・茶業試験場；農業工学研究所；農業試験場；農業総合研究所；蚕糸・昆虫農業技術研究所；家畜衛生試験場；食品総合研究所；熱帯農業研究センター；水産庁水産研究所；養殖研究所；水産工学研究所；醸造試験場；森林総合研究所
		9214 医学・薬学研究所	伝染病研究所；結核研究所；温泉治療学研究所；腐敗研究所；体質医学研究所；微生物病研究所；薬化学研究所；義肢研究所；衛生研究所（試験所）；健康・栄養研究所；予防衛生研究所；食品衛生研究施設；医科学研究所；放射線影響研究所；産業医学総合研究所
	922 人文・社会科学研究所	9221 人文・社会科学研究所	国立教育研究所；国立国語研究所；国立文化財研究所；東洋文化研究所；社会科学研究所；日本放送協会放送文化研究所；社会保障研究所；人口問題研究所；電気通信政策総合研究所；郵政研究所
93 宗教	931 神道系宗教	9311 神社、神道教会	神宮；護国神社；稻荷神社；八幡宮；天満神社；宗像神社；御嶽教教会；金光教教会；黒住教教会；大本教教会；禊（みそぎ）教教会；三五（あなない）教総主会
		9312 教派事務所	神社本庁；黒住教教務本庁；金光教本部教庁；三五（あなない）教総本部
	932 仏教系宗教	9321 寺院、仏教教会	曹洞宗寺院；浄土真宗本願寺派寺院；浄土宗寺院；日蓮宗寺院；高野山真言宗寺院；天台宗寺院；立正佼成会教会；創価学会会館；霊友会教団教会
		9322 宗派事務所	天台宗宗務庁；日蓮宗宗務院；高野山真言宗宗務所；浄土真宗本願寺派宗務所；臨済宗妙心寺派宗務本所；曹洞宗宗務庁；立正佼成会教庁
	933 キリスト教系宗教	9331 キリスト教教会、修道院	カトリック教会；日本基督教団教会；日本聖公会教会；トラピスト修道院
		9332 教団事務所	カトリック中央協議会事務局；カトリック東京大司教区事務所；日本基督教団事務局；日本聖公会教務院；日本ホーリネス教団本部事務所；救世軍本営
939 その他の宗教	9391 その他の宗教の教会	生長の家支部；天理教分教会；ピーエル教団教会；円応教教会；善隣教	



94 政治・経済・文化団体	941 経済団体	9399 その他の宗教の教団事務所	教会 生長の家本部；天理教教庁；ピーエル教団総務局；円応教本部；善隣教本部事務局；ほんみち本部	
		9411 実業団体	商工会議所；経済団体連合会；日本経営者団体連盟；経済同友会；全国商工会連合会；全国中小企業団体中央会	
	942 労働団体	9412 同業団体	全国銀行協会連合会；日本証券業協会；証券団体協議会；生命保険協会；日本損害保険協会；日本乳製品協会；日本百貨店協会；石油鉱業連盟；日本製紙協会；板硝子協会；日本造船工業会；日本プラスチック工業連盟；日本産業機械工業会；日本鉄鋼連盟；日本電機工業会；日本電子工業会；日本自動車工業会；日本化学工業協会；石油化学工業会；セメント協会；日本紡績協会；日本化学繊維協会；日本陶業連盟；日本鉱業協会；石油連盟；軽金属協会；電気事業連合会；日本瓦斯協会；日本水道協会；日本製薬団体連合会；日本医療機器関係団体協議会；日本医師会；日本歯科医師会；日本薬剤師会；日本看護協会；日本弁護士連合会	
		9421 労働団体	日本労働組合総連合会；全国労働組合総連合；全国労働組合連絡協議会；全日本金属産業労働組合協議会；全日本自動車産業労働組合総連合会；全日本自治体労働組合；労働組合；職員組合	
		943 学術・文化団体	9431 学術団体	日本学術振興会；日本地理学会；日本学士院；日本医学会；日本薬学会
			9432 文化団体	日本芸術院；日本児童文学者協会；国際文化協会；芸術写真連盟
		944 政治団体	9441 政治団体	自由民主党；日本社会党；公明党；民社党；日本共産党；日本新党；新生党
			949 他に分類されない非営利団体	新聞クラブ；学士会；同好会；親交会；納税協会；P T A事務所；居留民団連合会；日本体育協会；育英会；囲碁連盟；将棋連盟；YMCA
			951 集会場	9511 集会場
		95 その他のサービス業	952 と畜場	9521 と畜場
959 他に分類されないサービス業	9599 他に分類されないサービス業		中央卸売市場；地方卸売市場；動物検疫所；植物防疫所；家畜保健衛生所	
96 外国公務	961 外国公館	9611 外国公館	大使館；領事館；領事代理事務所；外国政府代表部	
	969 その他の外国公務	9699 その他の外国公務	国際連合広報センター；国際連合開発計画東京連絡事務所；アジア生産性機構；国際労働事務局東京支局；国際連合軍施設；在日アメリカ合衆国軍施設	

大分類 M-公務（他に分類されないもの）

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業務例示
97 国家公務	971 立法機関	9711 立法機関	衆議院；参議院；裁判官弾劾裁判所 ；裁判官訴追委員会
	972 司法機関	9721 司法機関	最高裁判所；高等裁判所・支部・部 ；地方裁判所・支部・部；家庭裁判 所・支部・部・出張所；簡易裁判所 ；檢察審査会事務局
	973 行政機関	9731 行政機関	内閣 内閣法制局；人事院。地方事 務局。沖縄事務局 会計検査院 会計検査院 総理府 本府 社会保障制度審議会事務局； 日本学術会議事務局；中央駐留軍閥 係離職者等対策協議会事務局；迎賓 館 公正取引委員会 公正取引委員会事 務局。地方事務所 国家公安委員会 警察庁。管区警察 局。警察通信部。皇宮警察本部（同 護衛署） 公害等調査委員会 宮内庁 正倉院事務所；京都事務所 ；陵墓監区事務所 総務庁 統計センター；青少年対策 本部；北方対策本部；管区行政監察 局。四国行政監察支局。行政監察事 務所 北海道開発庁 北海道開発局。ダム 管理所。ダム調査事業所 防衛庁 陸上幕僚監部 陸上自衛隊。方面隊 （方面総監部。師団。特科団。施設 団教育団）。補給処 海上幕僚監部 海上自衛隊。自衛艦 隊。地方隊。教育航空集団。練習艦 隊。通信隊群 航空幕僚監部 航空自衛隊。航空総 隊（航空方面隊。航空団。航空混成 団）。航空支援集団。航空教育集団 。航空開発実験集団。補給処 統合幕僚会議 防衛施設庁 防衛施設局。支局。防 衛施設事務所 経済企画庁 科学技術庁 水戸原子力事務所 環境庁 沖縄開発庁 沖縄総合事務局。財務 出張所。統計情報出張所。総合農業 開発調査事務所。海運事務所。陸運 事務所 国土庁 小笠原総合事務所 法務省 刑務所；少年刑務所；拘留 所；少年鑑別所；婦人補導院；入国 者収容所；法務局。支局。出張所； 地方法務局。支局。出張所；矯正管 区；地方更正保護委員会；保護觀察

所；地方入国管理局。支局。出張所  
検察庁 最高検察庁；高等検察庁。  
支部；地方検察庁。支部；区検察庁  
司法試験管理委員会  
公安審査委員会  
公安調査庁 公安調査局；公安調査  
事務所  
外務省  
大蔵省  
財務（支）局。財務事務所。出張所  
；税関。税関支署。出張所。監視署  
；関税中央分析所  
国税庁 国税不服審判所；国税局。  
税務署。支署；沖縄国税事務所  
文部省  
日本ユネスコ国内委員会  
文化庁  
厚生省  
地方医務局。支局。分室；地区麻薬  
取締官事務所。支所。分室  
社会保険庁；社会保険業務センター  
農林水産省  
農林水産技術者会議；地方農政局；  
統計情報事務所。出張所  
食糧庁；食糧事務所。支所  
林野庁  
水産庁；漁業調整事務所  
通商産業省  
通商産業局。公益事業支局。通商事  
務所。アルコール事務所。石炭事務  
所；鉱山保安監督局；那覇鉱山保安  
監督事務所  
資源エネルギー庁  
特許庁  
中小企業庁  
工業技術院  
運輸省  
地方運輸局。海運監理部。海運支局  
。陸運支局（自動車検査登録事務所  
）；港湾建設局；地方航空局（空港  
事務所。空港出張所）  
船員労働委員会 船員（中央。地方  
）労働委員会  
海上保安庁 管区海上保安本部 海  
上保安監部；海上保安部；海上保安  
署；航空基地；特殊救難基地；統制  
通信事務所  
海難審判庁 高等海難審判庁；地方  
海難審判庁（支部）；海難審判理事  
所。地方海難審判理事所（支所）  
気象庁 管区气象台。地方气象台。  
測候所（出張所）。気象送信所。通  
信所；海洋气象台；気象衛星センタ  
ー  
郵政省 地方郵政監察局。郵政監察  
室；地方郵政局；地方電気通信監理  
局。出張所；沖縄郵政管理事務所

98 地方公務	981 都道府県機関	9811 都道府県機関	労働省 都道府県労働基準局・労働基準監督署；都道府県婦人少年室；公共職業安定所・出張所 中央労働委員会・事務局・地方事務所 建設省 地方建設局；調査事務所；ダム管理所 自治省 消防庁 都道府県議会；議会事務局 都道府県庁・市庁・行政委員会 地方事務所；出納事務所；総務事務所；財務事務所；税務事務所；給与事務所；東京事務所；渉外労務管理事務所；水防（防災）連絡所；都市計画事務所；新産業都市建設連絡事務所；労政事務所；商工事務所；農林事務所；林業事務所（公有林の育林管理を行わないもの）；林務事務所・出張所；山林事務所；耕地事務所（土地改良工事の管理を行わないもの）；農業水利調査事務所；土地改良調査事務所；えん堤管理事務所；ダム管理事務所；水産事務所；県民生活センター；県民相談センター；旅券事務所（パスポートセンター）；地方振興事務所 教育委員会；教育委員会事務局；教育厅（事務所、出張所） 公安委員会；道府県警察本部（警視庁）；方面本部；警察署 選挙管理委員会 監査委員会；監査委員会事務局 内水面漁場管理委員会 海区漁業調整委員会 収用委員会 地方労働委員会；地方労働委員会事務局
	982 市町村機関	9821 市町村機関	人事委員会；人事委員会事務局 市（区）町村議会；議会事務局 市（区）役所・町村役場・支所・出張所・行政委員会 東京事務所；税務事務所；青少年相談センター；労政事務所；農政事務所；消防本部（消防局）；消防署；消費生活センター；市民相談センター；市史編さん室；青少年補導センター 教育委員会；教育委員会事務局 選挙管理委員会 人事委員会 農業委員会；農業委員会事務局 役場事務組合、組合役場、消防組合・消防署

大 分 類 N-分類不能の産業

中分類番号	小分類番号	細分類番号	業 務 例 示
99 分類不能 の産業	999 分類不能 の産業	9999 分類不能の産業	